

博士論文

ヘッジ会計の研究

～利益概念の観点からの検討を中心として～

The Study of Hedge Accounting
～from the Viewpoint of Financial Performance～

横浜国立大学大学院
国際社会科学研究科

李 焱
LI YAN

2015年9月
September 2015

略語一覧表

AAA	American Accounting Association
ASC	Accounting Standards Codification
ASBJ	Accounting Standards Board of Japan
ASBJ 概念フレームワーク	討議資料「財務会計の概念フレームワーク」2006年12月
FASB	Financial Accounting Standards Board
FASB 概念フレームワーク DM	Discussion Memorandum, <i>An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement</i> , 1976.
FVTPL	Fair Value through Profit or Loss
FVTOCI	Fair Value through Other Comprehensive Income
FW	Framework
IAS	International Accounting Standards
IAS No.1	International Accounting Standard No.1 <i>Presentation of Financial Statements</i> , September 2007.
IAS No.2	International Accounting Standard No.2 <i>Inventories</i> , December 2003.
IAS No.18	International Accounting Standard No.18 <i>Revenue</i> , December 1993.
IAS No.21	International Accounting Standard No.21 <i>The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates</i> , December 2003.
IAS No.32	International Accounting Standard No.32 <i>Financial Instruments: Presentation</i> , December 2003.
IAS No.39	International Accounting Standard No.39 <i>Financial Instruments: Recognition and Measurement</i> , December 2003.

IASB	International Accounting Standards Board
IASB 概念フレームワーク	<i>Conceptual Framework for Financial Reporting</i> , September 2010.
IASB[2014], DP	Discussion Paper, <i>Accounting for Dynamic Risk Management: a Portfolio Revaluation Approach to Macro Hedging</i> , January 2014
IASC	International Accounting Standards Committee
IFRS	International Financial Reporting Standards
IFRS No.9	International Financial Reporting Standards No.9 <i>Financial Instruments</i> , July 2014
IFRS No.13	International Financial Reporting Standards No.13 <i>Fair Value Measurement</i> , May 2011.
IFRS No.15	International Financial Reporting Standards No.15 <i>Revenue from Contracts with Customers</i> , May 2014.
LIBOR	London Inter-Bank Offered Rate
PRA	Portfolio Revaluation Approach
PWC	PricewaterhouseCoopers
SFAC	Statements of Financial Accounting Concepts
SFAS	Statements of Financial Accounting Standards
SFAS No.52	Statement of Financial Accounting Standards No.52 <i>Foreign Currency Translation</i> , December 1981.
SFAS No.115	Statement of Financial Accounting Standards No.115 <i>Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities</i> , May 1993.
SFAS No.130	Statement of Financial Accounting Standards No.130 <i>Reporting Comprehensive Income</i> , June 1997.
SFAS No.133	Statement of Financial Accounting Standards No.133 <i>Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities</i> , June 1998.

SFAS No.138	Statement of Financial Accounting Standards No.138 <i>Accounting for Certain Derivative Instruments and Certain Hedging Activities</i> , June 2000.
SFAS No.157	Statement of Financial Accounting Standards No. 157 <i>Fair Value Measurements</i> , September 2006.
TIBOR	Tokyo Inter-Bank Offered Rate
外貨建会計基準	「外貨建取引等会計処理基準」1995年
外貨建実務指針	会計制度委員会報告第4号 「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」2014年11月4日
金融商品会計基準	企業会計基準第10号 「金融商品に関する会計基準」2008年3月10日
金融商品実務指針	会計制度委員会報告第14号 「金融商品会計に関する実務指針」2015年4月14日
棚卸資産会計基準	企業会計基準第9号 「棚卸資産の評価に関する会計基準」2008年9月26日
包括利益会計基準	企業会計基準第25号 「包括利益の表示に関する会計基準」2013年9月13日

目次

第1章 序論	1
第1節 研究課題	1
第2節 検討の観点	4
第3節 論文構成	5

第I部 総論

第2章 各会計基準におけるヘッジ会計	13
第1節 ヘッジ会計の概要	13
1 ヘッジに関する諸概念	13
2 ヘッジ会計	24
3 ヘッジ会計処理—繰延ヘッジと公正価値ヘッジ	26
第2節 日本会計基準の原則—繰延ヘッジ	27
第3節 米国会計基準と国際財務報告基準の原則—公正価値ヘッジ	28
第4節 各会計基準における原則処理の比較検討	30
1 ヘッジ対象とヘッジ手段の相互関係	31
2 ヘッジ会計における利益概念に関する問題	33
3 ヘッジ会計における資産負債評価に関する問題	34
第5節 小括	36
第3章 ヘッジ会計に関する対立軸	39
第1節 利益概念の整理	39
1 各会計基準における利益概念	39
2 二つの利益観	44
3 実現概念	54
第2節 資産負債評価方法の整理	59
1 取得原価	59
2 公正価値	60

第3節	純利益と包括利益	63
1	日本会計基準—純利益重視	63
2	米国会計基準と国際財務報告基準	65
第4節	小括	67

第Ⅱ部 各論

第4章	現物商品に係るヘッジ会計	71
第1節	問題の所在	71
第2節	各会計基準におけるヘッジ会計処理	71
1	ヘッジ会計の不適用	72
2	日本会計基準—繰延ヘッジ	73
3	米国会計基準と国際財務報告基準—公正価値ヘッジ	74
4	各会計基準における両ヘッジ会計処理の相違	75
第3節	利益概念の観点からの検討	75
1	ヘッジ会計の不適用	75
2	繰延ヘッジ	76
3	公正価値ヘッジ	77
第4節	資産負債評価の観点からの検討	78
1	繰延ヘッジ—取得原価評価	78
2	公正価値ヘッジ—公正価値評価	79
第5節	小括	80
第5章	予定取引に係るヘッジ会計	83
第1節	問題の所在	83
第2節	各会計基準におけるヘッジ会計処理	85
1	日本会計基準—ベシス・アジャストメント	86
2	米国会計基準—ノー・ベシス・アジャストメント	88
第3節	利益概念の観点からの検討	89
1	純利益の観点から	90

2	包括利益の観点から	92
第4節	資産負債評価の観点からの検討	95
1	ベースス・アジャストメント—取得原価評価	96
2	ノー・ベースス・アジャストメント—公正価値評価	97
第5節	両会計処理におけるヘッジとヘッジ会計の相違からの検討	100
1	ヘッジ取引の目的とヘッジ会計の目的	100
2	ヘッジ対象とヘッジ手段との関係	102
第6節	小括	105
第6章	その他有価証券に係るヘッジ会計	107
第1節	問題の所在	107
第2節	各会計基準におけるヘッジ会計処理	109
1	日本会計基準—繰延ヘッジ（洗替法）	109
2	日本会計基準の例外—公正価値ヘッジ（洗替法）	111
3	米国会計基準—公正価値ヘッジ（切放法）	113
4	利益計算における各ヘッジ会計処理の相違	114
第3節	利益概念の観点からの検討	114
1	ヘッジ会計の不適用	115
2	繰延ヘッジと公正価値ヘッジ（洗替法）	119
3	公正価値ヘッジ（切放法）	122
4	洗替法、切放法、リサイクリングとヘッジ会計の関係	122
第4節	国際財務報告基準におけるヘッジ会計不適用に関する検討	123
1	ヘッジ会計の不適用	124
2	純利益計算の放棄	125
第5節	小括	127
第7章	外貨建金銭債権債務に係るヘッジ会計	129
第1節	問題の所在	129
第2節	各会計基準におけるヘッジ会計処理	130
1	日本会計基準—独立処理と振当処理	131

2	米国会計基準—独立処理と繰延振替処理	131
3	国際財務報告基準—公正価値ヘッジと繰延振替処理	132
4	各会計基準におけるヘッジ会計処理の適用関係	133
第3節	各ヘッジ会計処理の比較検討	133
1	独立処理および公正価値ヘッジ	134
2	振当処理	136
3	繰延振替処理	137
4	利益計算における各ヘッジ会計処理の相違	139
第4節	各ヘッジ会計処理の個別検討	141
1	独立処理	141
2	振当処理	142
3	繰延振替処理と公正価値ヘッジ	145
第5節	利益概念の観点からの検討	148
第6節	小括	150
第8章	金利付債権債務に係るヘッジ会計	153
第1節	問題の所在	153
第2節	各会計基準における固定金利付債券に係るヘッジ会計処理	155
1	ヘッジ会計の不適用	157
2	日本会計基準—繰延ヘッジ	158
3	日本会計基準—特例処理	159
4	米国会計基準と国際財務報告基準—公正価値ヘッジ	162
第3節	各会計基準における変動金利付社債に係るヘッジ会計処理	163
1	ヘッジ会計の不適用	164
2	日本会計基準、米国会計基準と国際財務報告基準—繰延ヘッジ	165
3	日本会計基準—特例処理	166
第4節	利益概念の観点からの検討	167
1	純利益と包括利益における相違	167
2	繰延ヘッジ	170
3	特例処理	171

4	公正価値ヘッジ	173
第5節	小括	175
第9章	ヘッジ会計に対する総合的検討	179
第1節	ヘッジ会計に対する捉え方	179
1	ヘッジ会計を行うアプローチについて	179
2	ヘッジ対象とヘッジ手段の関係について	182
3	ヘッジの達成とヘッジ会計の完了の時点について	183
第2節	各会計基準におけるヘッジ会計と利益概念の関係	184
1	日本会計基準	184
2	米国会計基準	187
3	国際財務報告基準	189
第3節	ヘッジ会計を通じてみることのできる利益概念 —各会計基準における包括利益に対する根本的な相違	191
第10章	結論	197
補章	ヘッジ会計を巡る国際的な新たな動向	209
第1節	各会計基準における公正価値オプション	210
1	IAS No.39	210
2	IFRS No.9	210
3	金融商品会計基準	213
4	公正価値ヘッジと公正価値オプションの相違	213
5	公正価値ヘッジと公正価値オプションの比較検討	215
第2節	動的リスク管理の会計処理	217
1	マクロヘッジ	218
2	ポートフォリオ再評価アプローチ	219
3	ヘッジ会計とポートフォリオ再評価アプローチとの比較検討	220
第3節	小括	222

参考基準書.....	223
参考文献（洋文献）.....	227
参考文献（和文献）.....	231

第1章 序論

第1節 研究課題

会計基準のコンバージェンスが進行しつつある状況下にもかかわらず、企業会計基準委員会による日本会計基準¹、FASBによる米国会計基準²、そしてIASBによる国際財務報告基準³との間に、異なる会計処理を規定している箇所が少なくない。その多くは、相対的に些細な相違であったり、特例が設けられているという程度のものであるが、金融商品の会計処理に関する会計基準について、いまだ大きな相違点がみられる。

なかでも、為替相場の変動や市場金利の変動などがますます激しくなってきた金融市場において、増加、多様化、複雑化しつつあるリスクを消滅、低減するために、盛んに利用されているヘッジ取引に係る会計処理が、大きな相違として存在している。

ヘッジ取引に係る会計処理に関しては、企業会計基準委員会より金融商品会計基準が1989年（最終改正2008年）に公表されている。また、FASBからは1998年にSFAS No.133が公表されている。そして、IASBより1998年にIAS No.39が公表されている。さらに、同じくIASBより2014年にIFRS No.9が公表されている。

金融商品会計基準、SFAS No.133およびIAS No.39は、いずれもデリバティブを用いるヘッジ手段⁴を公正価値により評価し、貸借対照表に資産または負債として計上するという点では一致しているものの、ヘッジ対象⁵とヘッジ手段を異なる方法で認識測定することにより生じる認識測定のズレ（ミスマッチ）への対処方法に端を発して、ヘッジ会計のあり方そのものについて、三つの基準の間に、土台となる考え方においていまだ大きな隔りがある。

ここでその概要を簡潔に述べるならば、まず、オーソドックスなヘッジ取引に係るヘッ

¹ 本論文において取り上げるヘッジ会計に関する金融商品会計基準や外貨建会計基準、および金融商品実務指針や外貨建実務指針などを総称する際に、便宜上、日本会計基準と呼称する。

² 本論文において取り上げるヘッジ会計に関する米国のSFAS No.133やSFAS No.138などの基準を総称する際に、便宜上、米国会計基準と呼称する。

また、2009年7月1日に、FASBは米国会計基準の唯一の基準の集大成としてFASB ASCを開始した。ただし、FASB ASCは新条文を含めた単独の原典の開発ではないため、従来通りFASBという用語を用いることとする。

³ 現在、IASBはIASをIFRSに置き換えるプロジェクトを行っているため、IFRSならびにIASを総称し、本論文において、国際財務報告基準という。ただし、個別会計に関する基準を表示する場合、それぞれIFRS No.XとIAS No.Xという形式で示す。

⁴ 簡潔に述べるならば、ヘッジ手段はヘッジ対象の価値変化を相殺する手段である。

⁵ ヘッジ対象は、ヘッジの目的物、すなわち、ヘッジされている資産、負債あるいは取引である。

ジ会計について、金融商品会計基準は繰延ヘッジを原則としているのに対して、SFAS No.133 と IAS No.39 においては、公正価値ヘッジ⁶が原則として位置付けられていることである。ただし、金融商品会計基準においても、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を損益として反映させることができる場合にのみ、すなわち、現行の会計基準においてはその他有価証券の場合に限られるが、公正価値ヘッジが限定的に例外として認められている（金融商品実務指針、第 185 項）。

つぎに、予定取引をヘッジ対象とするヘッジ取引に係るヘッジ会計においては、金融商品会計基準がベース・アジャストメント⁷を、SFAS No.133 と IAS No.39 がノー・ベース・アジャストメント⁸をそれぞれ採用している（ただし、IAS No.39 は非金融商品についてベース・アジャストメントを認めている⁹。）という相違点が残されたままである。

さらに、為替予約をヘッジ手段として用いるヘッジ取引に係るヘッジ会計について、日本会計基準は振当処理¹⁰が経過措置として認めている。一方、米国会計基準においては、日本会計基準と同様に、原則的な会計処理として独立処理を適用するものの、振当処理を否認したうえで、繰延ヘッジの応用である繰延振替処理と称すべき特殊な会計処理（本論文では繰延振替処理と呼ぶことにする）を容認する。

最後に、金利スワップをヘッジ手段として用いるヘッジ取引に係るヘッジ会計について、金融商品会計基準においては例外的に特例処理¹¹が認められ、SFAS No.133 と IAS No.39 においては原則的なヘッジ会計処理として公正価値ヘッジが適用されるものの、ヘッジ対象が負債である場合には、繰延ヘッジが適用されることになっている。

以上概観したような、日本会計基準、米国会計基準と国際財務報告基準におけるヘッジ会計処理の適用関係を整理するならば、図表 1-1 の通りである。

⁶ 個別のヘッジ会計処理の定義に関しては、後章において詳述する。

⁷ ベース・アジャストメントは、ヘッジ手段に係る繰延ヘッジ損益をヘッジ対象の帳簿価額へ加減する会計処理である。具体的な内容は第 5 章において詳述する。

⁸ ノー・ベース・アジャストメントは、ヘッジ手段に係る繰延ヘッジ損益をヘッジ対象の帳簿価額へ加減しない会計処理である。具体的な内容は第 5 章において詳述する。

⁹ 2010 年、IASB は、ベース・アジャストメント・アプローチを消去することを提案した。このことは、IAS No.39 が SFAS No.133 に歩み寄ったものと考えられる。結果として、IASB は、金融資産負債についてベース・アジャストメントを採用するが、非金融資産負債についてはノー・ベース・アジャストメントを採用する。具体的な検討は第 5 章において行う。

¹⁰ 振当処理は、為替予約等により固定されたキャッシュ・フローの円貨額により外貨建金銭債権債務を換算し、直物為替相場による換算額との差額を、為替予約等の契約締結日から外貨建金銭債権債務の決済日までの期間にわたり配分する会計処理である。具体的な内容は第 7 章において詳述する。

¹¹ 特例処理は、金利スワップを公正価値評価せずに、その金銭の受払いの純額等を対象となる資産または負債に係る利息に加減して処理することである。具体的な内容は第 8 章において詳述する。

〔図表 1-1〕 日本会計基準、米国会計基準と国際財務報告基準における
ヘッジ会計処理の適用関係

項目	日本会計基準	米国会計基準	国際財務報告基準
原則	繰延ヘッジ	公正価値ヘッジ	
現物商品	繰延ヘッジ	公正価値ヘッジ	
その他有価証券	公正価値ヘッジ容認	公正価値ヘッジ	ヘッジ会計不適用
予定取引	ベースス・ アジャストメント	ノー・ベースス・ アジャストメント	ノー・ベースス・ アジャストメント (ベースス・ アジャストメント)
金利スワップ	特例処理あり	公正価値ヘッジ (原則) 繰延ヘッジ (容認)	
為替予約	独立処理 振当処理	独立処理 (原則) 繰延振替処理 (容認)	公正価値ヘッジ あるいは 繰延振替処理

ここまで、各会計基準におけるヘッジ会計についての相違を概観してきたが、以下の点を本論文の問題意識として掲げ、検討を行うこととしたい。

- ① 金融商品会計基準が繰延ヘッジを原則としている理由、ならびに SFAS No.133 と IAS No.39 が公正価値ヘッジを原則としている理由。
- ② 金融商品会計基準において、その他有価証券に限って公正価値ヘッジが容認されている理由、ならびに国際財務報告基準において、その他有価証券についてヘッジ会計が不適用とされる理由。

- ③ 予定取引に係るヘッジ会計について、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントという会計処理が、それぞれ基礎としている利益概念。
- ④ 金融商品会計基準において、金利スワップをヘッジ手段として用いるヘッジ取引に係るヘッジ会計について、例外的に特例処理が容認されている理由、ならびに SFAS No.133 と IAS No.39 において繰延ヘッジが容認されている理由。
- ⑤ 為替予約をヘッジ手段として用いるヘッジ取引に係るヘッジ会計について、日本会計基準が振当処理を容認している理由。さらに、米国会計基準が繰延振替処理を適用する論拠。

第2節 検討の観点

前節に述べた各会計基準におけるヘッジ会計に関する相違から抽出した問題意識は、ヘッジ会計における損益の認識のタイミングにズレを生じさせることとなり、コンバージェンスの観点からも大きな問題とされて然るべきであろう。そして、当該相違は、ヘッジ会計という限定的な範囲内での問題にとどまらず、会計学の重要な目的の一つである利益計算にも影響し、日本会計基準、米国会計基準と国際財務報告基準の基盤となる利益概念の相違に起因しているように思われる。

したがって、本論文においては、利益概念の観点からの検討を中心として、ヘッジ会計を巡る諸概念、具体的には、各会計基準の概念フレームワーク、純利益、包括利益、実現概念、取得原価主義会計、資産負債評価等についても言及しつつ、検討を進めることとする。なお、IASB において検討が進められているリスク管理のより密接なヘッジ会計についての改訂、ヘッジ会計の将来の方向性についても併せて検討を行う。検討に際しては、古くから会計理論として研究が進められてきた利益計算の二つの計算構造である資産負債利益観と収益費用利益観の思考にも触れながら考察を進め、ヘッジ会計の本質を解明していく。

本論文においては、日本会計基準、米国会計基準と国際財務報告基準について比較検討を行うが、その理由は、三つの会計基準間にヘッジ会計の根幹における相違が存在していること、さらには、日本会計基準の一部に米国会計基準および国際財務報告基準とのコンバージェンスによる規定が存在するためである。

第3節 論文構成

本論文は、既述の問題意識と検討の観点に基づいて、以下に示す構成により検討を展開していくこととする。

まず、第2章では、金融商品会計基準と SFAS No.133 ならびに IAS No.39 におけるヘッジ会計の概要および原則的処理について、具体例を用いて確認する。

ヘッジ取引に関する会計処理は複雑なものが多く、文献によって異なる説明がなされていることが少なくないため、後の議論の正確性を期すために、各会計基準におけるヘッジ取引に係る規定内容を適切な会計処理と繋げていく作業を行う。

金融商品会計基準が原則として繰延ヘッジを採用しているのに対し、SFAS No.133 と IAS No.39 は原則として公正価値ヘッジをそれぞれ採用している。これら三つの会計基準におけるヘッジ会計の基本的な会計処理を明らかにする。そして、それぞれの会計基準におけるヘッジ会計に関する規定および会計処理を整理したうえで、その会計基準間の相違の背景にある理論上の相違を浮き彫りにし、本論文の検討の方向性を明確にする。

すなわち、ヘッジ会計において、日本会計基準の原則的会計処理である繰延ヘッジと米国会計基準および国際財務報告基準の原則的会計処理である公正価値ヘッジは、どのような特徴を持って純利益および包括利益に関係しているのかを明らかにする。それは、繰延ヘッジと公正価値ヘッジという二つヘッジ会計処理における損益の属性、そして、その損益と利益概念との位置付けを検討する際に、重要な役割を果たすものと予想される。また、利益概念の裏にある資産負債評価の観点からも繰延ヘッジと公正価値ヘッジの本質を明らかにする。

第3章は、本論文における前述の問題意識をもとに、ヘッジ会計における検討の材料となる基本的事項を確認することにより、その後において検討すべき内容を抽出する土台となる部分を構成するものである。また、ヘッジ会計に対するより具体的な検討の観点を整理する。さらに、各会計基準におけるヘッジ会計に対する対立軸を整理する。

まず、主な二つのヘッジ会計に対する検討の観点である利益概念と資産負債評価を明らかにする。利益概念の観点からの検討について、各会計基準と各ヘッジ会計処理における利益概念に関する思考の相違、利益の捉え方たる二つ利益観、そして利益概念に密接に関連する実現概念について明らかにする。また、資産負債評価の観点からの検討について、資産負債評価に関する主要な二つ評価方法、すなわち、取得原価評価および公正価値評価

の内容を確認する。

具体的には、利益概念の結果として純利益と包括利益について、それぞれの性格、位置付けを明らかにし、利益概念の計算構造たる収益費用利益観と資産負債利益観の特徴、ならびに相互関係を明らかにする。必要に応じて、伝統的な資産負債評価概念である取得原価評価と、現在コンバージェンスの焦点となっている公正価値評価との関連について検討を行う。

そして、整理した利益概念の観点と資産負債評価の観点から、各会計基準におけるヘッジ会計について対立している思考を明らかにする。一般に、ヘッジ会計において、日本会計基準は純利益を重視し、米国会計基準および国際財務報告基準は包括利益を重視するという対立軸があると考えられている¹²。

本章は、ヘッジ会計の本質を探究するうえで、先行研究を整理し、それらを集約することにより、総論部分をまとめると同時に、ヘッジ会計に関する各論の検討を開始する前提を完成させる章とする。そして、その後のヘッジ会計の各論において、一般に言われるような純利益と包括利益のいずれかを重視するという対立軸が単純には成立しない現象が発生していることに着目し、より一層厳密な検討により、新たなヘッジ会計に関する理論を構築する土台として本章を位置づけるものである。

第3章まではヘッジ会計を一括してその根底にある理論を検討することを試みることになるが、ヘッジ取引のバリエーションは多く、これらを一まとめに議論することには限界があることが明らかとなる。そのため、第4章以降ではヘッジ取引を会計処理の特徴に着目して、五つに分類することにし、個別に詳細な検討を進めていく。

第4章では、現物商品取引に係るヘッジ会計について検討を行う。具体的には、現物商品取引に係るヘッジ会計において、基本的な繰延ヘッジと公正価値ヘッジという二つの会計処理を取り上げて、両者の根本的な相違点を明らかにする。現物商品をヘッジ対象とする場合、金融商品会計基準によれば、商品先物取引および商品オプション取引のいずれのヘッジ取引についても、原則として繰延ヘッジが採用される。一方、SFAS No.133 と IAS

¹² 会計基準における純利益または包括利益のいずれを重視するかについて検討された論文として、以下の論文が挙げられる。

藤田敬司「利益とは何か、業績とは何か—純利益と包括利益の情報価値比較—」『社会システム研究』第19号、2009年9月、64-70頁。

藤井秀樹「利益概念と情報価値」『企業会計』第55巻第1号、2003年1月、101-108頁。

藤井秀樹「業績報告と利益概念の展開」（ワーキングペーパー）京都大学大学院経済学研究科、2006年5月、1-43頁。

若林公美『包括利益の実証研究』中央経済社、2009年。

No.39 では、商品先物取引および商品オプション取引も含めたデリバティブのヘッジ取引については、原則としてヘッジ対象とヘッジ手段をともに公正価値により評価する、いわゆる公正価値ヘッジが採用されている。この相違はそれぞれのヘッジ会計処理におけるヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益の認識のタイミングのズレを一致させる時点の相違であると考えられる。そして、このことはタイミングの一致のみならず、純利益ベースで一致させるか包括利益ベースで一致させるかという実現概念に関連する問題でもあると考えられる。したがって、本章では、実現概念を踏まえ、繰延ヘッジと公正価値ヘッジの本質を検討することにより、ヘッジ会計の本質に斬り込んでいく。

第5章では、予定取引に係るヘッジ会計について検討を行う。金融商品会計基準ではベーク・アジャストメントが適用されるのに対し、米国会計基準ではノー・ベーク・アジャストメントが適用される。そして、国際財務報告基準は金融資産および金融負債の取得となるような予定取引に対しては、ベーク・アジャストメントを禁止するものの、非金融資産および非金融負債の取得となるような予定取引に限っては、その適用を認めるという複雑な適用関係となっている。

ベーク・アジャストメントは、予定取引に係るヘッジ手段の損益を繰延ヘッジ損益としてその他の包括利益において認識し、資産の取得あるいは負債が発生した時点で、当該資産あるいは負債の帳簿価額へ加減する。これに対して、ノー・ベーク・アジャストメントは予定取引に係るヘッジ手段の損益を繰延ヘッジ損益としてその他の包括利益において認識し、予定取引が純利益へ影響を与える同じ期間にその他の包括利益から利得あるいは損失へ振替える。その結果、両会計処理において繰延ヘッジ損益が売上原価またはデリバティブ損益として純利益に計上されるという相違点があり、それぞれの会計処理の基礎となる理論が未解明であるという問題を抱えていると考えられる。

第6章では、その他有価証券に係るヘッジ会計について検討を行う。その他有価証券に係るヘッジ会計について、金融商品会計基準では唯一の例外として公正価値ヘッジの適用が認められ、米国会計基準でも原則通り公正価値ヘッジが適用される。一方、近年の改訂により、国際財務報告基準では、ヘッジ会計そのものが適用されないこととなった。

その他有価証券に係るヘッジ会計について、金融商品会計基準において例外的に公正価値ヘッジの適用が許容される理由は、コンバージェンスのために、本来取得原価により評価されるヘッジ対象であるその他有価証券が公正価値評価されるようになり、ヘッジ手段であるデリバティブも公正価値により評価されるので、これに呼応して、公正価値ヘッジ

の適用を認めているものと推察される。ここでは、その他有価証券を公正価値により評価すること、および公正価値により評価したその他有価証券に公正価値ヘッジを適用し、評価差額を純利益計算に反映することの妥当性を検討する。また、国際財務報告基準におけるヘッジ会計不適用の根拠を検討する。

第7章では、為替予約がヘッジ手段となる外貨建金銭債権債務に係るヘッジ会計について検討を行う。各会計基準におけるヘッジ会計処理としては、独立処理、振当処理、繰延振替処理、公正価値ヘッジが認められている。しかし、それらの会計処理の適用根拠は必ずしも明確に整理されていない状況にある。このような多様な会計処理の存在は、原則的処理である繰延ヘッジと公正価値ヘッジとの対立軸において整理しうるものではなく、ヘッジ会計と利益概念の複雑な関係に起因すると考えられる。

日本会計基準と米国会計基準は、ともに原則的処理方法として独立処理を採用している。ただし、日本会計基準においては振当処理が経過措置として例外的に認められている。一方、米国会計基準は繰延振替処理という極めて特殊な会計処理の適用が例外的に認められている。また、国際財務報告基準は、公正価値ヘッジと繰延振替処理を選択的に適用できることとしている。

独立処理と公正価値ヘッジは実質的に同様の会計処理であるかどうかを検討し、これらは、ヘッジ会計をヘッジ関係の種類からではなく、ヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益認識のタイミングがずれてしまう場合に両者を一致させるという点から規律していくことが適当であるとの示唆を与えてくれると考えられる。ただし、この場合には繰延振替処理を容認する道筋が絶たれることになる恐れがある。

繰延振替処理は、独立処理および公正価値ヘッジと同じく公正価値評価に基づく包括利益と、振当処理と同じく直先差額に基づく純利益の双方を表示する特徴を有している。繰延振当処理において純利益とその他の包括利益との間での振替処理が行われるのは、振当処理に基づく純利益を表示するための処理である。

第8章では、金利スワップがヘッジ手段になる金利付債権債務に係るヘッジ会計について検討を行う。ここでは、繰延ヘッジ、特例処理、公正価値ヘッジという三つのヘッジ会計処理が存在する。そして、金融商品会計基準のみが繰延ヘッジを原則としつつ特例処理を容認し、米国会計基準と国際財務報告基準は公正価値ヘッジを原則としたうえで一定の場合には繰延ヘッジを採用するという相違がみられる。このような相違は、利益概念にまで関わる本質的な相違に起因するのではないかとの問題意識に基づき、各ヘッジ会計処理

の意味を明らかにし、利益概念の観点から検討を行う。

第9章では、第4章から第8章までの検討を踏まえ、ヘッジ会計の各論において、各ヘッジ取引に関する個別のヘッジ会計処理について、利益概念の観点と資産負債評価の観点から総合的に検討し、各会計基準におけるヘッジ会計と利益概念および資産負債評価との関係性を明らかにする。

まず、日本会計基準は繰延ヘッジを原則とし、例外的に振当処理と特例処理を容認する規定の根底にどのような利益概念を見出しているのかについて検討を行う。そして、ヘッジ会計と純利益および包括利益との位置づけを明らかにする。

また、米国会計基準は公正価値ヘッジを原則的会計処理としているものの、予定取引に係るヘッジ取引と金利付債務に係るヘッジ取引について、繰延ヘッジを適用する。この一見すると矛盾しているように思われる規定の裏に、米国会計基準は単に包括利益を重視しているのではなく、より複雑なヘッジ会計と利益概念の関係を構築していると考えられる。

最後に、国際財務報告基準は米国会計基準と同様の利益概念を重視していると考えられがちであるが、ヘッジ会計を通じた検討を行うことにより、両者の間には、利益概念に対する思考が相違している点もあると推測できる。

第10章では、第9章において検討したヘッジ会計全域に通ずる理論との関連に言及しながら、各章で得られた結論を確認することとする。

補章では、国際財務報告基準におけるヘッジ改正を中心に、ヘッジ会計を巡る国際的な新たな動向を考察する。ここでは、現在進行中の改訂あるいは討議資料も検討対象に含め、ヘッジ会計の代替案について考察する。具体的には、公正価値オプション、マクロヘッジおよび動的リスク管理を取り上げる。

第 I 部 総論

第2章 各会計基準におけるヘッジ会計

第1節 ヘッジ会計の概要

1 ヘッジに関する諸概念

(1) ヘッジとヘッジ取引

一般に、ヘッジとは、企業がリスクに対するエクスポージャーを相殺するようなポジションを作り出す金融商品を取得または造出することによって、自らをこれらのエクスポージャーから防衛するプロセスである¹³。

そして、ヘッジ取引とは、一般に、ある取引・事象から生じるリスクに対して、これと相反するリスクを持つ取引を行うことにより、リスク軽減を図る取引をいう¹⁴。公正価値やキャッシュ・フローの変動リスクにさらされている企業は、そのリスクの回避を目的として先物取引やオプション取引などのデリバティブ取引や反対売買などのヘッジ取引を行うことがある。ヘッジ対象に係るあるリスク変動による相場変動と高い逆相関で相場変動が有するデリバティブをヘッジ手段として、ヘッジ対象に内在するリスクに対するエクスポージャーを減殺する（金融商品会計基準、注11）。

金融商品会計基準は、ヘッジ取引をつぎのように定義している。「ヘッジ取引とは、ヘッジ対象の資産又は負債に係る相場変動を相殺するか、ヘッジ対象の資産又は負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を回避することにより、ヘッジ対象である資産又は負債の価格変動、金利変動及び為替変動といった相場変動等による損失の可能性を減殺することを目的として、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引をいう。」（金融商品会計基準、第96項）。

SFAS No.133 および IAS No.39 は、ヘッジ取引についてヘッジされるリスクの内容を公正価値の変動リスクとキャッシュ・フローの変動リスクにより大別するという考え方を基礎としている。そこでは、公正価値の変動リスクに対するヘッジは公正価値ヘッジと呼ばれ、キャッシュ・フローの変動リスクに対するヘッジはキャッシュ・フロー・ヘッジと呼ばれている。

¹³ Bierman, Jr. H., L. T. Joheson and D. S. Peterson, FASB Research Report, *Hedge Accounting: An Exploratory study of the Underlying Issues*, Norwalk: FASB, 1991, p.7.

（白鳥庄之助、大塚宗春、富山正次、石垣重男、篠原光伸、山田辰巳、小宮山賢訳『ヘッジ会計：基本問題の探求（増補版）』中央経済社、1997年、9頁。）

¹⁴ たとえば、現物の買いポジションに対して先物の売りポジションを建てるなどの取引。

公正価値ヘッジは、契約によって条件、率、価格などが固定されていることから生じる公正価値の変動に対するヘッジである。「認識されている資産もしくは負債又は認識されていない確定約定、あるいはそのような資産もしくは負債又は認識されていない確定約定の特定された一部の公正価値の変動に対するエクスポージャーのうち、特定のリスクに起因し、かつ、純損益に影響し得るもののヘッジ」(SFAS No.133, par.18(b)、IAS No.39, pars.86, 89、訳書、第 86、89 項)。

たとえば、原油 100 万バレルを購入する契約を結んだが、原油価格が上昇するのではないかと心配する石油精製業者が、原油の先物契約を売り建てる場合が典型的な例である。もし価格が上昇すれば、企業は購入契約によって高い価格を支払うことになるが、先物契約から得られる利益で補うことができる。

キャッシュ・フロー・ヘッジは、変動する価格、率、条件などによって生じるキャッシュ・フローの変動に対するヘッジである。「キャッシュ・フローの変動可能性に対するエクスポージャーのうち、①認識されている資産又は負債に関連する特定のリスク(変動利付債券に係る将来の金利支払の全部又は一部)又は可能性の非常に高い予定取引に起因し、かつ、②純損益に影響し得るものに対するヘッジ」(SFAS No.133, par.18(c)、IAS No.39, pars.86, 95、訳書、第 86、95 項)。

たとえば、変動利付社債を発行している企業が将来の金利上昇を憂慮して、変動金利受取固定金利支払の金利スワップを締結して、将来キャッシュ・アウトフローを確定する場合が典型的な例である。また、将来発生することは確実であるが取引の金額が固定化されていない予定輸入取引について、将来キャッシュ・フローを固定化するために先物為替予約を結ぶ場合も同様である。

これら二種類のヘッジは、一方のリスクをヘッジすれば他方のリスクにさらされるという表裏の関係にある。たとえば、変動利付債務の金利を金利スワップによって固定化する場合、キャッシュ・フローの変動を回避することはできるが、反対に金利を固定化することによって金利変動による公正価値の変動リスクにさらされることになる。

金融商品会計基準は、ヘッジ取引を「ヘッジ対象の資産又は負債に係る相場変動を回避する」、または、「ヘッジ対象の資産又は負債に係るキャッシュ・フローを固定してその変動を回避する」ことにより、ヘッジ対象である資産または負債の価格変動、金利変動および為替変動といった相場変動等による損失の可能性を減殺することを目的として、デリバティブ取引をヘッジ手段として用いる取引と説明している(金融商品会計基準、第 96 項、

注 11)。前者は公正価値ヘッジに、後者はキャッシュ・フロー・ヘッジに相当するものといえる。したがって、金融商品会計基準では公正価値ヘッジやキャッシュ・フロー・ヘッジという用語が使われてはいないものの、各会計基準におけるヘッジの種類については、基本的に同様であるといえよう。

(2) ヘッジ対象とヘッジ手段

金融商品会計基準において、ヘッジ対象は、相場変動等による損失の可能性がある資産または負債で、当該資産または負債に係る相場変動等が評価に反映されていないもの、相場変動等が評価に反映されているが評価差額が損益として処理されないものもしくは当該資産または負債に係るキャッシュ・フローが固定されその変動が回避されるものである(金融商品会計基準、第 30 項)。なお、ヘッジ対象には、予定取引により発生が見込まれる資産または負債も含まれる(金融商品会計基準、注 12)。

一方、SFAS No.133 と IAS No.39 において、ヘッジ対象は以下のいずれかであり得るとされる(SFAS No.133, par.17、IAS No.39, par.78、訳書、第 78 項)。

- ① 認識されている資産もしくは負債
- ② 未認識の確定約定
- ③ 可能性が非常に高い予定取引または在外営業活動体に対する純投資

また、金融商品会計基準において、ヘッジ手段とは、指定されたデリバティブまたは指定されたその他の金融資産または金融負債(為替レートの変動のリスクのヘッジについてのみ)で、その公正価値またはキャッシュ・フローが指定されたヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺すると見込まれるものをいう(金融商品会計基準、第 43、96、98 項)。

一方、SFAS No.133 および IAS No.39 において、ヘッジ手段とは、指定されたデリバティブまたは(外国為替レート変動のリスクのヘッジについてのみ)指定された非デリバティブ金融資産もしくは非デリバティブ金融負債で、その公正価値またはキャッシュ・フローが、指定されたヘッジ対象の公正価値またはキャッシュ・フローの変動を相殺すると見込まれるものをいう(SFAS No.133, par.16、IAS No.39, pars.72-77、訳書、第 72-77 項)。

このように、各会計基準における定義によれば、ヘッジ対象とヘッジ手段について、金融商品会計基準、SFAS No.133 と IAS No.39 との間には概念上の差異がないことが明らかとなる。

(3) ヘッジ手段の取引—デリバティブ取引

ヘッジ手段となるデリバティブ取引との相違を明示するため、詳細な検討に入る前に、ヘッジ手段とならない場合のデリバティブ取引を確認する必要があると思われる。

まず、デリバティブ（金融派生商品）とは、債券、株式、為替などの現物金融商品のリスクをコントロールするために、現物金融商品を基本として派生していった金融商品のことである（金融商品会計基準、第4項）。たとえば、債券そのものではなく、一定の期日に、一定の金額で債券を売る権利や買う権利を商品化し、取引することになり、この取引をデリバティブ取引という。代表的なものとしては、先渡（forward）取引、先物（futures）取引、オプション（option）取引、スワップ（swap）取引がある。

先渡取引は、先物と似たものであるが、取引所以外で行なわれ、取引の当事者双方はすべての条件を自分で決めることになる。一般的に現物の引渡によって決済される¹⁵。一般的に現物の引渡をせずに、受渡日における現物価格と約定価格との差額の支払によって決済される（差金決済制度）（金融商品会計基準、第53項）。

先物取引は、特定の商品（現物）をあらかじめ決められた受渡日に、あらかじめ決められた価格で売買する契約のうち、取引所で上場されているものである¹⁶。先物取引は、上述の先渡取引と将来の特定の日に決められた価格で売買する契約という本質的には同じであり、先渡取引は相対取引であるのに対し、先物取引は取引所取引である点が両者の大きな違いである。

先物取引には、取引の相手方が取引所なので信用リスク、つまり契約の相手が契約を履行しないというリスクがほぼないという利点によって差金決済をもって損益を計算する方法が可能になる（金融商品実務指針、第20項）。また、先渡、先物いずれの取引でも、売買契約の際には二つの立場が生まれる。すなわち、将来に原資産を売る側と買う側であり、売る側は売建（売りポジション）、買う側は買建（買いポジション）と呼ばれる。

先物取引では、買建の場合は、先物資産という資産の増加と未払金という負債の増加が、売建の場合は未収金という資産の増加と先物負債という負債の増加が起こる。先物資産は、将来の特定の日に特定の価格で資産を受け取る権利であり、先物負債はその逆の受け渡し義務である。ただし、先物取引では取引相手が取引所であるため、将来の決められた日に

¹⁵ 白鳥庄之助「為替予約」、森田哲彌、宮本匡章編著『会計学辞典 第五版』中央経済社、2008年、77頁。先渡取引の代表は通貨先渡取引である。

¹⁶ 白鳥庄之助「債券先物取引」、森田哲彌、宮本匡章編著、前掲辞典、207頁。債券先物取引とは、債券を将来の特定時点に特定価格で売買することを約する契約である。

実際に現金を支払い、商品を売ったり買ったりする作業は省略され、資産と負債の差額のみが決済されるという仕組みとなる（金融商品実務指針、第 320 項）。したがって、買建の場合は決済時に売建を行い、売建の場合は決済時に買建を行う反対売買をすることになる。

オプション取引は、取引の当事者が将来の特定の日に特定の商品を特定の価格で売買する権利を売買する取引である¹⁷。オプションの買い手は、権利を行使するかどうかは自由であるのに対し、売り手は、買い手から権利行使された場合、必ず履行しなければならないというリスクを負う（金融商品実務指針、第 166 項）。したがって、契約時に、オプションの買い手は、売り手にオプション料（オプションプレミアム）を払う（金融商品実務指針、第 171 項）。

スワップ取引は、取引の当事者間でキャッシュ・フローを交換する契約である。相対取引であり、契約時点においてキャッシュ・フローの現在価値が等価であれば、どのようなスキームでも設定可能である¹⁸。代表的なスワップ取引としては通貨スワップ、金利スワップがある。

以上の内容をまとめるとつぎの図表 2-1 に示す通りである。

¹⁷ 齋藤真哉「オプション取引」、前掲辞典、39 頁。

オプション取引とは、将来の一定の期日（ヨーロピアン・タイプ）または一定の期間内（アメリカン・タイプ）に、あらかじめ定められた価格（権利行使価格）で特定の対象物（通貨や債券、株式など）の一定数量を購入または売却する権利（オプション）を売買する取引をいう。

¹⁸ 齋藤真哉「スワップ取引」、前掲辞典、323 頁。

スワップ取引とは、効率的かつ有利な資金運用や資金調達、あるいは為替変動リスク・ヘッジ等を目的として、それぞれの債権者または債務者に対する法的関係はなんら変わることなく、複数の当事者間で、債券または債務の利息、あるいは利息と元本の両方の受払いを交換する取引をいう。

〔図表 2-1〕 デリバティブ取引の種類

取引の種類	取引内容	原資産	取引形態
先渡取引	将来の一定時点で、通貨または金利や為替相場に基づいて計算される金銭を、約定した金額で授受する契約。	金利、通貨、株式、債券	相対取引
先物取引	将来の一定時点で、特定の商品を約定価格で売買することを約束する契約。	金利、通貨、株式、債券、現物商品	取引所取引
オプション取引	将来の一定時点で、現時点で契約した価格で原資産を購入あるいは売却する権利を約束する契約。	金利、通貨、株式、債券	相対取引 取引所取引
スワップ取引	将来のある時点で、異なる金利あるいは異種通貨建のキャッシュ・フローをあらかじめ定めた方法に基づき、契約当事者間で交換する契約。	金利、通貨	相対取引

つぎに、デリバティブ取引に関する会計処理、金融商品会計基準において、デリバティブ取引は、取引により生じる正味の債権または債務の公正価値の変動により保有者が利益を得または損失を被るものであり、投資者および企業双方にとって意義を有する価値は当該正味の債権または債務の公正価値に求められるとの見解が示された(金融商品会計基準、第 25 項)。したがって、デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務については、公正価値をもって貸借対照表価額とすることとした。デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務の公正価値の変動は、企業にとって財務活動の成果であると考えられることから、その評価差額は、ヘッジに係るものを除き、当期の損益として処理することとした(金融商品会計基準、第 5 項)。

デリバティブ取引については、一般に、市場価格またはこれに基づく合理的な価額により公正価値が求められるが、デリバティブ取引の対象となる金融商品に市場価格がないこと等により公正価値を把握することが極めて困難と認められる場合には、取得価額をもって貸借対照表価額とすることができる(金融商品会計基準、第 88 項)。デリバティブ取引により生じる正味の債権債務は、原則として公正価値をもって貸借対照表価額とすること

とされ、デリバティブ取引の評価差額は、全て当期の損益として処理される（金融商品会計基準、第 88、89 項）。

デリバティブ取引に関する会計処理については、SFAS No.133 と IAS No.39 は金融商品会計基準と同様である。

以下、具体的数値例を用いて、先物取引、スワップ取引およびオプション取引の三つのデリバティブ取引の会計処理を示し、それぞれの当期損益計算書への影響を概観することにした。

〔設例 2-1〕先物取引の会計処理（先物の買建の例）

前提条件はつぎの通りである。

- ① X1 年 2 月 1 日に、A 社株式の先物を公正価値 1,000 千円で買い建てた。決済日は半年後の 8 月 1 日。先物契約にあたって委託証拠金 100 千円を現金で支払った。
- ② 決算日の X1 年 3 月 31 日先物取引（8 月 1 日に A 社株式を売買する権利）の公正価値は 1,050 千円。
- ③ 決済日の X1 年 8 月 1 日の A 社株式（現物）公正価値は 1,300 千円。
- ④ 税効果は考慮しない。
- ⑤ 会計期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

〔仕訳〕

（単位：千円）

日付	借方		貸方		備考
	勘定科目	金額	勘定科目	金額	
X1 年 2 月 1 日	委託証拠金 ¹⁹	100	現金	100	証拠金の支払
X1 年 3 月 31 日	先物資産	50	先物利益	50	公正価値評価の処理
X1 年 8 月 1 日	先物資産	250	先物利益	250	公正価値評価の処理
	現金	400	先物資産	300	先物契約の履行
			委託証拠金	100	証拠金の返却

¹⁹ 委託証拠金とは、先物取引を行うに先立って、取引所に担保として預け入れる保証金のようなものである。通常は、先物取引の売買金額の 5%~10%程度の金額とされ、実際に取引が決済されるまで返却される。

〔設例 2-2〕 スワップ取引の会計処理

前提条件はつぎの通りである。

- ① X1年1月1日に現金 10,000 千円を固定金利 7%で借り入れた。借入期間は3年間。
- ② 決算日 X1年3月31日に利息を支払った。
- ③ X2年1月1日に、固定金利 7%で借り入れている債務の元本 10,000 千円につき、固定金利 7%を受取り、現時点の変動金利 3%を支払うスワップ取引を行った。契約期間は2年間。
- ④ 決算日 X2年3月31日になり、現金決済による利息の受払いを行った。現時点の変動金利は2%。
- ⑤ 税効果は考慮しない。
- ⑥ 会計期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

〔仕訳〕

(単位:千円)

日付	借方		貸方		備考
	勘定科目	金額	勘定科目	金額	
X1年1月1日	現金	10,000	借入金	10,000	借入れ
X1年3月31日	支払利息	700	現金	700	利息の支払い
X2年1月1日	仕訳なし				スワップ契約の締結
X2年3月31日	支払利息	200	現金	200	変動利息の支払 ²⁰
	スワップ資産	490	スワップ利益	490	元本の公正価値評価

X2年3月31日の利息支払金額はスワップ資産に対する固定金利の受取利息は700千円となり、同類の固定利息の支払を相殺される。そして、スワップ負債に関する変動金利の支払利息は200千円となり、固定金利を変動金利に変更したのと同じ効果を生む。また、決算時にはスワップ資産およびスワップ負債を公正価値(割引現在価値)により評価する。この場合のスワップ資産の割引現在価値は、将来の回収額と将来の受取利息を利子率で割り引いて、 $10,000 \text{ 千円} \div (1 + 0.02) + 10,000 \text{ 千円} \times 0.07 \div (1 + 0.02) = 9,804 \text{ 千円} + 686 \text{ 千円} = 10,490 \text{ 千円}$ となる。同じように、スワップ負債の割引現在価値は、将来の返済額と将来の支払利息とを利子率で割り引いて、 $10,000 \text{ 千円} \div (1 + 0.02) + 10,000 \text{ 千円} \times 0.02 \div (1 + 0.02)$

²⁰ 固定利息の受払いについては、相殺される。

= 9,804 千円+ 196 千円= 10,000 千円と計算される。スワップ資産とスワップ負債の公正価値評価の差額 490 千円は、スワップ取引による正味の債権の増加となり、利益として計上される。

金利スワップのようなデリバティブ契約締結時には認識されず、スワップ料の差額決済時点で受取金利と支払金利との差額を元本に係る支払利息に加減して計上するのが一般的である。これは、スワップ取引を元本とは別個の独立した取引とみるのではなく、元本を保持しつつ、単にその金利の性格を変換した取引とみるためである。

〔設例 2-3〕 オプション取引の会計処理（コール・オプションの買建の例）

前提条件はつぎの通りである。

- ① X1年2月1日に、A社株式に関するコール・オプション（権利行使価格 50,000 千円、権利行使期間 9月30日）を、市場において 300 千円で購入した。
- ② X1年3月31日決算日。オプションの公正価値は 340 千円。
- ③ X1年9月30日に A社株式の公正価値は 51,000 千円。
- ④ 税効果は考慮しない。
- ⑤ 会計期間は 4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

〔仕訳〕

（単位：千円）

日付	借方		貸方		備考
	勘定科目	金額	勘定科目	金額	
X1年 2月1日	オプション資産	300	現金	300	オプションの取得
X1年 3月31日	オプション資産	40	オプション利益	40	オプションの 公正価値評価の処理
X1年 9月30日 権利行使	オプション資産	660	オプション利益	660	オプションの 公正価値評価の処理
	有価証券	51,000	現金 オプション資産	50,000 1,000	原資産の購入 オプションの消滅

もし権利を放棄する場合、X1年9月30日の仕訳はつぎの通りである。

〔仕訳〕

（単位：千円）

X1年 9月30日 権利放棄	オプション資産	660	オプション利益	660	オプションの 公正価値評価の処理
	オプション損失	1,000	オプション資産	1,000	オプションの 消滅と損失発生

〔設例 2-4〕 オプション取引の会計処理（コール・オプションの売建の例）

前提条件はつぎの通りである。

- ① X1年2月1日に、A社株式に関するコール・オプション（権利行使価格 50,000 千円、権利行使期間 9月30日）を、市場において 300 千円で売却した。
- ② X1年3月31日決算日。オプションの公正価値は 340 千円。
- ③ X1年9月30日にA社株式の公正価値は 51,000 千円、オプションの公正価値は 1,000 千円。
- ④ 税効果は考慮しない。
- ⑤ 会計期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

〔仕訳〕

（単位：千円）

日付	借方		貸方		備考
	勘定科目	金額	勘定科目	金額	
X1年 2月1日	現金	300	オプション負債	300	オプションの売却
X1年 3月31日	オプション損失	40	オプション負債	40	オプションの 公正価値評価の処理
X1年 9月30日 権利行使	オプション損失	660	オプション負債	660	オプションの 公正価値評価の処理
	有価証券	51,000	現金	51,000	原資産の購入
	現金	50,000	有価証券	51,000	原資産の引渡
	オプション負債	1,000			オプションの消滅

もし権利を放棄する場合、X1年9月30日の仕訳はつぎの通りである。

〔仕訳〕

（単位：千円）

X1年 9月30日 権利放棄	オプション損失	660	オプション負債	660	オプションの 公正価値評価の処理
	オプション負債	1,000	オプション利益	1,000	オプションの 消滅と利益発生

オプションを買い建てた場合には、権利放棄時にはオプションの価格分の損失が発生し、逆に、売り建てた場合には、権利放棄時にオプションの価格分の利益が発生する。

以上の設例から分かるように、三つのデリバティブ取引の特徴は、以下に述べる通りである。

まず、先物利益（250千円）、スワップ利益（490千円）、オプション損失（660千円）はすべて公正価値の正味変動差額であり、当期純利益の計算に反映される。また、デリバティブ取引に関する損益の認識は、投機目的であるかヘッジ目的であるかによって区別されている（金融商品会計基準、第88項）²¹。投機目的で行われたデリバティブ取引の契約価額と公正価値の差額による損益は、当該企業の意思により、いつでも、そして様々な手段で確定させることができる。たとえば、先渡取引では、損益は同じ先渡日の反対売買契約を行うことによって確定でき、差益は先渡日に現金化される。先物取引の損益は、差金決済によっていつでも確定させ、差益を受取ることができる。なぜなら、オプション取引の場合は、いつでも権利を行使して直ちに差益を現金で得ることができるためである。決算日までに、このような方法で損益を確定しないのは、当該企業の意思で投機を継続しているためである。したがって、これらの損益は、決算日現在、当然実現損益として計上されるべき性質のものである。

2 ヘッジ会計

ヘッジ手段とヘッジ対象がともに公正価値により評価されている場合には、一方の評価損が他方の評価益と相殺されて、ヘッジが有効に行われていることが財務諸表に反映される。ところが、ヘッジ対象とヘッジ手段に適用される評価基準の違いは、主に認識測定²²に関するものであり、現存ポジションのヘッジについて、会計上の問題を引き起こすことになる。

ヘッジ会計が適用されない場合には、ヘッジ対象は取得原価により評価されるのに対して、ヘッジ手段は公正価値により評価されるのが通常である。このような会計処理が行わ

²¹ 斎藤静樹『会計基準の研究（増補改訂版）』中央経済社、2013年、168、197頁。

²² 認識と測定は厳密には異なる概念である。そして、本論文においては、評価と測定は同義であると捉えている。評価はドイツ会計において用いられる *Bewertung* の訳語に相当するものであり、認識はアメリカ会計で使われている *recognition* の訳語に相当する。ここで、評価・測定は金額を意味するものである。たとえば、公正価値、取得原価といった用語が評価・測定に該当する。これに対し、認識はタイミング、時期を指す。

ただし、国際財務報告基準では資産負債の金額について測定という用語が用いられているが、本論文において、直接引用以外の場合、測定と区別して評価という用語を用いる。

れた結果、ヘッジ対象に係る損益の多くがヘッジ手段に係る損益とは異なる会計期間に認識されることになる。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の評価基準が同じであるとしても、損益が財務諸表の異なる場所に計上される場合には、業績報告上の問題が生じる可能性がある²³。さらに、このような差異は、ヘッジが財務諸表には計上されていないあるいは未認識の契約上の権利や債務に係るものである場合に生じる可能性がある。

このようなヘッジ手段とヘッジ対象との損益の認識のタイミングのズレが生じることにより、ヘッジの効果が財務諸表に適切に反映されない事態となる。たとえば、デリバティブは公正価値により評価されるのに対して、ヘッジ対象が取得原価により評価される場合には、両者の損益の認識の時期が一致せず、ヘッジの効果が財務諸表に適切に反映されない。そこで、両者の損益の認識の時期を合わせるためにヘッジ会計と呼ばれる特別な会計処理が必要になる。

このように、リスクを回避することを目的として、ヘッジに係る処理については、経済実態を適切に反映するための手段として、ヘッジ会計が存在している。ヘッジ会計は、企業のリスク管理活動から生じる取引の損益の認識の時期の不一致に対処するための特別な会計処理であり、企業はヘッジ会計の要件²⁴を満たす場合には、ヘッジ会計を適用することとなる。

以上の内容は、各会計基準においても記述されている。金融商品会計基準において、「ヘッジ会計とは、ヘッジ取引のうち一定の要件を充たすものについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を同一の会計期間に認識し、ヘッジの効果を会計に反映させるための特殊な会計処理をいう。」と定義している（金融商品会計基準、第29項）。

一方、SFAS No.133 と IAS No.39 において、ヘッジ会計は、「ヘッジ手段とヘッジ対象の公正価値の変動が純損益に与える相殺的な影響を認識するもの」と定義されている（SFAS No.133, par.18、IAS No.39, par.85、訳書、第85項）。

²³ その他有価証券がヘッジ対象であるヘッジ会計の場合において、その他有価証券が公正価値をもって評価され、評価差額が純資産の部に計上されるので、ヘッジ手段に係る損益と異なる財務諸表に計上される。

²⁴ ヘッジ取引にヘッジ会計が適用されるのは、次の要件がすべて充たされた場合とする（金融商品会計基準、第31項）。

（1）ヘッジ取引時において、ヘッジ取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、次のいずれかによって客観的に認められること。

① 当該取引が企業のリスク管理方針に従ったものであることが、文書により確認できること。

② 企業のリスク管理方針に関して明確な内部規定及び内部統制組織が存在し、当該取引がこれに従って処理されることが期待されること。

（2）ヘッジ取引時以降において、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益が高い程度で相殺される状態又はヘッジ対象のキャッシュ・フローが固定されその変動が回避される状態が引き続き認められることによって、ヘッジ手段の効果が定期的に確認されていること。

3 ヘッジ会計処理—繰延ヘッジと公正価値ヘッジ²⁵

ヘッジ会計の原則的処理方法として繰延ヘッジと公正価値ヘッジという二つ会計処理が存在する。

金融商品会計基準において、繰延ヘッジとは、ヘッジ手段の損益を発生時に認識せず、ヘッジ対象の損益が認識される時点まで繰り延べることにより、ヘッジ対象が損益認識されるのと同じの期間に認識する方法である（金融商品会計基準、第32項）。つまり、繰延ヘッジは、ヘッジ対象の損益認識を変更せず、ヘッジ手段の損益認識を遅らせる方法である。

SFAS No.133 と IAS No.39 においては、キャッシュ・フロー・ヘッジがヘッジ会計の要件を満たしている場合には、つぎのように会計処理しなければならないと規定されている（SFAS No.133,par.28、IAS No.39, par.95、訳書、第95項）。

- (a) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益に認識しなければならない。
- (b) ヘッジ手段に係る利得又は損失のうちの非有効部分は、純損益に認識しなければならない。

金融商品会計基準において、公正価値ヘッジとは、公正価値評価されるヘッジ手段の会計処理を変更せず、取得原価評価されているヘッジ対象を公正価値評価し、評価差額を損益に計上することで、損益認識時点のずれを解決しようとするもので、ヘッジ手段の損益を発生時に認識するとともに、同一の期間にヘッジ対象の損益も認識する方法である（金融商品会計基準、第32項）。

また、SFAS No.133 と IAS No.39 において、公正価値ヘッジが当期中にヘッジ会計の条件を満たしている場合には、つぎのように会計処理する（SFAS No.133,par.20、IAS No.39, par.89、訳書、第89項）。

- (a) ヘッジ手段を公正価値（デリバティブであるヘッジ手段の場合）又は測定された帳簿価額の外貨部分（デリバティブ以外のヘッジ手段の場合）で再測定することによる利得又は損失は、純損益に認識しなければならない。

²⁵ SFAS No.133 および IAS No.39 において、キャッシュ・フロー・ヘッジに対するヘッジ会計処理は、金融商品基準における繰延ヘッジに相当し、公正価値ヘッジに対するヘッジ会計処理は、金融商品基準での時価ヘッジに相当し、これらは内容的に完全な一致をみるものではないが、本論文の問題意識に関する限り、同じ概念のものとすることが相当であると考えられる。したがって、特に断りない限り、本論文における検討には特に支障はないので、議論の単純化および明瞭化に資するために、繰延ヘッジと公正価値ヘッジという用語を使うこととする。

(b) ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益に認識しなければならない。これは、そうでなければヘッジ対象が取得原価で測定される場合に適用される。

二つのヘッジ会計処理は、ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値の変動に係る損益計上のタイミングを一致させることに変わりはないが、繰延ヘッジの場合は、ヘッジ対象の決済時点(ヘッジ対象のリスクに係る変動損益の実現時)までヘッジ手段の損益を繰り延べて、最終的に損益計上を行うことによりこれらを一致させるのに対し、公正価値ヘッジでは、ヘッジ対象のリスク変動損益を当期の損益として前倒し計上することにより、ヘッジ手段の公正価値の変動による損益計上のタイミングと一致させるという違いがある。

第2節 日本会計基準の原則－繰延ヘッジ

金融商品会計基準においては、既述の通り、繰延ヘッジと公正価値ヘッジが定められている。その内容は、原則として、公正価値評価されているヘッジ手段に係る損益または評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べるというものである。ただし、ヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する公正価値ヘッジも例外的に認められている。なお、純資産の部に計上されるヘッジ手段に係る損益または評価差額については、税効果会計を適用しなければならないとされている(金融商品会計基準、第32項)。

繰延ヘッジは、ヘッジ対象について、取得原価評価が維持されるため、企業会計における取得原価主義や実現概念と整合性があるという特徴を有するといえ、その一方で、繰延利得あるいは繰延損失は負債や資産の定義を充たさないという問題があることが指摘されている²⁶。資産を将来の経済的便益の流入を企業にもたらすもの、負債を将来の経済的便益の流出を企業にもたらすものという定義²⁷を前提とするならば、繰延利得あるいは繰延損失は将来の経済的便益の流入・流出に影響を与えない以上、負債あるいは資産とはいえ

²⁶ 斎藤静樹、前掲書、207、208頁。

²⁷ ASBJ概念フレームワークにおいて、資産負債については以下のように定義されている(企業会計基準委員会[2006]、第3章第4、5項)。

資産とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源をいう。

負債とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物をいう。

ないことになる²⁸。また、完全なヘッジは実務的あるいはコスト的に実行不可能であることが多いのが現状であるにもかかわらず、不完全ヘッジの実態を的確に財務諸表に反映させることができないという問題もある²⁹。

金融商品会計基準では、公正価値ヘッジは認められるが、これはヘッジ対象である資産または負債に係る相場変動等を損益に反映させることができる場合に限られるため、現行基準ではその他有価証券のみが適用対象となりうる（金融商品実務指針、第160、174項）。

公正価値ヘッジは経済的実態を示すうえ、恣意的な判断が介入しにくく、表現の忠実性という点から優れているという特徴があるといわれる³⁰。たとえば、ヘッジ対象が現物商品資産であり、ヘッジ目的がこの現物商品に係る価格変動リスクを回避する場合、ヘッジを適切に表現し、そのヘッジ有効性の評価を行うためには、現物商品の価格変動とこれを相殺するヘッジ手段に係る公正価値変動を発生時に認識しなければならない。

しかし、この場合、ヘッジ対象を公正価値評価することになり、通常は未実現利得・損失が計上されることになり、このことが損益計算上問題となると考えられる。また、そもそも、現物商品に代表される資産負債が公正価値をもって評価されることには合理性を欠くのではないかとの疑問が生じる。さらに、資産負債を評価する際に用いられる公正価値そのものの妥当性についても検討が必要であると思われる。したがって、これらの問題を考慮したうえで、金融商品会計基準は、公正価値ヘッジをヘッジ会計の原則的な会計処理としないものと推察される。

第3節 米国会計基準と国際財務報告基準の原則—公正価値ヘッジ

SFAS No.133 と IAS No.39 における基本的なヘッジ会計処理はコンバージェンスにより同様であるため、相違が存在する場合にのみ両基準を区別して検討するが、特にその必要がない場合には、両者を併せて検討する。

SFAS No.133 と IAS No.39 は、金融商品会計基準のようにヘッジ会計の処理方法を定義するのではなく、ヘッジ関係の種類を指定し、ヘッジ関係の種類ごとに異なる会計処理を行うことを規定している。

²⁸ 斎藤静樹、前掲書、168頁。

²⁹ 前掲書、169頁。

³⁰ Bierman, Jr. H., L. T. Joheson and D. S. Peterson, *op. cit.*, p.24. (白鳥庄之助、大塚宗春、富山正次、石垣重男、篠原光伸、山田辰巳、小宮山賢、前掲訳書、37頁。)

SFAS No.133 と IAS No.39 の規定する原則のヘッジ会計処理は、認識済みの資産負債や未認識の確定契約のような公正価値リスクを対象とする公正価値ヘッジである。既述のように、そこではヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動額は発生時の損益とする。デリバティブの損益とヘッジ対象の損益はともに同じ会計期間の損益に含まれるため、一方の損失が他方の利益で相殺され、公正価値ヘッジの効果が財務諸表に反映される。なお、ヘッジ手段の公正価値変動額がヘッジ対象の修正額と異なる場合、その差額は自動的に非有効部分として損益に反映されることになる。

公正価値ヘッジは、SFAS No.133 と IAS No.39 ではリスクを構成要素に分解して、ある特定のリスクのみをヘッジ対象とすることができるので、ヘッジ対象についてはヘッジされるリスクに起因する公正価値変動額だけ帳簿価額が修正され、純損益として認識する³¹。公正価値ヘッジによれば、認識済みの資産負債のみならず未認識確定契約による固定されたリスク・エクスポージャーはすべてヘッジ対象となる。ヘッジ対象に関するヘッジされたリスク部分とその期間の公正価値評価差額は、繰り延べられずにヘッジ手段が発生した期の損益に含まれるとともに、損益計算書上で相殺されることによってヘッジされる仕組みである。

SFAS No.133 と IAS No.39 が規定するもう一つのヘッジ会計処理が、将来キャッシュ・フロー・リスクを対象とする繰延ヘッジである。ヘッジ対象は、将来の予定取引（すなわち将来売買取引に係る未認識資産負債）および変動利付き社債等（すなわち認識済み資産負債）から生まれるキャッシュ・フローの変動リスクである。既述のように、ヘッジ手段が公正価値により評価され、公正価値の変動差額のうちヘッジとして有効な部分は、将来取引に係る未認識資産負債の帳簿価額に修正の余地がないことから、資産負債としてではなく、「その他の包括利益」の一構成要素として純資産の部において繰延べられる。ヘッジの有効部分は、デリバティブの累積的損益とヘッジ対象の期待される将来キャッシュ・フローの累積的変動のいずれか小さい方の金額に等しい金額とされる。

このとき、ヘッジの有効部分のみを繰り延べることや、ヘッジ対象であるデリバティブに係る損益を資産または負債として繰り延べるのではなく、その他の包括利益として純資産の部に含める点で、SFAS No.133 と IAS No.39 におけるキャッシュ・フロー・ヘッジは金融商品会計基準の繰延ヘッジと同一視される。なお、その他の包括利益として認識されたヘッジ手段に係る利得または損失は、ヘッジ対象に係る損益が認識される時に、ヘッジ

³¹ PwC, *Guide to Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, PwC, 2010, p.26.

対象に係る損益を相殺するべく、損益に振り替えられる。

第4節 各会計基準における原則処理の比較検討

各会計基準における原則的なヘッジ会計処理、繰延ヘッジと公正価値ヘッジの相違、ならびに、それらの財務諸表に及ぼす影響をまとめると、図表 2-2 と図表 2-3 に示す通りである。

〔図表 2-2〕 繰延ヘッジと公正価値ヘッジの相違

項目	繰延ヘッジ	公正価値ヘッジ
ヘッジ手段に係る利得または損失	ヘッジが有効な部分はその他の包括利益として認識し、残額（非有効部分）は損益へ	損益として直ちに認識
ヘッジ対象の公正価値変動	該当なし	ヘッジ対象のリスクに起因する公正価値変動は損益として直ちに認識
ヘッジの非有効部分の損益への計上	算定の必要がある	自動的に計上される
純資産の部に計上された金額の損益への振替	ヘッジ対象のキャッシュ・フローまたは関連する非金融資産または負債の変動が損益として認識されるとき	該当なし

〔図表 2-3〕 繰延ヘッジと公正価値ヘッジの財務諸表に及ぼす影響

項目	貸借対照表における影響	損益計算書における影響
繰延ヘッジ	ヘッジ手段に指定されたデリバティブ（正味の資産または負債）は公正価値により報告され、その変動は「その他の包括利益」（貸借対照表）の構成要素として報告される。	損益計算書への直接的影響はない。ヘッジ手段の公正価値変動は、予定取引が純利益に影響した時に、損益計算書へ組替調整（リサイクリング）される。
公正価値ヘッジ	ヘッジ手段に指定されたデリバティブ（正味の資産または負債）は公正価値で報告され、ヘッジ対象も公正価値で報告される。	ヘッジ手段の公正価値変動はその期の損益計算書において損益として報告され、それによって相殺されるヘッジ手段の公正価値変動も損益として報告される。

1 ヘッジ対象とヘッジ手段の相互関係

ヘッジ会計の処理方法について、金融商品会計基準では、公正価値の変動リスクを対象とするか、キャッシュ・フローの変動リスクを対象とするか、ヘッジ取引の関係を問わず、ヘッジ手段としてのデリバティブに関わる損益は損益計算書に反映させず、ヘッジ対象の資産負債の決済時点まで包括利益計算書を通して、その他の包括利益に計上して繰り延べる方法を原則とする。ただし、既述のように、繰延ヘッジを原則としながら、公正価値ヘッジはその他有価証券がヘッジ対象になるときのみ適用が許容される。

他方、SFAS No.133 と IAS No.39 では、ヘッジ取引の関係によって区分され、公正価値ヘッジ関係の場合には、公正価値ヘッジが採用される。この方法では、ヘッジ手段の公正価値による再測定（デリバティブであるヘッジ手段の場合）がなされ、または、IAS No.21 に従って測定された帳簿価額の外貨部分（デリバティブ以外のヘッジ手段の場合）により生じた評価差額は、損益として認識される（SFAS No.133,par.20、IAS No.39, par.89、訳書、第 89 項）。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る評価差額を損益として認識する。

また、ヘッジ会計が適用されない場合に取得原価で測定するヘッジ対象の場合には、当該評価差額相当分だけ帳簿価額を修正するが、売却可能金融資産がヘッジ対象の場合は、

帳簿価額の修正は不要である（SFAS No.133,par.20、IAS No.39, par.89、訳書、第 89 項）。さらに、ヘッジ対象が償却原価で測定されている場合には、当該帳簿価額の修正は償却して損益に計上される（SFAS No.133,par.20、IAS No.39, par.89、訳書、第 89 項）。

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合は、金融商品会計基準と同様に繰延ヘッジ会計が採用されるので、ヘッジ対象の資産または負債の決済時点までヘッジ手段の損益は貸借対照表に計上して繰り延べる。ヘッジ手段に係る評価差額のうち有効なヘッジとされる部分は、税効果を調整の上、その他の包括利益を通して株主持分に計上されていた損益累計額を純損益に振り替える（IAS No.39, par.100、訳書、第 100 項）。また、ヘッジ手段に係る評価差額のうちの非有効部分は、純損益において認識する（IAS No.39, par.100、訳書、第 100 項）。

いずれの方法も、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する公正価値変動に係る損益計上のタイミングを一致させることに変わりはないが、繰延ヘッジの場合は、ヘッジ対象の決済時点（ヘッジ対象のリスクに係る変動損益の実現時）までヘッジ手段の損益を繰り延べて、最終的に損益計上を行うことにより一致させるのに対し、公正価値ヘッジでは、ヘッジ対象のリスク変動損益を当期の損益として前倒し計上することにより、ヘッジ手段の公正価値変動による損益計上とのタイミングを一致させるという違いがある。したがって、SFAS No.133 と IAS No.39 での公正価値ヘッジによった場合には、金融商品会計基準（原則的処理方法である繰延ヘッジ）よりも相対的に早いタイミングで損益が認識されることになる。

繰延ヘッジは、一般に認められた会計原則に基づいて現在行われているヘッジ要素以外の財務諸表項目に関する会計処理にも、より適合するものであると考えられる。繰延ヘッジは、通常は公正価値により評価されているヘッジ手段の会計処理を、通常は取得原価により評価されているヘッジ対象に合わせるよう変更する。そのため、ヘッジ対象が取得原価により評価されているという点で、従来の会計処理との一貫性が保たれ、一般に認められている会計原則との整合性があると考えられる³²。この結果、ヘッジ手段に係る損益は発生時（ヘッジ手段の公正価値変動時、あるいは取得原価により評価されているヘッジ対象に係る未実現損益発生時）には認識されないで、ヘッジ対象の認識終了時まで繰延べられる。

³² しかし、繰延ヘッジによっても財務諸表に追加的な矛盾が生じるとの批判がある。たとえば、値洗差金勘定を日々清算することが取引所で要求されているため、上場先物の時価上昇による利益を得ている取引参加者は、この利益を日々実現することができる。繰延ヘッジのもとでは、こういった実現利益は繰り延べられることになるわけで、これは、利益が実現した時に認識するという会計の一般原則から明らかに乖離している。

この場合に、ヘッジ手段に係る取引がヘッジ対象に係る取引に従属する取引とみられ、ヘッジ手段がヘッジ対象の付属物であると考えられ、それが財務諸表に反映されるように会計処理されるのである。

これに対して公正価値ヘッジは、ヘッジ手段に関する会計処理を変更せずに、ヘッジ対象の会計処理を変え、ヘッジ対象とヘッジ手段が公正価値により評価され、両要素に係る損益は、公正価値が変動した時に、同時認識され、ヘッジの経済効果が財務諸表に反映される。通常は取得原価であるヘッジ対象の評価基準は、公正価値に基づくヘッジ手段の評価基準に変えられる。そのため、ヘッジ対象から生じる未実現利益が純利益に混入するという点において、ヘッジ対象に係る損益の性格が変質し、取得原価主義から乖離し、従来から認められている会計原則との整合性が失われると考えられる。

この場合に、ヘッジ対象に係る取引がヘッジ手段に係る取引に従属する取引であるとみるとともに、ヘッジ手段のみに焦点を当て、ヘッジ対象に係る損益がヘッジ手段に係る損益と同じような性格付けがなされ、ヘッジ手段に係る会計処理方法が採用される。ただし、公正価値ヘッジの場合には、ヘッジ対象はまだ認識されていない（公正価値により評価できない場合）にもかかわらず、公正価値により評価するので、適用正確性があるかどうかという疑問が生じている。

2 ヘッジ会計における利益概念に関する問題

つぎに、利益計算への影響に着目し、繰延ヘッジと公正価値ヘッジを検討することとしたい。

繰延ヘッジにおいては、ヘッジ手段のみを公正価値により評価するものの、それによって認識された繰延ヘッジ損益がその他の包括利益を通じて繰り延べられる。また、ヘッジ対象を公正価値により評価することもなく、取得原価のままにより評価するので、未実現利益が純利益計算に混入することがない。そして、ヘッジ対象に係る損益が実現利益として認識された時、ヘッジ手段から生じた損益によって、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益が純利益ベースで相殺される。ただし、ヘッジ手段に関する原則的な会計処理は、ヘッジ手段を公正価値により評価し、その評価差額が純利益に計上されるので、ヘッジ手段に係る損益が実現利益であり、その他の包括利益に計上されることが純利益計算を歪めるのではないかという疑問が生じる。

公正価値ヘッジにおいては、ヘッジ手段に指定されたデリバティブの公正価値変動がヘ

ヘッジ対象の公正価値変動を完全に相殺する時には、完全に有効なヘッジの結果としてヘッジ対象とヘッジ手段に関する価格変動、為替変動や金利変動が相等しく正負反対であるので、損益計算に対する影響は当然ない。デリバティブがヘッジ対象の公正価値変動を完全に相殺しないという意味で有効でない時には、そうした無効な部分または金額はその期の損益に含めなくてはならない。したがって、公正価値ヘッジにおいて、ヘッジが完全に有効であるとすれば、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益が完全に相殺されるので、損益計算に影響はないが、それ以外の場合において、本来取得原価により評価されるヘッジ対象が公正価値による評価に変更されるので、ヘッジ対象に係る損益が未実現損益になり、純利益の計算を歪めるではないかという疑問が生じる。

3 ヘッジ会計における資産負債評価に関する問題

繰延ヘッジにおいて、ヘッジ対象をヘッジ対象の原則的な会計処理に従って取得原価により評価するのに対して、公正価値ヘッジにおいて、ヘッジ対象の原則的な評価方法を変えて公正価値により評価することから、繰延ヘッジは取得原価主義会計の枠内にあり、公正価値ヘッジは公正価値主義会計の枠内にあると考えがちである。しかし、取得原価主義会計と呼ばれる場合、すべての資産を取得原価により評価することを意味するわけではない³³。資産評価は資本循環の中にどの時点を捉えるということに依存する³⁴。

取得原価主義会計について、資本循環（貨幣 G－物財等 W－より多くの貨幣 G'）を用いて整理することができる。資本循環は、単純には、「貨幣から商品へ、そしてその商品がより多くの貨幣へ変換するという過程」³⁵である。たとえば、商品を貨幣 80 と交換し（すなわち、商品を 80 で購入し）、その後、その商品を現金 100 と交換する（すなわち、商品を 100 で売却する）という活動は、当初の貨幣 80 が 100 に増加することを意味している。すなわち、資本循環とは、「貨幣をある特定の物財等に投下し、その物財等を売却または使用・費消することでより多くの貨幣を獲得するという一連の過程である。企業の活動は、このように自らが有している貨幣をある特定の財に投下し、その財からより多くの

³³ たとえば、売掛金や受取手形は、将来の回収可能価額（将来キャッシュ・インフロー）により評価されているが、このことも含めて取得原価主義会計なのである。そのため、取得原価主義会計とは、貨幣性資産については回収可能価額により、非貨幣性資産については取得原価により評価する会計を取得原価主義会計というべきであろう。

³⁴ 藤井誠「法人税法における評価損と時価概念」、齋藤真哉編著『減損会計の税務論点』中央経済社、2007年、84頁。

³⁵ 齋藤真哉「2つの測定属性と日本基準の課題」、齋藤真哉編著『減損会計の税務論点』中央経済社、2007年、40頁。

貨幣を回収しようとする活動を行っている」と解することができる³⁶とされる。

より詳細には、「商品を保有している状態は、Wの段階にあり、商品という形態で貨幣が拘束されていることを意味しており、それが売却されることによりG'に変換するといえる。このように考えるならば、Wの段階にあると考えられる場合、その資産はその資産の取得に要した支出額により評価され、G'の段階になったときに、その資産はその資産により回収される収入額に基づいて評価されると解することができる。そのため、貨幣80と交換することで取得した商品を、100で掛販売した場合、売掛金の評価額は、80ではなく100（全額回収されるとの見込を仮定）により評価されることとなるのである³⁷と説明される。

このように、取得原価主義会計とは、資本循環過程においてWの段階にあると考えられる資産について、取得原価（支出額）Gにより評価する考え方であるといえる³⁸。そして、取得原価主義会計では、物財等からより多くの貨幣に変換する時点（W-G'）で、その物財等に拘束されていた貨幣資本が回収されたと考えて、投下していた貨幣資本の大きさを支出額Gから収入（回収）額G'に置き換える処理を行うことになる³⁹。いわゆる収益認識の時点が、それに該当する。こうした考え方からは、収益と費用が独立して把握されるというよりかは、増加した貨幣資本のプラス原因としての収益、マイナス原因としての費用という関係から、両者が対応するように認識されることになり、こうした収益認識の考え方は、通常、実現主義と呼ばれるものである⁴⁰。したがって、取得原価主義と実現主義は、同じ考え方を別の表現を用いて説明しているに過ぎないのであり、両者は通底する考え方であるといえる⁴¹。

このような取得原価主義会計の観点に基づくとすれば、繰延ヘッジと公正価値ヘッジは、いずれも取得原価主義会計の枠内での処理として位置付けられる。

純粋な公正価値会計、すなわち、全ての資産負債を公正価値により評価することがあるとすれば、ヘッジ対象とヘッジ手段はともに公正価値により評価されるのであるから、そもそもヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益の認識にタイミングのズレという問題そのもの

³⁶ 前掲論文、41頁。

³⁷ 前掲論文、41頁。

³⁸ 齋藤真哉「資本維持」齋藤静樹、徳賀芳弘編著『企業会計の基礎概念』中央経済社、2010年、409-410頁。

³⁹ 前掲論文、410頁。

⁴⁰ 齋藤真哉「2つの測定属性と日本基準の課題」、齋藤真哉編著『減損会計の税務論点』中央経済社、2007年、41頁。

⁴¹ 森田哲彌『価格変動会計論』国元書房、1979年、57-64頁。

が起きないのであり、したがって、公正価値ヘッジも不要ということになる。このことも、繰延ヘッジと公正価値ヘッジがいずれも取得原価主義会計の枠内のものであるという前述の見解、あるいは現行制度が必ずしも完全な公正価値価値会計ではないという説明と矛盾しない。

第5節 小括

繰延ヘッジを原則としている金融商品会計基準に対して、SFAS No.133 と IAS No.39 は公正価値ヘッジを原則としている。どちらのヘッジ会計処理も同様に、ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動にかかる損益計上のタイミングを一致させることに変わりはないが、繰延ヘッジの場合は、ヘッジ対象に関する評価が変化せずに、ヘッジ対象の決済時点（ヘッジ対象のリスクに係る変動損益の実現時）までヘッジ手段の損益を繰り延べて、最終的に損益計上を行うことにより一致させるのに対し、公正価値ヘッジでは、ヘッジ対象に関する評価が公正価値に変化することにより、ヘッジ手段の公正価値変動による損益計上のタイミングを一致させることに違いがある。繰延ヘッジでは、ヘッジ対象について、他の会計処理との整合性がみてとれ、純利益の要である実現概念に合致するものといえる。これに対して公正価値ヘッジには、ヘッジ手段について、他の会計処理との整合性があるものの、ヘッジ対象について、他の会計処理との整合性がみられない。また、繰延ヘッジはヘッジ手段に係る取引がヘッジ対象に係る取引に従属する取引とみられ、一つの取引としているのに対し、公正価値ヘッジにはヘッジ対象に係る取引がヘッジ手段に係る取引に従属する。

以上の検討をまとめると以下の図表 2-4 に示す通りである。

〔図表 2-4〕 繰延ヘッジと公正価値ヘッジの比較

項 目	繰延ヘッジ	公正価値ヘッジ
両要素の取引の関係	ヘッジ手段がヘッジ対象に 従属	ヘッジ対象がヘッジ手段に 従属
純利益ベースでの一致	考慮する	考慮する
包括利益ベースでの一致	考慮しない	考慮する
ヘッジ対象に関する評価	取得原価	公正価値

それぞれの会計基準におけるヘッジ会計処理を適用した場合に、繰延ヘッジを採用する金融商品会計基準では純利益に未実現損益が入り込まないが、公正価値ヘッジを採用する SFAS No.133 と IAS No.39 は純利益に未実現損益が混入することになる。ヘッジ会計は、純利益ベースでのタイミングの一致と、包括利益ベースでのタイミングの一致と、純利益における実現概念の堅持という三つを同時に満すことはできない。すなわち、ヘッジ会計を適用すると、いずれか一つは犠牲にならなければならないのである。

会計基準のコンバージェンスが進行する中、日本会計基準は純利益を重視し、そして、米国会計基準および国際財務報告基準は包括利益を重視しているという違いがあることは周知の通りである。しかし、ヘッジ会計は、その目的に照らし、純利益ベースでのタイミングの一致を基本目的としているが、これを前提とするならば、繰延ヘッジと公正価値ヘッジのいずれも、包括利益ベースでのタイミングの一致と、純利益における実現概念の堅持という二つの目的を同時に満すことはできない。このことが、現在の会計制度が純利益と包括利益という二つの利益概念を前提とするヘッジ会計が抱えるジレンマであるとともに、それが会計基準間の相違という問題を利益概念および資産負債評価という本質論に関わらしめて浮き彫りするのである。

このように、純利益と包括利益という二つの利益概念、ならびに、取得原価と公正価値という二つ資産負債評価が存在するところに、日本会計基準は純利益を重視して取得原価評価を堅持し、米国会計基準および国際財務報告基準は包括利益を重視して公正価値評価を志向するという思考を持つ。ヘッジ会計の目的が、純利益ベースでのタイミングを一致させることであることに鑑みれば、日本会計基準はこの目的を達成するために包括利益ベ

ースでのタイミングの一致を犠牲にしたのであり、米国会計基準および国際財務報告基準は、包括利益ベースでのタイミングの一致という前提で、純利益における実現主義の堅持を犠牲にしたということになる。

しかし、後述するように、為替予約を用いるヘッジ取引に関するヘッジ会計の場合には、このような説明は不十分である。すなわち、日本会計基準と米国会計基準では実現主義による純利益を重視するという点で同様であるが、米国会計基準はその他の包括利益の性格を犠牲にするという場面もあるのである。

したがって、特に各ヘッジ取引についての様々なヘッジ会計処理まで踏み込むと、日本会計基準は純利益を重視して取得原価評価を堅持するのに対して、米国会計基準および国際財務報告基準は包括利益を重視して公正価値評価を志向するという思考は、そう単純なものではないことになると考えられる。

そこで、次章において、各会計基準の対立軸にたる利益概念および資産負債評価について明確にしたうえで、第4章以降で利益概念の重視を各会計基準の対立軸として捉えて、ヘッジ会計に関する各論を検討することにする。

第3章 ヘッジ会計に関する対立軸

本章では、第2章において検討の俎上に載せたヘッジ会計の問題意識に基づいて、利益概念とその関連諸概念および資産負債の評価について整理を行うことにより、本論文における主たる検討の観点を示すことにしたい。

また、日本会計基準、米国会計基準および国際財務報告基準は、財務報告の目的において、投資意思決定に資するような情報の提供を要求することでは一致しているものの、情報利用者の要望について、各会計基準は各自の考え方を有している。各会計基準は利益に関する捉え方において異なる点があり、とりわけいかなる利益を重要視するかという点で異なっている。それによってヘッジ会計に対する思考、採用するヘッジ会計処理が必然的に違ったものとなる。

以下、各会計基準において異なる利益概念の捉え方とその論拠を明らかにし、日本会計基準の思考、米国会計基準の思考および国際財務報告基準の思考をまとめることにする。

第1節 利益概念の整理

1 各会計基準における利益概念

(1) 日本会計基準における利益概念

ASBJ 概念フレームワークにおいて、利益概念としては包括利益と純利益の二つが挙げられている。包括利益は、「特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び将来それらになり得るオプションの所有者との直接的な取引によらない部分をいう。」と定義されている（企業会計基準委員会 [2006]、第3章第7項）。すなわち、日本会計基準は包括利益を純資産の変動額として捉えていることがわかる。

また、純利益については「特定期間の期末までに生じた純資産の変動額（報告主体の所有者である株主、子会社の少数株主、及び前項にいうオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く。）のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分をいう。」と定義されている（企業会計基準委員会[2006]、

第3章第8項)。以上から、純利益の特徴はつぎの二点にあると思われる⁴²。

第一に、純利益は投資のリスクから解放された成果であるという点である。投資のリスクとは、「投資の成果の不確定性であるから、成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになる。投資家が求めているのは、投資にあたって期待された成果に対して、どれだけ実際の成果が得られたのかについての情報である。」と説明されている（企業会計基準委員会 [2006]、第3章第23項）。

通常、投資家は、将来の不確定なキャッシュ・フローを期待して自己の資金をリスクにさらすわけで、投資機会の選択に当たって、事前の期待を事後の実績（投資の成果）と比べながら将来に対する期待を見直していくことに関心を持っている（企業会計基準委員会 [2006]、第1章第7項）。また、投資に当たって、どのような成果を期待しているのが、実績をどう測定するのかを制約する（企業会計基準委員会 [2006]、第1章第8項）。ASBJ概念フレームワークでは、「包括利益と純利益はともにこの制約を満たすが、このうち純利益はリスクから解放された投資の成果であり、それは、企業が行った投資に関する期待に対比される事実が生じたか否かで判断される。」とされている（企業会計基準委員会 [2006]、第3章第23項）。

たとえば、事業投資の場合、事業のリスクに拘束されない、かつ、キャッシュ・フローの裏付けのあるような資産が得られることは、投資のリスクから解放されたことを意味し、金融投資の場合、その他有価証券を期末に公正価値により評価する時に、売却を目的としない資産であるがゆえに、公正価値評価されてもキャッシュ・フローの流入が想定されていない⁴³。つまり、その評価差額は金融投資のリスクにさらされ続けており、純利益に含めるべき性質のものではないということである。

第二に、純利益は株主に帰属する部分であるという点である。現行の財務報告は、支払利息が費用とされる反面、支払配当が利益計算に含められないことから明らかなように⁴⁴、資本主理論に立脚して株主の観点から会計上の判断と財務諸表の作成を行っていると解釈⁴⁵できるため、純利益は最終的に株主に帰属する金額であるということである⁴⁶。

⁴² 齋藤真哉「財務諸表の構成要素」齋藤静樹編著『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社、2009年、92頁。

⁴³ 辻山栄子「財務諸表の構成要素と認識・測定を巡る諸問題」齋藤静樹編著『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社、2009年、143頁。

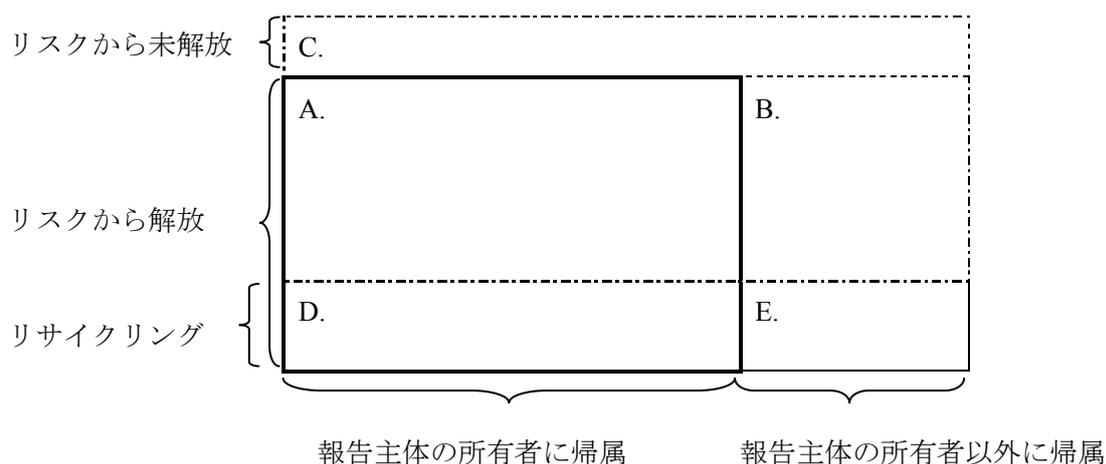
⁴⁴ 齋藤真哉「財務会計の基礎」齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵『財務会計』新世社、2014年、19頁。

⁴⁵ 前掲論文、16、19頁。

⁴⁶ 辻山栄子、前掲論文、144頁。

以下は ASBJ 概念フレームワークにおける純利益と包括利益の関係図となる。

〔図表 3-1〕 純利益と包括利益の関係図
(企業会計基準委員会 [2006]、94 頁参照)



ASBJ 概念フレームワークが公表された当時、純利益と包括利益の関係はつぎのように説明されていた。

A：当該期間中の包括利益のうち、報告主体である所有者に帰属する部分で投資のリスクから解放されている部分。

B：当該期間中の包括利益のうち、報告主体である所有者以外に帰属する部分で投資のリスクから解放されている部分。

C：当該期間中の包括利益のうち、投資のリスクから解放されていない部分。

D：過年度の包括利益のうち、報告主体である所有者に帰属する部分で、当該期間中に投資のリスクから解放された部分。

E：過年度の包括利益のうち、報告主体である所有者以外に帰属する部分で、当該期間中に投資のリスクから解放された部分。

A+D : 純利益

A+B+C : 包括利益

なお、2013 年の連結会計基準の改正により、利益に関する表示について、以下のような

変更が生じている⁴⁷。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ① 当期純利益 | → 親会社株主に帰属する当期純利益 |
| ② 少数株主損益 | → 非支配株主に帰属する当期純利益 |
| ③ 少数株主損益調整前当期純利益 | → 当期純利益 |

(2) 米国会計基準および国際財務報告基準における利益概念

2006年、FASBとIASBは概念フレームワーク共同プロジェクトを行い、両審議会は同様の包括利益概念を用いている。したがって、本章において、両審議会における包括利益概念を区別する必要はなく、併せて考察することとする。

SFAC No.6によれば、「包括利益とは、出資者以外の源泉からの取引その他の事象および環境要因から生じる一期間における営利企業の持分の変動である。包括利益は、出資者に対する分配から生じる持分の変動を除く、一期間中の持分の変動をすべて含む。」とされている(SFAC No.6, par.70、訳書、320頁)。

一方、IASB概念フレームワークではなく、IAS No.1では、「包括利益が、株主の立場としての株主による拠出及び株主に対する分配以外の取引または事象による企業の持分の当期の変動である。」と定義されている(IAS No.1, par.7、訳書、第7項)。

SFAC No.6およびIAS No.1で定義される「包括利益」概念の特徴は、まず、営業活動および財務活動のみならず、価格変動などの環境要因から生じる持分の変動を含む概念として位置付けられている(SFAC No.6, par.74、訳書、322頁)。そして、持分とは、特定の企業のすべての負債を控除した残余の資産に対する請求権である(SFAC No.6, par.49、訳書、308頁)。そのため、持分の概念は資産負債の概念から導出されるものであり、資産と負債の差額の期中変化として、包括利益概念が定義されている。

また、包括利益のもう一つの特徴は、直接的な資本取引を除く、一会計期間における資産および負債の純額としての増減額として位置付けられている⁴⁸。すなわち、包括利益は資産および負債の従属概念であり、資産および負債の評価に依存した利益概念であるといえよう⁴⁹。このことは同時に、包括利益は、その大きさを把握することはできるものの、それはあくまで資産負債の変動額の集合であるため、包括利益概念を直接的に明らかにす

⁴⁷ この変更は、連結基礎概念を親会社説から経済的単一体説に変更したことによるものと考えられるが、利益の帰属に関する変更であり、この点については、本論文の検討内容が非支配株主の有無に直接関係するものではないことから、論の展開に影響を及ぼすものではない。

⁴⁸ 松原沙織「会計基準」齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵『財務会計』新世社、2014年、98頁。

⁴⁹ 前掲論文、98頁。

るものではないことを意味する⁵⁰。

SFAC No.5 においては、純利益ではなく稼得利益を定義している。「稼得利益は、一会計期間に実質的に完了した（またはすでに完了済みの）営業循環過程に関する資産流入額が、直接的または間接的であると問わず、当該営業循環過程に関連する資産流出額を超過する（または超過しない）程度と密接な関係にある当該会計期間の業績の測定値である。」と定義されている（SFAC No.5, par.36、訳書、228 頁）。

ただし、「稼得利益は、必ずしも正確には現行の純利益と同じではない」（SFAC No.5, par.33、訳書、226 頁）のであり、両者の違いは、会計原則の変更による累積的影響額を含むか否かにある。SFAC No.5 は、「稼得利益は、当期に認識される前期損益修正の累積的影響額を含まない。現行の純利益には含まれている。（中略）稼得利益は、一期間の業績の一尺度であって、可能な限りにおいて、その期間と無関係な諸項目—主として他の期間に属する項目—を排除する」と述べている（SFAC No.5, par.34、訳書、226 頁）⁵¹。

IASB 概念フレームワークでは、純利益は構成要素として取上げられていない。その代わりに、利益を収益から費用を控除した後の残余额としている（IASB[2010], FW, par. 4.60、訳書、第 4.60 項）が、ここにいう利益は、包括利益を指すものと考えられる。また、意思決定に有用な情報の一つである財務業績に関して、包括利益、純利益またはそれらと同様の用語で表現されると記述しているに過ぎず、純利益については言及されていない（IASB[2010], FW, par. BC1.32、訳書、第 BC1.32 項）。

これに対して、IAS No.1 では、「純利益が、その他の認識包括利益の構成要素を除く費用控除後の収益の合計である。」と記述されており（IAS No.1, par.7、訳書、第 7 項）、ここでは、収益や費用の説明は行っておらず、IASB 概念フレームワークにおける収益や費用、および包括利益の定義により、純利益は包括利益概念に基づく概念であるということになるのである。

⁵⁰ 前掲論文、98 頁。

⁵¹ 米国会計基準における稼得利益概念と日本会計基準における純利益概念との主たる相違は、「会計原則の変更から生じる過年度損益への累積的影響額」を考慮するかしないか（純利益では考慮するが稼得利益では考慮しない）という点にあるにすぎない。かかる相違は本論文での検討課題であるヘッジ会計と直接的な関連性がなく、本論文では稼得利益を純利益と同義の利益概念として取り扱い、日本会計基準に合わせ、純利益という用語で統一する。

なお、2009 年、ASBJ により「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」が公表されたことにより、会計方針の変更に関しては、遡及適用を行わず注記のみによる対応から、米国会計基準と同様に、過去の財務諸表への遡及適用による対応に転換することとした（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準、第 6、46 項）。この規定から、米国会計基準における稼得利益概念と日本会計基準における純利益概念との相違は縮小していると考えられる。

2 二つの利益観

(1) 資産負債利益観と収益費用利益観

一般に、利益に対する考え方、つまり利益観によって利益の属性が選択されるようになり、異なる利益の定義が生じてくると考えられている。また、利益観は利益のみに係るものではなく、それに基づく会計上の基礎概念にも関連する。これら各会計基準における利益の捉え方がいずれも FASB 概念フレームワーク DM による二つの利益観に基づいていることは、多くの先行研究においても指摘されている⁵²。そこで、本節においては、利益が資産負債を中心として導かれる利益観と、収益費用を中心として導かれる利益観を、現行基準における利益概念と関連付け、考察することとする。

1940年のペイトン・リトルトン (Paton, W. A. and A. C. Littleton) の『会社会計基準序説 (An Introduction to Corporate Accounting Standards)』では、「会計の主目的は、費用と収益を対応させる組織的なプロセスを通じて、期間利益を測定することである」⁵³、「企業の価値の重要な基礎は—原価価格、取替価格あるいは販売ないし清算価格ではなく—収益力である。それゆえ、損益計算書が、もっとも重要な会計報告なのである」⁵⁴という彼らの考え方は、すでに収益費用利益観の思考を潜在的に織り込んでいると考えられる。

そして、1976年にFASBより公表されたFASB概念フレームワークDMにおいて、初めて「資産負債利益観 (asset and liability view)」と「収益費用利益観 (revenue and expense view)」という二つの利益観が、以下のように明確に説明された。

資産負債利益観について、「ある人々は利益を一期間における企業の純資源の増加測度と見る。それゆえ、彼らは利益を主に資産及び負債の増加及び減少に関して定義する。利益の積極的要素、すなわち収益はその期間における資産の増加及び負債の減少として定義される。利益の消極的要素、すなわち費用はその期間における資産の減少及び負債の増加として定義される。資産及び負債—企業の経済的資源及び将来他の企業に資源を譲渡するそ

⁵² 藤井秀樹「FASB1976年討議資料の収益費用アプローチに関する検討」『経済論叢』第146巻第5・6号、1990年11・12月、1-15頁。

高須教夫「FASB概念フレームワークにおける利益観--資産負債アプローチと収益費用アプローチ」『会計』第145巻第1号、1994年1月、42-56頁。

津守常弘『会計基準形成の理論』森山書店、2002年。

岩崎勇「純利益と包括利益について：利益観の観点から」『会計』第182巻第4号、2012年10月、463-474頁。

などの研究書、論文に指摘されている。

⁵³ Paton, W. A. and A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association, 1940, p.12. (中島省吾訳『会社会計基準序説 (改訳)』森山書店、1958年、20頁。)

⁵⁴ *Ibid.*, p.10. (前掲訳書、20頁。)

の債務—はこの利益観における鍵概念である。この提唱者によれば、資産及び負債の属性の測定及びそれらの変動の測定が、財務会計における基本的な測定過程である。他のすべての要素—所有主持分ないし資本、利益、収益、費用、利得、及び損失—は、資産及び負債の属性測度の差額もしくは変動として測定される。」と記述されている（FASB[1976], par.34、訳書、53頁）。

資産負債利益観では、利益の増加の要素に該当する資産から、その減少の要素に該当する負債を差し引くのである⁵⁵。ここで、資産は経済的資源ないし将来経済的便益として、負債は当該経済的資源を犠牲にする現在の義務として定義される（SFAC No.6, par.25、訳書、297頁、SFAC No.6, par.28、訳書、298頁）。したがって、資産負債利益観では、資産と負債を直接的に把握するための配分基準をどのように決めるのかが、最も重要な課題となり、一定時点での資産と負債の計算基準を確定することが必要である⁵⁶。

このことは、企業活動の目的は儲けを増大させると考えられるために、資産負債ならびにそれらの変動額を認識および測定することは企業活動の目的を達成させる前提になっている⁵⁷。つまり、資産負債の評価法の採択が利益測定に影響をもたらすと考えられるのである⁵⁸。

また、資産から経済的資源ではないもの（たとえば繰延資産）を排除することに繋がるし、また、負債から現在の義務ではないもの（たとえば債務性のない引当金）を排除することに繋がるが、それは、資産負債利益観における利益の構成要素としての資産や負債として認識するためには、将来においてキャッシュ・フローが生じる確率、つまり資産は将来キャッシュ・インフロー、負債は将来キャッシュ・アウトフローにつながる可能性が相当程度高くなければならないと考えられるからであるとされる⁵⁹。

一方、収益費用利益観とは、「ある人々は利益を、アウトプットを獲得して有利に販売するためにインプットを使用することにおける、ある企業の効率の測度と見る。彼らは利益を主に一期間における収益と費用との差額として定義する。その提唱者たちは、収益及び費用の概念が資産及び負債の概念よりも正確に定義でき、妥当な会計をより明確に示唆しうるように定義できると主張する。収益及び費用—企業の利益獲得活動からのアウトプット及び利益獲得活動へのインプットの財務表現—はこの利益観における鍵概念である。収

⁵⁵ 津守常弘『会計基準形成の理論』森山書店、2002年、180頁。

⁵⁶ 齋藤真哉「損益計算と資産負債の関係」齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵、前掲書、37頁。

⁵⁷ 佐藤信彦「純利益と包括利益」『経営財務』第2840号、2007年、39-45頁。

⁵⁸ 齋藤真哉、前掲論文、齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵、前掲書、37頁。

⁵⁹ 佐藤信彦「包括利益概念と利益観」『企業会計』第53巻第7号、2001年7月、18-23頁。

益及び費用は、その期間の収入及び支出においてではなく、その期間のアウトプット及びインプットにおいて認識される。ある提唱者は、その目的がある企業の収益力を測定することであると主張する。」とされている（FASB[1976], par.38、訳書、55頁）。

「収益及び費用の認識のときが一期間の収益からその収益を獲得するための費用を控除するときになるならば、利益は正確に測定されることになる。その提唱者によれば、一期間における努力と成果とを関連付けて費用及び収益を測定し、それらの認識時を決定することが、財務会計における基本的な測定過程である。彼らは通常財務会計、とりわけ利益測定を、費用収益対応の過程として述べる。」（FASB[1976], par.39、訳書、55頁）。

また、収益費用利益観は、貸借対照表の数値は損益計算の立場から決まるという考え方による。このような考え方が提唱されたのが、シュマーレンバッハ（E. Schmalenbach）の『動的貸借対照表論（Dynamische Bilanz）』である。シュマーレンバッハの主著『動的貸借対照表論 第四版』において、以下のような記述がある。

「動的目的設定と静的目的設定とが競合するとき、私は動的目的を取る。その理由をすすめる処は第一に己に吾々が見た通り財産計算の手段としての期末貸借対照表は根本的弱点を有する事で、従ってこの目的は満足されないで終わらねばならぬからと、第二にはよき財産計算は重要であるが、よき損益計算は一層重要であるからである。

商人の國家經濟上の職務は富者である事でもなく、また富者になる事でもない。自分の財産を余り度々数へる事は不生産的な仕事である。乍併商人はその損益成果を屢々測定し、常に之を続けて行はねばならぬ。何となれば商人の國家經濟上の使命は財を作り、財を運び、財を保蔵し、而して最後の消費者に之を供給することにある、而も之等を総て經濟的に有効に行ひ、彼の仕事によって財物自体を消耗しない様にするにある。剰余價値は費用と収益との間に存せねばならぬ。剰余價値は事柄自体から発生する。」⁶⁰

周知のように、シュマーレンバッハは、貸借対照表を期間損益計算における収支計算と損益計算とズレを収容する財務表であると解した。彼は、貸借対照表の借方を前給付（Vorleistung）、貸方を後給付（Nachleistung）とし、給付費消計算と収益費用計算を一つの期間損益計算の枠内において説明することを試みた。この収支計算と損益計算のズレについて、岩田巖教授は、次のように整理している。すなわち、借方には、①収益・未収入、②支出・未収入、③支出・未費用、④現金、貸方には、⑤収入・未収益、⑥収入・未支出、

⁶⁰ Schmalenbach, E., *Dynamische Bilanz* 4. Auflage, Leipzig: Glöckner, 1926, S.85-86.（土岐政蔵訳『動的貸借対照表論 第四版』、森山書店、1950年、60-61頁。）

⑦費用・未支出、⑧利潤が置かれる⁶¹。

このとき、借方項目は、①収益・未収入項目については将来の収入額に基づいて、②支出・未収入項目については過去の支出額または将来の収入額に基づいて、③支出・未費用項目については過去の支出額に基づいて、計上されることになり、一方、貸方項目は、⑤収入・未収益項目については過去の収入額に基づいて、⑥収入・未支出項目については過去の収入額または将来の支出額に基づいて、⑦費用・未支出項目については将来の支出額に基づいて、計上されることになるものと思われる。

ここで、注意しなければならないのは、シュマーレンバッハの理論は、期間利益の合計と全期間の収支の差を一致させるという前提があって、正確な期間損益計算を行うために、一会計期間における現金の収入・支出の時点と収益費用の認識時点の違いによって生じた未解消という性質を持つ項目を貸借対照表に収容するという点である。

さらに、収益費用利益観では、収益及び費用が支配的な概念であって、利益測定のため対応関係が重視され、また資産および負債は利益測定の必要条件によって決定される⁶²。収益の認識を経営努力によって生み出された成果（実現した収益）として、費用の認識を経営努力（発生した費用）として、収益と費用の対応という形で当該期間の利益に帰属させられる（SFAC No.6, pars.144-146、訳書、353-355 頁）。つまり、報告企業による経営努力とその経営努力によって生み出された成果との関係で企業の経営成績を表す数値として利益を捉える。

したがって、企業会計においては、発生費用と実現収益とを期間に関連せしめて適切に対応させ、その差引によって利益を算出することが、重要となる⁶³。その結果、収益費用利益観の考え方によれば、繰延資産や引当金のように、必ずしも企業にとっての経済的資源や経済的義務ではないものでも、貸借対照表において資産または負債に含めることが許容される余地が生じる⁶⁴。たとえば、新市場を開拓するための特別な支出（通常の支出金額をはるかに超えた多額の広告宣伝費）などは、支出された会計期間だけではなく、その後の期間においても収益の獲得に貢献することが期待されているので、当該支出期間を含む数期間の収益に対応する費用として取り扱うことが合理化され、繰延処理が行われる（SFAC No.6, par.141、訳書、351-352 頁）。適切な収益と費用の対応のためには、経済的資

⁶¹ 岩田巖『利潤計算原理』同文館、1956年、155頁。

⁶² 松原沙織『包括利益概念に関する研究』（博士論文）国際社会科学研究所、2009年、24頁。

⁶³ 齋藤真哉、前掲論文、齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵、前掲書、40頁。

⁶⁴ 辻山栄子、前掲論文、141頁。

源とは考えられない過去のコストのうちの一部を将来の収益に対応させるために資産として繰り延べたり、経済的義務とはみなせないものでも、当期の費用計算の合理性を高めるために負債として見越し計上する必要が生じるからである（SFAC No.6, par.141、訳書、351-352 頁）。

（２）二つ利益観と各会計基準における利益概念の関係

ASBJ 概念フレームワークにおいて、純利益は、資産負債利益観からのみ決定されるものではない。資産負債の定義から利益概念を導くのは、利益の概念から資産や負債を定義するのが困難であるからである⁶⁵。この理解は、「リスクからの解放が事前に期待した投資の成果に対応する事実の確定をいうとすれば、本来は投資がどのような成果を期待したものであるのかによって、それぞれの資産負債の評価も決められるはずである。」という記述に裏付けられる⁶⁶。つまり、一部の金融資産は公正価値変動による成果を期待するため、公正価値評価すべきであるが、事業用資産は、その資産の使用によって生じる成果を期待するため、取得原価により評価するのが原則となる⁶⁷。また、純利益は、資産負債の変動額と直結するものではないことが理解される以上、資産負債利益観に基づく概念とは言えないのであろう⁶⁸。

そもそも収益と費用の定義から、純利益が直ちに資産負債利益観に基づく利益概念ではないことが説明される⁶⁹。収益は「純利益または少数株主損益を増加させる項目」、費用は「純利益または少数株主損益を減少させる項目」と定義されている（企業会計基準委員会 [2006]、第3章第13、15項）。つまり、収益費用は純利益を増加・減少させる原因として捉え、定義を付与されるが、これらは資産負債の定義と直結していない。このことは収益費用利益観の考えに基づくものであると思われる。

ASBJ 概念フレームワークは、投資家による企業価値評価との関連性が最も高いとみられる純利益の情報価値を維持しながら、その情報を補完する貸借対照表の評価に自律性を与えて、資産や負債の公正価値に対する投資家の情報ニーズを充足しようとするものであろう⁷⁰。つまり、ASBJ 概念フレームワークにおける純利益概念は、収益費用利益観と資産

⁶⁵ 齋藤真哉、前掲論文、齋藤静樹編著、前掲書、96 頁。

⁶⁶ 齋藤静樹『会計基準の研究（増補改訂版）』中央経済社、2013 年、39 頁。

⁶⁷ 前掲書、42、79 頁。

⁶⁸ 前掲書、43 頁。

⁶⁹ 齋藤真哉、前掲論文、齋藤静樹編著、前掲書、97 頁。

⁷⁰ 大日方隆「会計情報の質的特性」齋藤静樹編著『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」第

負債利益観のいずれか一つの利益観に依拠するものではなく、この二つの利益観の両方に基づく概念である⁷¹。

FASB 概念フレームワーク DM においては、資産負債利益観と収益費用利益観という二つの利益観の間には「実質的相違」が存在するとされ、その内容として、利益の本質および貸借対照表項目の範囲の二点が挙げられている (FASB[1976], par.48、訳書、59-60 頁)。ここでいう利益の本質についての相違とは、資産負債利益観による利益を資産負債のある種の変動の正味の結果である (FASB[1976], par.48、訳書、59-60 頁) としているのに対し、収益費用利益観による利益が一期間における収益と費用の良好な対応もしくは適切な対応を通じて算出された収益と費用の差額であるとしている点にある (FASB[1976], par.50、訳書、60 頁)。

一方、貸借対照表項目の範囲についての相違は、本章において検討している包括利益と純利益の関係にとって特に重要であると思われる。資産負債利益観において資産または負債として認識される項目と、収益費用利益観において資産負債として認識される項目は異なるため、両利益観から導かれる利益にはズレが生じてくる。収益費用利益観に基づく利益は純利益であり、資産負債利益観に基づく利益は包括利益であるとするならば、両利益のズレを埋める役割を担うのが、その他の包括利益である。つまり、従来の収益費用利益観から資産負債利益観に転換させるため、収益費用利益観に基づいて算定された純利益にその他の包括利益を調整することにより、資産負債利益観に基づく包括利益が算定されることになる。

このような包括利益と純利益の関係を、FASB 概念フレームワーク DM は連繫説を用いて解説している。FASB 概念フレームワーク DM においては、「連繫とは、共通の勘定および測定値を基礎にした利益報告書（およびその他の財務諸表）と財政状態表（貸借対照表）の相互関係をいう。連繫した財務諸表においては、利益は正味資産の増加をもたらし、また逆に、正味資産のある種の増加は利益として表れる」と述べられている (FASB[1976], par.72、訳書、81 頁)。そして、「共通の勘定および測定値を基礎にした利益報告書（およびその他の財務諸表）と財政状態表（貸借対照表）の相互関係をいう。」という文言からは、共通の基礎データを用いて財務諸表を作成することにより、財務諸表間に基礎データの共通性と

2 版』中央経済社、2009 年、71-74 頁。

⁷¹ 齋藤真哉、前掲論文、齋藤静樹編著、前掲書、97 頁。

齋藤真哉、前掲論文、齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵、前掲書、38 頁。

いう相互関係が保たれ、かかる相互関係こそが連繋であるとの解釈ができるのである⁷²。また、「利益は正味資産の増加をもたらし、また逆に、正味資産のある種の増加は利益として表れる」という文言からは、利益が正味資産の増加の一要因であることが示され、正味資産の増加全額が必ずしも利益額と一致するわけではないという解釈ができるのである。

このように、貸借対照表と損益計算書の連繋、すなわち、クリーン・サープラス関係を維持することを前提とするならば、その他の包括利益を通じて、両利益観から導かれる利益を一致させることになる。

IASB 概念フレームワークにおいては、利益に関する情報よりも、資産と負債・持分にに関する情報が先に位置付けられており、利益に関する情報を論じる際に収益費用という用語は使用されず、資産と負債の変化に関連付けて論じる点では、資産負債利益観の特徴が強く反映されているといえよう。また、IASB 概念フレームワークにおける「意思決定に有用となるためには、財務報告は、報告企業の経済的資源及び請求権、並びにある期間中の経済的資源及び請求権の変動に関する情報を提供しなければならない。」(IASB[2010], FW, par.BC1.32、訳書、第 BC1.32 項) という記述により、資産負債概念の優先性が強く強調されていることがわかる。

ただし、このことをもって、包括利益が資産負債利益観のみに準拠する概念であると断定することはできないであろう。たとえば、減価償却の場合は、資産を再評価せずに減価償却費が定期的に認識・計上される。この会計処理は典型的な収益費用利益観によって導かれてきたものである。しかし、減価償却は、純利益および包括利益の双方の利益に反映される。

このように、国際財務報告基準は純粋に資産負債利益観に基づいて構成要素と利益概念を導くわけではなく、資産負債利益観に軸足を置きつつも収益費用利益観によって期間損益計算を補完する形を採用していると考えられる。

(3) 二つの利益観の両方に基づく利益概念

資産負債利益観と収益費用利益観という二つの利益観は利益をどのように捉えるかという観点であるが、この二つの利益観は、純利益あるいは包括利益といった特定の利益概念と結びつくわけではなく、中立的に理解すべきである⁷³。この点について、斎藤静樹教授

⁷² 津守常弘、前掲書、180-182 頁。

⁷³ 齋藤真哉、前掲論文、斎藤静樹編著、前掲書、97 頁

は「そもそも資産や負債の評価と利益の測定は、会計の仕組みとは別に、それぞれが固有の意味を持っている。したがって、両者の結果を矛盾なく結び付けるには、どちらか一方を犠牲にするか、そうでなければ一方を二段構えにして、必要な情報を開示した後に他方との連携を図る部分を加えるしかない。財やサービスのフローとキャッシュ・フローとを結びつけ、それらのタイミングの違いをストックの繰越額で調整しながら利益を捉える企業会計では、貸借対照表と損益計算書のどちらを優先するのかが絶えず問われ続けてきた。クリーン・サープラスの制約に従う以上、資産負債と利益とのいずれか一方が、他方の計算結果に依存して決められるからである。これが、企業会計におけるストックとフローの間の連繋である。」と述べている⁷⁴。

しかし、近年の会計基準の国際的コンバージェンスにおいて、資産と負債の概念に織り込まれた「経済的便益」が将来キャッシュ・フローを意味するのであるから、将来キャッシュ・フローに基づいた測定を行うことが定義と評価の整合性を満たすとする解釈が行われている⁷⁵。すなわち、資産負債の捉え方の変更により、公正価値評価が発展され、資産負債の中心の利益観が強調されるようになった結果、利益の開示が二つなされ、一方で純利益を測定するとともに、それと資産負債の評価との連繋を図る包括利益が追加されることになった⁷⁶。このように、純利益に含められなかった包括利益の要素（その他の包括利益）は、これら二つの利益観のズレを吸収して帳尻を合わせるという役割を果たしているとされる⁷⁷。

（４）その他の包括利益とリサイクリング

純利益と包括利益の算定において、前節で記述したように、二つの利益観の両方に基づいて計算されるので、貸借対照表項目の範囲の相違が生じ、資産負債の増減に伴う収益費用の認識の時期（タイミング）が異なることになる。

資産負債中心観と収益費用中心観について、齋藤真哉教授は、「当該討議資料では、資産と負債を定義づけることで、他のすべての構成要素の定義が従属的に導かれるとの立場を採っていない。そのため、資産および負債を定義し、そこから純資産および包括利益の定義を導くという流れからは独立に、収益と費用は、純利益（および少数株主損益）に結び付けられて定義され、純利益との関係で株主資本が位置づけられている。このことは、資産負債アプローチ（資産負債中心観）と収益費用アプローチ（収益費用中心観）のいずれか一方によってのみ、会計制度における計算構造が成り立っているわけではないとの認識に基づいている」と述べている。

⁷⁴ 齋藤静樹、前掲書、52頁。

⁷⁵ 井上良二『新版財務会計論』税務経理協会、2008年、33頁。

⁷⁶ 齋藤静樹、前掲書、52頁。

⁷⁷ 前掲書、52頁。

収益費用の認識の時期が異なる場合に、当期または過年度における二つの利益のズレの部分（その他の包括利益）をリサイクリング（組替調整）することにより、純利益と株主資本との間のクリーン・サープラス関係（連繫）を保ちつつ、包括利益と純資産との間のクリーン・サープラス関係を保った二つの利益を示すことができる。このように、二つのクリーン・サープラス関係を同時に成り立たせるためには、その他の包括利益をリサイクリングすることが必須となる。

その他の包括利益について、包括利益会計基準においては、「包括利益のうち当期純利益及び少数株主損益に含まれない部分をいう。」と定義される（包括利益会計基準、第5項）。また、SFAC No.6においては、「包括利益には含まれるが稼得利益からは除外されるものに累積的会計修正および出資者以外の者との取引から生じる持分の変動」がその他の包括利益として示されている（SFAC No.6, par.215、訳書、385頁）。

リサイクリング（組替調整）について、SFAS No.130においては、以下のように述べている。「その期間の純利益の一部として表示される包括利益項目のうち、その期あるいはそれ以前の期間において、その他の包括利益の一部としてすでに表示された項目の二重計上を避けるため、調整が行われなければならない。たとえば、当期中に実現し純利益に含められたが、発生した年度にも未実現保有利得としてその他の包括利益にすでに含められている有価証券投資による利得は、包括利益に二度計上されることを避けるため、純利益に含められた年度にその他の包括利益から控除されなければならない。このような調整は本基準書では組替調整（reclassification adjustments）とよばれる」（SFAS No.130, par.18）。

IAS No.1において、リサイクリング（組替調整、reclassification adjustments）とは、当期または過年度においてその他の包括利益において認識され、純利益に組み替えられた金額をいうとしている（IAS No.1, par.93, par.BC69、訳書、第93、BC69項）。これは、包括利益に含まれる項目が、IAS No.1に従って当期純利益に組み替えられるときに、その項目が包括利益に二重に含まれることを防ぐために、その他の包括利益から控除されると説明されている（IAS No.1, par.7、訳書、第7項）。

ここで、IAS No.1では、リサイクリングではなく、SFAS No.130で使用されている用語とのコンバージェンスを図るために「組替調整」という用語を用いているが、両方の用語は意味において同様であるとしている（IAS No.1, par. BC70、訳書、第BC70項）。

包括利益会計基準において、純利益を構成する項目のうち、当期または過去の期間にその他の包括利益に含まれていた部分を組替調整額としている（包括利益会計基準、第9項）。

具体的には以下のように定義されている（包括利益会計基準、第31項）。

- ① その他有価証券評価差額金に関する組替調整額は、当期に計上された売却損益及び減損損失等、当期純利益に含められた金額による。
- ② 繰延ヘッジ損益に関する組替調整額は、ヘッジ対象に係る損益が認識されたこと等に伴って当期純利益に含められた金額による。なお、ヘッジ対象とされた予定取引で購入した資産の取得原価に加減された金額は、組替調整額に準じて開示することが適当と考えられる。
- ③ 為替換算調整勘定に関する組替調整額は、子会社に対する持分の減少（全部売却および清算を含む）に伴って取り崩されて当期純利益に含められた金額による。

ASBJ 概念フレームワークでは、過年度に計上された包括利益のうち期中に投資のリスクから解放された部分をリサイクリングということとしている（企業会計基準委員会[2006]、第3章第12項）⁷⁸。

リサイクリングを通じて、毎期の資産と負債の正味差額としての純資産の期間変動額（包括利益に相当する部分）の報告と、企業活動の収益と費用に着目した純利益の報告がともに可能になっている⁷⁹。また、リサイクリングを通じて、資産の取得原価と売却価額との差額は必ず一度は純利益に含められることになるから、全期間を通算すると、包括利益と純利益の総額は完全に一致する⁸⁰。その意味では、純利益と包括利益の差異は、業績としての認識のタイミングの違いに過ぎないということになる。それは、既述のように、純利益は企業の収益や費用に着目してキャッシュ・フローを配分し直した利益概念であり、包括利益は、企業の資産や負債の評価に着目した利益概念であるが、企業が保有する資産や負債をどのように評価しようとも、期間を通算した利益の額は全体利益には影響を与えないからである⁸¹。

リサイクリングに基づく純利益の計算を維持することが重要であり、包括利益は単独では業績指標としての意味をあまり持たないと考えられることから、包括利益と純利益の両

⁷⁸ 組替調整もしくはリサイクリングについて、概念上は、日本会計基準、米国会計基準、国際財務報告基準のいずれにおいても同様の意味として用いられていると考えられるので、本論文ではリサイクリングという用語に統一することとする。

⁷⁹ 松原沙織「財務諸表」齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵、前掲書、74頁。

⁸⁰ 合致の原則とは、企業の成立から解散までの期間を全期間と表現し、利益が計算される場合を想定すると、全期間の利益が各期間の利益の合計に合致すること、そして全期間の利益が全期間の利益が全期間の収入と全期間の支出の差額に合致することである（齋藤真哉、前掲論文、齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵、前掲書、32頁）。

⁸¹ たとえば、固定資産の再評価益をある期の利益に算入すると、翌期から償却費用が期間にわたって増加するため、期間を通算した利益の額は、評価益を計上しなかった場合と変わらない。

方についてクリーン・サープラス関係を確保するためにはリサイクリングが必要なのである。

以上のように各会計基準ともに、リサイクリングは、その他の包括利益として認識した項目を実現時に純利益として再び認識し、包括利益での利益の二重計上を避けるために調整を行うことを意味していることが共通概念になっている。そこで、また一つ重要なポイントになっているのは実現概念である。改めていうまでもなく、リサイクリングを行うタイミングは、その他の包括利益に計上している利益が実現される際であるためである。

3 実現概念

実現概念は、純利益における基礎概念のみならず、繰延ヘッジと公正価値ヘッジにおいても最も重要な概念であり、両会計処理の相違の本質を表わすものと考えられる。そのため、ヘッジ会計において、実現概念を明確化することが不可欠となる。

(1) 伝統的実現概念

企業会計において、基本的な収益認識基準として実現主義が採用され、具体的には販売という事実を基準としている⁸²。この考え方が採用される論拠として、以下の三点が挙げられる⁸³。

① 確実性

代金回収の確実性という意味での財務的な裏付けの存在があるということ。

② 客観性

金額を含めた取引内容を客観的に証明できるものであること。

③ 信用経済の考慮

今日の経済は信用経済の基に成り立っており、必ずしも現金の授受が主流ではないことから、収支のタイミングと損益認識のタイミングにズレが生じることは自然なことであること。すなわち、実現主義の思考のもとでは、収益の認識に際して、必ずしも現金を受領している必要はない⁸⁴。

そして、この三つの論拠はペイトン・リトルトン (Paton, W. A. and A. C. Littleton) や森田哲彌教授が提唱していた伝統的実現概念に関する理論に依存するものであると考えられ

⁸² 伊藤邦雄『新・現代会計入門』日本経済新聞社、2014年、184、185頁。

⁸³ 前掲書、185-187頁。

⁸⁴ 前掲書、185頁。

る。

ペイトン・リトルトンの『会社会計基準序説 (An Introduction to Corporate Accounting Standards)』は、実現概念に関する伝統的な見解の代表であり⁸⁵、その後の会計学へ大きな影響を与えたとされる⁸⁶。以下、まず、ペイトン・リトルトンにおける実現概念の特徴を確認する。

ペイトン・リトルトンは実現概念について、「支配的な見解によれば、収益は、現金の受領、あるいは、売上債権その他の新しい流動性ある資産によって立証されたときに実現される。ここには、つぎの二つのテストが意味されている。すなわち、①法律上の販売またはそれに類する過程を通じての（他の資産への）転換と、②流動性ある資産の取得を通じての（収益の）確定である⁸⁷」と説明している。

また、ペイトン・リトルトンは、「収益は営業活動によって暗黙裡に稼得されているということができるが、通常その金額はその活動過程が完了し、製品が顧客に引き渡されるまではなお不確実である。この引渡しの時に至ってその製品に対する価格は客観的に決定され、そして収益実現の尺度とするにふさわしい新しい資産が登場するのである⁸⁸」と述べている。

ペイトン・リトルトンによる実現概念を踏まえ、森田哲彌教授は、実現概念をつぎのように整理している。すなわち、一般的な解釈によれば、①市場取引の存在、②給付の提供、③対価としての流動性ある資産などの取得という三つの要件が満たされた場合に、会計上、収益は実現したものとして認識され、このような特徴を有する実現は、伝統的実現概念と呼ばれてきた⁸⁹。そして、実現概念を支える一つの有力な根拠を、これらの三つの要件を満たすことにより、初めて収益の獲得また収益の額が確実になるということ、すなわち確実性を保証するという点に求めることができる⁹⁰。

以上概観したように、このような特徴を有する実現概念は、費用収益対応原則に基づき利益計算を行う際に重要な役割を果たす⁹¹。

⁸⁵ 前掲書、213頁。

⁸⁶ 松原沙織、前掲書、36頁。

⁸⁷ Paton, W. A. and A. C. Littleton, *op. cit.*, p.49. (中島省吾訳『会社会計基準序説 (改訳)』森山書店、1958年、84頁。)

⁸⁸ *Ibid.*, p.49. (前掲訳書、84-85頁。)

⁸⁹ 森田哲彌『価格変動会計論』国元書房、1979年、54、55頁。

⁹⁰ 森田哲彌「実現概念・実現主義に関するノート」『一橋論叢』第83巻第1号、1980年1月、110頁。

⁹¹ 松原沙織、前掲論文、74頁。

(2) 実現および実現可能概念

実現および実現可能の概念は 1957 年に AAA より公表された「会社財務諸表の会計と報告の基準 (Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements)」で最初に示された。

AAA は、「実現の本質的な意味は、資産または負債における変動が、会計記録上での認識計上を正当化するに足るだけの確定性 (definite) と客観性 (objective) とを備えるに至ったということである⁹²。」とし、これまでの実現概念が収益、ひいては利益の認識原則として位置付けられていたのに対して、資産や負債までも拡大した会計上の認識の一般的な基礎概念として規定されている。ここに、実現概念の適用範囲の拡大という第一の特徴を指摘することができる⁹³。第二の特徴は、実現の要件の変化である。すなわち、貨幣性資産の受領という要件が後退し、「確定性」と「客観性」が挙げられている点である⁹⁴。

さらに、「このような実現の認識は、独立の当事者間の交換取引が行われたこと、これまでに確立された取引上の実践慣行にかなっていること、あるいは、その履行が実質的に確実視されるような契約諸条件を基礎として行われることとなろう。その認識は、銀行制度の安定性、商業上の契約の拘束力、あるいは高度に組織化された市場が資産の他の形態への転形を容易にしうる能力のいかんによって規定される⁹⁵」とし、独立の当事者間の取引であることが要件として含まれている。この点から伝統的実現概念と異なっていないという解釈も成り立つが、企業による保有期間における資産の価値の変化を表わす保有利得および損失を考慮するということは、特定の資産については、保有利得を実現したものとみなす余地があることを意味し、拡大した実現概念を示しているとも解釈できると思われる⁹⁶。

SFAC No.5 では、収益認識として実現概念に実現可能概念を加え、稼得利益と包括利益とを共存させている⁹⁷。会計上の基本的な認識規準として、以下の四つを挙げている (SFAC No.5, par.63、訳書、239-240 頁)。

⁹² AAA, Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, “Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements: 1957 Revision”, *The Accounting Review*, Vol.32 No.4, April 1957, p.538.

⁹³ 辻山栄子『所得概念と会計測定』森山書店、1991年、140頁。

⁹⁴ 前掲書、142-143頁。

⁹⁵ AAA, *op. cit.*, pp.315-317.

⁹⁶ 辻山栄子、前掲書、145-147頁。

⁹⁷ 松原沙織、前掲書、42頁。

- ① 当該項目が財務諸表の構成要素の定義を満足すること。
- ② 当該項目が十分な信頼性をもって測定できる目的に適合する属性を有すること。
- ③ 当該項目に関する情報が情報利用者の意思決定に影響を及ぼしうること。
- ④ 当該情報が表現上忠実であり、検証可能でありかつ中立であること。

ただし、この規準によってすべての構成要素を認識するのではなく、収益および利得については、さらに追加的な認識規準として、①実現または実現可能、②稼得、の二つの要件を考慮することが必要であるとしているのである（SFAC No.5, par.83、訳書、249-250 頁）。

ここで、現在、SFAC No. 5 に示された実現または実現可能という要件は、以下のように説明されている。すなわち、「収益および利得は、製品（財貨もしくは用役）、商品またはその他の資産が現金または現金請求権と交換される時点で認識される。収益および利得は、取得もしくは所有している資産が容易に既知の現金額または現金請求権に転換される時点で実現可能となる」（SFAC No.5, par.83、訳書、249-250 頁）。ここに、後者の実現可能の要件については、貨幣または貨幣請求権への転換を重視していると捉える。

さらに、SFAC No.6 では、「最も厳密な意味において、実現は、非現金的な資源源および権利を貨幣に転換するプロセスを意味し、会計および財務報告において厳密には、資産を販売して、現金または現金に対する請求権を得ることを意味するものとして用いられている」（SFAC No.6, par.143、訳書、353 頁）。

（3）投資のリスクからの解放概念

ASBJ 概念フレームワークでは、従来の「実現」および「実現可能」といった概念のかわりに、投資の成果である収益は「投資のリスクからの解放」という概念を用いて判定されることとされている⁹⁸。

投資のリスクからの解放の概念について、「投資のリスクとは、投資の成果の不確実性であるから、成果が事実となれば、それはリスクから解放されることになる。投資家が求めているのは、投資にあたって期待された成果に対して、どれだけ実際の成果が得られたのかについての情報である。」と定義されている（企業会計基準委員会 [2006]、第 3 章第 23 項）。すなわち「投資のリスクからの解放」というのは、投資にあたって期待された成果が事実として確定することである。ただし、「投資のリスクからの解放」については、その要件が定義されていない。

⁹⁸ 辻山栄子、前掲論文、148 頁。

ここで、投資の成果は、その投資の目的に照らして、事前に期待されていた成果が現実のものになったか否かによって把握される。つまり、投資の目的はより多いキャッシュを獲得することにあるから、実質的にキャッシュ・イン・フローと同じものを獲得したとみなしうるときに、投資の成果が確定したと考えるのである⁹⁹。そのような意味で、事前の期待が現実のものに置き換わったときを、ASBJ 概念フレームワークでは「投資のリスクからの解放」と表現していると考えられるのである。

また、ASBJ 概念フレームワークでは、実現した成果と投資のリスクからの解放について、以下のように記述されている（企業会計基準委員会 [2006]、第4章第58項）。

「最も狭義に解釈した『実現した成果』は、売却という事実裏付けられた成果、すなわち非貨幣性資産の貨幣性資産への転換という事実裏付けられた成果として意味付けられることが多い。この意味での『実現した成果』は、この概念フレームワークでいう『リスクからの解放された投資の成果』に含まれる。ただし、投資のリスクからの解放は、いわゆる換金可能性や処分可能性のみで判断されるのではない。他方の『実現可能な成果』は、現金または現金同等物への転換が容易である成果（あるいは容易になった成果）として意味付けられることが多い。この意味で『実現可能な成果』の中には『リスクからの解放された投資の成果』に該当しないものも含まれている。」

ここでは事業資産の使用により生み出された利益を認識する規準を紹介しないこととし、リスクからの解放という概念の観点から、金融商品に着目し、以下の例を取り上げ、金融商品に関する利益認識を判定する。

有価証券の中には事業投資の性格を持っているもの（子会社及び関連会社株式など）、あるいは事業投資に拘束されているもの（その他の有価証券）が含まれている。また、満期まで保有する目的で保有されているもの（満期保有有価証券）もある。したがって、以上のような三つの有価証券は市場性があるといっても、事業上の遂行に制約がある場合が多い。またもともとそれらの有価証券が公正価値の変動を期待して保有されているわけではないため、評価差額をそのまま投資の成果と考えることはできないのである。このような事業投資については、事業のリスクに拘束されない独立の資産を獲得するようになったとみなしうる時点で、つまり投資のリスクから解放された時点で投資の成果が達成されたことになり、利益認識することになる¹⁰⁰。また、「投資のリスクからの解放」を「比較的短期

⁹⁹ 齋藤真哉、前掲論文、齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵、前掲書、32頁。

¹⁰⁰ 辻山栄子、前掲論文、149頁。

に資金投資にまわせること」と捉えた場合¹⁰¹、投資のリスクから解放されていないその他の包括利益の一構成要素であるその他有価証券は、「比較的短期に資金投資にまわすことのできない未実現の保有利得¹⁰²」として解釈することも可能である¹⁰³

さらに、ASBJ 概念フレームワークの特徴として、投資家にとっての有用な情報および実証研究より包括利益よりも純利益に有用性を与え、純利益を「リスクからの解放された投資の成果」として位置付けている点が挙げられる（企業会計基準委員会 [2006]、第 3 章第 21 項）。

第 2 節 資産負債評価方法の整理

ヘッジ会計の領域においては、常に二つの対立する評価方法が存在する。すなわち、ヘッジ対象については取得原価により評価し、ヘッジ手段については公正価値により評価するというものである。ゆえに、両要素に係る損益の認識の時期のズレが生じるのである。本節では、評価方法としての取得原価と公正価値の概念を整理することとする。

1 取得原価

取得原価は、資産取得の際に支払われた現金もしくは現金同等物の金額、または取得のために犠牲にされた財やサービスの公正な金額をいい、将来に回収されるべき投資の残高を表す（企業会計基準委員会 [2006]、第 4 章第 8 項）。これは、資産の価値の測定方法というより、資産の利用に伴う費用を測定するうえで重要な意味を持つ（企業会計基準委員会 [2006]、第 4 章第 10 項）。取得原価で資産を測定する場合には、現在の投資行動をそのまま継続することが前提となる。したがって、未償却原価によって資産を測定する場合には、その測定値は継続利用している資産について将来に回収されるべき投資の残高を表現するものであり、将来において計画的・規則的に配分することが予定されている（企業会計基準委員会 [2006]、第 4 章第 9 項）。ただし、費用測定のための期間配分の手続において将来事象に関する見積もりが行われるため、重要な誤謬が事後的に判明した場合には、見積もりが適宜修正され、それに応じて未償却原価も修正されることになる（企業会計基準委員会 [2006]、第 4 章第 10 項）。

一般に資産を取得原価で測定する手法は、つぎの三つの形式的な特徴点が見出せると思

¹⁰¹ 齋藤真哉、前掲論文、齋藤静樹編著、前掲書、92-95 頁。

¹⁰² 前掲論文、92-95 頁。

¹⁰³ 松原沙織、前掲書、45 頁。

られる¹⁰⁴。第一は、固定資産を取得原価で評価するという点である。第二は、取得原価はある財貨・サービスを取得するために支払った金額を費用として計上することを意味する¹⁰⁵点であり、第三は、取得原価で評価された資産は貨幣の価値変動を無視する¹⁰⁶という点である。このような取得原価評価の特徴から、取得原価評価による期間損益計算をみると、日々行われる取引（事象）に基づいて原初価額を認識し、実現した収益とその対応する費用の差額に基づいて期間損益計算するという構造が成立する。

2 公正価値

(1) 金融商品会計基準

金融商品会計基準¹⁰⁷において、「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配または指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。」とされている（金融商品会計基準、第6項）。また、金融商品実務指針において、「時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である。」と規定されている（金融商品実務指針、第47項）。その定義から明らかであるように、時価は、公正な評価額であり、市場価格に基づく価額と、市場価格がない場合の合理的に算定された価額からなっている¹⁰⁸。

一般に時価の意義は、つぎのように解釈されている¹⁰⁹。第一に、時価は主観価値（使用価値）と客観価値（交換価値）の二つの側面を有している。第二に、時価の本質は「将来キャッシュ・フローの現在価値」としての使用価値にあり、完全・完備した市場においてのみ「使用価値＝交換価値（市場価格）」となる。第三に、活発な市場が存在しない場合、オプション評価モデルや類似商品の市場価格等の市場価値の推定方法を採用し、時価を見積もる必要がある。

ここで、市場価格に基づく価額とは、売買が行われている市場において金融資産の売却

¹⁰⁴ 森田哲彌「原価主義会計における資産評価」『横浜経営研究』第15巻第2号、1994年6月、95、96頁。

¹⁰⁵ たとえば、100円で買った商品を150円で売ったときには、その商品に対する支出額である100円を費用に計上する。そうすると、計算された利益をすべて配分しても、はじめに投資した100円という貨幣量が残る。

¹⁰⁶ 資産の価値に変動があっても、それを会計計算上考慮しないということである。インフレが生じて貨幣価値が相対的に下落しても、名目額100円はあくまで100円とみるということである。

¹⁰⁷ 金融商品会計基準上、公正価値につき時価という用語を用いているので、本節に限定し、時価という用語を用いる。

¹⁰⁸ 浦崎直浩『公正価値会計』森山書店、2002年、21頁。

¹⁰⁹ 斎藤静樹、徳賀芳弘編著『企業会計の基礎概念』中央経済社、2010年、372頁。

により入手できる現金の額または取得のために支払う現金の額をいい、つぎの金融資産¹¹⁰については公表されている取引価格を市場価格とする（金融商品実務指針、第 48 項）。

- ① 取引所に上場されている金融資産。
- ② 店頭において取引されている金融資産。
- ③ 取引所または店頭の取引に準じて随時、売買・換金等が可能なシステムにより取引されている金融資産。

上述の③にみる随時、売買・換金等が可能なシステムとは、金融機関・証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場などをいい、その市場が流動性を確保するうえで十分に整備されている場合には、そこで成立する取引価格を市場価格とすることができる（金融商品実務指針、第 51 項）。また、市場価格がない金融資産とは、上記の①から③に該当しない資産である。

それ以外に、「何ら広く一般に価格が公表されていない金融資産又は買手と売手の双方の合意に基づく以外に価格が決定できない金融資産」、「取引所もしくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産又は市場価格が存在しない金融資産」がある（金融商品実務指針、第 53 項）。市場価格がない場合または市場価格を時価とみなせない場合、時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額による。ここで、合理的に算定された価額とは、つぎのような方法で算定された価額をいう（金融商品実務指針、第 54 項）。

- ① 取引所から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利率、満期日、信用リスクおよびその他の変動要因を調整する方法。
- ② 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法。
- ③ 一般に広く普及している理論値モデルまたはプライシング・モデルを使用する方法。

（2）米国会計基準

SFAS No.157 では、公正価値を「測定日現在において市場参加者の間の秩序ある取引により資産を売却して受け取り、又は負債を移転するために支払うであろう金額」と定義し

¹¹⁰ 金融商品会計基準における金融資産の範囲には、現金預金、受取手形、売掛金および貸付金等の金銭債権、株式その他の出資証券および公社債等の有価証券ならびに先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引およびこれらに類似する取引により生じる正味の債権等が含まれる（金融商品会計基準、第 4 項）。

ている (SFAS No.157, par.22)。資産を取得の際に支払う (または負債を引き受ける際に受け取る) 「入口価格」ではなく、資産を売却 (または負債を移転) するための「出口価格」による (SFAS No.157, par.4)。公正価値は、資産負債の主要な市場 (主要な市場が無い場合は最も有利な市場) における「出口価格」によることを基本としている (企業会計基準委員会 [2009]、第 35 項)。負債の場合は、その企業 (報告主体) 自身の信用リスクを織り込んで算出する (SFAS No.157, par.5)。

活発な取引が行われる市場で成立する公表市場価格 (quoted market price) が公正価値の最善の証拠とされ、入手可能な場合にはこれを用いる (企業会計基準委員会 [2009]、第 69 項)。しかし、固定資産においては、一般に活発な取引が行われている市場が形成されているとは言い難く、したがって、多くの場合には公表市場価格が入手できない (企業会計基準委員会 [2009]、第 69 項)。

このように公表市場価格が利用できない場合には、類似の資産 (資産グループ) の市場価格が用いられる。当該資産の市場価格も入手できない場合には、見積り将来キャッシュ・フローの現在価値、オプション・プライシング・モデル等の各種評価技法に基づいて算定した価格等、その状況において入手可能な最善の情報に基づいて、公正価値を見積もることになる (企業会計基準委員会 [2009]、第 76 項)。

評価技法として適用される現在価値法については、SFAC No.7 において、以下の二つの方法が示されている (SFAC No.7, par.41、訳書、440-441 頁)。

- ① 将来生じうるキャッシュ・フロー見積額を生起確率で加重平均し、リスク調整を行ったうえで、リスク・フリーの割引額で割り引いた金額。
- ② 将来生じうるキャッシュ・フロー見積額のうち、最善のものまたは最も生起する可能性の高いものをリスク調整後の割引率で割り引いた金額。

米国会計基準において測定属性として公正価値が用いられる理由のひとつは、使用価値の見積りが主観的であるのに対して、公正価値の適用が信頼しうる測定値として経営者の (主観的な) 判断の余地を狭めうるとされる点にある (SFAC No.7, par.35、訳書、438 頁)。

すなわち、公正価値の測定にあたって将来キャッシュ・フローの現在価値を用いることは、市場参加者の平均的な期待に基づいて将来キャッシュ・フローの見積もりを行うものである (SFAC No.7, par.24(b)、訳書、432 頁)。このことは、市場参加者が公正価値を見積る際に用いる情報や前提条件を可能なかぎり織り込んだ、いわば理想値としての市場価格に代替しうる最良の近似値として用いることを目的とするものである (SFAC No.7, par.42、訳

書、441-442頁)。

(3) 国際財務報告基準

IFRS No.13 では、公正価値の定義を「測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格又は負債を移転するために支払うであろう価格」としている (IFRS No.13, par.7、訳書、第7項)。

これまでの三つの会計基準における公正価値概念についての説明から明らかであるように、日本会計基準における時価概念は、入口価格と出口価格を区別していない。そのような取扱いは、米国会計基準および国際財務報告基準の公正価値に関する定義が、出口価格に限定している点と異なる点である。

ただし、活発な取引が行われるような金融商品市場の場合には、入口価格と出口価格に差異はない。したがって、金融商品に関する会計の枠内のヘッジ会計を研究する領域で、金融商品会計基準における時価概念と米国会計基準および国際財務報告基準における公正価値の概念に差異はないと考えられ、本論文においては公正価値という用語を用いる。

第3節 純利益と包括利益

1 日本会計基準—純利益重視

企業会計基準委員会は、2010年6月に包括利益会計基準の公表により、包括利益を表示することを受け入れるものの、「包括利益の表示の導入は、包括利益を企業活動に関する最も重要な指標として位置付けることを意味するものではなく、当期純利益に関する情報と併せて利用することにより、企業活動の成果についての情報の全体的な有用性を高めることを目的とするものである。」(包括利益会計基準、第22項)と、「一貫性、明瞭性、理解可能性などの点で利点があるとして1 計算書方式を支持する」と明記している (包括利益会計基準、第36項)。したがって、日本会計基準は純利益を明らかに支持していることが確認できる。純利益についての変更を行わないという決定から、純利益の業績指標としての役割が維持されていることが理解される¹¹¹。

また、ASBJ 概念フレームワークにおいて、純利益を「特定期間の期末までに生じた純資産の変動額 (包括利益) の内、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、

¹¹¹ 齋藤真哉、前掲論文、齋藤静樹編著、前掲書、95頁。

報告主体の所有者に帰属する部分」と捉え、株主が事前の期待を事後の事実（投資の成果—純利益）と比べながら将来に対する期待を見直していくことに関心を持っていると考え、投資の成果である純利益を業績指標として位置付け、純利益の表示を要求する¹¹²。そして、利益の二重計上を防ぐために、リサイクルリングの観点からも日本会計基準が純利益を擁護している点が確認できる¹¹³。

日本会計基準では、財務報告の目的を達成するため、投資家へ意思決定有用性を向上できるような情報を提供しなければならない。ASBJ 概念フレームワークにおいて、「財務報告の目的は、投資家の意思決定に資するディスクロージャー制度の一環として、投資のポジションとその成果を測定して開示することである。」とされている（企業会計基準委員会 [2006]、第1章第2項）。財務報告の目的から、つぎの事項が明らかである（企業会計基準委員会 [2006]、第1章第3項）。

- ① 情報提供の対象が投資家、いわゆる株主であること。
- ② 株主の意思決定に資する情報を提供すべきであること。

このうち②については、株主が投資することによって将来に獲得するであろうキャッシュ・フローの現在価値が、投下資本より大きい場合に限って投資行為を行うものと思われる¹¹⁴。このキャッシュ・フローの現在価値を得るため、将来的なキャッシュ・フローに対する予測が必要になってくる。また、予測のベースになるのは、経営者の恣意的な影響を受けない単純な事実としての期間キャッシュ・フロー情報であろう¹¹⁵。これは、経営者が、保有目的によって資産の会計上の性格が異なり、評価方法もきっと同一にならないと考えることを想定している。

この期間キャッシュ・フロー情報は純利益の情報を利用するうえで補完的な機能を果たすと考えられている。なぜなら、将来キャッシュ・フローの予測は、具体的には、キャッシュ・フローの期間配分に伴って生じる発生項目（純利益計算に組入れた項目）に反映されている¹¹⁶。この発生項目は、しばしば経営者の恣意的な裁量により利益操作の温床になっていると批判されるが、それは損益計算の情報価値が承認された後に議論すべき問題であり、発生項目を設けることは利益の情報価値の源泉がそこに存在していることを示し、

¹¹² 辻山栄子、前掲論文、144頁。

¹¹³ 松原沙織、前掲論文、74頁。

¹¹⁴ 桜井久勝、前掲書、183-184頁。

¹¹⁵ 前掲書、183-184頁。

¹¹⁶ 大日方隆「利益の概念と情報価値（2）—純利益と包括利益—」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002年、378頁。

その潜在的な情報価値を顕在化させるのが損益計算書を導入する趣旨である¹¹⁷。

投資家が財務諸表を利用する場合の最大の関心事は、市場で成立している現在株価が、発行企業の財務諸表で把握されている財務情報から推定した企業価値に比べて、どれほど上回ったもしくは下回ったのかということである。投資家はこの結果を用いて投資の意思決定をし、企業価値を推定できるような情報を求めると考えられる。その企業価値を推定する基礎となるのが、純利益と期末の純資産に関する情報である¹¹⁸。期末の純資産は翌期首の純資産となり、当期の純利益は将来期間の利益を予測するのに役立てられる。純利益は、投資にあたり事前に期待された成果と対比され、期待にフィードバックされるような事実の指標である。投資家はこの事実をもって将来に関する事前の期待を修正するわけであり、その修正値を使って投資するもしくは引き続き投資するかという意思決定を出せるようになる¹¹⁹。したがって、以上の説明からは、主として純利益が意思決定有用性を具備していると思われる。

このように、日本会計基準は、以上のような考え方のもと、純利益を重視する姿勢をとっているのである。

2 米国会計基準と国際財務報告基準

SFAC No.5 では、包括利益について「認識されるすべての変動」と定義し、そのうえで獲得利益を認識するためには「資産または負債のその他の変動を認識するための要件よりももっと厳密な要件を提示すること」(SFAC No.5, par.79、訳書、248 頁)が必要であるとされている。「厳密な要件を提示する」ことに対する要請は、純資産の変動である包括利益を建前では採用しつつ、「実現したまたは実現可能」および「稼得される」という二つの要件に基づく純利益を重視する考え方を反映しているとも解釈できる。

実際に、米国会計基準は「実現したまたは実現可能」の概念についての解釈が窮地に落ちている現状を考慮したうえで、「稼得される」という概念が重視されていると考えられる。稼得について、「収益は、稼得されてはじめて認識される。企業の収益稼得活動は、当該企業の目下着手中の主たるもしくは中心的な営業活動を構成する財貨の引渡しもしくは生産、用役の提供またはその他の諸活動を伴い、企業が収益によって表現される便益を受け取るにふさわしい義務を、事実上、果たしたときに、収益は稼得されたとみなされる。」と説明

¹¹⁷ 前掲論文、378 頁。

¹¹⁸ 斎藤静樹『会計基準の研究 (増補改訂版)』中央経済社、2013 年、107 頁。

¹¹⁹ 前掲書、107 頁。

されている (SFAC No.5, par.83(b)、訳書、250 頁)。

また、「損益計算書は、また、将来の業績予測および将来キャッシュ・フロー見込額の事前評価を行うための基礎としても用いられるので、予測目的の損益計算書の有用性を損なうおそれのあるような異常または非経常的な利得および損失を、損益計算書から除外すべしとする議論が行われてきた。」(SFAC No.5, par.35、訳書、227-228 頁) ことから情報の有用性という観点で純利益を区分する重要性があると解釈できる。

SFAC No.6でも、包括利益は一会計期間における資本取引を除く持分変動であると定義され、これはSFAC No.5に掲げられた定義と同じである。SFAC No.6での包括利益の定義からは実現が必ずしも要件とされておらず、SFAC No.5と大きな差はない。持分の部に直接計上されていた項目をも利益に含めることは、包括利益を業績指標とみなすかのような印象を与えながら、持分の部に直接計上されていた項目はあくまで業績指標としての純利益とは区分して開示すべきであると考えていたことが窺えるのである。「純利益およびその内訳要素に関する情報は、一会計期間の主要な業績指標として重要であると広く認知されている」(SFAC No.5, par.79、訳書、248頁)。

これらのことから、米国会計基準は財務諸表利用者の間で純利益が依然として業績評価の際に有用な業績指標の一つであるという共通認識が成立していることから、純利益の開示を維持すると捉えることができるであろう。

また、利益のリサイクリングに対する考え方に注目すると、SFAS No.130は認識されたその他の包括利益はリサイクリングしなければならないとしている (SFAS No.130, par.18)。このように、リサイクリングを強制している点を踏まえるならば、米国会計基準は包括利益と同等以上に純利益を重視していると考えられる。すなわち、リサイクリングは、正しい純利益を計上するために、純利益における二重計上を防ぐために行っているという説明をすれば、純利益を少なくとも包括利益と同程度には重視しているといえるだろう。

IAS No.1 は、包括利益を、「ある期間中に取引その他の事象によって生じた資本の変動 (所有者との取引による変動を除く)。」(IAS No.1, par.OB2、訳書、第OB2 項) として、業績報告の中核にある利益として捉え、純財産の増加という側面において投資への意思決定有用性の向上という論拠から包括利益の重要性を強調し、単一の包括利益計算書の表示を主張する。

また、IAS No.1 において、「一般目的財務報告の目的は、現在並びに潜在的な持分投資者、貸付者及びその他の債権者が、資本提供者としての資格において意思決定を行う場合

に有用な、報告企業に関する財務情報を提供することである。」と述べられている (IAS No.1, par.OB6、訳書、第 OB6 項)。すなわち、情報提供の対象は幅広い情報利用者である。幅広い情報利用者にとって意思決定有用性のある情報とは、如何なる情報であるかについて、「株式投資家が最終的なリスク負担者であるため最も広範な情報を必要とするから、彼らの情報ニーズを充足させれば、株主以外の情報利用者のニーズも満たされるのであろう。」 (IAS No.1, par.OB6、訳書、第 OB6 項) という考え方に基づいて、財務情報が株式投資家の意思決定に資するような情報であるならば、財務報告の目的が達成されてくるのであろう。株式投資家にとって如何なる情報が意思決定有用性を持っているのかについて、提供する資金が返還されるとともに、提供する資金に対する利益を受領することを期待して、企業に経済的資源 (通常現金) を投資すると考えられる。言い換えれば、提供した以上の資金を現金配当や株式またはその他の所有持分の値上がりの形で受領することを期待している。

そこで、「財務報告は、企業の経済的資源 (資産) 及び当該資源に対する請求権 (負債及び資本) についての情報を提供すべきである。財務報告はまた、取引及び事象の影響並びに企業の経済的資源及び当該資源に対する請求権が変化するような状況についての情報も提供すべきである。当該情報は、資本提供者が正味キャッシュ・インフローを生み出す企業の能力を評価する及び経営者が受託責任を履行するときに有効性を評価するにあたり有用となる。」 (IAS No.1, par.OB15、訳書、第 OB15 項)。つまり、株式投資家は関心を持っているのが、企業評価に有用となる情報—包括利益、ならびに資産負債の評価である。このうち、包括利益が資産負債の変動として定義されたので、資産負債の評価に繋がるものにもなっている。正しく資産負債を評価すれば、包括利益が必然的に正しく導かれてくるからである。その結果、国際財務報告基準は包括利益を重視し、包括利益のみを求めるようになった。

第4節 小括

以上の整理から、純利益概念と包括利益概念について、日本会計基準、米国会計基準および国際財務報告基準には、決定的といえるような相違は存在していないことが明らかとなる。そして、実質的に、純利益概念と包括利益概念ともに、収益費用利益観と資産負債利益観の両方に基づく概念であるといえる。ただし、純利益概念の中核である実現概念に

については、SFAC No.5 においては、実現概念に実現可能概念を加え、これらを収益認識の基準としている。一方、ASBJ 概念フレームワークでは、実現に代替する別の表現として「投資のリスクからの解放」が使われている。実現は、「利益の確実性」に加え「再投資の準備」を備えた概念として理解される¹²⁰ため、また、投資のリスクからの解放が、様々な実態や本質を有する投資について、純利益および収益費用の認識を包摂的に説明する用語として位置づけられる（企業会計基準委員会 [2006]、第4章第58項）ため、本論文では、投資のリスクからの解放は一般に用いられている実現と同義である概念として用いる。

また、日本会計基準、米国会計基準および国際財務報告基準は重視する利益概念に対する思考が明らかに対立している。すなわち、日本会計基準は純利益のみを重視するのに対して、国際財務報告基準は包括利益のみを重視する。米国会計基準は純利益を重視しながら、包括利益を重視するという三者三様の様相を有しているのである。

したがって、それらの異なる思考について相互理解を念頭に置きながら、次章以降において、対立点の存在する各種のヘッジ取引に係るヘッジ会計を取り上げ、順次考察を行うこととする。

¹²⁰ 森田哲彌「企業会計原則における収益（利益）認識基準の検討—実現主義の観点から」『企業会計』第42巻第1号、1990年1月、19、20頁。

第Ⅱ部 各 論

第4章 現物商品に係るヘッジ会計

第1節 問題の所在

本章以降、第2章において確認した金融商品会計基準、SFAS No.133 と IAS No.39 における基本的なヘッジ会計処理の相違を踏まえ、第3章において確認した本論文の主要な検討の観点である利益概念、および各会計基準におけるヘッジ会計に関する対立軸を基礎として、具体的なヘッジ取引を取り上げ、それぞれの会計処理を確認し、そのような会計処理方法が採用される理論的背景についての検討を行う。

本章では、最もオーソドックスなヘッジである現物商品（コモディティ）に係るヘッジ会計を取り上げる。

金融商品会計基準においては、商品先物取引および商品オプション取引のいずれのヘッジ取引についても、原則として繰延ヘッジが採用されている。一方 SFAS No.133 と IAS No.39 では、商品先物取引および商品オプション取引も含めたデリバティブのヘッジ取引については、原則としてヘッジ対象とヘッジ手段を共に公正価値評価して処理するいわゆる公正価値ヘッジが採用されている。

ここで、現物商品という棚卸資産について、ヘッジ会計が適用される場合に繰延ヘッジあるいは公正価値ヘッジという異なる会計処理方法が採用される根拠はいかなる点に見出されるのかという問題意識を持つに至るのである。

第2節 各会計基準におけるヘッジ会計

各会計基準における現物商品に係るヘッジ会計をより容易に理解するため、以下のような具体的な数値例を用いて、それらの会計処理の相違およびそれぞれの純利益、包括利益への影響を明らかにする。

[設例 4-1]

前提条件はつぎの通りである。

- ① 500 トンの現物商品在庫（19 千円／トン）の価格変動リスクをヘッジするために、A 社は X2 年 3 月 15 日に市場で X2 年 7 月末を期日として 20 千円にて 500 トン売り建

てた。

- ② X2年3月31日に期末を迎えたが、このときの市場でのX2年7月までの先物価格は21千円で、現物価格が20千円であった。
- ③ 会計期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- ④ 当該ヘッジは非常に有効だと考えられる。
- ⑤ 税効果は考慮しない。

1 ヘッジ会計の不適用

ヘッジ会計の不適用の場合における仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位：千円)

日付	借方		貸方		備考
	勘定科目	金額	勘定科目	金額	
X2年 3月31日	デリバティブ 評価損	500	デリバティブ 債権	500	500トン×(21-20)=500

〔損益計算書 X1年4月1日～X2年3月31日〕(単位：千円)

項目	第1期
純利益	△500
その他の包括利益	0
包括利益	△500

ヘッジ会計を適用しない場合には、現物商品に係る取引と先物契約に係る取引が相互に関係を持たない独立した取引として扱われる。したがって、それぞれの取引が原則通り処理される。すなわち、現物商品については取得原価により評価され、実現概念に基づいて売買される時に現物商品に係る損益が認識されることになる。一方、先物契約については公正価値により評価されて決算日毎にオンバランスされることとなり、先物契約に係る損益(△500千円)が認識される。そして、このデリバティブ評価損は純利益計算に含まれる。したがって、現物商品に係る損益と先物契約に係る損益の認識時点は一致しない。そこで、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識時期を一致させるべくヘッジ会計の適用が必要となる。

2 日本会計基準—繰延ヘッジ

日本会計基準における繰延ヘッジによる仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位：千円)

日付	借方		貸方		備考
	勘定科目	金額	勘定科目	金額	
X2年 3月31日	繰延ヘッジ損失	500	デリバティブ債権	500	500 トン× (21-20) =500

〔損益計算書 X1年4月1日～X2年3月31日〕(単位：千円)

項目	第1期
純利益	0
その他の包括利益	△500
包括利益	△500

繰延ヘッジが適用される場合において、第1期に現物商品については原則通りに処理されるため、現物商品に係る値上がりによる利益(500千円)¹²¹は保有期間における未実現利益であるため、純利益には計上されない。一方、先物契約についての評価は公正価値でなされるものの、公正価値の変動による評価差額(500千円)は純利益に計上されるのではなく、繰延ヘッジ損失としてその他の包括利益に計上され、現物商品の売却まで繰り延べられる。そして、第2期の売却時に、この繰延ヘッジ損失についてその他の包括利益からリサイクリングを行い、純利益ベースで現物商品から生じる損益と先物契約から生じる損益が相殺される。

¹²¹ 現行の日本における会計実務は、棚卸資産の評価に関する会計基準の規定により、通常の販売目的で保有する棚卸資産につき、原則として低価法により評価することとされている(棚卸資産会計基準、第7項)。値下がりの場合に、棚卸資産に関する評価差額を評価損として損益計算書に計上する。

3 米国会計基準と国際財務報告基準－公正価値ヘッジ

米国会計基準と国際財務報告基準における公正価値ヘッジによる仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位：千円)

日付	借方		貸方		備考
	勘定科目	金額	勘定科目	金額	
X2年 3月31日	デリバティブ 評価損	500	デリバティブ 債権	500	500 トン× (21-20) =500
	棚卸資産	500	棚卸資産評価益	500	500 トン× (20-19) =500

〔損益計算書 X1年4月1日～X2年3月31日〕 (単位：千円)

項目	第1期
純利益	0
その他の包括利益	0
包括利益	0

公正価値ヘッジが適用される場合には、先物契約を契約した第1期において、現物商品についての評価は取得原価ではなく公正価値による評価となり、これにより生じる現物商品に係る評価益(500千円)と原則通りに処理される先物契約に係る損失(△500千円)はともに純利益に計上される。そして、両要素に係る損益が同じ時期に認識され、相殺される。

4 各会計基準における両ヘッジ会計処理の相違

現物商品の価格変動リスクを先物取引によりヘッジする場合の会計処理の相違をまとめると図表 4-1 の通りである。

〔図表 4-1〕 現物商品に係るヘッジ会計の相違

項目	ヘッジ会計不適用	金融商品会計基準	SFAS No.133 IAS No.39
		繰延ヘッジ	公正価値ヘッジ
ヘッジ対象 (現物商品)	取得原価 (低価法) 実現	取得原価 (低価法) 実現	公正価値で評価替えし、 取得原価との評価差額 を純利益とする。
ヘッジ手段 (先物取引)	公正価値	評価損益を現物商品取引に 係る損益の実現まで「その 他の包括利益」に計上し、 繰り延べる。	公正価値評価による評 価差額を決算日毎に純 利益とする。

第3節 利益概念の観点からの検討

つぎに、利益概念の観点からの検討を行う。一般に、第3章で考察したヘッジ会計における対立軸のように、日本会計基準は純利益を、そして、米国会計基準および国際財務報告基準は包括利益をそれぞれ重視していると理解される。

ここで、純利益と包括利益という二つの利益概念とヘッジ会計との関連につき、金融商品会計基準、SFAS No.133 と IAS No.39、さらにはヘッジ会計を適用しない場合をも含めた検討を行う。

1 ヘッジ会計不適用

ヘッジ会計を適用しない場合には、デリバティブは原則通りに公正価値により評価され、評価差額(△500 千円)は純利益において計上される。これに対して、現物商品は取得原価により評価され、売却まで損益認識されることはない。そのため、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識時点のズレは、純利益ベースと包括利益ベースともに生

じることになる。このようなヘッジ手段に係る損益とヘッジ対象に係る損益を計上する時点の相違は図表 4-2 に示す通りである。

〔図表 4-2〕 第 1 期におけるヘッジ会計の適用がない場合の損益

項 目	ヘッジ対象に係る損益	ヘッジ手段に係る損益	両者の計上時期
純利益	計上しない	計上する	一致しない
その他の包括利益	計上しない	計上しない	一致する
包括利益	計上しない	計上する	一致しない

2 繰延ヘッジ

繰延ヘッジを行う場合には、デリバティブに係る損益（△500 千円）をその他の包括利益としてヘッジ対象を売却するまで繰り延べることにより、純利益ベースでの損益認識のタイミングを一致させることができる。ヘッジ手段に係る損益とヘッジ対象に係る損益を損益に計上する時点の相違は図表 4-3 に示す通りである。

ヘッジ会計を適用しない場合に、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識時点のズレは、純利益ベースと包括利益ベースともに生じるが、繰延ヘッジはこのズレを包括利益ベースではなく純利益ベースで解決することを意図している。

なお、ヘッジ対象を売却するまで、ヘッジ対象に係る損益を純利益に計上せず、すなわち、未実現損益を純利益に載せず、実現した段階で純利益として計上することが、投資のリスクから解放された成果であるという点で純利益の概念に適合するといえる。したがって、繰延ヘッジはもっぱら純利益を重視しており、包括利益は考慮していない処理であるといえるのである。

〔図表 4-3〕 第 1 期の繰延ヘッジを適用した場合の損益認識

項 目	ヘッジ対象に係る損益	ヘッジ手段に係る損益	両者の計上時期
純利益	計上しない	計上しない	一致する
その他の包括利益	計上しない	計上する	一致しない
包括利益	計上しない	計上する	一致しない

3 公正価値ヘッジ

SFAS No.133 と IAS No.39 は、公正価値ヘッジを行うことより、ヘッジ対象を公正価値により評価し、当期にヘッジ対象に係る利益（500 千円）とデリバティブに係る損失（△500 千円）を相殺し、純利益ベースと包括利益ベースのいずれにおいても損益の認識のズレが解消される。

ヘッジ手段に係る損益とヘッジ対象に係る損益を損益に計上する時点の相違は図表 4-4 に示す通りである。

〔図表 4-4〕 第 1 期の公正価値ヘッジを適用した場合の損益

項目	ヘッジ対象に係る損益	ヘッジ手段に係る損益	両者の計上時期
純利益	計上する	計上する	一致する
その他の包括利益	計上しない	計上しない	一致する
包括利益	計上する	計上する	一致する

公正価値ヘッジは、一見すると、包括利益ベースでの損益の認識のズレが一致するのみならず、純利益ベースでのズレも一致する。そのため、この方法はヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識時期を一致させるという点では、繰延ヘッジよりも有効なものといえる。

ここで検討すべきは、公正価値ヘッジという会計処理方法が、純利益ベースでの両要素の一致と、包括利益ベースでの一致のいずれを目的としているのかという点である。結論としては、SFAS No.133 と IAS No.39 は包括利益ベースでの損益の認識のズレを解消することを意図しているものと推察できる。SFAS No.133 と IAS No.39 が純利益ベースでの損益の認識のズレを一致させることのみを意図するとするならば、繰延ヘッジを原則的会計処理としても差し支えないためである。ただし、この説明は SFAS No.133 と IAS No.39 が純利益ベースでの両要素の一致のみを意図しているわけではないことを示すにとどまり、純利益と包括利益双方における両要素の一致を目的としているのか、あるいは、包括利益のみにおける両要素の一致を目的としつつ付随的に純利益ベースでの両要素の一致が達成されたのかは明らかではない。

このように、繰延ヘッジと公正価値ヘッジの比較検討にあたっては、純利益と包括利益におけるヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益認識時期の一致という観点に限定

した考察では必ずしも十分ではないということが明らかとなる。そこで、考えられる検討の視点として、純利益の質と資産負債の評価という二つを手がかりとしてさらなる検討を試みたい。

第4節 資産負債評価の観点からの検討

資産負債評価については、一般に日本会計基準は取得原価主義を、そして、米国会計基準および国際財務報告基準は公正価値主義に基づいていると思われがちである。しかし、米国会計基準および国際財務報告基準はすべての資産を公正価値により評価することをやっているわけではない。たとえば、棚卸資産については、原則評価方法としては取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額により測定する方法（低価法）が適用されることとされている（FASB[2014], par.330-10-35-1, IAS No.2, par.9, 訳書、第9項）。周知のように低価法は原価法に内包される評価方法であり、そのため取得原価主義の枠内にある評価方法である。

以下、設例に基づき、繰延ヘッジにおける現物商品に対する取得原価評価と公正価値ヘッジにおける現物商品に対する公正価値評価の関係を検討していく。

1 繰延ヘッジー取得原価評価

日本会計基準における棚卸資産について、取得原価をもって貸借対照表価額とし、正味売却価額が取得原価よりも下落しているときには、正味売却価額をもって貸借対照表価額とするとされている（棚卸資産会計基準、第6-2項）。そのため、棚卸資産が売却されるまで、収益を認識せず、取得原価により評価し続けることになる。これは棚卸資産に限定されるものではなく、費用性資産全般に当てはまる評価方法である。

このように、取得原価主義は販売による実現可能性と深く結びつき、公正価値評価による未実現利益の計上を避ける考え方である。換言すれば、取得原価主義はいわゆる実現概念の考え方に基づくものであるといえる¹²²。

繰延ヘッジの場合において、棚卸資産という現物商品は費用性資産という特徴が重視され、保有期間を通じて取得原価（19千円×500トン＝9,500千円）により評価され、売却時に商品売買による損益が計上される。以上のことから、繰延ヘッジという会計処理は取得

¹²² 森田哲彌「原価主義会計における資産評価」『横浜経営研究』第15巻第2号、1994年6月、98頁。

原価主義と軌を一にするものであるといえる。

繰延ヘッジは、ヘッジ取引が行われようとも、商品の評価には影響が及ばないため、商品売買に係る損益にも同様に影響はないのである。

2 公正価値ヘッジー公正価値評価

SFAS No.133 と IAS No.39 の公正価値ヘッジにおいて、ヘッジ手段が公正価値により評価されることに歩調を合わせ、本来取得原価により評価される現物商品（ヘッジ対象）が公正価値により評価されることになる。このとき、公正価値を売却時価であると理解するならば¹²³、いまだ売買されていない現物商品に係る損益が未実現損益として純利益計算に入り込んでしまうという問題点が出てくる。

なお、公正価値を再調達原価であると理解するならば、評価差額は現在購入するよりも過去に購入したことにより生じる損得ということになる。この点については、第9章においてより詳細な検討を行う。

いずれにせよ、本章においては、ヘッジ会計を適用しない場合には行わない公正価値評価を行うことの必要性が検討されるべきであろう。

2014年7月15日に公表された米国会計基準書アップデート案「棚卸資産の測定の簡素化（Simplifying the Subsequent Measurement of Inventory）」およびIAS No.2では、棚卸資産は、原価または正味実現可能価額¹²⁴のいずれか低い方で計上することとされている。つまり、棚卸資産についての評価は、米国会計基準と国際財務報告基準においても、原則として原価（低価法）により評価される。この根拠は、棚卸資産が販売されるまでは、実現したまたは実現可能および稼得したという収益認識の要件¹²⁵を充たしていないという考え方

¹²³ 公正価値を再調達原価（買い直したらいくらの時価）と捉えるならば、商品の売買と保有利得を分けて考えることになる。

¹²⁴ SFAC No.5では正味実現可能価額とは、資産が正常の営業過程において換金されると予測される時間の経過に伴う割引を除外した現金額または現金同等額をいい、もしも当該換金を行うために必要な直接費があれば、これを控除した額である（SFAC No.5, par.67(d)、訳書、242頁）。

IAS No.2では正味実現可能価額を、「通常の事業の過程における予想売価から、完成までに要する見積原価および販売に要する見積費用を控除した額」と定義している（IAS No.2, par.9、訳書、第9項）。

棚卸資産会計基準における正味売却価額は、「売価（購買市場と売却市場とが区別される場合における売却市場の時価）から見積追加製造原価及び見積販売直接経費を控除したもの」とされている（棚卸資産会計基準、第7項）。

¹²⁵ SFAC No.5では製品もしくは商品に係る収益および利得の認識について、「得意先に対して、製品もしくは商品が引き渡されるかまたは用役が提供される時点までに、通常、二つの条件（実現したまたは実現可能および稼得した）が満足され、製品および販売活動から生じる収益その他の資産の売却から生じる利得および損失は、通常、販売（一般に、引渡しを意味する）時点で認識される」と説明されている（SFAC No.5, par.84(a)、訳書、251頁）。

に見出される。そのため、必ず売却できるという保証がない以上、毎期決算日に市場価格により評価し、利益を計上することは前述の収益認識の要件に合致しない¹²⁶。

既述のように、米国会計基準および国際財務報告基準における公正価値の評価対象は、必ずしもすべての資産負債となるわけではない。特にその他有価証券（SFAS No.115 では売却可能有価証券、IFRS No.9 では資本性金融商品への投資）と外貨建金銭債権債務を除くヘッジ対象は、公正価値ヘッジを適用しなければ取得原価により評価される。それにもかかわらず、SFAS No.133 と IAS No.39 が公正価値ヘッジを原則としている理由は、つぎの二つの解釈が可能となるだろう。

第一は、金融商品会計基準における繰延ヘッジはヘッジ対象が主とされ、これにヘッジ手段が付随するものとして取り扱われるという考え方であるのに対して、SFAS No.133 と IAS No.39 における公正価値ヘッジはヘッジ手段に係る取引が主とされ、ヘッジ対象に係る取引がこれに付随して取り扱われるという考え方である。

第二は、米国会計基準および国際財務報告基準は全面公正価値評価を志向しているということが根底にあるという考え方である。このような方向性のもと、米国会計基準および国際財務報告基準はその他有価証券（売却可能有価証券、資本性金融商品への投資）以外
の非貨幣性資産についても公正価値ヘッジを適用することにより、実質的に公正価値評価を行っているものと解釈できる。

第5節 小括

本章においては、現物商品に係るヘッジ会計について、利益概念および資産評価の観点から検討を行ってきた。検討の結果、以下の内容を指摘することができる。

第一に、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識時期を一致させるという点については、繰延ヘッジが純利益ベースのみの一致にとどまるのに対し、公正価値ヘッジは純利益と包括利益の両方において一致が達成される。

第二に、純利益の質という点については、ヘッジの効果が不完全である場合に、繰延ヘッジにおける純利益では実現概念が堅持されているのに対して、公正価値ヘッジにおいては未実現利益が混入することになる。

¹²⁶ 棚卸資産について毎期決算日に市場価格で評価することにより未実現利益が生じることについては、以下の論文において検討されている。

藤田敬司「棚卸資産の原価配分と評価の論点」『立命館経営学』第43巻第1号、2004年5月、25頁。

第三に、資産評価の観点からは、繰延ヘッジは費用性資産に対する取得原価評価を維持しているのに対し、公正価値ヘッジは公正価値評価を適用しているのであり、これはヘッジ取引が行われた場合には、費用性資産にまで公正価値評価を拡大適用している、あるいは、費用性資産が貨幣性資産に転化しているかのいずれかの解釈がなされることになるのである。

第5章 予定取引に係るヘッジ会計

第1節 問題の所在

本章の検討対象である予定取引に係るヘッジ会計については、ヘッジ会計を適用しないとヘッジ手段に係る損益だけが先行して認識されることになるので、これを防ぐためにヘッジ会計が必要となる。このとき、現物資産が存在しないために、公正価値ヘッジを適用することは不可能となる。したがって、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識のタイミングを一致させるという観点からは、必然的に繰延ヘッジが適用されることになる。そして、その具体的な処理方法として、ベースス・アジャストメント（簿価修正あり）とノー・ベースス・アジャストメント（簿価修正なし）という二つが存在する。

金融商品会計基準では、予定取引に係るヘッジ手段の損益を繰延ヘッジ損益としてその他の包括利益において認識し、資産の取得あるいは負債が発生した時点で、当該資産あるいは負債の帳簿価額へ加減する処理¹²⁷、すなわちベースス・アジャストメントを採用しているのに対し、SFAS No.133 では予定取引に係るヘッジ手段の損益を繰延ヘッジ損益としてその他の包括利益において認識し、予定取引が純利益へ影響を与えるのと同じ期間に持分から利得あるいは損失へ振替える処理、すなわちノー・ベースス・アジャストメントを採用している（SFAS No.133, pars.29-31）。

このように、会計基準のコンバージェンスが図られつつある状況において、今なお金融商品会計基準がベースス・アジャストメントを、SFAS No.133 がノー・ベースス・アジャストメントをそれぞれ採用しているという相違点が残されたままである。

さらに、IAS No.39 は金融資産および金融負債の取得となるような予定取引をヘッジするヘッジ手段に対しては、ベースス・アジャストメントを禁止するものの、非金融資産および非金融負債の取得となるような予定取引に限っては、その適用を認めている¹²⁸。すな

¹²⁷ ヘッジ対象とされた予定取引が棚卸資産や有形固定資産などの資産の購入である場合には、繰延ヘッジ損益はこれらの資産の取得価額に加減し、当該資産の取得価額が費用計上される期の損益に反映させる（金融商品実務指針、第170項）。

¹²⁸ 2010年にIAS No.39はベースス・アジャストメント・アプローチを消去することを提案した。この背景には、コンバージェンスの観点から、IAS No.39がSFAS No.133に歩み寄ったという事実があるものと思われる。

予定取引のヘッジがその後において非金融資産または非金融負債の認識を生じさせる場合には、その他の包括利益に認識されていた関連する利得または損失を、取得された資産または発生した負債が純損益に影響を与えるのと同じ期（減価償却費または売上原価が認識される期など）に、組替調整額として純損益に振り替える（IAS No.39, par.97、訳書、第97項）。

わち、IAS No.39 はヘッジ対象である予定取引により購入する資産が金融商品か非金融商品かによって、会計処理が異なる。

以上概観したような、金融商品会計基準、米国会計基準と国際財務報告基準における予定取引に係るヘッジ会計処理の適用関係を整理するならば、図表 5-1 の通りである。本章では、予定取引に係るヘッジ会計を検討対象として、日本会計基準、米国会計基準そして国際財務報告基準が三者三様の取扱いをしていることについて、検討を行うものである。

〔図表 5-1〕 予定取引に係るヘッジ会計処理の適用関係

項目	金融商品会計基準	SFAS No.133	IAS No.39	
会計処理	ベース・アジャストメント	ノー・ベース・アジャストメント	ベース・アジャストメント (非金融商品)	ノー・ベース・アジャストメント (金融商品)

このような会計処理の相違は、第 3 章において検討したように、一般に日本会計基準が純利益を、米国会計基準と国際財務報告基準が包括利益を重視しているという対立軸の延長線上にあると一般に考えられていることが指摘されている¹²⁹が、ヘッジ会計の全域を見渡す場合には、図表 5-1 において明らかなようにとりわけ予定取引について、この説明は不完全なものといわざるをえない。

したがって、本章においては、金融商品会計基準が原則としている繰延ヘッジとベース・アジャストメントがどのような理論で結びついているのか、また、SFAS No.133 におけるヘッジ会計は公正価値ヘッジを原則しているものの、これと繰延ヘッジの一形態であるノー・ベース・アジャストメントがどのような理論で結びついている¹³⁰のかについて、

¹²⁹ 松原沙織「繰延ヘッジ損益に関する検討—包括利益計算の視点より」『文明』第 14 巻、2009 年、50 頁。

¹³⁰ 多くの研究論文において、予定取引に係るヘッジ会計における繰延ヘッジ（キャッシュ・フロー・ヘッジ会計）の適用について検討している。

たとえば、草野真樹『利益会計論』森山書店、2005 年、91-95 頁、藤田敬司「ヘッジ会計の有用性とその限界」『立命館経営学』第 42 巻第 2 号、2003 年 7 月、1-19 頁。などの論文で取り上げている。

予定取引に係るヘッジ会計における繰延ヘッジの適用の根拠として、予定取引に係る将来のキャッシュ・フローが固定されているので、繰延ヘッジ損益をその他の包括利益として認識すれば、ヘッジの効果が正確に純利益で反映されることが指摘されている。この論拠は一理あるのだが、将来キャッシュ・フローが固定されるという点に焦点を当てるならば、SFAS No.133 と IAS No.39 が振当処理と特例処理についても適用を認める余地が出てくることになる。思うに、SFAS No.133 と IAS No.39 が繰延ヘッジを適用している根拠は、単に予定取引を契約する時点において、公正価値変動リスクが存在していないためであり、公正価値ヘッジを適用することが不可能なのである。

ベース・アジャストメントとノー・ベース・アジャストメントの間の相違に横たわる理論的根拠にも触れながら明らかにする。さらに、IAS No.39 が非金融商品と金融商品とに区分したうえで、ベース・アジャストメントとノー・ベース・アジャストメントを使い分けている点にも言及する。

以上の問題意識に基づき、本章においては、予定取引に範囲を絞り、繰延ヘッジの二つの会計処理方法としてのベース・アジャストメントとノー・ベース・アジャストメントに焦点を当てて、比較検討を行うこととする。

第2節 各会計基準におけるヘッジ会計処理

予定取引に係るベース・アジャストメントとノー・ベース・アジャストメントについて検討を行う前に、両会計処理の特徴を浮き彫りにすべく、それぞれの具体的な数値例を確認しておきたい。以下、予定取引と先物契約を締結した設例を用いて、両会計処理の相違を明確にする¹³¹。

[設例 5-1]

前提条件はつぎの通りである。

- ① A社は、X1年12月31日に、X2年6月30日に購入が予定されている商品の購入価格の変動リスクをヘッジするために、デリバティブ契約（買建先物契約）を締結した。デリバティブ取引の契約価格は100千円である。
- ② X2年3月31日に、ヘッジ手段の先物価格は120千円へ上昇した。
- ③ X2年6月30日にヘッジ対象の商品を現金で購入（商品価格150千円）し、商品購入と同時に、ヘッジ手段の先物価格は150へ上昇、ヘッジ手段の先物契約を現金で決済した。
- ④ X3年7月31日に商品を190千円で売却し、現金を受領した。
- ⑤ 特に記述がない限りヘッジの有効性が高いため、最後までヘッジ会計の要件を満た

したがって、ここで真に検討すべき問題は、ベース・アジャストメントとノー・ベース・アジャストメントの本質である。予定取引に限っていえば、金融商品会計基準、SFAS No.133 と IAS No.39 が繰延ヘッジを採用した以上、繰延ヘッジに対して同じ考え方を有していることになる。

¹³¹ 本章においては、ベース・アジャストメントとノー・ベース・アジャストメントの相違に焦点を絞るため、金融商品会計基準、SFAS No.133 と IAS No.39 における会計処理の適用関係の詳細については言及しない。

すものとする。

⑥ 税効果は考慮しない。

⑦ 会計期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間である。

1 日本会計基準—ベース・アジャストメント

日本会計基準におけるベース・アジャストメントによる仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位：千円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年12月31日 先物契約日	仕訳なし			
X2年3月31日 決算日	先物契約	20	繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益)	20
X2年6月30日 購入日	商品	150	現金	150
	先物契約	30	繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益)	30
	繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益)	50	商品	50
	現金	50	先物契約	50
X3年7月31日 売却日	現金	190	売上	190
	売上原価	100	商品	100

第1期の先物契約日では、先物契約を締結しただけであるため、仕訳は行われない。つぎに、期末決算日において先物資産の公正価値評価が行われる。このとき、先物契約の価値は、純額で20千円(現在の先物価格120千円－約定時の先物価格100千円)であり、値洗基準・純額法を前提とするならば、当該価値の増加分20千円が先物契約(資産)として計上されることになる。

つぎに、第2期における商品購入日の会計処理であるが、先物価格の上昇に伴う先物資産の公正価値評価およびそれに伴う繰延ヘッジ損益の計上に関しては、決算日と同じ事象

が起きているため、先物契約（資産）が 30 千円計上される。他方、ヘッジ対象である予定取引については、条件の通り 150 千円にて商品の購入がなされ、ヘッジ手段である先物契約については、先物契約の現金決済がなされる。

商品の評価に関しては、商品の購入に係る 150 千円のキャッシュ・アウトフローに対して、先物契約に係る 50 千円のキャッシュ・インフローが存在するため、予定通りに商品（100 千円）を購入することが可能となり、結果としてこのヘッジは成功したといえる。

したがって、そのヘッジの成功を商品の帳簿価額に反映し、ヘッジ対象の帳簿価額の修正仕訳を行う。具体的には、商品の貸借対照表価額を 150 千円から 100 千円へ修正する仕訳を行う。

最後に、第 3 期に売却日の会計処理であるが、ヘッジ対象に関しては、商品の売上高と売上原価の計上がなされる。このとき、売却日に繰り越されている商品の貸借対照表価額が 100 千円であるため、売上原価も 100 千円となる。ヘッジ手段に関しては、すでに先物契約の決済が終わっているため、特に仕訳は行われない。

2 米国会計基準—ノー・ベース・アジャストメント

米国会計基準におけるノー・ベース・アジャストメントによる仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位:千円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年12月31日 先物契約日	仕訳なし			
X2年3月31日 決算日	先物契約	20	繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益)	20
X2年6月30日 購入日	商品	150	現金	150
	先物契約	30	繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益)	30
	現金	50	先物契約	50
X3年7月31日 売却日	現金	190	売上	190
	売上原価	150	商品	150
	繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益)	50	ヘッジ利益	50

ノー・ベース・アジャストメントにおける第1期の仕訳はベース・アジャストメントにおける第1期の仕訳と同様である。

違いが現れるのは第2期においてであり、先物契約の価値は純額で30千円(現在の先物価格150千円－前期末の先物価格120千円)となり、これはその他の包括利益に計上される。なお、その他の包括利益の累計額は第1期に計上された先物契約の価値20千円を加えて、50千円になる。また当該価値の増加分30千円が先物資産として計上され、資産先物契約合計50千円は現金で決済される。商品の評価に関しては、商品の購入に係る150千円のキャッシュ・アウトフローをそのまま仕入として計上し、商品の帳簿価額の修正は行わない。

第3期において、2期間にわたってその他の包括利益に計上された先物契約評価益合計額50千円が純利益に振り替えられる。この方法によれば、商品の取得原価は実際の支出額

150 千円のまま据え置かれることになる。

第3節 利益概念の観点からの検討

設例において、第1期に先物契約を100千円で締結し、第2期の商品仕入時までに150千円に上昇した。そして、商品を150千円で仕入れ、第3期に190千円で売上げた。以上に基づくと、ヘッジ会計の不適用を含め、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントの損益計算書は図表5-2～5-4に示す通りである。

〔図表 5-2〕 ヘッジ会計の不適用

(単位：千円)

財務諸表	項目	第1期	第2期	第3期
損益計算書	売上総利益	0	0	40
	営業利益	0	0	40
	営業外利益	20	30	0
	純利益	20	30	40
	その他の包括利益	0	0	0
	包括利益	20	30	40

〔図表 5-3〕 ベースス・アジャストメント

(単位：千円)

財務諸表	項目	第1期	第2期	第3期
損益計算書	売上総利益	0	0	90
	営業利益	0	0	90
	営業外利益	0	0	0
	純利益	0	0	90
	その他の包括利益	20	△20	0
	包括利益	20	△20	90

本来のリサイクリング

設例のリサイクリング

〔図表 5-4〕 ノー・ベースス・アジャストメント

(単位：千円)

財務諸表	項目	第1期	第2期	第3期
損益計算書	売上総利益	0	0	40
	営業利益	0	0	40
	営業外利益	0	0	50
	純利益	0	0	90
	その他の包括利益	20	30	△50
	包括利益	20	30	40

設例のリサイクリング

周知のように、会計基準のコンバージェンスにより、各会計基準において包括利益概念が導入されているが、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントにおける純利益の額は各会計期間ともに一致しているものの、包括利益の数値は第2期および第3期において異なっている。第1期において相違が生じないのは、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントの違いが商品の取得以後に生じるためである。

さらに、ノー・ベースス・アジャストメントにおける包括利益の計算はヘッジ会計の不適用の場合と同様であることがみてとれる。以上を踏まえ、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントに関する問題意識について、利益概念の観点から検討を行う必要がある¹³²。

1 純利益の観点から

ベースス・アジャストメントを行う場合には、先物契約の評価損益（20千円）をその他の包括利益として予定取引を実行するまで繰り延べることにより、先物契約の評価損益（50千円）と予定取引に係る損益（50千円）を純利益ベースで損益認識のタイミングを一致させることが可能となる。一方、ノー・ベースス・アジャストメントを行う場合には、予定

¹³² 包括利益概念の観点に基づき、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントについて検討されたものとして、以下の論文が挙げられる。

松原沙織「繰延ヘッジ損益に関する検討—包括利益計算の視点より」『文明』第14巻、2009年、49-60頁。

取引に係る損益（50 千円）が初めて純利益に影響がおよぶまで、先物契約の評価損益（第 1 期分 20 千円＋第 2 期分 30 千円＝50 千円）をその他の包括利益として繰り延べることに
より、純利益ベースでの損益認識のタイミングを第 3 期において一致させる。

このように、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントともに、
ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識のタイミングのズレを純利益ベース
で達成することを意図していることが明らかとなる。

この段階では、純利益の観点から、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・ア
ジャストメントとの間に優劣は生じない。しかしながら、純利益の内訳として営業利益と
営業外利益¹³³において、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメン
トの相違が現れる。

第 3 期において、ベースス・アジャストメントの場合には、営業利益 90 千円および営業
外利益 0 千円であるのに対して、ノー・ベースス・アジャストメントの場合は、営業利益
40 千円および営業外利益 50 千円となっている。これはヘッジ手段から生じる損益 50 千円
に対する取扱いの違いに起因するものであると考えられる。

ベースス・アジャストメントは、単純に営業活動以外の活動、すなわち財務活動に該当
するヘッジ手段に係る取引つまりデリバティブ取引を営業活動として扱い、繰延ヘッジ損
益を営業利益段階で計上する。ここで重要なのは、ベースス・アジャストメントはヘッジ
手段に係る取引そのものに独立した意味をもたせないという点である。すなわち、ヘッジ
取引も本業たる商品売買取引の一部に含められて、商品売買取引と同じく営業活動に位置
付けられるのである。これは、外貨建取引における一取引基準の考え方も類似している。
一取引基準は外貨建取引と当該取引に係る為替決済取引を一つの取引とみなす考え方であ
り、ベースス・アジャストメントも、ヘッジ手段に係る取引と商品売買取引を一つの取引
とみなしている。

一方、ノー・ベースス・アジャストメントは、ヘッジ手段に係る取引を原則的処理の場
合と同様に営業外活動として維持したうえで、商品売買取引ともども独立している取引と
捉える。両取引から生じる損益はリンクされて相殺される関係にあるが、決して同じ性質
を持つ損益ではないので、営業利益と営業外利益で区別して計上されていると考えられる

¹³³ ここで、営業外利益は損益計算書における表示項目をさしているのではなく、営業利益との対比にお
いて用いた用語である。

¹³⁴。これは、外貨建取引にみられる二取引基準とも類似している。

また、ノー・ベース・アジャストメントについて、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を営業利益と営業外利益として区別することは、すなわち、予定取引を営業活動とし、先物取引を財務活動として区別することは、デリバティブ取引の透明性や、デリバティブ取引の実態を明らかにすることを意図したものであると考えられる。

2 包括利益の観点から

米国会計基準では、期間的な包括利益を歪める（distorted reported periodic comprehensive income）ことからベース・アジャストメントを禁止している（SFAS No.133, par.375）。しかし、ベース・アジャストメントは、当初認識された公正価値（150 千円）とは別に、資産をヘッジ手段に係る損益の影響が反映された金額（100 千円）で測定するものであるが、このことをもって直ちに包括利益概念により否定されるものではない。それにもかかわらず、繰延ヘッジ損益（その他の包括利益）を資産の帳簿価額の修正として報告する処理方法が、包括利益に影響を与えるべきではない取引による期間的な包括利益の減少を招くことになるため、期間的な包括利益を歪める点が色濃く意識されている（SFAS No.133, pars.376, 377）。

ノー・ベース・アジャストメントにおける包括利益はヘッジ会計を適用しない場合における包括利益と同額である。この事実からノー・ベース・アジャストメントはヘッジ会計を適用しない場合の包括利益に影響を及ぼさないように、ヘッジ会計を行うという前提が置かれていると考えられる。すなわち、ヘッジ会計を適用しない場合の包括利益に影響を及ぼさない限りにおいて、純利益における先物契約の評価損益と予定取引に係る損益の認識のタイミングを一致させることを達成しようという意図があるものといえよう。

ここまでの検討によれば、純利益の観点からはベース・アジャストメントとノー・ベース・アジャストメントのいずれにも優位性は見出せず、包括利益の観点からはノー・ベース・アジャストメントがより優れていることとなる。予定取引においては、日本会計基準が純利益を重視し、米国会計基準が包括利益を重視するという単純な理解はここで

¹³⁴ 西谷先生は「資産購入に対して、必要となる取引に関しては当初測定に積極的にこれを取りこみ、とくに必要とされない取引に関しては当初測定構成要素から控除する。その結果として、営業利益数値が、本来必要とされる投資をどれだけ回収する能力があるのかについての指標を反映することができるというものである。」と述べている。

西谷順平「デリバティブとヘッジの会計」醍醐聰編著『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社、1999年、292-293頁。

は成立しないのである。そのため、純利益の観点と包括利益の観点からベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントについての検討は、もう一步踏み込んだ検討が必要であろう。

ここでもう一步踏み込んだ検討として考えられる観点はリサイクリングであろう。なぜなら、先物契約に係る損益について、ベースス・アジャストメントは第1期と第2期においてその他の包括利益として繰り延べ、第3期において売上原価に含めて繰り延べるのに対して、ノー・ベースス・アジャストメントは第1期、第2期および第3期その他の包括利益において繰り延べるという相違は、包括利益と純利益との関係における重要な論点であるリサイクリングにおいて決定的な相違をもたらすためである。したがって、以下にリサイクリングの観点からの検討を試みる。

周知のように、リサイクリングは包括利益の計算表示を前提に純利益の計算表示を行う場合に、利益の二重計上を避ける目的で行われるものである。より具体的には、過去に包括利益のみに表示された損益が、実現を契機として純利益計算に含められるのに伴い、包括利益へと再度計上されることを防ぐために、その他の包括利益から消去されるというものである。したがって、本来は予定取引から生じる損益が純利益に影響を与える期間に、繰り延べたヘッジ手段に係る損益をその他の包括利益から純利益に振り替えるリサイクリングをしなければならない。

ノー・ベースス・アジャストメントの場合には、第1期および第2期にその他の包括利益に計上した先物契約に係る損益の合計額50千円が、第3期において純利益に振り替えられる。このとき、リサイクリングを行い、利益の二重計上を避けることができる。

しかし、ベースス・アジャストメントの場合には、商品の取得時にその他の包括利益から消された過去の先物契約評価益は資産の取得原価に含められ¹³⁵、純利益計算には反映されない。この金額は、第3期において商品が販売された時点で純利益に含められる。この手続は、実質的にその他の包括利益の純利益への振替えに他ならないのであるが、その方法は本来のリサイクリングと異なり、会計期間を跨いで行われる。この目的については、ヘッジ取引そのものの目的に由来するので後述するが、ここで明らかとなるのは、米国会計基準が嫌う包括利益への影響を及ぼしているという事実は、先物契約に係る損益が一度商品の取得原価に含められて、会計期間を跨いだ実質的なリサイクリングがなされている

¹³⁵ かりに、資産の取得原価を調整する必要性が、取得原価主義によりあるとしても、リサイクリングを複数期間に跨って資産の取得原価を経由して行うことを正当化する理由にはならないように思われる。

という現象に起因するものであるという点である。

ここで、前述の設例を2期間にまとめて検討してみる。すなわち、第2期に、先物契約を100千円で締結し、同じ会計期間の商品仕入時までには150千円に上昇したとし、そして、商品を150千円で仕入れ、翌会計期間に190千円で売上げたとする。2期間の設例に基づく、ベース・アジャストメントとノー・ベース・アジャストメントの財務諸表は図表5-5～5-7に示す通りである。

〔図表 5-5〕 ヘッジ会計の不適用

(単位：千円)

項目	第2期	第3期
商品取得原価	150	—
純利益	50	40
その他の包括利益	0	0
包括利益	50	40

〔図表 5-6〕 ベース・アジャストメント

(単位：千円)

項目	第2期	第3期
商品取得原価	100	—
純利益	0	90
その他の包括利益	0	0
包括利益	0	90

〔図表 5-7〕 ノー・ベースス・アジャストメント

(単位：千円)

項目	第2期	第3期
商品取得原価	150	—
純利益	0	90
その他の包括利益	50	△50
包括利益	50	40

この2期間の設例から明らかなように、ベースス・アジャストメントの場合、純利益の計算上繰り延べた先物契約評価益は、商品の取得原価を修正するため、その他の包括利益からも消え、その結果包括利益にも表示されないため、純利益と包括利益は同じ金額となる¹³⁶。したがって、ベースス・アジャストメントにおいては、包括利益を表示する積極的な意味が認められないこととなる。

第4節 資産負債評価の観点からの検討

周知の通り、利益概念と資産負債評価は表裏一体の関係にある。このような密接な関係を持つゆえに、前章に検討と同様に、本章においても利益概念の観点から検討したうえで、予定取引に関する資産負債評価の問題について検討する必要があると考えられる。

SFAC No.6 では、資産は「将来の経済的便益」と定義され (SFAC No.6, par.25、訳書、297 頁)、負債は「経済的便益の犠牲」と定義される (SFAC No.6, par.35、訳書、301 頁)。資産負債の評価は、それらの価値をどう捉えるのかというだけでなく、捉えた価値の変動を、利益概念とどのように整合させるのかという問題でもある。そこで、取得原価評価と公正価値評価による利益測定の特徴をより浮き彫りにするため、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントにおける資産負債の評価の特徴を明らかにする必要がある¹³⁷。

¹³⁶ 償却資産の予定取引をデリバティブでヘッジした場合には、純利益が変わってくる。ノー・ベースス・アジャストメントの場合、償却資産の予定取引に係るキャッシュ・アウトフローの変動部分は、取引を実行した後の減価償却費に反映される。そこで、もしデリバティブの評価損益が純利益として認識されると、償却資産の予定取引に係るキャッシュ・アウトフローの変動を固定するというヘッジの成果は、純利益に適切に反映されない。

¹³⁷ 取得原価評価の観点に基づき、ベースス・アジャストメントについて検討された論文として、以下の

設例に基づくと、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントの貸借対照表上の諸項目は図表 5-8 に示す通りである。

〔図表 5-8〕 両会計処理の貸借対照表（関係諸項目のみ）

（単位：千円）

財務諸表	会計処理	項目	第 1 期	第 2 期	第 3 期
貸借対照表	ヘッジ会計不適用	商品	—	150	—
		先物	20	—	—
	ベースス・アジャストメント	商品	—	100	—
		先物	20	—	—
	ノー・ベースス・アジャストメント	商品	—	150	—
		先物	20	—	—

1 ベースス・アジャストメント—取得原価評価

ベースス・アジャストメントにおいて、繰り延べたはずのヘッジ手段に係る損益（50 千円）は商品を取得時の公正価値 150 千円ではなく先物契約額 100 千円で取得することができたことを意味していると考えられる。すなわち、第 2 期末の貸借対照表日に計上されることとなる商品（100 千円）はこの繰延ヘッジ損益（50 千円）を商品（棚卸資産）の取得原価へ反映し、帳簿価額を修正した結果である。そして商品（100 千円）は売却日の損益計算において売上原価（費用 100 千円）となり、売上高（収益 190 千円）と対応させられ、純利益 90 千円（190 千円－100 千円）が計上されることとなる。このように、商品の取得原価はあくまで取得時の支出額 100 により評価されることから、ベースス・アジャストメントは取得原価評価の特徴を忠実に反映し、取得原価主義と軌を一にするものといえる。

また、ベースス・アジャストメントにおいて、先物契約が契約時から決済時まで保有されることにより生じる損益は予定取引を実行する際に認識され、商品を低額で仕入れるこ

論文が挙げられる。

田中建二「デリバティブ会計の新展開」『産業経営研究』第 19 号、1997 年、13-22 頁。

田中建二「ヘッジ会計の比較分析」『産業経営』第 22 号、2000 年、73-81 頁。

西谷順平「デリバティブとヘッジの会計」醍醐聰編著『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社、1999 年、283-297 頁。

松原沙織「繰延ヘッジ損益に関する検討—包括利益計算の視点より」『文明』第 14 巻、2009 年、49-60 頁。

とが可能となる。繰り延べたはずのヘッジ手段に係る損益（50 千円）は、商品売却時に商品販売益に含めて売上総利益にまとめて表示され、実際に支出した金額がダイレクトに資産の取得原価となる。これは、市場価格が変動する恐れがある場合にそのリスクを回避して商品を仕入れようとしている経営者の意思決定を明瞭に反映し、ヘッジを行ったという意思決定およびヘッジの効果が直接に取得原価で反映されることを意味する。ベース・アジャストメントにおける 100 千円という商品の評価額は、公正価値 150 千円の商品を 100 千円で取得したという差額 50 千円の原価節約¹³⁸を表現することにもなっている。

さらに、ベース・アジャストメントの場合、第 2 期において予定取引が実行された時点で、純資産の項目であるその他の包括利益に該当する繰延ヘッジ損益は、資産の部における商品項目と結びつけば商品の取得原価に加減させる¹³⁹。すなわち、先物契約は商品と一体化して観察され、相殺されて実際に支出した純額により商品の取得原価として計上される。これにより、繰延ヘッジ損益は取得原価の一部になり¹⁴⁰、独立して存在する項目ではなく、純資産に計上されることもなくなる¹⁴¹。

2 ノー・ベース・アジャストメントー公正価値評価

ノー・ベース・アジャストメントにおいて、第 2 期における仕入時に商品はその時点での公正価値（150 千円）により評価され、第 3 期において商品は 190 千円にて売却される。そして、商品を売却したときの損益計算は、売上（190 千円）と商品原価（150 千円）との差額により純利益が計算され、この他に取引がないと仮定するならば、第 3 期首純資

¹³⁸ 原価節約について、以下の著書、論文などを参考している。

生産に用いられていない資産について、期末のカレント原価が期首のカレント原価を超過する分が保有利益として算定され、この保有利益は期首と期末の購入価値の差額であって、販売価値の差額ではなく、インプットを使用するよりも前に取得したことによって原価を節約したという意味で原価節約（cost saving）である（Edwards, E. O. and P. W. Bell, *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press, 1961, p.93.（伏見多美雄・藤森三男訳編『意思決定と利潤計算』日本生産性本部、1964 年、76、95 頁））。

泉宏之「貨幣利益の分割：エドワーズ・ベルとベドフォードの利益計算の比較」『一橋研究』第 12 巻第 2 号、1989 年 7 月、1-17 頁。

倉田幸路「財務業績表示の諸類型」『明大商學論叢』第 89 巻第 2 号、2007 年 2 月、23-25 頁。

¹³⁹ ベース・アジャストメントに対して、棚卸資産に関する市場価値が株主にとっての価値であるデリバティブに係る損益により、修正されるべきではないとする見解もある（Horton, J. and R. Macve, 'Fair Value' for financial Instruments: How Erasing Theory is leading to unworkable Global Accounting Standards for Performance Reporting, *Australian Accounting Review*, Vol.10 No.21, October 2000, pp.26-39.）。

¹⁴⁰ 金融商品実務指針では、繰延ヘッジ損益を予定取引の実行時に購入資産の取得原価へ加減する根拠として、繰延ヘッジ損益は、資産の取得に伴う損益として解説することができ、取得価額の一部としてその性格が認められる点を指摘している（金融商品実務指針、第 338 項（2））。

¹⁴¹ ベース・アジャストメントにおいて繰延ヘッジ損益は独立して存在する項目ではないという考え方によれば、ベース・アジャストメントにおける繰延ヘッジ損益は評価勘定として位置づけられる。詳細について次に検討する。

産（190千円）と第3期末純資産（150千円）との差額として包括利益が計算される。そして、ヘッジ手段である先物契約もまた毎期公正価値により評価され、その変動額がその他の包括利益を通じて、各期の包括利益において計上される。以上のことから、ノー・ベース・アジャストメントは、資産評価の観点からは公正価値評価を貫こうとしていることがみてとれる。

また、ノー・ベース・アジャストメントにおける商品の取得原価（190千円）はベース・アジャストメントにおける商品の取得原価（150千円）とは異なるが、評価勘定の観点¹⁴²から、両会計処理における商品の評価について本質的に同様ではないかという疑問について検討を試みる。

まず、評価勘定とは、その対象となるべき主たる勘定の存在を前提として設けられる勘定であって、主たる勘定に対する価値修正の役割を果たすものである¹⁴³。つまり、評価勘定は、減価償却資産に対する減価償却累計額のように、元来、ある特定の一つの主勘定に従属する価額の修正のための勘定であると思われる¹⁴⁴。また、評価勘定はそれ自体に独立した意味が存在しないということは必ずしも言えず、資産評価に資する勘定という意味であり、例えば貸倒引当金勘定や減価償却累計額勘定は、それ自体に意味がある上で、資産の評価の一助となるという解釈になろうと思われる¹⁴⁵。

ノー・ベース・アジャストメントの場合、繰延ヘッジ損益勘定は商品勘定の従属勘定であるという点について、一種の評価勘定の意味を持つという解釈も可能であろう。すなわち、繰延ヘッジ損益が商品の取得原価に対する価値修正の役割を果たすという意味で、ノー・ベース・アジャストメントにおいて、繰延ヘッジ損益勘定は評価勘定の意味を持つということである。ただし、ノー・ベース・アジャストメントにおいて、商品を取得

¹⁴² 評価勘定の観点に基づき、ベース・アジャストメントについて検討された論文として、以下の論文が挙げられる。

齋藤真哉「純資産の部」の表示が及ぼす簿記への影響『日本簿記学会年報』、2008年、86頁。

田口聡志「繰延ヘッジ損益」石川鉄郎、北村敬子編著『資本会計の課題』中央経済社、2008年、219-239頁。

松原沙織「繰延ヘッジ損益に関する検討—包括利益計算の視点より」『文明』第14巻、2009年、49-60頁。

ただし、先行文献においては、ベース・アジャストメントについて評価勘定の観点から検討されているが、本論文はノー・ベース・アジャストメントについて、評価勘定の観点からの検討を試みる。

¹⁴³ 一般的に評価勘定という場合は相殺的评价勘定のみを指す（倉田三郎「評価勘定」安藤英義、新田忠誓、伊藤邦雄、廣本敏郎編著『会計学大辞典 第五版』中央経済社、2007年、1153頁）。

¹⁴⁴ 価値修正勘定とも呼ばれている。評価勘定についての理解は、齋藤真哉「純資産の部」の表示が及ぼす簿記への影響『日本簿記学会年報』、2008年、86頁に基づく。

¹⁴⁵ 倉田三郎「評価勘定」安藤英義、新田忠誓、伊藤邦雄、廣本敏郎編著『会計学大辞典 第五版』中央経済社、2007年、1153頁。

時の公正価値により評価することを強調するので、繰延ヘッジ損益と商品の評価額を相殺した純額で表示することはない。

以上の評価勘定の観点からの検討をまとめると図表 5-9 の通りである。

〔図表 5-9〕 第 2 期の両会計処理における貸借対照表

(単位：千円)

① ベーシス・アジャストメント

B/S	
<div style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">[資産の部]</div> <div style="padding: 5px;">商品 100</div> <div style="padding: 5px;">(商品 150△繰延ヘッジ損益 50)</div>	<div style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">[負債の部]</div> <div style="padding: 5px;">[純資産の部]</div>

② ノー・ベーシス・アジャストメント

B/S	
<div style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">[資産の部]</div> <div style="padding: 5px;">商品 150</div> <div style="padding: 5px;">繰延ヘッジ損益 △50 ←</div>	<div style="border-bottom: 1px solid black; padding: 5px;">[負債の部]</div> <div style="padding: 5px;">[純資産の部]</div> <div style="padding: 5px;">繰延ヘッジ損益 50</div>

したがって、ベーシス・アジャストメントもノー・ベーシス・アジャストメントもいずれの会計処理も、評価勘定を用いて説明することが可能である。つまり、評価勘定を専ら資産評価の一部分としての役割であり、それ自体に独立した意味を持たないという理解に立てば、ベーシス・アジャストメントにおける繰延ヘッジ損益を評価勘定によって解釈することは妥当である。一方で、評価勘定を資産評価の一部分としての役割を持ちながら、併せて繰延ヘッジ損益自体も意味を有すると理解するならば、ノー・ベーシス・アジャストメントも評価勘定によって解釈することも可能となる。

ノー・ベーシス・アジャストメントにおいて、評価勘定の思考を当て嵌めれば、繰延ヘッジ損益 50 は商品の貸借対照表価額 150 の控除項目となり、商品の評価額は 100 となる。そのため、ノー・ベーシス・アジャストメントに評価勘定の思考を適用することにより、資産評価については、ベーシス・アジャストメントとの差異はないといえるのである。そして、予定取引の領域において、ベーシス・アジャストメントとノー・ベーシス・アジャ

ストメントとの間で差異が顕著になるのは、既述のように、ベースス・アジャストメントはヘッジ対象である予定取引とヘッジ手段であるデリバティブ取引を一つの取引であるとし、営業活動として取扱うのに対し、ノー・ベースス・アジャストメントはヘッジ対象である予定取引を営業活動、ヘッジ手段であるデリバティブ取引を財務活動として区分するという点である。

第5節 両会計処理におけるヘッジとヘッジ会計の相違からの検討

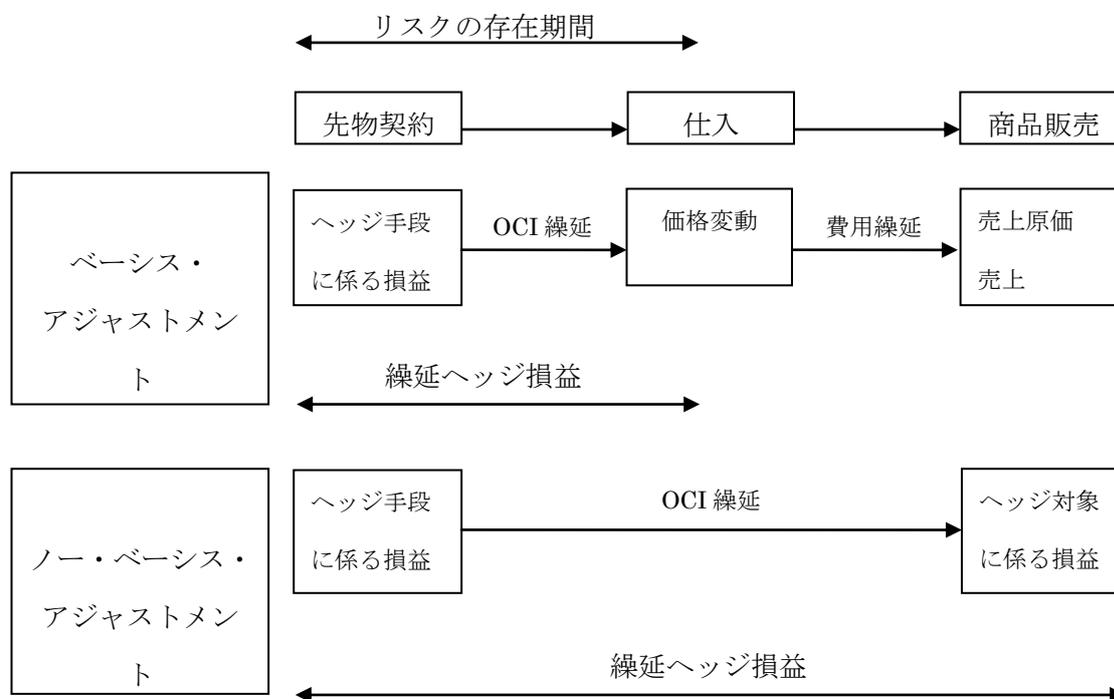
これまでの検討から、ノー・ベースス・アジャストメントの目的は、包括利益に影響を与えない範囲で純利益における予定取引に係る損益とヘッジ取引に係る損益の認識のタイミングを一致させることであることが明らかになっているものの、ベースス・アジャストメントの目的が純利益における損益の認識のタイミングを一致させること以外に、包括利益を歪め、さらにはリサイクリングの基本的な手順を逸脱してまでこの方法に固執する理由についてはまだ十分に解明されていない。そこで、以下では、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントについて、二つの会計処理に内在する「ヘッジ取引の目的」と「ヘッジ会計の目的」の相違の観点から検討する。

1 ヘッジ取引の目的とヘッジ会計の目的

ヘッジ対象である予定取引について、ヘッジ取引の目的は予定取引に係るキャッシュ・フローの変動リスクを回避することである。すなわち、図表 5-10 に示すように、購入が予定されている商品の価格変動というリスクを、買建先物契約によって購入時点までの価格変動リスクが回避され、これによりヘッジの目的が達成されるのである。具体的には、第1期に100千円の商品が第2期に150千円まで値上がりして生じた潜在的な50千円の損失は、先物契約の決済によって生じた利益50千円によって相殺されることになり、この時点でヘッジ取引の目的は十分に達成されるのである。それにもかかわらず、ノー・ベースス・アジャストメントは先物契約に係る損益(50千円)を商品の売却時までにはその他の包括利益を通じて繰り延べることを要求する。そして、その理由は包括利益に影響を及ぼさないという以外にない。なお、先物契約を締結し、ヘッジ取引を行う時点において、ヘッジ対象である予定取引はまだ存在していないため、予定取引に係る損益を認識する余地がなく、そのために、SFAS No.133 と IAS No.39 が公正価値ヘッジを適用することは技術的に不可

能なのである。

〔図表 5-10〕 ヘッジとヘッジ会計の相違



ここで留意すべきは、ヘッジ取引の目的とヘッジ会計の目的は明確に区別されるべき性質のものであるという点である。

ヘッジ会計の目的は、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の間に、認識のタイミングのズレが存在するので、このズレを一致させ、ヘッジを行っている企業の財務諸表がこのヘッジの効果を確実に反映するようにすることにある。この点について、ベース・アジャストメントとノー・ベース・アジャストメントにおけるヘッジ取引の目的の捉え方は同様である。

しかし、ヘッジ会計の目的という点において、二つの会計処理はそれぞれ異なる考え方を持っている。ベース・アジャストメントは、商品購入の価格変動のリスクに対しヘッジがかけられ、それを忠実に財務諸表に反映するという思考に基づく会計処理方法であると考えられる。このような考え方によれば、先物契約から生ずる損益は、購入契約が成立した時点において繰り延べられ、商品の取得原価へ振替えられることとなる。先物契約に係る損益は資産の取得原価の一部として計上されるので、リスクヘッジの成功を反映した金額（100 千円）で仕入れたという経済事象が商品の取得原価に反映される。そして、資

産の取得あるいは負債の発生があった時点でヘッジ対象の取得原価が修正されることにより、商品が売却される際に、先物契約に係る損益は売上原価と売上が対応した利益の中に内包される形になる。

一方、ノー・ベース・アジャストメントは、本来購入が予定されている商品の購入価格の変動リスクをヘッジするにもかかわらず、先物契約に係る損益が商品を売却するまでその他の包括利益を通じて繰り延べられることによって、将来商品の売却によるキャッシュ・フローの変動に対するリスクをヘッジすることに変質したと考えられる。具体的には、商品の購入ではなく商品の売却により生じる損益と先物契約に係る損益を同じ会計期間に計上するために、先物契約の決済によって生じた利益は商品の売却により損益の実現まで繰り延べられなければならないのである。しかし、商品を購入した時点で、先物契約は終了し、ヘッジ取引の目的は終了したものの、その損益が商品を売却するまで顕在化されずにヘッジ会計が継続していることについてはさらなる検討が必要であろうと思われる。

ヘッジ取引という観点からは、予定取引に係るヘッジがあくまでも実行される際の商品の購入に係るキャッシュ・アウトフローの変動リスクを対象としていることは明白であるので、商品の売却によるキャッシュ・フローの変動リスクに対するヘッジを意図するノー・ベース・アジャストメントは、本来予定取引に対するキャッシュ・フロー・ヘッジの思考とは矛盾する会計処理であるといえるのである。

2 ヘッジ対象とヘッジ手段との関係

先物契約に係る損益が商品の購入時あるいは商品の売却時まで繰り延べられる根拠は、前節において既述したように、ヘッジ取引の目的とヘッジ会計の目的という視点を、ヘッジ対象とヘッジ手段という具体的な取引内容に当てはめて考察する必要あるだろう。

ベース・アジャストメントにおいて、先物契約の決済による損益 50 千円は売上原価として売上総利益に含まれる。この方法は、先物契約に係る損益が商品に含まれるものと考えていることを意味し、ヘッジ対象とヘッジ手段を一体としてみなし、すなわち、先物契約の取引は商品売買の取引を一つの取引としていることになる。

一方、ノー・ベース・アジャストメントは、商品の売却による損益 40 千円を売上総利益に計上し、先物契約の決済による損益 50 千円を営業外利益に計上することから、ヘッジ手段である先物契約から生じる繰延ヘッジ損益とヘッジ対象である予定取引から生じる損益は、異なる性質を持つ損益であると考えられるだろう。すなわち、ヘッジ対象に係る

損益とヘッジ手段に係る損益が別々の時期に生じ、ヘッジ手段に係る取引は単独で固有の存在意義をもたないため、ヘッジ対象に係る取引の従属取引として捉えることができる。このことはヘッジ会計の目的を果たすため、ヘッジ手段に係る取引をヘッジ対象に係る取引に結びつけ、ヘッジ対象に係る取引をヘッジ手段に係る取引に従属するものとして捉えることに他ならない。

しかしながら、ここまでの検討によれば、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントとの違いは、ヘッジ対象に係る取引とヘッジ手段に係る取引を一つの取引であると捉えるのか、あるいは二つの取引であると捉えるのかという相違に起因すると整理された。それ以前には、ヘッジ取引の目的とヘッジ会計の目的の捉え方の違いも原因の一つであるとも述べた。いま検討すべき問題は、この二つの相違の原因がどのように関連しているかという点である。

ヘッジ会計の目的は、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識時期を一致させることにあるのであった。既にわかっていることは、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントとも繰延ヘッジの一形態であることであり、純利益ベースでのヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識時期を一致させるという点に相違はない。そうであるならば、予定取引固有の現象に由来する原因がどこかに存在しているはずである。

まず考えられるのは、予定取引には契約時において現物資産が存在しないために、公正価値ヘッジを適用することが不可能であるという事実である。しかし、この事実は、公正価値ヘッジではなく繰延ヘッジを採用せざるをえないことの根拠であり、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントを分け隔てる論拠とはなりえない。

つぎに考えられるのは、ヘッジ対象に係る損益である。この点についてももう少し正確に整理するならば、ヘッジ対象に係る損益には二種類あることに気づかされる。すなわち、商品取得前の価格変動から生じる損益と、商品取得後の価格変動から生じる損益の二つである。

ヘッジ取引の目的は、商品取得前の価格変動から生じる損益をリスクと捉え、これをいかにヘッジするかに関心があったはずである。そして、そのヘッジ取引の目的は商品取得時において達成されていることは既に述べた。したがって、ヘッジ会計の目的という観点から損益認識のタイミングを一致させるという話をするのであれば、ヘッジ手段に係る損益は商品購入前の価格変動から生じる損益のみを捉えるべきである。そして、ヘッジ手段

に係る損益は、商品取得時まで確定するのであり、その後の変動は生じない。決定的なのは、ヘッジ手段に係る損益、すなわち、商品購入前の価格変動から生じる損益を商品の販売時まで繰り延べる必然性はないということである。

一方、ヘッジ対象に係る損益が商品取得前の価格変動による損益である。この損益がどのタイミングで実現するのかを確定させなければならない。ノー・ベース・アジャストメントは、これを商品売却時であると捉えていることになるのだが、このような処理は適当ではない。なぜならば、商品取得前の価格変動による損益は商品取得時に確定し、同時に実現もしているためである。

ベース・アジャストメントとノー・ベース・アジャストメントは、ヘッジ対象の商品取得前の価格変動による損益を、いずれも販売時まで繰り延べるのであるが、それは形式的な一面を捉えているに過ぎない。取引の実態は、ヘッジ取引を実行しこれが適切に効果を発揮したことにより、ヘッジ取引を実行していなければ 150 千円で取得するはずだった資産を 100 千円で取得することができたのである。商品取得時（X2 年 6 月 30 日）の仕訳において、貸方に記録される商品 50 千円は、資産の減少であることに違いはないのであるが、その実質は原価節約利益¹⁴⁶50 千円なのであり、この段階でヘッジ手段から生じた繰延ヘッジ損益 50 と相殺される。

このように、ヘッジ対象は商品に係る損益であるのだが、より正確には商品取得前の価格変動損益なのであり、ヘッジ手段から生じる損益との認識時期は、商品購入時に一致させるべきものなのである。これを商品の販売時まで繰り延べるという理解は、会計処理の形式的な解釈に過ぎないのである。このような理解によれば、ベース・アジャストメントの場合に、リサイクリングは期間を跨いで行われるという一見すると奇妙な処理にも説明がつくのである。

したがって、商品の取得に係る仕訳のうち、商品勘定の貸方に記帳される 50 千円について、原価節約利益 50 千円として商品の取得原価を 150 千円とするならば、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ対象に係る損益認識時期を一致させるという点について、適切なタイミングで実施することが可能となる。このとき、商品の取得価額は 150 千円となるため、取得時の公正価値により評価されることになるが、これは付随的效果であり、ヘッジ取引の目的およびヘッジ会計の目的、さらには公正価値評価のいずれの観点からも導かれるもので

¹⁴⁶ 原価節約利益に関する理解は、貨幣価値の変動がある場合には名目利益を意味するという思考に基づく。(Edwards, E. O. and P. W. Bell, *op. cit.*, p.93. (伏見多美雄・藤森三男、前掲訳書、100 頁))

はない。

第6節 小括

本章では、予定取引について繰延ヘッジを適用した場合のベースス・アジャストメントおよびノー・ベースス・アジャストメントを題材に、複数の観点から検討を行った。

まず、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントともに、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識のタイミングのズレを純利益ベースで達成することを意図していることが明らかになった。単純に包括利益ベースで損益の認識のタイミングのズレを一致することのみに焦点を当てるのであるならば、必ずしもノー・ベースス・アジャストメントが適用される必要はない。それにもかかわらず、ノー・ベースス・アジャストメントが肯定されるのは、純利益概念が重視されていることに起因する。このことはまた、米国会計基準において純利益が重視されている証左といえよう¹⁴⁷。

ただし、ノー・ベースス・アジャストメントは、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識時期を商品の売却時に純利益ベースで一致させるという点では不合理な処理であるといえる。そして、ノー・ベースス・アジャストメントの特徴は、予定取引における資産の取得原価を取得時の公正価値により評価するという点とヘッジ会計を適用しない場合の包括利益の値を歪めないという点に見出される。

しかし、予定取引における資産の取得原価を取得時の公正価値により評価するという点については、ベースス・アジャストメントの場合の100千円であっても差し支えない。そもそも公正価値評価か取得原価評価かという問題は、決算時における評価に際して問題となるのであり、取得時において問題となる性質のものではない。

また、ヘッジ会計を適用しない場合の包括利益の値を歪めないという点については、ヘッジ会計を適用しない場合の包括利益の値が正しいものであるという説明は不可欠であるにもかかわらず、そのような説明がなされた形跡はない。それどころか、現物商品に係るヘッジ会計において、米国会計基準と国際財務報告基準は公正価値ヘッジを採用しているのであり、ここにおける包括利益の値はヘッジ会計を適用しない場合のそれとは異なるのである。

日本会計基準において、ベースス・アジャストメントが原則的な会計処理とされること

¹⁴⁷ 同様の見解として以下の文献が挙げられる。

松原沙織「繰延ヘッジ損益に関する検討—包括利益計算の視点より」『文明』第14巻、2009年、49-60頁。

は、ヘッジ手段に係る取引がヘッジ対象に係る取引に従属するという繰延ヘッジの思考と矛盾せず、安価で商品を仕入ることができたというヘッジ取引の実態が明確に反映される。一方、米国会計基準においても、ノー・ベシス・アジャストメントはヘッジ手段に係る取引がヘッジ対象に係る取引に従属するという繰延ヘッジの思考と整合するという点でベシス・アジャストメントとの相違しないものの、安価で商品を仕入ることができたというヘッジ取引の実態が明示されていない。これは、米国会計基準がヘッジ取引の実態よりヘッジ手段であるデリバティブ取引の実態を重視することに原因があると考えられる。

第6章 その他有価証券に係るヘッジ会計

第1節 問題の所在

保有目的が明確にされていない有価証券に関して、金融商品会計基準においてはその他有価証券、SFAS No.115 においては売却可能有価証券、そして IFRS No.9 においては資本性金融資産への投資¹⁴⁸とされ、各会計基準ともに公正価値により評価することを規定している¹⁴⁹。そして、その他有価証券、売却可能有価証券、資本性金融資産への投資¹⁵⁰のいずれの評価差額も原則として純利益計算を経由させずに、包括利益計算の過程で計上し、純資産に直入する方法（純資産直入法）が採られていることもまた同様である。このような処理が規定されているのは、会計基準のコンバージェンスを背景にしたものであると一般的に理解されている。

本章において検討対象とするその他有価証券に係るヘッジ取引に焦点を当てるならば、各会計基準におけるヘッジ会計処理の相違による問題がより鮮明となる。すなわち、ヘッジ対象がその他有価証券である場合に、金融商品会計基準においては原則通り繰延ヘッジが適用されるものの、例外的に公正価値ヘッジを採用することが可能とされている。そのため、ヘッジ対象がその他有価証券である場合に限り公正価値ヘッジを採用する根拠と、公正価値ヘッジが適用されるとしても、その他有価証券の評価差額について、原則通りに翌期の期首に洗替法の適用が要求されていることについて検討がなされる必要があるものと思われるのである。

一方、SFAS No.133 においてはその他有価証券に係るヘッジ取引に対して当該会計基準の原則的処理にしたがった公正価値ヘッジが適用され、一切の代替的処理は認められていない。なお、公正価値ヘッジが適用されても、その他有価証券の評価差額について、原則通りに翌期の期首に切放法を行うことに変りはない。ここで SFAS No.133 における公正価

¹⁴⁸ IFRS No.9 における資本性金融資産への投資と金融商品会計基準におけるその他有価証券に相当するものであるが、資本性金融資産への投資についてヘッジ会計の対象外であることを考慮するため、IFRS No.9 の場合に限り資本性金融資産への投資という用語を用いる。

¹⁴⁹ その他有価証券に関する会計処理は金融商品会計基準第 18 項に規定され、売却可能有価証券 (Available-for-Sale Securities) に関する会計処理は SFAS No.115,par.13 に規定され、資本性金融資産への投資に関する会計処理は IFRS No.9, par.5.7.5,B,par.5.7.1 にそれぞれ規定されている。

¹⁵⁰ 各会計基準における有価証券に対する区分の基準が異なるので、有価証券の表示に関する用語の相違が存在する。本論文においては、有価証券の区分について検討する予定はなく、ヘッジ会計を検討する際の支障はないため、金融商品会計基準と SFAS No.133 を検討する場合に、その他有価証券という用語に統一する。

値ヘッジと金融商品会計基準における公正価値ヘッジが同じ思考のもとである会計処理であるかという疑問が生ずる。なぜならば、これまでの検討において、日本会計基準は繰延ヘッジを、そして、米国会計基準は公正価値ヘッジをそれぞれ原則と位置付けてきたのであり、その根底には決して小さからざる相違点が存在していたのであり、そのような相違点がコンバージェンスの一言のみで片付けられるほど容易なものではないだろう。

そして、IFRS No.9 においては、近年の改訂により資本性金融資産への投資をヘッジ対象とすることが認められなくなったことおよびリサイクリングを認めない根拠¹⁵¹を検討課題として取り上げなければならない。

以上概観したような、金融商品会計基準、SFAS No.133 と IFRS No.9 におけるその他有価証券に係るヘッジ会計処理の適用関係を整理するならば、図表 6-1 の通りである。会計基準のコンバージェンスが相当程度進んでいるにもかかわらず、その他有価証券に係るヘッジ取引につき三者三様の相違が存在することは、各会計基準が重要視している要素に相違があることをうかがわせるものである。そこで、本章においてはこれらの検討課題を取り上げ、金融商品会計基準、SFAS No.133 におけるその他有価証券に係るヘッジ会計処理と IFRS No.9 におけるヘッジ会計の不適用という規定内容を確認したうえで、それぞれのヘッジ会計に対する思考ならびにヘッジ会計処理の根底にある論拠を検討する。

〔図表 6-1〕 その他有価証券に係るヘッジ会計処理の適用関係

項 目	金融商品会計基準	SFAS No.133	IFRS No.9
会計処理	原則：繰延ヘッジ	公正価値ヘッジ（切放	ヘッジ会計の適用禁
	例外：公正価値ヘッジ（洗替法）	法）	止

¹⁵¹ 秋葉教授は、「IAS 第 1 号 93 項では、どのような場合にリサイクリングするかどうかは、他の IFRS によって特定されているとしており、その考え方は明示されていない。最近公表されている IFRS でも、リサイクリングに関する考え方は明確ではない。」と指摘している（秋葉賢一「包括利益と当期純利益の調整－IFRS におけるリサイクリングの意味と意義－」『早稲田商学』第 434 号、2013 年 1 月、384-386 頁。）。

現在リサイクリングするかしないか重要な課題と考えられる。そのため、本章においてリサイクリングに関する考え方を明らかにしたい。

第2節 各会計基準におけるヘッジ会計処理

本節において、具体的に各会計基準におけるその他有価証券に係るヘッジ会計について理論的検討を行う前に、各ヘッジ会計処理の特徴を浮き彫りにするために、それらの概要と具体的数値例を確認する。以下、ヘッジ対象が国債である設例を用いて、金融商品会計基準における繰延ヘッジ、ならびに金融商品会計基準における公正価値ヘッジと SFAS No.133 における公正価値ヘッジの相違を確認し、それぞれの会計処理による損益計算書および貸借対照表への影響も明らかにしたい。本節で使用する設例はつぎの通りである。

〔設例 6-1〕

前提条件はつぎの通りである。

- ① X1 年 12 月 1 日に国債（額面総額 1,000 千円、その他有価証券に該当）を現金 990 千円で購入した。同時にこの有価証券の相場変動リスクを回避するために、国債先物額面 1,000 千円を 990 千円で売り建てた。
- ② X2 年 3 月 31 日（決算日）に現物の国債の公正価値は 960 千円、国債先物の公正価値は 957 千円。
- ③ X2 年 4 月 1 日（期首）。
- ④ X2 年 11 月 30 日に現物の国債を 970 千円で売却し、その代金を現金で受け取った。また国債先物について、965 千円で反対売買をして決済した。
- ⑤ 当該ヘッジは有効だと考えられる。
- ⑥ 税効果および利息の受取りについては考慮しない。
- ⑦ 会計期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間である。

1 日本会計基準—繰延ヘッジ（洗替法）

金融商品会計基準は、繰延ヘッジを原則としながらも、「ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることにより、その損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識することもできる」として、公正価値ヘッジの選択適用を例外的に認めている（金融商品会計基準、第 32 項）。

日本会計基準における繰延ヘッジ（洗替法）による仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位:千円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年12月1日 購入日	その他有価証券	990	現金	990
X2年3月31日 決算日	その他有価証券評価差額金 (その他の包括利益)	30	その他有価証券	30
	990-960=30			
	先物取引差金	33	繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益)	33
	990-957=33			
X2年4月1日 期首	その他有価証券	30	その他有価証券評価差額金 (その他の包括利益)	30
	洗替処理			
X2年11月30日 売却日	現金	970	その他有価証券	990
	有価証券売却損	20		
	現金	25	先物取引利益	25
	繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益)	33	先物取引差金	33
	990-965=25			

繰延ヘッジの場合、第1期の決算日に、ヘッジ対象である国債に係る30千円の損失はその他の包括利益に計上され、先物取引（ヘッジ手段）による33千円の利益は、繰延ヘッジ損益としてやはりその他の包括利益に計上される。そして、第2期の売却時点において、国債から20千円の損失が生じ、これを純利益に計上するとともに、第1期に繰延ヘッジ損益としてその他の包括利益に計上した先物取引に係る33千円の利益を純利益に振り替えるという処理を行う。

2 日本会計基準の例外—公正価値ヘッジ（洗替法）

既述のように、金融商品会計基準は公正価値ヘッジを例外的に認めている。ところが、この場合の公正価値ヘッジの適用対象は、ヘッジ対象の公正価値を貸借対照表価額とすることが認められているものに限定されていることから、公正価値により評価するが評価差額を純資産の部に直入するその他有価証券（その他有価証券の中の一種類である国債を含む。）のみが対象となると説明されている（金融商品実務指針、第 185 項）。

金融商品会計基準におけるその他有価証券は、公正価値をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき、評価差額の合計額を純資産の部に計上する（全部純資産直入）、あるいは、公正価値が取得原価を上回る銘柄に係る評価差額は純資産の部に計上し、公正価値が取得原価を下回る銘柄に係る評価差額は当期の損失として処理することが規定されている（部分純資産直入）（金融商品会計基準、第 18 項）。

このようなその他有価証券に関するヘッジ取引について、原則的処理である繰延ヘッジを適用すると、損益計算書上はその他有価証券と先物契約のいずれの評価差額も計上されないため、損益計算に影響を及ぼさない。しかし、ヘッジ会計を不適用の場合、ヘッジ対象であるその他有価証券の評価差額は純資産の部に計上されるのに対して、ヘッジ手段である先物契約の評価差額は損益計算書に計上されるので、貸借対照表上はヘッジの効果が適切に表示されないという問題が生ずる。すなわち、本来ならば損益計算書で相殺されるはずの先物契約の評価差額とその他有価証券の評価差額が、一方が収益または費用に、他方が純資産の部にと分かれて表示されるため、貸借対照表上の表示が適切ではないおそれがある。したがって、その他有価証券に係るヘッジ取引については、例外的に認められている公正価値ヘッジを適用することにより、両者の評価差額を損益計算（包括利益計算）に含めることによってヘッジの効果を財務諸表に適切に反映することが可能となる。

日本会計基準における公正価値ヘッジ（洗替法）による仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位:千円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年12月1日 購入日	その他有価証券	990	現金	990
X2年3月31日 決算日	その他有価証券評価損 (純利益)	30	その他有価証券	30
	990-960=30			
	先物取引差金	33	ヘッジ利益 (純利益)	33
990-957=33				
X2年4月1日 期首	その他有価証券	30	その他有価証券評価益 (純利益)	30
	洗替処理			
X2年11月30日 売却日	現金	970	その他有価証券	990
	有価証券売却損	20		
	現金	25	先物取引差金	33
	ヘッジ損失	8		
957-965=△8				

上記の会計処理の場合、繰延ヘッジと同じように第1期の決算日において、国債について30千円の損失が生ずるが、これはその他の包括利益ではなく、純利益に計上される。ただし、国債に係る30千円の損失は金融商品会計基準の原則通り翌期期首に洗い替えられる。そして、先物取引に係る33千円の利益はヘッジ利益として純利益において計上される。

第2期の売却時点において、国債から20千円の損失が生じ、先物取引からも8千円の損失が生じ、これらはともに純利益に計上される。その結果、公正価値ヘッジを行うことにより、第1期においてヘッジ対象とヘッジ手段の損益計上の時期が一致する。

3 米国会計基準—公正価値ヘッジ（切放法）

SFAS No.133 において、その他有価証券がヘッジ対象である場合であっても、ヘッジ会計の原則的会計処理に基づき、公正価値ヘッジが適用される。つまり、ヘッジ手段に係る損益と相殺するために、その有価証券の公正価値評価差額はその他の包括利益ではなく、純利益において認識される（SFAS No.133, par.23）。

米国会計基準における公正価値ヘッジ（切放法）による仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

（単位：千円）

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年12月1日 購入日	その他有価証券	990	現金	990
X2年3月31日 決算日	その他有価証券評価損 (純利益)	30	その他有価証券	30
	990-960=30			
	先物取引差金	33	ヘッジ利益 (純利益)	33
990-957=33				
X2年4月1日 期首	仕訳なし			
	切放処理			
X2年11月30日 売却日	現金	970	その他有価証券 有価証券売却益	960 10
	現金	25	先物取引差金	33
	ヘッジ損失	8		
957-965=△8				

上記の SFAS No.133 における公正価値ヘッジの場合は、基本的に金融商品会計基準における公正価値ヘッジの場合と同じである。ただし、第2期の期首に国債に係る30千円の損失は SFAS No.133 の原則的会計処理にしたがって切り放し処理される。

4 利益計算における各ヘッジ会計処理の相違

それぞれのヘッジ会計処理についての資産負債評価、損益計算をまとめると、つぎの図表 6-2 に示す通りとなる。

〔図表 6-2〕 ヘッジ会計の適用がある場合の資産負債評価と損益計算

(単位：千円)

項 目	繰延ヘッジ (洗替法)		公正価値ヘッジ (洗替法)		公正価値ヘッジ (切放法)	
	第 1 期	第 2 期	第 1 期	第 2 期	第 1 期	第 2 期
その他有価証券の評価	960	990→970	960	990→970	960	970
純 利 益	0	5	3	2	3	2
その他の包括利益	3	△3	0	0	0	0
包 括 利 益	3	2	3	2	3	2

第 3 節 利益概念の観点からの検討

金融商品会計基準および SFAS No.115 では、その他有価証券は公正価値により評価され、その評価差額は未実現利益である¹⁵²と考えられるため、純利益に計上されない。このようなその他有価証券の性質に留意しながら、その他有価証券に関するヘッジ会計の意義、特に公正価値ヘッジが適用される妥当性と整合性の検討を進めていく。

本節では、その他有価証券に係る会計処理について、ヘッジ会計の適用がない場合（全部純資産直入法）、ヘッジ会計の適用がない場合（部分純資産直入法）、繰延ヘッジ、公正価値ヘッジ（金融商品会計基準）、公正価値ヘッジ（SFAS No.133）に区分して整理したうえで検討を行う。

¹⁵² その他有価証券の評価差額が未実現利益であることについては、たとえば、赤城論士「純資産の部の導入による簿記への影響—その他有価証券評価差額金を中心として」『日本簿記学会年報』日本簿記学会第 25 回、2010 年 3 月、145-152 頁、草野真樹「金融商品会計における利益測定の特徴」『大阪経大論集』第 54 巻第 5 号、2004 年 1 月、403-427 頁、を参照した。

1 ヘッジ会計の不適用

(1) 全部純資産直入法

① 金融商品会計基準（洗替法）

金融商品会計基準における全部純資産直入法（洗替法）による仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

（単位：千円）

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年12月1日 購入日	その他有価証券	990	現金	990
X2年3月31日 決算日	その他有価証券評価差額金 (その他の包括利益)	30	その他有価証券	30
	990-960=30			
	先物取引差金	33	デリバティブ評価益	33
990-957=33				
X2年4月1日 期首	その他有価証券	30	その他有価証券評価差額金 (その他の包括利益)	30
	洗替処理			
X2年11月30日 売却日	現金	970	その他有価証券	990
	有価証券売却損	20		
	現金	25	先物取引差金	33
	デリバティブ損失	8		
957-965=△8				

② SFAS No.115 (切放法)

SFAS No.115 における全部純資産直入法 (切放法) による仕訳を示すならば、以下の通りである。

[仕訳]

(単位:千円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年12月1日 購入日	その他有価証券	990	現金	990
X2年3月31日 決算日	その他有価証券評価差額金 (その他の包括利益)	30	その他有価証券	30
	----- 990-960=30			
	先物取引差金	33	デリバティブ評価益	33
	----- 990-957=33			
X2年4月1日 期首	仕訳なし			
	----- 切放処理			
X2年11月30日 売却日	現金	970	その他有価証券	960
			有価証券売却益	10

	有価証券評価損 (純利益)	30	その他有価証券評価差額金 (その他の包括利益)	30
	----- リサイクリング			
	現金	25	先物取引差金	33
	デリバティブ損失	8		
----- 957-965=△8				

ヘッジ会計が不適用となる場合、金融商品会計基準と SFAS No.133 のいずれにおいても、その他有価証券について全部純資産直入法により処理されることにより、その他有価証券に係る公正価値の変動による評価差額はすべてその他の包括利益として計上される。一方、先物契約については原則通り公正価値評価され、その評価差額は純利益に計上される。したがって、ヘッジ会計を適用しない場合に、その他有価証券に係る損益は純利益に計上さ

れないが、先物契約に係る損益が純利益に計上され、結果として純利益ベースで損益認識のタイミングがずれる。このズレを一致させるために、ヘッジ会計が必要となるのであり、それこそがヘッジ会計の目的である。

ただし、その他有価証券の評価差額は純資産の当期の変動であり、その他有価証券に係る損益と先物契約に係る損益の認識のタイミングのズレは包括利益ベースでは生じない。したがって、かりに包括利益ベースでの損益の認識のタイミングのズレのみを考慮するならば、その他有価証券に係るヘッジ取引に対してヘッジ会計を行う必要はなくなる。この点については、後に検討する IFRS No.9 における思考に関連すると考えられる。

(2) 部分純資産直入法（洗替法）—金融商品会計基準

金融商品会計基準における部分純資産直入法（洗替法）による仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位:千円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年12月1日 購入日	その他有価証券	990	現金	990
X2年3月31日 決算日	その他有価証券評価損 (純利益)	30	その他有価証券	30
	990-960=30			
	先物取引差金	33	デリバティブ評価益	33
990-957=33				
X2年4月1日 期首	その他有価証券	30	その他有価証券評価損 (純利益)	30
	洗替処理			
X2年11月30日 売却日	現金	970	その他有価証券	990
	有価証券売却損	20		
	現金	25	先物取引差金	33
	デリバティブ損失	8		
957-965=△8				

金融商品会計基準において、ヘッジ会計を適用せず部分純資産直入法を適用する場合には、その他有価証券に係る評価損が生ずるときは、その他有価証券評価損と先物契約評価益がともに純利益に計上され、両要素に係る損益は純利益ベースで相殺されるので、損益認識のタイミング的なズレは生じない。また部分純資産直入法も全部純資産直入法と同様に、包括利益ベースではヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識のタイミング的なズレは生じない。したがって、部分純資産直入法が適用される場合には、純利益ベースでも、包括利益ベースでも、ヘッジ会計を適用する必要性は乏しいといえよう。

ここまでの検討から、包括利益ベースではヘッジ会計を行う必要がないことが明らかである。そもそも包括利益は、資産および負債の変動、すなわち、ストックの面での財産変動の把握によって導出された利益であり、それは一会計期間に生じた取引やその他の事象から生ずる企業の純資産の変動によるものである。この定義によればその他有価証券の評価差額と先物契約の評価差額のいずれもが包括利益に含まれる。

各会計基準におけるヘッジ会計の適用がない場合のその他有価証券に関する資産負債評価と損益計算をまとめると図表 6-3 に示す通りである。

〔図表 6-3〕 ヘッジ会計の適用がない場合の資産負債評価と損益計算

(単位：千円)

項 目	全部直入 (洗替法)		部分直入 (洗替法)		全部直入 (切放法)	
	第 1 期	第 2 期	第 1 期	第 2 期	第 1 期	第 2 期
その他有価証券の評価	960	990→970	960	990→970	960	970
純 利 益	33	△28	3	2	33	△28
そ の 他 の 包 括 利 益	△30	30	0	0	△30	30
包 括 利 益	3	2	3	2	3	2

2 繰延ヘッジと公正価値ヘッジ (洗替法)

ヘッジ会計が適用されない場合、純利益ベースでの損益の認識のタイミングのズレが生ずるので、ヘッジの効果を財務諸表に正しく反映するために、金融商品会計基準は原則として繰延ヘッジを採用している。繰延ヘッジを適用した場合、本来純利益に計上されるデリバティブの評価損益は、繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益) として計上され、その他有価証券評価差額もその他の包括利益に計上される。そのため、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益はともに純利益には影響しない。翌期に売却したとするならば、それぞれを売却損益とデリバティブ損益として純利益に計上し、純利益ベースで相殺する。

なお、その他有価証券に係る評価差額を翌期期首に振り替えることを踏まえて、繰延ヘッジが原則的会計処理として適用されることは、その他有価証券を実質的に取得原価により評価することを維持することを意味する。なぜなら、繰延ヘッジは、ヘッジ対象の原則的な会計処理を変更せずに、ヘッジ手段の損益をヘッジ対象の損益計上時期に合わせるも

のであり、ヘッジ手段をヘッジ対象の付属物と位置付け、この場合、優先されるのはあくまでヘッジ対象である。そもそもヘッジの目的は、ヘッジ対象に関するリスク変動を回避することであり、ヘッジ会計が行われる際に、主たる取引であるヘッジ対象を重視することはごく自然であろう。改めていうまでもなく、繰延ヘッジが行われても、洗替法を採用しているので、常に原始取得原価を維持しているものであり、このことは資産を継続して保有していると理解していることに他ならない。

金融商品会計基準上、その他有価証券に限って公正価値ヘッジの適用が例外的に許容される理由は、「諸外国の会計基準では、このような考え方に基づく処理も採用されていることを考慮し」（金融商品会計基準、第106項）とあるように、金融商品会計基準の考え方に照らして問題のない範囲内でのコンバージェンスを達成しようとしたことが理由であると思われる。

また、金融商品会計基準は、「ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることができる場合には、当該資産又は負債に係る損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する考え方がある。（中略）これを認めることとした。」と例外的に公正価値ヘッジの適用を認めるもう一つ理由を示している（金融商品会計基準、第106項）。

しかし、「ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を損益に反映させることができる場合」という部分を表面的に読み取るとするならば、部分純資産直入法が適用されることが想定されているのではないだろうか。それならば、図表 6-2 と図表 6-3 に示したように、公正価値ヘッジは部分純資産直入法と同じ数値が財務諸表に反映されているので、あえて公正価値ヘッジを行う必要はないと思われる。

したがって、コンバージェンスのみの観点からは、部分純資産直入法の適用に関する限り、公正価値ヘッジを適用する論拠は脆弱であり、別途公正価値ヘッジを適用する論拠を考察する必要がある。確かに、公正価値ヘッジを適用した場合、ヘッジ対象であるその他有価証券に関する評価差額をその他の包括利益から純利益への計上へ変更することになり、ヘッジ手段である先物契約に係る損益とともに純利益に計上され、両要素に係る損益認識のタイミング的なズレを純利益ベースで一致させることによって、ヘッジの効果が満たされる。しかし、売却するつもりのない資産から生ずる評価損益を純利益計算に織り込むことには合理性がないと思われる。なぜならば、その他有価証券に関する評価差額は未実現損益であり、それを純利益に計上することは純利益概念とは相容れないためである。

ただし、ヘッジ対象の公正価値の変動の 80~125%をヘッジ手段の公正価値の変動でカバーできていなければヘッジ会計の適用が認められないため、その他有価証券の評価差額とヘッジ手段の評価差額が相殺されてから正味差額で純利益に計上されるので（完全ヘッジができた場合に、正味差額がゼロになる）、未実現利益が混入することによる純利益の歪みについては現実には相当程度抑えられる。

また、毎期首に洗替処理を行うことについては、金融商品会計基準における公正価値ヘッジ会計処理も取得原価主義の枠内において純利益を重視する会計処理といえるだろう。さらに、洗替法によって常に売却損益と評価損益が区別されるという特徴もある。純利益の内訳は図表 6-4 に示す通りである。

〔図表 6-4〕 第 2 期における純利益の内訳

(単位：千円)

第 2 期 純利益の内訳	全部直入 (洗替法)	部分直入 (洗替法)	全部直入 (切放法)	繰延ヘッジ (洗替法)	公正価値 ヘッジ (洗替法)	公正価値 ヘッジ (切放法)
その他有価証券 売却損益	△20	△20	10	△20	△20	10
その他有価証券 評価損益	—	30	△30	—	30	—
デリバティブ 損益	△8	△8	△8	25	△8	△8

もうひとつ注目しなければならないことは、金融商品会計基準は公正価値ヘッジを認めるにもかかわらず、繰延ヘッジと同様に洗替法を採用している点である。一般に、公正価値ヘッジが適用される場合には、ヘッジ対象に係る損益の認識のタイミングをヘッジ手段に係る損益の認識のタイミングに合わせるため、ヘッジ対象に関する原則的会計処理を犠牲にすることが原則である。この点に着眼すると、洗替法の適用と公正価値ヘッジの適用という矛盾する二つの会計処理方法が一つの基準内に存在していることになろう。

3 公正価値ヘッジ（切放法）

SFAS No.133 においても、公正価値ヘッジを適用した場合に、金融商品会計基準と同様、ヘッジ対象に係る損益は評価損益として認識されるので、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益がともに純利益に計上され、純利益ベースで損益の認識のタイミングが一致する。SFAS No.133 におけるヘッジ会計が単に包括利益ベースでヘッジ対象およびヘッジ手段に係る損益認識のタイミングを一致させることが目的であるなら、その他有価証券の場合にはヘッジ会計を行わなくてもよい。わざわざ公正価値ヘッジを適用する理由は、包括利益に影響のない範囲内で純利益を重視し、純利益ベースの一致が目的であることは明白である。

また、SFAS No.133 は金融商品会計基準と同じく公正価値ヘッジを適用するものの、期首にその他有価証券の評価差額について切放法を採用する。切放法を採用することは、每期その資産を売却し、再購入したという考え方が根底にあるので、公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象に対する公正価値評価と整合性があると考えられる。ただし、この説明のみではその他有価証券の評価差額をその他の包括利益から純利益に振り替える根拠にならない。ここで考えられるのは、公正価値ヘッジにおいて、ヘッジ手段が主になり、ヘッジ対象が従になっているという関係である。

4 洗替法、切放法、リサイクリングとヘッジ会計の関係

ここで一度、洗替法、切放法、リサイクリングとヘッジ会計の関係を整理してみたい。表 6-2 および表 6-3 では、公正価値ヘッジ（洗替法）と公正価値ヘッジ（切放法）、そして全部純資産直入（洗替法）と全部純資産直入（切放法）は、貸借対照表と損益計算書のいずれの数値も同じになる。ヘッジ会計の適用の有無にもかかわらず、洗替法と切放法の適用による会計数値に違いはない。これはリサイクリングを実施するならば両者の間に財務諸表における数値についての違いは生じないためである。

洗替法と切放法は、期末に公正価値評価する点は共通するが、洗替法は評価した翌期首に当初の取得原価に戻し、決済日においては、当初の取得原価と売却価額との差額を譲渡損益として処理する。決済日に評価差額がその他の包括利益に含まれていないので、二重計算を防ぎ正確な純利益を計算するためのリサイクリングは当然不要である。

決済日における損益計算に着眼すると、損益額についてリサイクリングをとまなう切放法は洗替法とすべて同じになる。しかし、設例（図表 6-4）に示したように、全部純資産

直入（洗替法）の場合は、その他有価証券売却損が 20 千円として純利益に計上されるのに対し、全部純資産直入（切放法）の場合は、その他有価証券売却益 10 千円とリサイクリングされたその他有価証券評価損 30 千円との差額が純利益に計上され、両者の会計処理の間には、純利益を構成する項目レベルでの金額は異なる。つまり、洗替法は決算時を除いて常に原始取得原価を維持し、決算時においても純利益の観点からはそれが貫かれている。これに対して、リサイクリングをとまなう切放法の場合には、期末ごとに一旦売却し、同じその他有価証券を再購入すると擬制するものであるため、実際に売却されるまで評価損益は繰り延べられる。また、ヘッジ会計が純利益ベースでの損益の認識のタイミングのズレを一致することに着眼すると、リサイクリングはヘッジ会計の中に必要不可欠な処理となる。

このように、洗替法かリサイクリングをとまなう切放法かによって、その他有価証券に対する捉え方は異なるが、公正価値ヘッジの適用について、金融商品会計基準と SFAS No.133 が同じ思考のもとに成り立っていることが示される。

第 4 節 国際財務報告基準におけるヘッジ会計不適用に関する検討

2013 年における IFRS No.9 の改正により、金融資産には①償却原価で測定、②損益を通じて公正価値で測定 (FVTPL)、③その他の包括利益を通じて公正価値で測定 (FVTOCI)、という三つの測定区分が示されることとなった (IFRS No.9, par.5.2.1、訳書、第 5.2.1 項)。その他有価証券および売却可能有価証券に該当する資本性金融商品への投資¹⁵³が、③その他の包括利益を通じて公正価値で測定区分にされて、売却などによりキャッシュ・フローが確定された場合、純利益へのリサイクリングをしないかわりに、利得または損失の累計額を貸借対照表における純資産内部で振替えることが規定された (IFRS No.9, par.5.7.1、訳書、第 5.7.1 項)。このような資本性金融商品への投資は、配当以外¹⁵⁴のすべての金額をその他の包括利益において認識し、決して損益に振替えないことを要求している。FVTOCI に指定された資本性金融商品への投資に関する損益認識が行われないということは、その商品から生ずるエクスポージャーが損益に影響を与えないため、公正価値ヘッジまたは繰延ヘッジでのヘッジ対象として適格性を持たないことを意味する (IAS No.39, par.86、訳

¹⁵³ 資本性金融商品とは企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約である (IAS No.32, par.11、訳書、第 11 項)。

¹⁵⁴ 投資を FVTOCI に指定しても、受取配当金のみ IAS No.18 にしたがって純損益として計上する。

書、第 86 項)。

本節では、IFRS No.9 における資本性金融商品への投資のヘッジ会計不適用の根拠を検討していく。この不適用の論拠として、まず IFRS No.9 はヘッジ会計そのものに対する捉え方、または資本性金融商品への投資そのものに対する思考が他の二つ基準と相違しているのではないかと考えられる。

1 ヘッジ会計の不適用

ヘッジ会計の不適用についての問題意識をより明確するために、ヘッジ目的によるデリバティブを用いて、先の設例に基づいて、ヘッジ会計を適用しない場合の損益計算書と貸借対照表に対する影響を確認する。

国際財務報告基準におけるヘッジ会計不適用の場合の仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位:千円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年12月1日 購入日	その他有価証券	990	現金	990
X2年3月31日 決算日	その他有価証券評価差額 (その他の包括利益)	30	その他有価証券	30
	990-960=30			
	先物取引差金	33	デリバティブ評価益	33
990-957=33				
X2年11月30日 売却日	現金	970	その他有価証券 有価証券売却益	960 10
	有価証券評価損 (繰越利益剰余金)	30	その他有価証券評価差額 (その他の包括利益)	30
	現金	25	先物取引差金	33
	デリバティブ損失	8		
957-965=△8				

この処理は資本性金融商品への投資に係る市場価格の変動リスクが貸借対照表のみに影響を与え、資本性金融商品への投資が消滅されるまで一度も純利益計算に影響が及ばないという特徴を持つ。具体的には、売却日において、その他有価証券評価差額 30 千円はその他包括利益から繰越利益剰余金に直接振り替えられるのであり、純利益を経由しない。

これまでの検討によれば、ヘッジ会計は純利益ベースでのヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益とをタイミング的に一致させることを目的としていると整理されてきたが、その他有価証券に係るヘッジについて、IFRS No.9 は純利益を通過させない処理を規定している。すなわち、IFRS No.9 においては、貸借対照表と損益計算書における純利益計算との連繋が切断されている。

2 純利益計算の放棄

IFRS No.9 において評価差額はその他の包括利益に計上され、売却時に売却損益を純利益に計上しない代わりに、その他の純資産の構成要素に蓄積された公正価値変動を利益剰余金に振り替える。一方、金融商品会計基準では売却時に売却損益を純利益に計上し、計上した売却損益は貸借対照表において利益剰余金を構成する。結果として、両会計基準において包括利益は同額となるものの、純利益には差異が生ずる。

また、その他の包括利益に認識された金額を事後的に純利益に振り替えない、すなわち、リサイクリングしない理由として、資本性金融商品への投資に対する利得・損失の認識は一度だけとすべきであることを挙げられている¹⁵⁵ (IFRS No.9, par.BC5.22、訳書、第 BC5.22 項)。そして、ここでいう利得・損失の認識とはその他の包括利益での認識と指すものとしか考えられない。しかし、同じくその他の包括利益に計上される為替換算勘定差額と繰延ヘッジ損益をリサイクリングし、実現した際に純利益に計上するという相違が存在する。

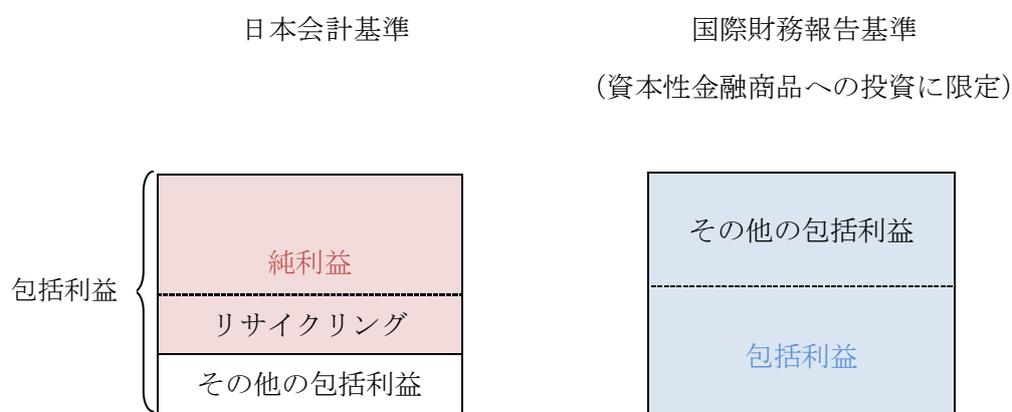
したがって、資本性金融商品への投資・その他有価証券に限って、純利益、その他の包括利益、包括利益との相互の関係の位置付けについて、IFRS No.9 は他の二つの基準と異なっていると考えられる。具体的には、日本会計基準と米国会計基準では、純利益が実現利益と、その他の包括利益が未実現利益としてそれぞれ性格付けられ、包括利益は純利益とその他の包括利益が計算されたうえで、結果として計算される。

¹⁵⁵ IFRS No.9 では、資本性金融商品を、主として投資の価値の増加のためではなく、契約に基づかない便益のために保有している場合には、公正価値による評価差額が企業の業績を示さない可能性があるとの主張も挙げている (IFRS No.9, par.BC5.22、訳書、第 BC5.22 項)。

他方、IASB 概念フレームワークでは、利益は収益から費用を控除した後の残余额としているが、それは、包括利益を指し、IAS No.1 では、純利益をその他の包括利益の項目を除く収益から費用を控除したものとしている（IAS No.1, par.7、訳書、第7項）。つまり、最初に包括利益を計算し、その中にまだ実現していない損益を区別してその他の包括利益が計算され、残額が純利益となる。

以上の内容を図表で表すと、図表 6-5 の通りである。

〔図表 6-5〕 純利益と包括利益の関係



資本性金融商品への投資に係るヘッジ会計の処理は、純利益計算の放棄とそれに伴うリサイクリングの否定論あるいは不要論に基づくものとも考えられるが、それだけでは説明としては不十分であろう。なぜなら、その他有価証券に係る評価差額を一度その他の包括利益に計上する理由が説明できないためである。純利益計算を放棄するのであれば、その他の包括利益という概念も不要となり、包括利益を単一の利益としてそこに含め、同時に貸借対照表の利益剰余金に計上すればよい。しかし、国際財務報告基準は、その他の包括利益に計上したうえで、その額を利益剰余金には含めない。利益剰余金に含めるのは、当該有価証券に係る損益が「実現」するときなのである。また、その他の包括利益に認識された金額を事後的に純利益にリサイクリングしない理由として、資本性金融商品への投資に対する利得・損失の認識は一度だけとすべきであることを挙げている（IFRS No.9, par.BC5.22、訳書、第 BC5.22 項）。

IFRS No.9 がリサイクリングを禁止しているのは、有形固定資産・無形固定資産の再評価益と確定給付の数理計算上の差異などの項目である。これに対して、為替換算差額や繰延ヘッジ損益は、リサイクリングをする項目とされている。すなわち、公正価値評価差額

を一律にリサイクリング禁止としているのではなく、項目によって対応が異なっているのである。

リサイクリングの禁止対象としている項目から考察すると、有形固定資産・無形固定資産が売却される場合に、売却損益が計上されなくなることにより純利益の内容が経常的な損益に近づいていく一方で、業績指標としての性格を失い、純利益が包括利益に近い位置付けとなって、リサイクリングしない評価損益は特別損益のような見方をされるという可能性が浮上する。このことは、その他の包括利益項目と純利益の中の持続性の低い項目（特別損益的なもの）とを区別する意味は乏しいという見方につながり、包括利益一本化という議論に進む可能性を示すものといえるのであろう。

もう一つ、資本性金融商品への投資についてヘッジ会計不適用の根拠として考えられるのは、資本性金融商品への投資に対する性格付けの相違である。IASB 概念フレームワークは、持分を「企業のすべての負債控除後の残余の資産に対する請求権」（IASB[2010], FW, par. 49、訳書、第 49 項）と定義し、資本性金融商品を「企業のすべての負債を控除した後の資産に対する残余持分を証する契約である。」と定義する（IAS No.32, par.11、訳書、第 11 項）。以上の定義により、資本性金融商品は持分の一部であることが明らかである。持分として捉えることは、純利益計算をしない意図がその背景にあるといわざるをえない。そのため、自ずと純利益を考慮する場合にのみ存在価値を持つヘッジ会計をなくす方向に進んでいる。

このような姿勢のもとで、設例において示したように、デリバティブに係る損益が最終的に利益剰余金に計上されることになり、資本性金融商品への投資に係る市場価格の変動リスクを純資産の部においてヘッジできてしまう現象が起こる。しかし、ヘッジ会計不適用のもとで、先物契約に係る損益を純利益に計上するのに対して、資本性金融商品への投資の評価差額はその他の包括利益、つまり、純資産のその他の項目に計上することによって、ヘッジ取引という経済事象が損益計算書において明瞭に反映されなくなる。

第5節 小括

金融商品会計基準において、その他有価証券についてのみ公正価値ヘッジの適用が認められているが、その他有価証券は継続して保有するものであり、かつ、実質的に取得原価評価すべきものとするならば、この特例はさして意味のないものになってしまう。特に、

その他有価証券につき部分純資産直入法を適用した場合にその他有価証券評価損が生ずるときには、ヘッジ会計を適用せずともヘッジ対象に係る損失とヘッジ手段に係る損益がともに純利益上に生じ、両者は相殺される。それにもかかわらずその他有価証券について公正価値ヘッジが特例として適用されることになった理由は、コンバージェンス以外に積極的な理由が存在しないと思われる。ただし、これは純利益に与える影響が最小限に抑えられるという事情があるからこそできたコンバージェンスであろう。

その他有価証券に対する考え方は異なるが、その他有価証券に係るヘッジ取引については、公正価値ヘッジを適用することによって財務諸表上同じ結果が得られるのは、金融商品会計基準と SFAS No.133 は公正価値ヘッジに関する考え方が根本的に同様であるためであると考えられる。

IFRS No.9 における資本性金融資産への投資についてヘッジ会計の対象外とすることの論拠として、資本性金融商品への投資について純利益計算に反映されないためであるという説明を行うことは、純利益ベースで一致をすることを図るヘッジ会計の目的とは整合しないことになる。IFRS No.9 がリサイクリングを認めないことは、純利益計算を放棄するものといえ、その結果としてヘッジ取引を行った経済事象が財務諸表に反映されないという事態を招いている。

第7章 外貨建金銭債権債務に係るヘッジ会計

第1節 問題の所在

企業取引のクロスボーダー化が急速に拡大する昨今、全取引に占める外貨建取引の割合は上昇傾向にあるが、そこには常に為替レートの変動リスクが存在する。そこで、当該リスクをヘッジする目的で、為替予約が用いられることが一般的である。このヘッジ取引に係る会計処理について、日本会計基準と米国会計基準および国際財務報告基準との間に興味深い相違点がある。この相違点は単純に繰延ヘッジと公正価値ヘッジとの対立軸において整理しうるものではなく、振当処理を含めたより複雑な会計処理の適用関係が認められるという点で、為替予約を用いるヘッジ取引に特有の問題である。

具体的には、為替レートの変動リスクのヘッジという目的で為替予約を用いたヘッジ取引について、独立処理、振当処理、繰延ヘッジ、公正価値ヘッジという四つの会計処理が存在する。日本会計基準と米国会計基準は原則として独立処理を採用する。ただし、日本会計基準においては振当処理が経過措置として認められるという制度的な特徴がある。これに対して、国際財務報告基準は、公正価値ヘッジと繰延ヘッジを選択的に適用できるととされている。

ここで問題の所在として、各会計処理の適用根拠が必ずしも明確に整理されているとはいえない状況にあることが挙げられよう。具体的には、一体どのような思考に基づいて、このように一つの経済事象に対して異なる会計処理が採用されているという事態が起きるのか、そして、この為替レートの変動リスクに係るヘッジ会計の問題を解く論拠は一体何処にあるのかということである。また、IAS No.39 において、確定約定については、公正価値の変動リスクに晒されていることを理由として、公正価値ヘッジとして分類することとされている (IAS No.39, par.86、訳書、第86項) が、確定約定の為替レートの変動リスクに係るヘッジ会計については、なぜ公正価値ヘッジと繰延ヘッジの選択適用が認められているのかは不明である。

以上の問題意識に基づき、各会計基準におけるヘッジ会計処理とその適用関係さらにはその理論的背景を整理し、相違点が存在する理由とその論拠について解明することを本章の目的に据える。

第2節 各会計基準におけるヘッジ会計処理

1 日本会計基準—独立処理と振当処理

為替予約を用いたヘッジ取引の会計処理について、日本会計基準では、為替予約のヘッジ対象となりうる外貨建金銭債権債務¹⁵⁶は決算時の為替レートで換算され、これに伴う換算差額は損益に計上されることとされている。さらに、ヘッジ手段としての為替予約等は原則として公正価値評価され、評価差額は損益に計上される。この会計処理は、ヘッジ対象たる外貨建金銭債権債務とヘッジ手段たる為替予約等のデリバティブが別個の取引であるとして処理されることから、独立処理と称される。

独立処理とは、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務とヘッジ手段である為替予約とを別個に処理し、損益認識時点が一致しない場合にヘッジ会計を適用する方法である（金融商品実務指針、第168項）。このとき、オンバランスされる外貨建金銭債権債務は決算時の為替レートで換算されるため、ヘッジ手段とヘッジ対象の両者に係る損益の計上時期は一致することになる（金融商品実務指針、第168項）。

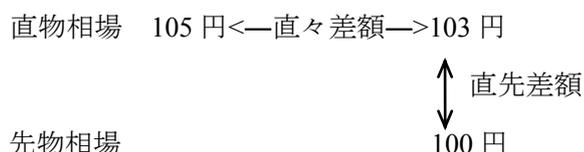
ただし、外貨建取引に係る外貨建金銭債権債務と為替予約等との関係が、金融商品会計基準におけるヘッジ会計の要件を満たしている場合には、当該外貨建取引または当該外貨建金銭債権債務等についてヘッジ会計を適用することができる（外貨建会計基準 第一1、2（1）項、注解（注6））。

なお、当分の間、ヘッジ会計の要件が満たされているときは、為替予約等により確定する決済時における円貨額により外貨建取引および金銭債権債務等を換算し、直物相場との差額を期間配分する方法（振当処理）によることができるものとされている（外貨建実務指針、第50項）。

振当処理とは、為替予約等により固定されたキャッシュ・フローの円貨額により外貨建金銭債権債務を換算し、直物為替相場による換算額との差額を、為替予約等の契約締結日から外貨建金銭債権債務の決済日までの期間にわたり配分する方法である（外貨建取引等会計処理基準、第3項）。これにより、将来の外貨と円の交換レートを現時点で前もって確約し、外貨建金銭債権債務等の円貨による決済額を事前に確定することで、為替相場の変動リスクをヘッジすることができる。

¹⁵⁶ 外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスクが生起する要因は、各通貨発行国の経済のファンダメンタルズ、通貨政策、金利相場の状況を含む金利政策、ヘッジファンドを含む投機家の動向、輸出輸入業者の実需、内外の投資家の投資状況により為替相場は決定されることにある。

ここで、簡単な設例を取り上げ、振当処理を説明する。たとえば、外貨建取引が行われ、外貨建金銭債権債務が生じた日（2月1日）の直物為替相場が（1ドル=105円）、為替予約が締結された日（3月1日）の直物為替相場が（1ドル=103円）、先物為替相場が（1ドル=100円）、決算日は3月31日、決済日は5月31日と仮定する。



取引日と予約日の直物為替相場の差額である直々差額¹⁵⁷は、2円（=105円－103円）と計算され、予約日の属する期の損益として処理される。予約日の直物為替相場と先物為替相場の差額である直先差額¹⁵⁸は、3円（=103円－100円）と計算され、これを決済日までの月割で配分するとすれば、決算日までの期に1円、翌期以降に2円が配分される。

このように、独立処理を原則的会計処理とし、振当処理を経過措置として適用することが認められているが、いずれの方法を採用するかについては、会計方針として決定し、原則として継続適用しなければならない（外貨建実務指針、第50項）。為替予約を独立処理するか、振当処理するかによって、為替予約に係る為替レート変動の影響の開示が異なる。

2 米国会計基準—独立処理と繰延振替処理

SFAS No.52 は、外貨建金銭債権債務を直物レートで換算し、結果として生じる利益および損失を純利益において直ちに認識すること、そして、為替予約について公正価値により評価し、その評価差額もまた直ちに純利益において認識する独立処理を要求する（SFAS No.52, pars.15-18）。

そして、為替予約を用いたヘッジ取引の会計処理について、SFAS No.133 では、SFAS No.52 と歩調を合わせ、独立処理のみが適用されることを再確認している（SFAS No.133, par.36）。しかし、SFAS No.138 では、当該取引について、公正価値ヘッジあるいは繰延ヘッジの適用も認められるとしている（SFAS No.138, pars.27, 28）。

なお、ここでいう繰延ヘッジとは、純利益計算においてヘッジ手段に係る損益をヘッジ

¹⁵⁷ 直々差額は、取引日の直物為替相場と予約日の直物為替相場との差額である。この差額を直々差額として当期の損益「為替差損益」として処理する。

¹⁵⁸ 直先差額は、予約日の直物為替相場と予約日の先物為替相場との差額である。ここから生じる損益は予約日から決済日にかけて期間配分する。予約日と決済日の間に決算日が存在する場合、損益は当期と翌期にそれぞれ配分される。

対象に係る損益の認識時点まで繰り延べる処理を指す通常の繰延ヘッジとは著しく異なる。すなわち、まず、ヘッジ手段に係る損益はその他の包括利益に計上されて繰り延べられ、また、当該期間においてヘッジ対象に係る損益がその他の包括利益から純利益に振り替えられ、同時に直先差額の期間配分を伴うという特色を帯びる特殊な処理方法である¹⁵⁹ (SFAS No.138, par.40)。そこで、これを通常の繰延ヘッジと区別するために、本章においては、繰延振替処理という用語を用いることとする。

3 国際財務報告基準—公正価値ヘッジと繰延振替処理

IAS No.21 には為替予約を用いたヘッジ取引に関する規定がないため、IAS No.39 におけるヘッジ会計の規定によることになる。IAS No.39 では、外貨建資産負債につき、期末において為替予約の再評価による評価差額を純利益に含まれる損益として認識する公正価値ヘッジ、または、将来決済される金額のキャッシュ・フローとして、為替予約の再評価による評価差額をその他の包括利益に含まれる損益として認識する繰延ヘッジの二つの会計処理を適用することができるとしている (IAS No.39, pars.87, 89, 95, F3.3, F3.4、訳書、第 87、89、95、F3.3、F3.4 項)。IAS No.39 では確定約定のヘッジは公正価値ヘッジとして扱われることが一般的であるが (IAS No.39, par.86、訳書、第 86 項)、確定約定の為替リスクのヘッジの場合は、公正価値ヘッジと繰延ヘッジのいずれかにより会計処理することができるという一つの例外が取り上げられている (IAS No.39, par.87、訳書、第 87 項)。

なお、為替予約を用いたヘッジ取引の会計処理について、IAS No.39 における繰延ヘッジは、前述の SFAS No.138 におけるそれと同様のものであるので、あわせて繰延振替処理と呼ぶことにする (IAS No.39, par.F5.6、訳書、第 F5.6 項)。

¹⁵⁹ Mark A. Trombley, *Accounting for Derivatives and Hedging*, New York:McGraw-Hill, 2003, p.128.

4 各会計基準とヘッジ会計処理の適用関係

日本会計基準、米国会計基準、そして国際財務報告基準における為替予約に関する会計処理方法の適用関係を整理するならば、図表 7-1 に示す通りである。

〔図表 7-1〕 各会計基準における為替予約に関する会計処理の適用関係

項目	日本会計基準	米国会計基準	国際財務報告基準
独立処理	原則	原則	否認
振当処理	経過措置	否認	
繰延振替処理	否認	選択適用	容認
公正価値ヘッジ			原則

日本会計基準は、為替予約を用いたヘッジ取引について、独立処理を原則的取扱いとしつつ、経過措置として振当処理を容認する。そして、これらの取扱いは一貫して外貨建取引等会計処理の枠内で捉えられている。

一方、米国会計基準と国際財務報告基準は、公正価値ヘッジと繰延振替処理の選択適用を認めているが、両者の間で独立処理の捉え方が異なっている。すなわち、米国会計基準は、為替予約を用いたヘッジ取引をまずは外貨建取引のカテゴリーとして捉え、補足するかのようにヘッジ取引の一部として規定している。そのため、米国会計基準は独立処理の適用の余地を残したうえで、公正価値ヘッジと繰延振替処理の選択適用を認めている。これに対し、国際財務報告基準は当初から為替予約を用いたヘッジ取引をヘッジ取引の枠内で基準化しているので、ヘッジ会計処理ではない独立処理を適用する必然性はない。

このように、為替予約を用いたヘッジ取引については、日本会計基準と他の二者との違いはもとより、米国会計基準と国際財務報告基準との間にも相違点が存在している。

第3節 各ヘッジ会計処理の比較検討

会計基準間の相違について検討を行う前に、各ヘッジ会計処理の特徴を浮き彫りにするために、それぞれの具体的数値例を確認しておきたい。ここでは、外貨建（ドル建）売掛金の金額についてドル売り予約をしたヘッジの設例を用いて、四つのヘッジ取引の会計処理の相違を確認する。

〔設例 7-1〕 船積後直ちに為替予約を締結する場合の会計処理

前提条件はつぎの通りである。

- ① A 社は 1 月 1 日に売価 1,000 千ドルの商品を輸出する契約を締結した。ただちに契約商品を船積みした。代金は掛けとした。
- ② 同日に上記外貨建売掛金の為替変動リスクをヘッジする目的で 1,000 千ドルについて、4 月 30 日を取引日として、契約履行日の為替予約レート 1 ドル=92 円にて為替売予約を締結した。
- ③ 諸費用は売上原価が 60,000 千円（為替差損益を除く）、その他の収益や費用はないものとする。
- ④ 当該ヘッジは有効だと考えられる。
- ⑤ 税効果は考慮しない。
- ⑥ 会計期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。
- ⑦ 為替レート

日 付	直物為替レート	先物為替レート
取引実行日・為替予約締結日（1 月 1 日）	1 ドル=97 円	1 ドル=92 円
決算日（3 月 31 日）	1 ドル=93 円	1 ドル=91 円
決済日（4 月 30 日）	1 ドル=90 円	-

1 独立処理および公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジによる処理は、独立処理と同様に、外貨建金銭債権債務を直物レートで換算し、直物レートの変動により生じた利益および損失を純利益において直ちに認識し、そして、為替予約について公正価値により評価し、その評価差額もまた直ちに純利益において認識する。以上をまとめて独立処理と公正価値ヘッジによる仕訳を示すとすれば、以下の通りである。なお、為替予約については切放処理とするため、期首に戻入れは行わない。

〔仕訳〕

(単位：千円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
1月1日	売掛金	97,000	売上	97,000
商品売買	1,000千ドル×97円=97,000千円			
為替予約締結	為替予約締結についての仕訳なし			
3月31日	為替差損益	4,000	売掛金	4,000
決算	1,000千ドル×(97-93)円=4,000千円			
	為替予約	1,000	為替差損益	1,000
	1,000千ドル×(92-91)円=1,000千円			
4月30日	現金預金	90,000	売掛金	93,000
決済	為替差損益	3,000		
	1,000千ドル×90円=90,000千円			
	現金預金	2,000	為替予約	1,000
			為替差損益	1,000

1月1日に行われた商品売買取引については、原則として、取引発生時の為替レートによる円換算額によって記帳されるため、売掛金および売上は $1,000 \text{ 千ドル} \times 97 \text{ 円} = 97,000 \text{ 千円}$ となる。つぎに、為替予約締結については、その締結日において正味の債権債務はゼロであるため、仕訳は不要である。

そして、3月31日の決算日において、売掛金は決算時の直物レートで換算され、売掛金に係る為替差損 $1,000 \text{ 千ドル} \times (97-93) \text{ 円} = 4,000 \text{ 千円}$ が生じることになる。一方、為替予約金融資産は、決算時の先物レートで評価替えされ、為替予約に係る為替差益 $1,000 \text{ 千ドル} \times (92-91) \text{ 円} = 1,000 \text{ 千円}$ が生じる。なお、4月1日において、為替予約について切放処理とするため、戻入は行わない。

最後に、4月30日の決済日において、売掛金が決済により回収され、回収されたドルが決済時の直物レートで換算されたため、現金預金は $1,000 \text{ 千ドル} \times 90 \text{ 円} = 90,000 \text{ 千円}$ となる。そして、売掛金に係る為替差損として、 $1,000 \text{ 千ドル} \times (93-90) \text{ 円} = 3,000 \text{ 千円}$ が計上される。また、為替予約については、決算日の先物レート $1 \text{ ドル} = 91 \text{ 円}$ と直物レート 1 ドル

=90 円の差額相当額 1,000 千円の為替差益が生じる。

2 振当処理

つぎに、振当処理による仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位：千円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
1月1日	売掛金	97,000	売上	97,000
商品売買 為替予約締結	1,000 千ドル×97 円=97,000 千円			
	前払費用	5,000	売掛金	5,000
	1,000 千ドル×(97-92) 円=5,000 千円			
3月31日	為替差損益	3,750	前払費用	3,750
決算	5,000 千円×3 カ月/4 カ月=3,750 千円			
4月30日	現金預金	92,000	売掛金	92,000
	1,000 千円×92 円=92,000 千円			
	為替差損益	1,250	前払費用	1,250
決済	5,000 千円×1 カ月/4 カ月=1,250 千円			

1月1日の取引締結日において、売掛金および売上は 1,000 千ドル×97 円=97,000 千円により記帳される。つぎに、為替予約締結については、為替予約の締結日の直物レートと先物レートとの差額である直先差額 1,000 千ドル×(97-92) 円=5,000 千円は、為替予約の契約締結日が属する時から決済日が属する時までの期間にわたり合理的に配分される。

そして、3月31日の決算日には、直先差額 5,000 千円のうち、決算日までに経過した 3 カ月分を当期に配分する。為替予約締結日から決済予定日までが 3 カ月なので、5,000 千円×3 カ月/4 カ月=3,750 千円が当期の為替差損となる。

最後に、4月30日の決済日において、売掛金 1,000 千ドルは予約レート 1 ドル=92 円で決済される。なお、前払費用 1,250 千円が為替差損に振り替えられ、当期の損益として計上される。

3 繰延振替処理

つづいて、繰延振替処理¹⁶⁰による仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位:千円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
1月1日	売掛金	97,000	売上	97,000
商品売買	1,000千ドル×97円=97,000千円			
為替予約締結	為替予約締結についての仕訳なし			
3月31日 決算	為替差損益	4,000	売掛金	4,000
	為替予約	1,000	繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益)	1,000
	繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益)	250	為替差損益	250
4月30日 決済	現金預金	90,000	売掛金	93,000
	為替差損益	3,000		
	為替予約	1,000	繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益)	1,000
	繰延ヘッジ損益 (その他の包括利益)	1,750	為替差損益	1,750
	現金預金	2,000	為替予約	2,000

1月1日の取引締結時には、売掛金および売上は、1,000千ドル×97円=97,000千円となる。つぎに、為替予約締結については、その締結日では正味の債権債務はゼロであるため、仕訳は不要である。

¹⁶⁰ Mark A. Trombley, *Accounting for Derivatives and Hedging*, New York: McGraw-Hill, 2003, pp.131-136.
Doupnik and Perera, *Foreign Currency Transactions and Hedging Foreign Exchange Risk*, New York: McGraw-Hill, 2007, p.16.

Robert G. Rambo, Foreign Currency Forward Contract Hedges of Exposed Assets/Liabilities, *Accounting & Auditing* Vol.75 No.4, April 2005, p.37.

FASB, Statement of Financial Accounting Standards No.133, *Implementation Issue No H15*, November 2001.

などの文献を参考。

なお、厳密には、為替予約の公正価値変動が現在割引価値を用い、直先差額の期間配分は利息法に基づくものである。

そして、3月31日の決算日には、売掛金が決算日の直物レートで換算され、売掛金に係る為替差損 $1,000 \text{ 千ドル} \times (97-93) \text{ 円} = 4,000 \text{ 千円}$ が生じる。ここで、為替予約は、決算日の先物レートで評価替えされるため、為替予約に係る為替差益として $1,000 \text{ 千ドル} \times (92-91) \text{ 円} = 1,000 \text{ 千円}$ が生じ、これを繰延ヘッジ損益として、その他の包括利益に計上する。

この繰延振替処理の特徴としては、まず、決算日において、為替予約に係る為替差益 $1,000 \text{ 千円}$ を繰延ヘッジ損益としてその他の包括利益に計上するのである。また、売掛金に係る為替差損益を全額その他の包括利益から振り替え、為替予約の締結日における直先差額 $5,000 \text{ 千円}$ につき、3ヵ月/4ヵ月相当分 $3,750 \text{ 千円}$ を第1期の為替差損として純利益計算に含めるのである¹⁶¹。

3月31日の決算日における三番目の仕訳は二つの仕訳が相殺された後の純額によるものである。

3月31日の決算日における三番目の仕訳：

(借) 繰延ヘッジ損益	250	(貸) 為替差損益
		250

(その他の包括利益)

売掛金に係る為替変動額と為替予約に係る為替変動額を総額により処理するならば、つぎのように分解することができる。

3月31日の決算日

(借) 繰延ヘッジ損益	4,000	(貸) 為替差損益
		4,000

(その他の包括利益)

(借) 為替差損益	3,750	(貸) 繰延ヘッジ損益	3,750
			(その他の包括利益)

最後に、4月30日の決済日において、売掛金が決済日の直物レートで換算されるため、現金預金が $1,000 \text{ 千ドル} \times 90 \text{ 円} = 90,000 \text{ 千円}$ となる。また、為替予約について、予約レート $1 \text{ ドル} = 92 \text{ 円}$ と直物レート $1 \text{ ドル} = 90 \text{ 円}$ の差額 $2,000 \text{ 千円}$ が為替差損として計上される。なお、繰り延べたヘッジ手段に係る差額（繰延ヘッジ損益（その他の包括利益））を当期の損益に計上する。

¹⁶¹ 厳密には、為替予約の公正価値評価は現在割引価値を用い、直先差額の期間配分は利息法に基づくものである。理解を容易にするため、為替予約を先物レートによる公正価値評価し、直先差額の期間配分は月割りにより仕訳を行う。

4 利益計算における各ヘッジ会計処理の相違

設例に基づく各ヘッジ会計処理にしたがって、損益計算書および貸借対照表における関係する諸項目だけを抽出して示すならば、図表 7-2 の通りである。図表 7-2 から、包括利益の額および売掛金の評価額は、振当処理のみが他の三者と異なっていることがわかる。

〔図表 7-2〕 各ヘッジ会計処理の財務諸表の主要数値

(単位：千円)

会計処理	期間	純利益	その他の 包括利益	包括利益	売掛金	為替予約 前払費用
独立処理 公正価値ヘッジ	第 1 期	34,000	0	34,000	93,000	1,000
	第 2 期	△2,000	0	△2,000	0	0
	合計	32,000	0	32,000	—	—
振当処理	第 1 期	33,250	0	33,250	92,000	1,250
	第 2 期	△1,250	0	△1,250	0	0
	合計	32,000	0	32,000	—	—
繰延振替処理	第 1 期	33,250	750	34,000	93,000	1,000
	第 2 期	△1,250	△750	△2,000	0	0
	合計	32,000	0	32,000	—	—

図表 7-2 に示した各会計処理による利益計算と資産評価を踏まえ、まず検討すべき論点となるのは、日本会計基準と米国会計基準ならびに国際財務報告基準では、それぞれの会計基準が求める利益概念の相違に原因があるのではないかということである。日本会計基準は純利益を堅持する姿勢であるのに対して、米国会計基準および国際財務報告基準の両審議会のジョイント・ボード・ミーティングにおいて、「純利益概念の廃止」および「包括利益の一本化」を長期的目標とすることが合意されていた¹⁶²。

しかし、ヘッジ取引、とりわけ、為替予約に関して言えば、そういった大雑把な解釈では正確性を欠くことになる。第 3 章において示したヘッジ会計における対立軸のように、日本会計基準は収益費用利益観、米国会計基準ならびに国際財務報告基準は資産負債利益

¹⁶² 当時の国際財務報告基準プロジェクトフェーズ A に基づき公表されたペーパーである。

観に基づいているといわれるが¹⁶³、日本会計基準および SFAS No.133 とともに独立処理を原則的会計処理としているため、この見解をそのまま為替予約を用いたヘッジ取引に当て嵌めることは当を得ないだろう。

したがって、本章における問題意識について、主として利益概念の観点から、また必要に応じて関連する諸概念¹⁶⁴にも言及しながら、検討を行う必要性があると考えられる。

具体的には、独立処理、振当処理、繰延振替処理および公正価値ヘッジの四つの会計処理を比較考察すると、独立処理、繰延振替処理および公正価値ヘッジにおける包括利益ともに第1期：34,000千円、第2期：△2,000千円という同額を示している。資産負債利益観から導かれる包括利益を重視する米国会計基準および国際財務報告基準は、資産負債利益観と矛盾しない独立処理による包括利益に影響がない限りにおいて、ヘッジ会計を適用することを意図しているという解釈が合理的であろうと思われる。この点については、ヘッジ会計の目的に照らし、改めて後述することとしたい。

一方、振当処理（第1期：33,250千円、第2期：△1,250千円）のみが、他の会計処理方法と異なる包括利益の金額を示している。米国会計基準および国際財務報告基準が振当処理を認めないのは、振当処理による包括利益が独立処理による場合のそれとは異なる数値であるからに他ならない。このことから、米国会計基準および国際財務報告基準が独立処理による包括利益を歪めないことを基本方針に据えていることが示されるといえるだろう。

しかし、本章における問題意識については、包括利益の計算からの検討のみでは不十分である。なぜなら、ここまでの検討からは、SFAS No.133 と IAS No.39 が振当処理を容認しない理由が明らかになり、SFAS No.133 と IAS No.39 が、独立処理における包括利益の数値を所与として、それを阻害しない範囲でヘッジ会計を適用しようとしているという事実が判明したに過ぎないためである。

¹⁶³ 津守常弘「FASB『基礎的概念構造プロジェクト』の到達点と問題点」『企業会計』第37巻第11号、1985年11月、7頁。

山田康裕「包括利益と純利益の関係」『経済論業』第163巻第4号、1999年4月、24頁。

などの文献で言及されている。

¹⁶⁴ 本論文において、純粋な公正価値会計概念のもとでの議論は行わない。なぜなら、そもそもヘッジ会計はヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識のズレを解消するために適用される会計処理であり、公正価値会計を適用するという前提があるとするならば、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識のズレが存在しなくなるので、自ずとヘッジ会計を実践する必要性はなくなるためである。

第4節 各ヘッジ会計処理の個別検討

1 独立処理

為替予約が付された外貨建金銭債権債務のヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段がそれぞれの期末の直物レートと先物レートで換算替えされ、それらの損益認識についてのタイミングのズレが生じていないという特徴がある。そのため、ヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益認識のタイミングのズレを一致させるという目的でのヘッジ会計を行う必要はない。

独立処理は、為替予約そのものを会計上の単独の認識対象とし、外貨建取引の結果生じた項目はすべてその取引が認識された時点の直物レートで換算するとともに、直物レートの変動はそれが生じた期の損益として認識するということが、為替予約にも適用されることを意味する¹⁶⁵。すなわち、独立処理は外貨建取引と為替予約の取引をそれぞれ単独の取引として認識する。

ヘッジ対象の取引とヘッジ手段の取引を一つの取引と捉えるのか、あるいは、二つの取引と捉えるのかという選択肢は、外貨建取引に関連させて述べるならば、一取引基準と二取引基準を連想させる¹⁶⁶。しかし、独立処理は、資産負債の取得と決済を別個の取引として処理するものであるから、二取引基準に内包されるものである。しかし、独立処理と一取引基準および二取引基準との関係が全くないわけではない。一取引基準によると売上高や仕入高が決済時まで確定しないという問題があるために、制度的には二取引基準が採用されていることは、独立処理と矛盾しない¹⁶⁷。

独立処理は、為替予約そのものを会計上の認識対象とし、外貨建取引一般に適用される基準、すなわち、外貨建取引の結果生じた項目はすべてその取引が認識された時点の直物レートで換算するとともに、直物レートの変動はそれが生じた期の損益として認識する処理であった。この会計処理によれば、為替レートの変動による損益は、ヘッジ手段である為替予約に係る損益とヘッジ対象である外貨建金銭債権債務に係る損益の両者について、常に損益が対照的かつ同時に認識され、これらは相殺される。そのため、ヘッジの効果に

¹⁶⁵ 斎藤静樹『会計基準の研究（増補改訂版）』中央経済社、2013年、167-169頁。

¹⁶⁶ 二取引基準は、外貨建取引それ自体と当該取引に関わる代金決済とを別個の二つの独立した取引とみなして会計処理を行う方法である。

森田哲彌「改訂『外貨建取引等会計処理基準』の課題」森田哲彌、白鳥庄之助編著『外貨建取引等会計処理基準詳解』中央経済社、1997年、111頁。

¹⁶⁷ 前掲論文、114頁。

ついて追加的に特別な会計処理を行わずとも、それは自動的に損益計算に反映されるのである。

なお、独立処理のもう一つの特徴として、ヘッジ目的以外の為替予約取引についても、つまり投機ないしディーリング目的で為替予約を締結する場合の会計処理と同様に行うことが指摘できる。投機目的に為替予約を用いたとしても、独立処理を適用する限り、当期の損益計算書に外貨建取引に係る損益と自動的に相殺されるので、結果的にヘッジするための為替予約の場合と異なることがない。損益計算書における経済的効果が同じであるならば、リスクヘッジ目的と投機目的を区別する必要もない。

外貨建金銭債権債務に付された為替予約の独立処理は、外貨建買掛金については仕入時の直物為替相場を基準に変動を追っていき、決算で損益を認識する。さらに、決算日の直物為替相場から変動を追っていき、決済日にも損益を認識する。為替予約についても同様に、予約日から決算日、決算日から決済日にかけての相場変動をそれぞれのポイントで損益認識する。要するに、すべての外貨建項目を期末レートで換算するという現行基準の原則に立つ限り、この貸付金は直物レートで、また為替予約は先物レートで、期末日ごとにそれぞれ換算替えされることになる。ヘッジする側とされる側とが、ともに外国通貨の公正価値にあたる直物と先物の期末レートで評価される。

独立処理は為替予約によりレートを固定しても、決算段階では為替予約について、決済日ではなく決算日時点での先物相場との差額を損益とする。また決済時にも一旦その時点での直物で決済し、そこに為替予約による損益を加減算していく処理が行われる。為替損益は、純利益として認識されずに資産に直接計上される。こうしてみると独立処理の方が煩雑である割には非合理的であるように思える。また損益認識時点が一致するため、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務とヘッジ手段である為替予約にそれぞれ通常の会計処理を適用するとヘッジ会計は不要となる。

2 振当処理

日本会計基準において振当処理が認められる根拠は、処理が簡便であるとか、あるいは、実務上の慣行として定着していることが挙げられる¹⁶⁸。しかし、これだけでは振当処理が例え経過措置としてであっても、今日まで容認される根拠としては不十分であろう。

先物取引ないし先渡取引では、満期の先物価格と現物価格が等しくなるため、振当処理

¹⁶⁸ 伊藤真『外貨建取引・通貨関連デリバティブの会計実務（第2版）』中央経済社、2005年、106-114頁。

の場合には、決済日に合わせて為替予約をしていれば、予約時の直物レートと先物レートの差、すなわち直先差額によってその間の損益が決まることになる。したがって、為替予約を行った時点で振当処理による直先差額を確定させているので、これは実現した利益と考えられ、これを純利益において認識することには合理性が認められる。すなわち、為替予約時点における直先差額は二国間の金利差¹⁶⁹が主たる原因で生じるが、その金利差を踏まえて予約を付したわけである。満期での実行を予定した為替予約は、キャッシュ・フローを確定させて利益に対する為替変動リスクの影響を排除するという面で、その直先差額は期間配分する¹⁷⁰のが当然であると考えられる。そして、期末ごとに直物と先物それぞれのレートで換算替えすることなく、予約時の直先差額を経過利息として満期までの各期間に配分するのが、利益の指標を歪めない方法ということになる。満期まで通算した成果が予約時に決まる以上、振当処理では時の経過期間に応じてそれを規則的に配分すれば十分である。

既に述べたように、直先差額は二国間の通貨の金利差として説明されるため、決済日が近づくにつれて収斂していくはずである。二国の金利に重大な変動がない場合あるいは二国の金利が類似してくる場合¹⁷¹、金利差の縮小過程が一定のペースで起こるので、為替予約を公正価値評価する場合と振当処理を行う場合とで、損益についてあまり差異は生じないとされる¹⁷²。換言すれば、為替相場の変動がどのように推移するかは振当処理に関係ないということである。したがって、外貨建金銭債権債務と為替予約を公正価値により評価する意味は乏しく¹⁷³、直先差額を期間配分することは合理的であると考えられる。このよ

¹⁶⁹ ここでの金利差は為替予約のプレミアムのことを指している。プレミアムは先物レートが直物レートに比べて、両国の金利差の分だけ低金利通貨高・高金利通貨安になる。たとえば、日本の金利は年利1%、米国の金利は年利5%、為替の直物レートは1ドル100円として、1年先の先物レートを計算すると、 $FR = SR \times \frac{(1+r_{jp})^n}{(1+r_{us})^n}$ 、100円 $\times (1+0.01) = FR \times (1+0.05)$ 、 $FR=96.19$ 円となる。したがって、1年先にドルを買う予約をすると、買値は96.19円なので、現在のレート（直物レート）よりも4円近く安く買えることになる。そして、もし1年後に直物レートが96.19円よりも円高・ドル安になっていなければ直物レートでドルを売って決済することで利益が得られる。この利益が為替予約プレミアムである。

¹⁷⁰ この期間配分する方法については、しばしば、純利益に影響を少なめにするとともに、毎期外貨建金銭債権債務から生じる為替損益について同額を計上しようという、いわゆる、利益の平準化が理由として挙げられる（草野真樹『利益会計論』森山書店、2005年。）。しかし、純利益計算における利益の平準化は、減価償却に代表されるように、同じ経済状態が継続しているのであれば、純利益も同じになるべきであるという考え方によるものであるから、為替予約においても、ただ純利益を変動させないことを目的とするのではない。

¹⁷¹ 金融商品会計基準上、振当処理に関して、金利の変動に関する条件は付されていない。すなわち、契約によって金利が固定化されるため、金利の変動に関する条件を付ける必要がない。

¹⁷² 長谷川卓也「第13章第3節 外貨建資産・負債」古賀智敏、鈴木一水、國部克彦、あずさ監査法人編著『国際会計基準と日本の会計実務（三訂版）』同文館、2009年、298頁。

¹⁷³ 振当処理が公正価値と連動するものではないから、直ちに公正価値会計、あるいは、資産負債利益観と相容れないというものではない。公正価値主義であるとか原価主義といった資産の評価方法は、損益法

うに考えると、振当処理は、たとえば借入金に係る利息要素の会計処理と同じ性格を持つ処理であると考えられる。すなわち、振当処理における直先差額は借入金の利息要素のような性質を持ち、そして、時間基準に基づき、直先差額の期間配分は、前払費用と同様の手続きであるといえるだろう。

振当処理における純利益と包括利益は、ともに独立処理の場合と数値は異なるが、直先差額が実現利益として認識され、純利益ベースでの相殺関係を達成しているという点では独立処理との差異はない。純利益において生じている振当処理と独立処理との750千円の差は、独立処理における外貨建金銭債権債務と為替予約についてはそれぞれの期末レートで換算替えするのに対して、振当処理においては外貨建金銭債権債務と為替予約を一体のものとみなして、直先差額で換算替えを行ったうえでこれを期間配分することによるものである。ここで注意すべきは、ヘッジ手段とヘッジ対象を一体の取引とみることが決算時の公正価値評価を放棄することに直結するという点ではないという点である。

しかし、振当処理の考え方は、すべてのデリバティブを公正価値により評価して財務諸表において報告するという基本決定に反すること、デリバティブの透明性を高めるという目標に反すること、および、すべてのデリバティブ商品とすべてのヘッジ活動に整合的な会計処理をもたらすという目標を掲げる米国会計基準や国際財務報告基準の考え方とは相容れない¹⁷⁴ (SFAS No.133, pars.17, 18)。

ここで、資産負債評価の問題について若干言及したい。売掛金の回収可能額は図表 7-6 に示す通りである。振当処理は、売掛金の評価額について、他の三つの会計処理とは異なる数値が算出される。まず、振当処理においては、売掛金に、1ドル=92円として92,000千円の評価額が付されているのに対し、他の会計処理においては、1ドル=93円として93,000千円という評価がされている。つまり、直物レートによる期末評価額93,000千円と予約レートによる決済額92,000千円のいずれが適切であるかを検討すべきであろう。売掛金¹⁷⁵に関するキャッシュ・フローが固定されていないのであれば、公正価値評価とはその時の直物レートで評価することはもちろんであるが、それが固定されている場合には、キャッシュ・フローによる評価が行われて然るべきではないだろうか。

にも財産法にも共通の基準であるからである (岩田巖『利潤計算原理』同文館、1956年、67頁)。

¹⁷⁴ 田中建二『金融商品会計』新世社、2007年、124頁。

¹⁷⁵ 売掛金のような金銭債権の評価額は、「債権金額から正常な貸倒見積高を控除した額」とされている (企業会計原則、第三5C)。

したがって、為替予約が付されている売掛金の評価は決済時の回収可能価額によるのが合理的であり、確実な回収可能価額が判明しているにもかかわらず、期末の公正価値により評価する意味はない。すなわち、為替予約において資産負債利益観を所与としてこれに固執する必要性はない。

外貨建金銭債権債務に付された為替予約の振当処理は、回収時点の為替レートを固定した債権や債務をその予約レートで換算して回収期限まで繰り越す一方、予約時の直物レートによる換算額との差額を繰り延べて各期に配分する方法である。為替予約でヘッジした外貨建金銭債権債務のポジションを清算せずに保有し続ければ、最終的な引き渡しの期日に直物と先物のレートが一致するので、取引の成果は契約した時点で確定する。為替予約をオンバランスして公正価値評価するものではないが、確定している損益を為替レートの変動と切り離れたうえ、経過日数などに応じて規則的に期間配分する点で、それは繰延ヘッジと同型とみることができる。

3 繰延振替処理と公正価値ヘッジ

繰延振替処理と公正価値ヘッジは、SFAS No.138 と IAS No.39 において認められている処理方法であるが、このことは、為替予約を用いたヘッジ取引をヘッジ会計の枠内に捉えていることを意味する。

SFAS No.138 と IAS No.39 が為替予約を用いたヘッジ取引をヘッジ会計の対象としているのは、外貨建金銭債権債務に係る直物レートの変動による公正価値の変動に着目し、一連の取引を公正価値変動リスクのヘッジと捉えたもの、または為替予約を行った時点でヘッジ対象取引に係るキャッシュ・フローが固定されることに着目し、一連の取引をキャッシュ・フロー・変動リスクのヘッジと捉えたものと解釈すべきであろう。為替予約に関して、ヘッジ会計を適用するか否かというのは、ヘッジ会計の考え方の違いに起因する。すなわち、日本会計基準はヘッジ会計の目的をヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識時期のズレを一致させることとしているが、SFAS No.133 と IAS No.39 は公正価値の変動リスクをヘッジする目的の取引を公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー変動リスクをヘッジする目的の取引を繰延ヘッジという枠組みで捉えようとしているのであり、そこには、ヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益認識のタイミングのズレを一致させようというヘッジ会計の目的からアプローチする日本会計基準と、ヘッジの関係からアプローチする米国会計基準および国際財務報告基準との根本的な相違がある。

そのため、日本会計基準は、為替予約を用いたヘッジ取引をあえてヘッジ会計に含めることはせず、独立処理と振当処理が外貨建取引の枠内でのみ規定されているのである。一方、米国会計基準および国際財務報告基準はこれとは異なる対応をみせており、米国会計基準が独立処理を原則とすることを SFAS No.133 で再確認し、SFAS No.138 において繰延振替処理と公正価値ヘッジの選択適用を認める。国際財務報告基準は独立処理との関係には言及せず、IAS No.39 において繰延振替処理と公正価値ヘッジの選択適用を規定している。

しかし、米国会計基準はヘッジの関係のみからアプローチするものとは言い切れない。なぜなら、米国会計基準は損益の一致することに着眼する独立処理も認めているためである¹⁷⁶。つまり、売掛金に係る損益と為替予約に係る損益の認識のズレが生じていないので、ヘッジ会計の適用外として、独立処理を採用している。ここに米国会計基準は、まずヘッジの関係から、すなわち、キャッシュ・フロー変動リスクと公正価値リスクに着目し、いずれのヘッジ会計が適合するかを判断し、これと並行して米国会計基準もヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益認識のタイミングのズレを一致させることも考慮に入れているといえるだろう。そして、ヘッジ目的とヘッジ会計の目的の両方を考慮すべく、米国会計基準は独立処理を原則としつつ、公正価値ヘッジを容認するという決定を下したのであろう¹⁷⁷。独立処理と公正価値ヘッジの仕訳および財務諸表上の数値が同じである事実を照らすならば、財務諸表における経済的効果は同じであるので、実質的に独立処理と公正価値ヘッジは同じ処理であり、ヘッジ会計のアプローチが違っても、米国会計基準にとって、財務諸表の作成に障害がないと考えられるだろう。

独立処理と公正価値ヘッジの関係を中心とするヘッジ会計の捉え方の違いについて整理したところで、つぎに為替予約を用いたヘッジ取引の繰延振替処理について考察を行いたい。

図表 7-2 から明らかなように、この繰延振替処理は通常の繰延ヘッジと異なる処理が行われ、振当処理を行った場合と同額の純利益、そして、独立処理ならびに公正価値ヘッジを行った場合と同額の包括利益を表示する。米国会計基準および国際財務報告基準が独立処理に加えて公正価値ヘッジを容認する実利はないが、為替予約を用いたヘッジ取引をへ

¹⁷⁶ 米国会計基準は、独立処理と公正価値ヘッジの選択適用とされているが、両会計処理の優劣関係について理論的な説明を行っていない。

¹⁷⁷ 米国会計基準は、ヘッジ対象とヘッジ手段の測定が異なる方法によって行われた場合に業績評価に影響が及ぶことを懸念している (SFAS No.138, par.28)。

ッジ会計に枠内に落とし込んだのは、この繰延振替処理を適用する可能性を残したものと解釈できる。もちろん、その論拠となるのは、包括利益を歪めさせることなく、正確な純利益¹⁷⁸を算出しようとの意図があるからであろう。

ただし、この会計処理はその他の包括利益の性格として、他の項目とは異なる性質を帯びることになる。すなわち、その他有価証券に係る評価差額や外貨換算調整勘定といったその他の包括利益項目は、それ自体に評価換算差額としての完結した性質を有するが、為替予約を用いたヘッジ取引について繰延振替処理を適用した場合のその他の包括利益 750 千円はそのような固有の性質を持たない。この 750 千円は、為替予約に係る先物レートの変動による損益 1,000 千円、売掛金に係る直物レートの変動による損益△4,000 千円と直先差額 5,000 千円の中の当期分 3,750 千円の差額にすぎない。つまり、この金額は異なる測定基準で計算された損益の差引の結果である。このような固有の性質を持たない 750 千円が算出されるのは、この繰延振替処理が、売掛金と為替予約の貸借対照表項目と包括利益については公正価値評価の考え方を維持したうえで、純利益に直先差額の当期分、すなわち為替予約に係る利息要素を表示させることを意図したためであると考えられる。

このことは、米国会計基準および国際財務報告基準が資産負債利益観に基づく包括利益を重視しつつも、これに影響がない範囲内で純利益にも配慮する姿勢を示したものだといえるだろう。

¹⁷⁸ 一つの取引について、振当処理のごとく、費用と収益の期間的な対応を図ることは、適正な期間損益計算の見地から重要であって、それを達成することによって、正しい純利益が導き出される。

第5節 利益概念の観点からの検討

本章の設例において、売上原価 60,000 千円は、全額が第1期に現金で仕入れた商品から構成され、したがって期首および期末の棚卸資産がないものとするれば、図表 7-2 から各ヘッジ会計処理における純資産増減額と純利益を抽出し、これらをまとめて示すならば図表 7-4 の通りである。

〔図表 7-3〕 各ヘッジ会計処理における純利益と純資産増減額

(単位：千円)

項目	独立処理 公正価値ヘッジ	振当処理	繰延振替処理
純利益	34,000	33,250	33,250
純資産増減額	34,000	33,250	34,000

独立処理および公正価値ヘッジは純資産増減額と純利益がいずれも 34,000 千円であるが、振当処理において両者の額は 33,250 千円となる。しかし、繰延振替処理のみにおいては、純資産増減額は純利益と一致しない。この場合における純利益にはどのような意味があるのかは非常に興味深いところであるが、その解の糸口は設例における第1期決算日の仕訳にある。一連の仕訳は、貸借対照表項目のヘッジ対象である売掛金とヘッジ手段である為替予約をともに公正価値評価し、この後に損益計算書内部において純利益とその他の包括利益との間での振替えを行うのである。すなわち、資産負債評価とその結果である包括利益には影響させずに、振り替えた結果として直先差額のみを純利益として算出しようとしているのである。

既述のように、決済時のキャッシュ・アウトフローが決定済みであることから、決算時に外貨建金銭債権債務と為替予約を公正価値評価して損益に計上する意味はなく、直先差額を実現利益として時間基準に基づき期間配分することは合理的である。しかし、SFAS No.133 と IAS No.39 においては、すべてのデリバティブを公正価値により評価しなければならないという原則があることから、これをそのまま適用すると、公正価値の変動リスクが純利益に影響を与えてしまうことになる。しかし、このことは為替予約を用いたヘッジをキャッシュ・フロー変動リスクのヘッジと捉えていることと矛盾することになる。すな

わち、資産および負債を決算時における公正価値により評価するという考え方と、キャッシュ・フロー・ヘッジとして損益計算を行いたいという考え方との間でジレンマに陥るのである。

この状況を打破する手段が、売掛金および為替予約に係る為替損益と為替予約に係る損益を純利益からその他の包括利益に振り替えるというものである。つまり、貸借対照表において売掛金と為替予約を公正価値評価することを維持したうえで、損益計算書の純利益計算に公正価値の変動を反映させず、直先差額を期間配分するのである。

ただし、この方法の結果として純資産増減額が純利益とは一致しないことになる。通常複式簿記を前提とする場合、損益計算書と貸借対照表との間には、損益は直接的な増減がない場合の純資産増減額と一致するのであり、この関係をクリーン・サープラス関係と呼ぶ。損益計算書において包括利益と純利益が併存する状況を想定するならば、純利益は株主資本の増減と、そして、包括利益は評価換算差額をも含めた純資産増減額とそれぞれ一致する。この関係は、利益と純資産の増減という金額的な一致のみを意味するのではなく、利益に現金等の資産の裏付けがあることを含意している。しかし、繰延振替処理による処理を行うと、純利益は資産の裏付けがないことになる。

振当処理における純利益 33,250 千円は、第 1 期の売上原価 60,000 千円の現金の減少と売掛金 92,000 千円という将来の現金の増加、さらに為替差損益に係る前払費用 1,250 千円という将来の現金支払の減少という裏付けのあるものである。

具体的には、繰延振替処理において、決算日の仕訳を一つにまとめると理解しやすい。

3 月 31 日の決算日

(借) 為替予約	1,000	(貸) 売掛金	
4,000			
為替差損益	3,750	繰延ヘッジ損益	750
		(その他の包括利益)	

この一連の仕訳において、為替予約は実質的にドル建ての債権であり、そして為替差損益 3,750 千円は直先差額の当期分であり、為替予約という貸付金に係る支払利息であると解することができるため、貸方の売掛金 4,000 千円とともに意味付けは可能である。しかし、その他の包括利益 750 千円については、既に述べたように単独での説明は不可能である。このような一見すると不可解な数値が算出されるのは、米国会計基準における繰延振替処理は、資産負債評価としては決算時の公正価値評価にこだわり、これによって包括利

益も算出されるが、この制約のもとで振当処理における純利益をも算出しようというもう一つの意図がこの会計処理には存在するためである。通常の損益計算は、純利益を計算してから、特定の資産負債項目に係るその他の包括利益を独立して認識し、これを純利益に加減算して包括利益を算出する。しかし、この繰延振替処理において、その他の包括利益 750 千円にはそれ自体として独立した意味はない。すなわち、純利益と包括利益はそれぞれ別に算出され、その差額としてその他の包括利益 750 千円が把握されるという流れとなる。

結果として直先差額を計上する純利益と公正価値変動差額による包括利益の両方を表示できる繰延振替処理は、一見両者の長所を併せ持つ有用な手段であるかのように思えるが、本質的に直先差額のみを純利益として算出しようとしている意図がうかがえるのである。

第6節 小括

独立処理と公正価値ヘッジには、外貨建金銭債権債務が最終的に現金で決済されることを考えれば実質的な相違はないものの、財務諸表において同じ経済効果の観点からは独立処理に集約して基準化するのが望ましい。このことは、ヘッジ会計をヘッジの種類からではなく、ヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益認識のタイミングがずれてしまう場合に両者を一致させるという点から規律していくことが望ましいとの示唆を与えてくれる。

ただし、この場合に繰延振替処理を容認する道筋が絶たれることになる恐れがある。繰延振替処理は、独立処理ならびに公正価値ヘッジと同じく公正価値評価に基づく包括利益と振当処理と同じく金利差である直先差額に基づく純利益の双方を表示する長所を持ち、その点、他の処理よりも適切な会計処理であるといえるだろう。しかし、繰延振替処理における貨幣資本の増減の背後にある資産との関係が希薄となる純利益は、振当処理における純利益とは異なる性質のものである。このことは、純利益と包括利益が全く異なる道筋を辿って得られることを意味するのであるが、純利益とその他の包括利益との間での振替処理が行われるのは、振当処理に基づく純利益を表示するためのいわば数合わせの処理である。

米国会計基準は振当処理を容認しない姿勢をとりながらも、過去に認めていたこの方法を資産負債利益観の中で残すという方法を編み出したものと思われるが、そこで計算される純利益は本来の純利益の性質を持つものではない。そして、振当処理によった場合であ

っても、たとえば売掛金は回収可能価額で評価されるのであるから、公正価値評価を掲げる資産負債利益観の考え方と矛盾することはないものと思われる。為替予約が付された外貨建金銭債権債務につき、確定しているキャッシュ・インフローまたはアウトフローでの評価の方が望ましい方法であり、決算時の公正価値評価に固執する必然性はないのである。

第8章 金利付債権債務に係るヘッジ会計

第1節 問題の所在

金利スワップは、金利変動リスクをエクスポージャーするためにヘッジ手段の一形態としてしばしば利用されている。価格、為替や金利などの変動は、望ましくない方向にだけでなく望ましい方向にも変動するが、ヘッジ目的である場合において望ましい方向への変動自体もリスクであり、これらの変動自体はできるだけなくすことが意図される場合がある。金利スワップを利用したヘッジ取引には、たとえば固定利付債務の支払利息を変動利息に、あるいは、変動利付債務の支払利息を固定利息に実質的に変換するなど、債権債務に係る金利の受取・支払条件を変換することを目的として利用されているものがある。

金利スワップを用いるヘッジ取引に係るヘッジ会計の会計処理は、①金融商品会計基準による原則的会計処理（繰延ヘッジ）、②金融商品会計基準による特例処理、③SFAS No.133とIAS No.39による選択処理（繰延ヘッジまたは公正価値ヘッジ）、の三つがある。

また、米国会計基準と国際財務報告基準の共同プロジェクトにおいて、2012年1月に、金利スワップについて、公正価値ヘッジおよび繰延ヘッジの適用対象を限定化する方針が示された（IAS No.39, pars.AG108, F.6.2、訳書、第AG108、F.6.2項）。具体的には、貸出金の固定金利を変動金利に交換するケース（変動のマージン固定）には公正価値ヘッジを適用し、借入金に係る変動金利を実質的に固定金利に交換するケース（固定のマージン変動）には繰延ヘッジを適用するというものである。

しかし、現行のヘッジ会計に関する会計基準、たとえばIAS No.39の場合は、社債などの固定金利付債券、債券投資などの固定金利付債券、持分証券への投資、および固定価格で非金融商品を購入または売却する確定約定などの権利（資産）および義務（負債）が公正価値ヘッジの典型的な対象であり（IAS No.39, par.86(a)、訳書、第86(a)項）、繰延ヘッジの対象となるのは予定取引の場合のほか、借入金などの変動金利付債務、社債への投資などの変動金利付債権、可能性の非常に高い将来の固定金利付債務の発行、固定金利付債権の受取利息および元本についての将来の再投資、および、可能性の非常に高い将来の売却および購入取引などのものがある（IAS No.39, par.86(b)、訳書、第86(b)項）とされている。つまり、公正価値の変動リスクに対するエクスポージャーのヘッジ会計は公正価値ヘッジを適用し、キャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーのヘッジ会計は繰延ヘッ

ジを適用するということである。

金融商品会計基準、SFAS No.133 と IAS No.39 における金利スワップを利用した各々のケースに対するヘッジ会計処理の適用関係を整理するならば、図表 8-1 のようにまとめることができる。

なお、本章における検討対象として、上述の米国会計基準と国際財務報告基準の共同プロジェクトにおいて検討されている固定金利付債権を変動金利付債権に交換するケースと変動金利付債務を固定金利付債務に交換するケースを取り上げる。

〔図表 8-1〕 各会計基準における金利スワップを利用した各々のケースに対するヘッジ会計処理の適用関係

スワップの内容	金融商品会計基準	SFAS No.133 と IAS No.39
固定金利→変動金利	原則：繰延ヘッジ	公正価値ヘッジ
変動金利→固定金利	例外：特例処理	繰延ヘッジ

会計基準間において複数の処理方法が認められている場合、特に合理的な理由が示されていない限りは、そこには何らかの問題が潜在している可能性があるともみてよい。そして、金利スワップについては、各会計基準とヘッジ会計の適用関係は図表 8-1 に示す通り、日本会計基準と米国会計基準ならびに国際財務報告基準との間に相違点がみられる。

繰延ヘッジは、毎期決算時に金利交換による利子付債権債務に係る支払・受取利息と金利スワップに係る受取・支払利息を純利益に計上するとともに、金利スワップの公正価値の変動額をその他の包括利益とする会計処理方法である。つまり、繰延ヘッジは、両要素の認識時点のズレを一致させるために、利子付債権債務に係る損益を認識するタイミングに合わせ、本来純利益に計上すべき金利スワップの公正価値の変動額をその他の包括利益に計上するように変えたヘッジ会計処理である。

これに対して、特例処理は、毎期決算時に金利交換による受取・支払利息のみを純利益に計上し、金利スワップの公正価値の変動額をいずれの期間においても一度も認識しない方法であるといえる。つまり、特例処理は、両要素の認識時点のズレを一致させるというより、利子付債権債務に係る損益と金利スワップの公正価値の変動額を両方とも損益に認識しないことによって、認識のズレを根本的に生じさせないことにしたヘッジ会計処理である。

そして、公正価値ヘッジは、利子付債権債務に係る市場価格（公正価値）の変動をリスクとみて、債権債務の価格変動に係る損益と金利スワップの公正価値評価損益を常に毎期決算日において認識し、純利益に計上する会計処理方法である。つまり、公正価値ヘッジは、両要素の認識時点のズレを一致させるために、金利スワップの公正価値の変動額を認識するタイミングに合わせ、利子付債権債務の価格変動に係る損益の認識時点を変え、純利益に計上することにしたヘッジ会計処理である。

ヘッジ会計にとって重要なのは、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益双方を認識するタイミングのズレを一致させることである。そのため、いずれかのタイミングに他方のタイミングを一致させることになる。当然のことながら、このような認識のタイミングのズレを一致させるヘッジ会計処理方法の相違は、純利益と包括利益の両方に影響を及ぼす。そのため、純利益および包括利益という二つの利益概念が、繰延ヘッジと公正価値ヘッジのいずれを原則的取扱いとするのかという考え方に関連してくるのである。そして、本章では、繰延ヘッジ、特例処理および公正価値ヘッジがそれぞれいずれの利益概念にどのように結びつくのかという問題を検討する。

こうした問題意識に基づいて、以下においては、固定金利付債権を変動金利に交換するケースと変動金利付債務を固定金利に交換するケースの二つの具体的なケースを取り上げ、それぞれのヘッジ会計処理がいかなる意味をもたらすのかを明らかにし、利益概念の観点から検討していくことにする。

第2節 各会計基準における固定金利付債権に係るヘッジ会計処理

ヘッジ対象になりうる金利付債権の典型例としては社債を保有する場合があると考えられるため、まず、固定金利付債券と変動受取・固定支払金利スワップを締結したケースを取り上げる。

固定金利付債券は市場金利との関係により市場価格の変動リスクが存在する。たとえば、付された固定金利が市場金利より低い場合には、固定金利付債券の市場価格は下がり、評価損が生じる。逆に、付された固定金利が市場金利より高い場合に、固定金利付債券の市場価格が上がり、評価益が生じる。この市場価格の変動を債券への投資のリスクとして想定し、なおかつ市場金利が変動金利に等しいと仮定すれば、固定金利付債券の市場価格の変動と金利スワップの公正価値変動が同じ幅で正反対の動きのヘッジ相殺関係を持つと考

えられる。つまり、ヘッジ対象となっているのは市場価格変動の可能性のある債券であり、ヘッジ手段となっているのはその債券の公正価値変動と反対に動く金利スワップということになる。この二つの要素がヘッジ関係を持ち、リスクが相殺されることにより、回避ないしは軽減される。

以下固定金利付債券と変動受取・固定支払金利スワップを締結したケースについて設例 8-1 を用いて、ヘッジ会計を適用しない場合を含め、繰延ヘッジ、公正価値ヘッジおよび特例処理の四つの会計処理の具体的な仕訳を示し、これらの会計処理の相違を確認する。そのうえで、それぞれの会計処理による利益への影響を明らかにする。

〔設例 8-1〕 固定金利付債券の変動金利化

前提条件はつぎの通りである。

- ① X1 年 4 月 1 日、期間 2 年、額面金額 1 億円の利率 10%の固定利子付債券を購入した。
- ② 市場金利の変動に伴う当該債券の価格変動リスクをヘッジするために、LIBOR の期首の変動金利を決算日に受け取り、固定金利（10%）を支払う、期間 2 年、想定元本 1 億円のスワップ契約を締結した。
- ③ 有効性を含めヘッジ会計の適用要件は満たしているものとする。
- ④ 税効果は考慮しない。
- ⑤ その他有価証券についての期首の戻入は便宜上、省略する。
- ⑥ 会計期間は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである。

〔図表 8-2〕 債券の市場価格および金利スワップの公正価値

(単位：円)

日付	LIBOR	債券の 市場価格	市場価格の 変動	金利スワップの 公正価値の変動
X1 年 4 月 1 日	10%	100,000,000	0	0
X2 年 3 月 31 日	15%	95,652,174	△4,347,826	4,347,826
X3 年 3 月 31 日	—	100,000,000	4,347,826	△4,347,826

・債券の市場価格

$$\text{X1年4月1日} \quad \frac{10,000,000}{(1+0.1)} + \frac{110,000,000}{(1+0.1)^2} = 100,000,000\text{円}$$

$$\text{X2年3月31日} \quad \frac{110,000,000}{(1+0.15)} \doteq 95,652,174\text{円 (小数点以下、四捨五入)}$$

・金利スワップの公正価値

$$\text{X2年3月31日} \quad \frac{100,000,000 \times 15\%}{(1+0.15)} - \frac{100,000,000 \times 10\%}{(1+0.15)} \doteq 4,347,826\text{円 (小数点以下、四捨五入)}$$

1 ヘッジ会計の不適用

ヘッジ会計の不適用の場合における仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位:円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年4月1日 債券購入日 スワップ締結日	その他有価証券	100,000,000	現金預金	100,000,000
X2年3月31日 決算日	現金預金	10,000,000	受取利息	10,000,000
	その他有価証券評価差額金*	4,347,826	その他有価証券	4,347,826
	金利スワップ資産	4,347,826	金利スワップ評価益	4,347,826
X3年3月31日 決算日 決済日	現金預金	10,000,000	受取利息	10,000,000
	現金預金	5,000,000	受取利息	5,000,000
	現金預金	100,000,000	その他有価証券	100,000,000
	その他有価証券	4,347,826	その他有価証券評価差額金	4,347,826
	金利スワップ評価損	4,347,826	金利スワップ資産	4,347,826

※：その他の包括利益に該当する。以下、同じ。

毎期の決算日に固定金利付債券に係る固定受取利息 10,000,000 円、および金利スワップ

による受取利息増額（第1期：0円、第2期：5,000,000円）を純利益に計上する。したがって、実際の正味受取利息はLIBORによる変動受取利息になる。なお、金利スワップの公正価値の変動額も每期決算日において純利益に計上する。

2 日本会計基準—繰延ヘッジ

日本会計基準における繰延ヘッジによる仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位:円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年4月1日 債券購入日 スワップ締結日	その他有価証券	100,000,000	現金預金	100,000,000
X2年3月31日 決算日	現金預金	10,000,000	受取利息	10,000,000
	その他有価証券評価差額金	4,347,826	その他有価証券	4,347,826
	金利スワップ資産	4,347,826	繰延ヘッジ利益	4,347,826
X3年3月31日 決算日 決済日	現金預金	10,000,000	受取利息	10,000,000
	現金預金	5,000,000	受取利息	5,000,000
	現金預金	100,000,000	その他有価証券	100,000,000
	その他有価証券	4,347,826	その他有価証券評価差額金	4,347,826
	繰延ヘッジ利益	4,347,826	金利スワップ資産	4,347,826

第1期では、固定金利付債券による受取利息10,000,000円が計上され、決算日において、金利スワップに係る固定・変動の金利の差額（この設例では0円）が認識される。このとき、固定金利付債券の受取利息と金利スワップの決算による受取利息が合算され、金利の支払いに係るキャッシュ・インフローは10,000,000円となる。

同様に、第2期には、固定金利付債券の受取利息10,000,000円に金利スワップで発生した追加的な受取利息5,000,000円が合算され、キャッシュ・インフローは15,000,000円となる。

他方、毎期の金利スワップの公正価値変動額は固定金利付債券の決済日まで、その他の包括利益として繰り延べられる。

3 日本会計基準—特例処理

金利スワップを利用したヘッジ取引には、たとえば固定利付債務の支払利息を変動利息に、あるいは、変動利付債務の支払利息を固定利息に実質的に変換するなど、取得原価評価されている資産または負債に係る金利利息の受払条件を変換することを目的として利用されているものがある。当該資産または負債と金利スワップがヘッジ会計の要件を充たしているものについては、本来、金利スワップの評価差額を貸借対照表に計上する処理を行うが、金利スワップの想定元本、金利利息の受払条件（利率、利息の受払日等）および契約期間が金利変換の対象となる資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを公正価値評価せず、実質的に変換された条件による債権または債務と考え、金利スワップの評価差額を繰り延べる処理に代えて、当該金利スワップに係る金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減して処理することも認めることとした（金融商品会計基準、注 14 項）¹⁷⁹。

たとえば、長期の変動金利型による借入契約（元本：10 億円、借入期間：5 年、支払変動金利（①）：3 ヶ月 TIBOR¹⁸⁰と連動）締結にあたり、企業にとって利息支払額（キャッシュ・フロー）の変動が回避すべきリスクであるとする。この場合、元々の支払変動金利の借入契約とは別につきのような金利スワップ取引（想定元本：10 億円、利息交換期間：5 年（借入期間に連動）、受取変動金利（②）：3 ヶ月 TIBOR、支払変動金利（③）：固定（1.7%））を締結することで、金利変動リスクを完全に回避することができる。

金利スワップにより変動金利が相殺され（①と②）、常に一定の固定金利（設例の場合だと③固定 1.7%）を支払っているのと同じ効果になる。これは、デリバティブ取引を行うことで、元々の借入負債に係る「変動金利」インデックスを「固定金利」インデックスと交換し、支払変動金利を固定化した例といえる。

金利スワップについては、他のデリバティブ取引と同様、原則として公正価値による評

¹⁷⁹ 資産または負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産または負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）および契約期間が当該資産または負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額等を当該資産または負債に係る利息に加減して処理することができる。

¹⁸⁰ 全国銀行協会が毎日発表している、午前 11 時時点の東京市場での銀行間貸し出し金利である。

価がなされる。しかし、金融商品実務指針第 178 項に定める下記要件を満たす取引については、例外的に公正価値評価を行わず、デリバティブ取引の受払による純額等を当該資産または負債に係る利息に加減する特例処理が認められる。なお、売買目的有価証券およびその他有価証券は特例処理の対象とはされない（金融商品実務指針、第 178 項）。

- ① 金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産または負債の元本金額がほぼ一致していること（±5%以内であればよい）。
- ② 金利スワップとヘッジ対象資産または負債の契約期間および満期がほぼ一致していること（±5%以内であればよい。たとえば、ヘッジ対象の契約期間が 10 年の場合、6 ヶ月以内の差異であれば、ほぼ一致とみなす）。
- ③ 変動金利の基礎となっているインデックスと対象資産または負債の変動金利の基礎となっているインデックスがほぼ一致していること。
- ④ 金利スワップの金利改定のインターバルおよび金利改定日と、ヘッジ対象の資産または負債の金利改定日がほぼ一致していること（3 ヶ月以内の差異であればよい。ただし、プライムレート¹⁸¹の場合、TIBOR、LIBOR¹⁸²等とは異なり一定期間変化しないため、特例処理の対象外）。
- ⑤ 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること（同一の固定金利および変動金利のインデックスがスワップ期間を通して使用されていること）。
- ⑥ 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロアー¹⁸³または受取金利のキャップ¹⁸⁴が存在する場合には、ヘッジ対象の資産または負債に含まれた同等の条件を相殺するためのものであること。

日本会計基準における特例処理による仕訳を示すならば、以下の通りである。

¹⁸¹ プライムレートとは、銀行が信用度の高い一流企業に対して適用する最優遇貸出金利である。

¹⁸² LIBOR とは、英国銀行協会が毎日発表している、午前 11 時時点のロンドン市場での銀行間貸し出し金利である。

¹⁸³ フロアーとは、金利下限契約のことである。

¹⁸⁴ キャップとは、金利上限契約のこと、金利オプションの一種である。

〔仕訳〕

(単位:円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年4月1日 債券購入日 スワップ締結日	その他有価証券	100,000,000	現金預金	100,000,000
X2年3月31日 決算日	現金預金	10,000,000	受取利息	10,000,000
	その他有価証券評価 差額金	4,347,826	その他有価証券	4,347,826
X3年3月31日 決算日 決済日	現金預金	10,000,000	受取利息	10,000,000
	現金預金	5,000,000	受取利息	5,000,000
	現金預金	100,000,000	その他有価証券	100,000,000
	その他有価証券	4,347,826	その他有価証券評 価差額金※	4,347,826

上記の金利スワップおよびヘッジ対象となっている固定金利付債券については、金利スワップの想定元本と借入金の元本金額が同一であり、金利の受渡条件および満期も全く同一である。したがって、金融商品会計基準によれば、金利スワップの特例処理により処理することが認められる。

毎期の決算日に、金利スワップにより生じる追加的な利息は固定および変動金利の差額であり、これは純利益に計上され、固定金利付債券に係る受取利息 10,000,000 と合算し、固定金利付債券に係る利息は第1期において 10,000,000 円、第2期において 15,000,000 円となる。特例処理の特徴は、毎期の債権債務に係る市場価格の変動および金利スワップに係る公正価値の変動をともに認識しない点にある。

4 米国会計基準と国際財務報告基準—公正価値ヘッジ

米国会計基準と国際財務報告基準における公正価値ヘッジによる仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位:円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年4月1日 債券購入日 スワップ締結 日	その他有価証券	100,000,000	現金預金	100,000,000
X2年3月31日 決算日	現金預金	10,000,000	受取利息	10,000,000
	その他有価証券評価 差損	4,347,826	その他有価証券	4,347,826
	金利スワップ資産	4,347,826	金利スワップ評価益	4,347,826
X3年3月31日 決算日 決済日	現金預金	10,000,000	受取利息	10,000,000
	現金預金	5,000,000	受取利息	5,000,000
	現金預金	100,000,000	その他有価証券	100,000,000
	その他有価証券	4,347,826	その他有価証券評価 差益	4,347,826
	金利スワップ評価損	4,347,826	金利スワップ資産	4,347,826

第1期において、購入した固定金利付債券に係る固定金利の受取利息は10,000,000円であり、決算日において、金利スワップの固定および変動金利の利息の差額0円が計上される。このとき、固定金利付債券の受取利息に金利スワップの受取利息を合算し、金利の受取りに係るキャッシュ・インフローは10,000,000円になる。

同様に、第2期では、固定された債券の受取利息10,000,000円に金利スワップの固定・変動の金利利息の差額5,000,000円を合算し、キャッシュ・インフローは15,000,000円となる。

他方、第1期では、固定金利付債券の市場価格の変動額(評価損)4,347,826円が純利益に計上され、金利スワップの公正価値の変動額(評価益)4,347,826円も純利益に計上され

る。第2期には、第1期と同様にそれぞれの変動額が純利益に計上される。

第3節 各会計基準における変動金利付債務に係るヘッジ会計処理

ヘッジ対象になりうる金利付債務の典型例としては社債を発行する場合があると考えられるため、つづいて、変動金利付社債と変動受取・固定支払金利スワップを締結したケースを取り上げる。

変動金利付社債についての市場金利が上昇すれば、正味で利息の受け取りが増える分を満期まで見込んだ額の現在価値が上昇する。他方、社債の利払いは固定金利であるならば、市場金利が変わっても正味支払利息に変動はない。つまり、ヘッジ対象となっているのは社債に係る変動金利利息である。変動金利付社債に係る将来キャッシュ・フローの変動リスクは、固定金利利息に変換する金利スワップの決済によって固定されることにより回避される。このように金利が固定化することで変動金利のリスクはヘッジされる。

以下、変動金利付社債と変動受取・固定支払金利スワップを締結したケースについて設例8-2を用いて、ヘッジ会計を適用しない場合を含め、繰延ヘッジと特例処理の具体的な仕訳を示し、各会計処理の相違を確認する。そのうえで、それぞれの会計処理による純利益への影響を明らかにする。

〔設例8-2〕変動金利付社債の固定金利化

前提条件はつぎの通りである。

- ① X1年4月1日、期間2年、額面金額1億円の変動利子付社債をLIBORで発行した。
- ② LIBORの変動によって、利息の支払額が変動する。
- ③ この将来の金利変動リスクを回避すべく、変動金利を固定金利に変換するため、LIBORの期首の変動金利を決算日に受け取り、固定金利(3.2%)を支払う、期間2年、想定元本1億円のスワップ契約を締結した。
- ④ 有効性を含めヘッジ会計の適用要件は満たしているものとする。
- ⑤ 税効果は考慮しない。
- ⑥ 会計期間は4月1日から翌年3月31日までである。

〔図表 8-3〕 金利スワップの公正価値

(単位：円)

日付	LIBOR	金利スワップの公正価値の変動
X1年4月1日	3.2%	0
X2年3月31日	3.5%	289,855
X3年3月31日	—	△289,855

・金利スワップの公正価値

$$\text{X2年3月31日} \quad \frac{100,000,000 \times 3.5\%}{(1+0.035)} - \frac{100,000,000 \times 3.2\%}{(1+0.035)} \div 289,855 \text{円 (小数点以下、四捨五入)}$$

1 ヘッジ会計の不適用

ヘッジ会計の不適用の場合における仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位：円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年4月1日 社債発行日 スワップ締結日	現金預金	100,000,000	社債	100,000,000
X2年3月31日 決算日	支払利息	3,200,000	現金預金	3,200,000
	金利スワップ資産	289,855	金利スワップ評価益	289,855
X3年3月31日 決算日 決済日	支払利息	3,500,000	現金預金	3,500,000
	現金預金	300,000	支払利息	300,000
	社債	100,000,000	現金預金	100,000,000
	金利スワップ評価損	289,855	金利スワップ資産	289,855

第1期において、変動金利付社債に係る支払利息は3,200,000円(=100,000,000円×3.2%)が計上され、金利スワップの決算で、固定および変動の金利の差額0円(=100,000,000円×(3.2%−3.2%))が計上される。第2期では、変動金利付社債の支払利息3,500,000円(=

100,000,000 円×3.5%) が借方に、金利スワップの決済によって発生した支払利息 300,000 円が貸方にそれぞれ計上される。

2 日本会計基準、米国会計基準と国際財務報告基準—繰延ヘッジ

日本会計基準、米国会計基準と国際財務報告基準における繰延ヘッジによる仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位:円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年4月1日 社債発行日 スワップ締結日	現金預金	100,000,000	社債	100,000,000
X2年3月31日 決算日	支払利息	3,200,000	現金預金	3,200,000
	金利スワップ資産	289,855	繰延ヘッジ利益	289,855
X3年3月31日 決算日 決済日	支払利息	3,500,000	現金預金	3,500,000
	現金預金	300,000	支払利息	300,000
	社債	100,000,000	現金預金	100,000,000
	繰延ヘッジ利益	289,855	金利スワップ資産	289,855

第1期において、変動金利付社債に係る支払利息は3,200,000円(=100,000,000円×3.2%)が計上され、金利スワップの決算において、固定および変動の金利の差額0円(=100,000,000円×(3.2%−3.2%))が計上される。そのとき、変動金利付社債の支払利息と金利スワップに係る受取利息が相殺され、金利の支払いに係るキャッシュ・アウトフローは3,200,000円に固定される。同様に、第2期では、変動金利付社債の支払利息3,500,000円(=100,000,000円×3.5%)と金利スワップで発生した受取利息300,000円(=100,000,000円×(3.5%−3.2%))が相殺され、キャッシュ・アウトフローは3,200,000円に固定される。他方、金利スワップの評価損益について、金利スワップの公正価値の変動額を社債の決済日まで、その他の包括利益として繰り延べる。

3 日本会計基準—特例処理

日本会計基準における特例処理による仕訳を示すならば、以下の通りである。

〔仕訳〕

(単位:円)

日付	借方		貸方	
	勘定科目	金額	勘定科目	金額
X1年4月1日 社債発行日 スワップ締結日	現金預金	100,000,000	社債	100,000,000
X2年3月31日 決算日	支払利息	3,200,000	現金預金	3,200,000
X3年3月31日 決算日 決済日	支払利息	3,500,000	現金預金	3,500,000
	現金預金	300,000	支払利息	300,000
	社債	100,000,000	現金預金	100,000,000

上記の金利スワップおよびヘッジ対象となっている変動金利付社債については、金利スワップの想定元本と借入金の元本金額が同一であり、金利の受渡条件および満期も全く同一である。したがって、金融商品会計基準によれば、金利スワップの特例処理により処理することが認められる。

第1期において、変動金利付社債に係る支払利息は3,200,000円(=100,000,000円×3.2%)が計上され、金利スワップに係る固定および変動の金利の差額0円(=100,000,000円×(3.2%−3.2%))が計上される。このとき、変動金利付社債の支払利息と金利スワップに係る受取利息が相殺され、金利の支払いに係るキャッシュ・アウトフローは3,200,000円に固定される。同様に、第2期では、変動金利付社債の支払利息3,500,000円(=100,000,000円×3.5%)と金利スワップにより生じた受取利息300,000円(=100,000,000円×(3.5%−3.2%))が相殺され、キャッシュ・アウトフローは3,200,000円に固定される。ただし、金利スワップに係る公正価値評価による損益は認識しない。

第4節 利益概念の観点からの検討

前節において述べたように、繰延ヘッジ、特例処理、公正価値ヘッジという三つのヘッジ会計処理はヘッジ対象とヘッジ手段の両者に係る損益の認識のタイミングのズレをいかに一致させるかが重要な点である。繰延ヘッジ、特例処理と公正価値ヘッジのいずれを採用したとしても、完全なヘッジが達成される限り、純利益に相違は生じない。一方、包括利益には相違が生じる。そこで三つの処理は、両要素に係る損益の認識のタイミングのズレを、純利益または包括利益のいずれにおいて一致させるかという意味での利益の捉え方の違いに依存するように思われる¹⁸⁵。そこで金利スワップを用いるヘッジ取引に関するヘッジ会計処理は、純利益および包括利益という二つの利益概念との関わりが問題となる。本節においては、金利スワップに係る各ヘッジ会計処理と利益概念の結びつきについての検討を行う。

1 純利益と包括利益における相違

設例 8-1 と設例 8-2 の数値を用いて、ヘッジ会計を適用しない場合、三つのヘッジ会計処理を採用した場合における、純利益と包括利益への影響を検討することにする。

まず、設例 8-1 における、それぞれの会計処理による純利益および包括利益の数値は、つぎの通りである。

¹⁸⁵ 米国会計基準と国際財務報告基準において、特例処理を容認しない理由として、金利リスクが常に変動し、金利リスクをかかえている資産・負債はその変動に忠実に反映し、現在割引価値で評価するべきであることが指摘されている。

Nair, Rittenberg and Weygandt, "Accounting for Interest Rate Swaps-A Critical Evaluation," *Accounting Horizons* Vol.4 No.3, September 1990, pp.20-30.

Mark A. Trombley, *Accounting for Derivatives and Hedging*, New York: McGraw-Hill, 2003, p.62.

〔図表 8-4〕 ヘッジ会計の不適用

(単位：円)

項 目	第 1 期	第 2 期
純利益	14,347,826	10,652,174
その他の包括利益	△4,347,826	4,347,826
包括利益	10,000,000	15,000,000

〔図表 8-5〕 繰延ヘッジ

(単位：円)

項 目	第 1 期	第 2 期
純利益	10,000,000	15,000,000
その他の包括利益	0	0
包括利益	10,000,000	15,000,000

〔図表 8-6〕 特例処理

(単位：円)

項 目	第 1 期	第 2 期
純利益	10,000,000	15,000,000
その他の包括利益	△4,347,826	4,347,826
包括利益	5,652,174	19,347,824

〔図表 8-7〕 公正価値ヘッジ

(単位：円)

項 目	第 1 期	第 2 期
純利益	10,000,000	15,000,000
その他の包括利益	0	0
包括利益	10,000,000	15,000,000

つぎに、設例 8-2 における、それぞれの会計処理による純利益および包括利益の数値は、つぎに示す通りである。

〔図表 8-8〕 ヘッジ会計の不適用

(単位：円)

項 目	第 1 期	第 2 期
純利益	△2,910,145	△3,489,855
その他の包括利益	0	0
包括利益	△2,910,145	△3,489,855

〔図表 8-9〕 繰延ヘッジ

(単位：円)

項 目	第 1 期	第 2 期
純利益	△3,200,000	△3,200,000
その他の包括利益	289,855	△289,855
包括利益	△2,910,145	△3,489,855

〔図表 8-10〕 特例処理

(単位：円)

項 目	第 1 期	第 2 期
純利益	△3,200,000	△3,200,000
その他の包括利益	0	0
包括利益	△3,200,000	△3,200,000

2 繰延ヘッジ

繰延ヘッジが適用される場合に、金利スワップの公正価値の変動額は決済前の各期末時点において、純利益の計算上認識されず、決済日まで繰り延べられる。つまり、繰延ヘッジは金利スワップに係る公正価値による変動額を未実現利益として捉え、利子付債権債務に係る損益が実現した時に、この金利スワップに係る公正価値による変動額を実現利益として認識し、純利益ベースでの認識のズレを一致させる会計処理である。

設例 8-1 において、純利益において認識されない固定金利付債券に係る市場価格の変動は、実現により認識されるまで、その他の包括利益として繰り延べられる。そして、金利スワップを締結した時点において生じたヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益認識のタイミングのズレは決済日の属する期において一致する。

つぎに、設例 8-2 において、変動金利付社債に係る支払利息の変動は将来キャッシュ・フロー変動であり、変動金利付社債の決済日までにキャッシュ・フロー変動リスクが解放されるので、金利スワップの公正価値の変動額はその他の包括利益として繰り延べられることとなり、金利スワップを締結した時点において生じたヘッジ対象とヘッジ手段の認識のタイミングのズレは決済日の属する期において一致する。

固定金利付債券の市場価格の変動額は、保有活動を通じて純資産が増加する未実現利益であるが、これは純利益を構成するものではない。その理由として、ヘッジ対象である利子付債権債務の公正価値の変動額が、毎期決算日において認識され、純利益の計算に含まれることは適切ではないと考えられることがあげられる。

したがって、繰延ヘッジは、純利益概念を維持し、純利益ベースでヘッジ会計の目的を達成するために、なおかつ、ヘッジの効果を損益計算書に正確に反映するために、決算日において実現した金利スワップの評価損益は、決済日までその他の包括利益として繰り延べられる。利子付債権債務の公正価値の変動額を純利益において認識しない以上、ヘッジ対象の付属物としてのヘッジ手段である金利スワップの公正価値の変動額をも損益として認識しない。ヘッジ手段はこれと一体とみなされるヘッジ対象に係る損益が実現した時が、自身の実現時点になる。金融商品会計基準は、貸借対照表における公正価値評価に軸足を置きながらも、純利益の重要性を強調し、純利益に公正価値変動などの実現していない要素は含めないのである。

このように、設例 8-1 と設例 8-2 とともに、繰延ヘッジにより、ヘッジ手段をヘッジ対象の認識のタイミングに合わせるという点で、ヘッジ手段の取引はあくまでもヘッジ対象の

取引に付属させて捉えようとしている点に特徴がある。金利スワップは、利子付債権債務との金利を交換してから初めて意味を持つのであり、独立した意味を持たない。したがって、繰延ヘッジは、リスクヘッジ取引の実態をヘッジ対象に係る取引として捉え、ヘッジ手段がヘッジ対象の付属物であるという考え方に基づく会計処理であると考えられる¹⁸⁶。

3 特例処理

設例 8-1 において、固定金利付債券の市場価格の変動と金利スワップの公正価値変動が同じ幅で、正反対の動きとなり、決済日毎に完全に相殺されるところに特徴があるため、特例処理を認めているものと思われる。

設例 8-2 において、変動金利付社債の支払利息を固定しているのは、変動金利付社債の発行により得られた資金を投下した事業から期待される将来のキャッシュ・フローが、市場の金利水準に応じて変動するものではないからであろう。市場金利の上昇により支払利息の支出が増えても、それに見合うだけの事業からの収入が増える保証はない。そのため、市場金利との連動を断ち切ることで支払利息を固定し、キャッシュ・フローの変動リスクをヘッジしているわけである。その場合には、変動金利付社債には市場金利の変動に伴う公正価値の変動は生じないし、金利スワップを公正価値評価する意味もなく、毎期の決算日に固定金利と変動金利の差に当たる正味キャッシュ・フローを支払利息に加減していけばよいと考えられる。

したがって、特例処理により、金利交換による支払・受取利息のみを認識し、金利スワップの公正価値評価損益を認識しないことは、利子付債権債務と金利スワップが一体となって単一の金融商品になっているとみられ、合成金融商品概念¹⁸⁷に基づく会計処理である

¹⁸⁶ 一般に、企業はデリバティブを投資（投機）目的、または、ヘッジ目的として利用し、ヘッジ手段として、資産あるいは負債である金融商品を取得する。すなわち、ヘッジ目的によるヘッジ手段である金利スワップは投資（投機）の目的ではなく、あくまでヘッジ対象の付属物でしかないと考えられる。言い換えれば、投資（投機）目的で利用されるデリバティブの使用は単独で取得されるのに対して、ヘッジ目的で利用されるデリバティブはヘッジ対象とセットで取得される。

¹⁸⁷ 合成商品説 (synthetic instruments approach) とは、原商品部分とデリバティブ部分とを一つの結合体 (one unit) として同一視する考え方である。

類似の概念として、「金融商品会計基準」第 40 項は、その他の複合金融商品を「契約の一方の当事者の払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品は、原則として、それを構成する個々の金融資産又は金融負債とに区分せず一体として処理する。」と定義した。

複合金融商品を構成する個々の金融資産または金融負債は、それぞれ独立して存在しうるが、複合金融商品からもたらされるキャッシュ・フローは正味で発生するため、資金の運用・調達の実態を財務諸表に反映させるという観点から、原則として、複合金融商品を構成する個々の金融資産または金融負債を区別せず一体として処理することとされている。

一方、SFAS No.133 において、合成金融商品概念は否定された。デリバティブを公正価値で測定すると

と考えられるだろう。言い換えれば、金利スワップに係る取引と利子付債権債務に係る取引は一取引と同じくみる考え方にしがった会計処理と解されるだろう。

また、特例処理については、図表 8-6 と図表 8-10 において示したように、特例処理が適用される場合における純利益は繰延ヘッジが適用される場合における純利益と同じ結果になり、包括利益が異なる結果になっている。したがって、特例処理も繰延ヘッジと同じ根拠により、債権債務の市場価格の評価額と金利スワップの公正価値変動額は純利益に含まれない。このような処理は、純利益ベースで損益の認識のタイミングのズレを一致させるという目的を満たすために、容認されるものと考えられる。そして、特例処理が認められることこそ、金融商品会計基準が純利益概念を重視していることを再確認させるものと言えよう。

最後に、特例処理が適用される場合における包括利益は公正価値ヘッジが適用される場合における包括利益と異なる結果になっているので、SFAS No.133 と IAS No.39 は特例処理を認めないことも同時に確認できる。したがって、SFAS No.133 と IAS No.39 がヘッジ会計を採用するとしても、包括利益に影響しないヘッジ会計処理のみが容認されるということが明らかとなる。

いう審議会の基本的な方針と整合せず、デリバティブとデリバティブの活動の透明性の促進や、デリバティブに整合した会計処理を規定するとの目標を達成しない。

金利スワップを合成商品説 (synthetic instruments approach) として捉える代表な学者 Nair, Rittenberg and Weygandt がいる。彼らは金利スワップを次の 3 通りの考え方のように把握する。

- ① synthetic instruments approach
- ② refinancing approach
- ③ separate instruments approach

彼ら言っている合成商品説 (synthetic instruments approach) とは、ヘッジ対象たる資産負債とヘッジ手段たるスワップ資産負債を一体 (one unit) として同一視する考え方である。つまり、金利スワップの公正価値変動による評価額について認識しないことになる。実際金利の交換による利息の支払、受取のみを認識し、そのヘッジ取引にあたる収益または費用になる。

一見、この根拠は金融商品会計基準における金利スワップの適用根拠になるが、それだけではない。金融商品会計基準は金利スワップについて特例処理を容認する際に、金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産または負債の元本金額がほぼ一致しているという要件が定められ、なおかつヘッジ会計の要件があって、膨大な金額を貸借対照表に表示するより、純額表示基準に基づいて、より正しい貸借対照表における情報を得られるという解釈もできる。

Bierman, Jr. H., L. T. Joheson and D. S. Peterson, FASB Research Report, *Hedge Accounting: An Exploratory study of the Underlying Issues*, Norwalk: FASB, 1991. (白鳥庄之助、大塚宗春富山正次、石垣重男、篠原光伸、山田辰巳、小宮山賢訳『ヘッジ会計:基本問題の探求(増補版)』中央経済社、1997年、81頁。)

田中建二『金融商品会計』新世社、2007年、124頁。

などの研究に金利スワップを合成商品説として説明されている。

4 公正価値ヘッジ

金融商品会計基準とは対照的に、SFAS No.133 と IAS No.39 は原則として公正価値ヘッジを採用している。

公正価値ヘッジが適用された場合には、設例 8-1 において、将来受取利息のキャッシュ・フローは不確定となる一方で、この固定金利付債券の市場価格の変動をヘッジするために、固定支払・変動受取の金利スワップを行う。決算の都度、固定金利付債券を公正価値により評価し、その変動額が純利益に計上され、金利スワップの公正価値変動額もヘッジ会計を適用しない場合と同じように、そのまま純利益に計上され、自動的に両要素の変動は相殺される。つまり、リスク・ポジションに焦点を当て、リスク・ポジションを評価して表示する。したがって、公正価値ヘッジは、固定金利付債券の市場価格変動を公正価値により評価し、金利スワップ取引についても公正価値により評価し、それぞれの取引を独立している取引としてみなしている。

公正価値ヘッジは、金利スワップを締結した期に金利スワップに係る公正価値の変動額と利子付債権債務に係る市場価格の変動額を両方とも純利益に計上する。本来純利益において認識されなかった利子付資産負債の市場価格の変動額が純利益において認識され、金利スワップの公正価値変動額も純利益において認識されることによって、純利益ベースと包括利益ベースの両方において認識のズレを一致させる。

したがって、ヘッジ会計は、その目的に照らし、純利益ベースでのヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益の認識のタイミングのズレを一致させることを基本目的としている会計処理であると性格付けられる。より具体的に述べるならば、固定金利付債券の市場価格の変動額と金利スワップの公正価値の変動額がともにストックの差額の性格を持つので、これを包括利益に計上する公正価値ヘッジは包括利益概念に適合する。ただし、SFAS No.133 と IAS No.39 における公正価値ヘッジは、純利益ベースと包括利益ベースの両方において認識のタイミングのズレを一致させるとしても、完全ヘッジされていない場合には未実現利益が計上されてしまうために、純利益概念に反することになる。

設例 8-2 については、SFAS No.133 と IAS No.39 は公正価値ヘッジをヘッジ会計の原則的会計処理方法としたものの、金利スワップの会計処理方法として公正価値ヘッジを採用せずに、繰延ヘッジを採用したのかを検討する必要があるだろう。

まず、SFAS No.133 と IAS No.39 は、公正価値ヘッジを適用する条件として、ヘッジ対象に係るリスクに起因する公正価値の変動リスクが存在していること、そしてこのリスク

が利益に影響すること、さらには、ヘッジ対象の公正価値が確実に測定できることを規定している (IAS No.39, AG94, AG99BA、訳書、第 AG94, AG99BA 項、SFAS No.133, par.21)。つまり、SFAS No.133 と IAS No.39 は公正価値ヘッジを原則としてはいるものの、それはヘッジ対象の公正価値変動リスクを認識できる場合のみであると考えられる。

このように、本来取得原価により評価される資産負債につき、ヘッジ会計の領域のなかで、公正価値評価されることから、米国会計基準および国際財務報告基準はより広範囲で公正価値評価を行う意図があるといえる。

設例 8-2 の場合に、変動金利付社債に係る将来キャッシュ・フローの変動リスクに対し、公正価値ヘッジを適用せずに、繰延ヘッジを行うとしているのは、変動金利付社債を公正価値により評価することは適切ではないためである。変動金利付社債を満期保有することが想定されるとき、契約金額を公正価値とみなしうるのである。変動金利付社債を割引率を用いて公正価値評価しようとしても、変動金利を採用するのであれば、金利スワップの変動金利と固定金利も公正価値評価しなければならない。つまり、公正価値評価を徹底しようとする、それはヘッジ会計たり得ないということになる。

一方、変動金利付社債の割引率として固定金利を採用するならば、社債の変動金利とスワップの変動金利は每期完全に相殺される。この処理は、形式的なヘッジ手段である金利スワップにおける変動金利と固定金利に分割される。これは、ヘッジ会計を適用しない場合と同じ数値になる。このように、いずれの解釈をとろうとも、変動金利付社債を公正価値評価する余地は乏しいといわざるをえない。そのため、ヘッジ対象となる資産負債に係る公正価値変動を認識できない、あるいは、将来キャッシュ・フロー変動のみを認識できる場合には、繰延ヘッジを適用するしかない。

つぎに、SFAS No.133 と IAS No.39 は、繰延ヘッジを適用する方針を示したが、図表 8-8 と図表 8-9 に示された包括利益をみると、繰延ヘッジを採用しても、ヘッジ会計が適用しない場合の包括利益と同額であり、したがって、繰延ヘッジは包括利益に影響を与えないことがわかる。

図表 8-4 から図表 8-10 において表示された包括利益をみると、ヘッジ会計を適用しない場合、繰延ヘッジを適用する場合と公正価値ヘッジを適用する場合において、三つの場合ともに同じ結果となっていることがわかる。繰延ヘッジが適用される場合と公正価値ヘッジが適用される場合に同じ包括利益の数値がもたらされるのは、純資産差額としてダイレクトに算出される包括利益と純利益から調整して算出される包括利益は概念上も数値上も

同じものであるという考え方が内在しているためである。しかし、ヘッジ会計を適用しない場合と公正価値ヘッジを適用する場合の包括利益が同じとなっているということは、金利スワップに関して言えば、公正価値ヘッジは純利益ベースでの損益の認識のタイミングのズレを一致させる目的としての会計処理であることが再確認されたことを意味する。

したがって、SFAS No.133 と IAS No.39 は公正価値ヘッジと繰延ヘッジのいずれを適用するとしても、包括利益に影響を及ぼさないように、ヘッジ会計を行っているといえるだろう。そして、公正価値ヘッジは、ヘッジ対象を公正価値評価することから導かれる包括利益を重視する一方、公正価値ヘッジのもとでの純利益の数値にも注意を払っているといえる。

第5節 小括

本章においては、金利スワップをヘッジ手段として利用されたヘッジ取引を取り上げ、繰延ヘッジ、特例処理、公正価値ヘッジという三つのヘッジ会計処理の性質を明らかにしたうえで、利益概念の観点から検討した。

金利スワップは、金利の交換により、ヘッジ対象に係る公正価値変動リスクあるいはキャッシュ・フロー変動リスクのいずれかのリスクをヘッジできるという特徴を持つ。設例 8-1 の場合には、ヘッジされたのは固定金利付債券の公正価値変動リスクである。これに対して、設例 8-2 の場合、ヘッジされたのは変動金利付社債に係る変動支払利息という将来キャッシュ・フロー変動リスクである。

繰延ヘッジにより、固定金利付債券の公正価値変動リスク、または変動金利付社債に係る変動支払利息リスクが解放されるまで、金利スワップの公正価値の変動額をその他の包括利益として繰り延べ、利子付債権債務に係る評価損益の認識時点に合わせるという点について、金利スワップと利子付債権債務はセットで考えられ、金利スワップは利子付債権債務の付属物にすぎない。純利益において利子付債権債務の公正価値評価額を認識しない以上、金利スワップの公正価値評価損益も認識せず、決済日までその他の包括利益として繰り延べられる。その結果、ヘッジの効果は損益計算書に正確に反映され、かつ、純利益概念が維持され、さらに純利益ベースでのヘッジ会計の目的が達成される。

同様に、特例処理により金利スワップに係る利息のみを認識し、これを利子付債権債務に係る受取・支払利息に加減することから、金利スワップに係る取引と利子付債権債務に

係る取引は一取引と同一視する考え方にしがっている会計処理と解される。金利スワップの公正価値評価損益を認識しないことは、未実現利益を純利益に含めないことになるので、純利益を重視する金融商品会計基準の立場からは、容認されるのは自然なことと言える。特例処理は、包括利益の制度化後の現在も認められているところに、金融商品会計基準が、会計基準全体を通じて、包括利益よりも純利益を重視している姿勢が現れているということが明らかになった。

これとは対照的に、公正価値ヘッジはヘッジ対象とヘッジ手段がそれぞれ独立し、固定金利付債券の市場価格変動の影響を公正価値評価し、金利スワップ取引についても一つの取引としてみなして、公正価値により評価する。ただし、設例 8-2 のように、ヘッジ対象を公正価値で測定するのは適切でない、あるいはヘッジ対象の公正価値変動リスクが存在しない場合、公正価値ヘッジを採用することは適さないものであり、SFAS No.133 と IAS No.39 は繰延ヘッジを適用させるしかない。

なお、公正価値ヘッジおよび繰延ヘッジのいずれの処理を適用しても、ヘッジ会計の適用がない場合と包括利益の数値は同じになるので、SFAS No.133 と IAS No.39 は繰延ヘッジを採用する余地が出てくるのである。そして、SFAS No.133 と IAS No.39 が限定的にせよ繰延ヘッジの適用を示したことは、包括利益に影響を及ぼさないという条件のもとで、純利益ベースでのヘッジ対象およびヘッジ手段に係る損益の認識のタイミングの一致を目的としている姿勢でもあると結論付けられる。ただし、包括利益に影響しないという前提で、米国会計基準と国際財務報告基準が包括利益を重視し、包括利益に影響を及ぼさないように、ヘッジ会計を行っているともいえる。

最後に、特例処理について付言しておきたい。特例処理は、ヘッジ対象とヘッジ手段の双方に係る評価損益を認識しないことにより、損益の認識のタイミングのズレという問題を消滅させるものである。その代償として、貸借対照表におけるヘッジ手段の公正価値についての情報は示されない。すなわち、特例処理における純利益の捉え方は、繰延ヘッジと何ら異なるところはないということであり、重要なのは、金融商品会計基準において、特例処理が認められていることについては、純利益概念を重視する姿勢を貫いたうえで、包括利益を選択的ながら相対的に軽視することを容認している点である。

したがって、金利スワップに関する金融商品会計基準と、SFAS No.133 ならびに IAS No.39 のヘッジ会計処理については、繰延ヘッジを適用するという共通点がありながらも、譲れない利益は、前者が純利益であり、後者が包括利益であるという大枠が存在し、さら

に、その枠内において、前者は包括利益を無視するという選択肢を用意し、後者は可能な限り正しい純利益を追い求めるという相違点が存在することが示されるのである。

第9章 ヘッジ会計に対する総合的検討

前章までの整理により、日本会計基準、米国会計基準そして国際財務報告基準において、各ヘッジ取引についてヘッジ会計の適用関係を整理するとともに、その理論的背景と論拠を検討してきた。日本会計基準、米国会計基準そして国際財務報告基準は、各ヘッジ取引について、異なる会計処理を適用しており、それぞれのヘッジ取引について特定の会計処理を規定する論拠は明らかになったものの、ヘッジ会計全体を通じて一貫性のある理論が見出せるかという点を明らかにするには至っていない。

そこで、本章においては、これまでの各論において行ってきた検討を踏まえ、日本会計基準、米国会計基準そして国際財務報告基準においてヘッジ会計全体に適合する首尾一貫した理論を構築することを試みたい。ある会計基準を規定するにあたり、まず念頭に置くのは利益計算であろうと思われる。どのような利益を算出するのかを目標に据えて、そこに至る過程を司るのが会計基準であり、ヘッジ会計もこのような枠組みの中で説明されて然るべきものである。

しかしながら、これまでの検討において、たとえば日本会計基準は純利益を、そして、米国会計基準は純利益と包括利益との両方を、および国際財務報告基準は包括利益を重視していることや、日本会計基準は取得原価主義会計を、米国会計基準および国際財務報告基準は公正価値会計をそれぞれ志向しているということなどはヘッジ会計の論拠として一定程度いえるのであるが、これをもってヘッジ会計全体に一貫する理論とすることは到底できない。

利益概念からヘッジ会計を検討するというアプローチは極めて有力なものであることは間違いないところであるが、これに付随する、あるいは、異なる視点からの検討が必要な状況にある。そのためには、いまヘッジ会計を考察するうえで、リスクとヘッジの関係を整理しておくことが必要であろう。

第1節 ヘッジ会計に対する捉え方

1 ヘッジ会計を行うアプローチについて

ヘッジする対象になるリスクは主に価格変動リスク、為替変動リスクおよび金利変動リスクである。各論の現物商品に係るヘッジ会計、予定取引に係るヘッジ会計およびその他

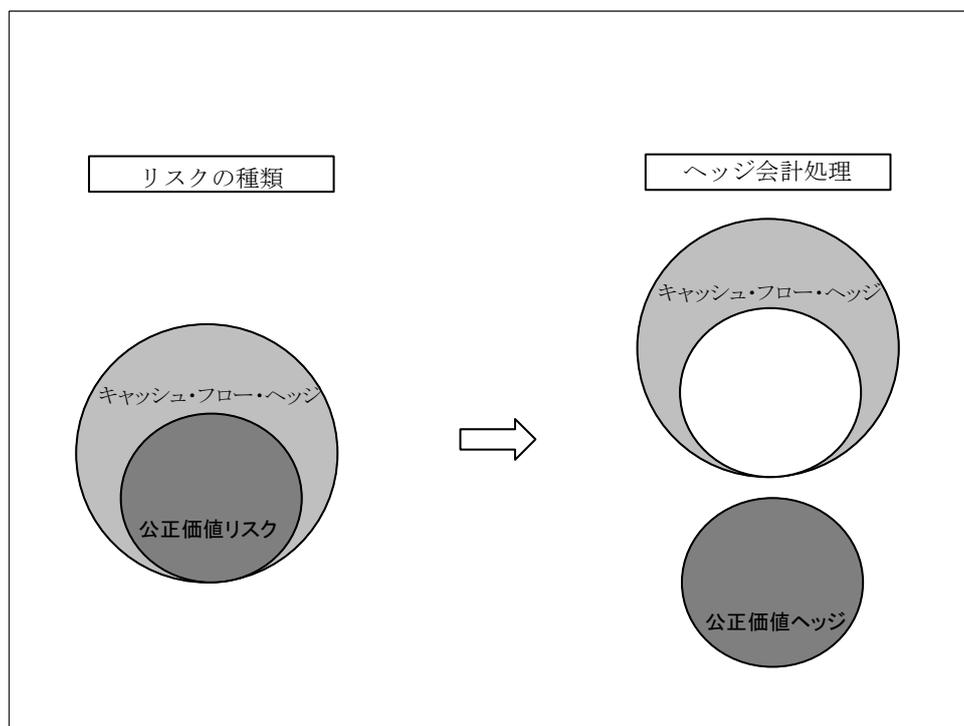
有価証券に係るヘッジ会計は価格変動リスクに対するヘッジ取引に関するヘッジ会計であり、外貨建金銭債権債務に係るヘッジ会計は為替変動リスクに対するヘッジ取引に関するヘッジ会計であり、金利付債権債務に係るヘッジ会計は金利変動リスクに対するヘッジ取引に関するヘッジ会計である。SFAS No.133 と IAS No.39 では、いずれのリスクも公正価値変動リスクとキャッシュ・フロー変動リスクに区分できるとされている。

公正価値変動リスクは、最終的にはキャッシュ・フロー変動を伴うのであるが、キャッシュ・フロー・リスクのみが生起する予定取引等がキャッシュ・フロー・リスクとされ、それ以外が公正価値変動リスクと分類されている。

したがって、キャッシュ・フロー・ヘッジは、将来のキャッシュ・フロー・リスクをヘッジする方法である。たとえば、予定取引はキャッシュ・フローを固定化するので、キャッシュ・フロー・ヘッジとされる。一方、公正価値ヘッジは、既に計上されている資産または負債および未認識の確定約定の公正価値変動から生じるリスクをヘッジする方法である。たとえば、公正価値ヘッジに該当するのは、固定金利の借入金、投資、株式投資、固定価格でのコモディティの購入または売却等である。このようなリスクとヘッジの関係を整理したのが図表 9-1 である。

ここで注意しなければならないことは、公正価値変動リスクが最終的にはキャッシュ・フロー変動を伴うリスクであるということである。すなわち、SFAS No.133 と IAS No.39 において、図表 9-1 の左側に示した内円である公正価値変動リスクに対してキャッシュ・フロー・ヘッジが適用される余地もあるが、キャッシュ・フロー・リスクのみが生起するヘッジ取引等をキャッシュ・フロー・ヘッジとし、それ以外を公正価値ヘッジと分類している。このような分類に基づくならば、予定取引に係るリスクはキャッシュ・フロー・リスクのみであり、将来のキャッシュ・フロー・リスクをヘッジする方法がキャッシュ・フロー・ヘッジとなる。そして、確定約定に係るリスクを公正価値リスクとして捉え、公正価値の変動から生じるリスクをヘッジする方法が公正価値ヘッジと整理される。

〔図表 9-1〕 SFAS No.133 と IAS No.39 におけるヘッジ会計に対する捉え方



金融商品会計基準はヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識時期のズレを一致させることをヘッジ会計の目的としているが、SFAS No.133 と IAS No.39 はキャッシュ・フロー・リスクをヘッジする目的の取引はキャッシュ・フロー・ヘッジ処理、公正価値の変動リスクをヘッジする目的の取引は公正価値ヘッジ取引という枠組みで捉えようとする。このような相違は、ヘッジ会計の目的からアプローチする金融商品会計基準と、ヘッジの関係からアプローチする SFAS No.133 および IAS No.39 との抜本的な考え方の違いに起因すると考えられる。

これが遠因となり、SFAS No.133 と IAS No.39 は、ヘッジ会計について、公正価値ヘッジを原則と位置付け、為替予約と金利スワップにつき振当処理と特例処理を否認するものの、繰延ヘッジを用いていると考えられる。SFAS No.133 と IAS No.39 がヘッジ会計の対象としているのは、ヘッジ対象に係るリスクの種類である。すなわち、ヘッジの関係という観点から、一連の取引を公正価値リスクであると捉えるならば、公正価値ヘッジを適用し、なおかつ公正価値ヘッジを原則としていることは公正価値リスクをキャッシュ・フロー・リスクに優先して認識することである。そして、公正価値リスクを認識できない場合、一連の取引をキャッシュ・フロー・リスクのヘッジと捉え、繰延ヘッジを適用することになる。

しかしながら、公正価値ヘッジはキャッシュ・フロー・ヘッジに内包される概念であるが、公正価値ヘッジをキャッシュ・フロー・ヘッジから切り出す必然性あるいは合理性は見出せない。

ヘッジ会計そのものに対する考え方の違いは、為替予約を除く他の論点では目立つことがなかった点である。為替予約に関して、独立処理と公正価値ヘッジが実質的に同じ会計処理であるにもかかわらず、これをあえてヘッジ会計の対象として公正価値ヘッジ会計を適用することは、ヘッジの関係を捉えて会計処理を規定するというアプローチをとっているからに他ならない。

このように、ヘッジ会計の原則的会計処理については、繰延ヘッジと公正価値ヘッジの対立という形式的な相違のみならず、日本会計基準と米国会計基準ならびに国際財務報告基準との間におけるヘッジ会計に対する捉え方の違いが浮き彫りになるのである。

また、為替予約に関しては、米国会計基準はいずれとも異なる対応をみせている。すなわち、為替予約を用いたヘッジ取引に関する会計処理の場合に、米国会計基準は独立処理を原則とすることを SFAS No.133 において再確認し、SFAS No.138 において繰延振替処理と公正価値ヘッジの選択適用を認めている。したがって、独立処理を原則としている米国会計基準は、ヘッジの関係のみからアプローチしているわけではないことがわかるのである。つまり、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識時期のズレが生じないので、ヘッジ会計の適用対象外として独立処理を採用しているのである。そして、ヘッジの関係とヘッジ対象およびヘッジ手段に係る損益認識のタイミングの一致という二つの考え方を平行して捉えているために、米国会計基準は繰延振替処理と公正価値ヘッジを選択適用するという決定を下したと推察される。

2 ヘッジ対象とヘッジ手段の関係について

各種のヘッジ会計の会計処理の検討により、ヘッジ対象とヘッジ手段の関係は、金融商品会計基準における原則的会計処理である繰延ヘッジはヘッジ対象に係る取引が主たる取引とされ、これにヘッジ手段に係る取引が従属し、両者が一つの取引をとしているものとして取り扱われると考えられる。一方、SFAS No.133 と IAS No.39 の原則的会計処理である公正価値ヘッジは、ヘッジ手段に係る取引にヘッジ対象に係る取引が従属し、それぞれの取引が営業取引と財務活動に位置づけられ、相殺関係があるために両者を完全に無関係の独立した取引としてではなく、相互に関連付けられていると考えられる。

日本会計基準において、ベースス・アジャストメント、振当処理、特例処理が認められていることは、繰延ヘッジの思考と一貫し、ヘッジ対象に係る取引とヘッジ手段に係る取引が一つの取引をとっていると捉えられているためであると考えられる。

まず、ベースス・アジャストメントにおいて、ヘッジ手段である先物契約から生じる繰延ヘッジ損益は、ヘッジ対象である予定取引の取得原価の一部とされているので、ヘッジ手段の取引とヘッジ対象の取引は一つの取引である。

また、振当処理において、為替予約を契約することにより、外貨建金銭債権債務に係る将来の取得価額もしくは回収可能価額が確定されるので、直物レートと先物レートの差、つまり二つの通貨の金利差は、外貨建金銭債権債務に係る利息要素として捉え、ヘッジ対象に係る取引とヘッジ手段に係る取引を実質的に一つの取引とみなしている。

さらに、特例処理において、適用要件の一つとして金利スワップの想定元本と貸借対照表上の対象資産または負債の元本金額がほぼ一致しているという要件が定められている。利子付債権債務の市場価格の変動と金利スワップの公正価値変動が同じ幅で、正反対の動きとなり、決済日毎に完全に相殺されることにより、ゼロに近い金額で将来のキャッシュ・アウトフローもしくは将来のキャッシュ・インフローが確定できるので、利子付債権債務に係る受取・支払利息のみを認識し、加減すればよい。ゆえに、金利スワップに係る取引と利子付債権債務に係る取引は実質的に一つの取引であると考えるのが相当であろう。

以上のように、予定取引のベースス・アジャストメント、為替予約の振当処理と金利スワップの特例処理のようなヘッジ会計処理において、ヘッジ対象およびヘッジ手段を一体としているので、実際の確定しているキャッシュ・インフローまたはキャッシュ・アウトフローを認識することができる。つまり、これらのヘッジ会計処理においては、キャッシュ・フローの制約が機能している。

一方、SFAS No.133 と IAS No.39 は、デリバティブ取引の実態を明らかにするという意図を一貫させるため、振当処理および特例処理を否認する。

3 ヘッジの達成とヘッジ会計の完了の時点について

ヘッジ取引の形態によって、ヘッジが達成されるタイミングとヘッジ会計が完了するタイミングが異なる場合がある。ヘッジの達成はヘッジ手段に係るリスクが回避された時点であるのに対して、ヘッジ会計の完了は、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識のタイミングのズレを一致させた時点である。適用されたヘッジ会計処理により、

必ずしもヘッジの達成とヘッジ会計の完了の時点が合致するわけではない。

たとえば、予定取引に係るヘッジ取引において、ベース・アジャストメントは、予定取引に係る価格変動リスクの回避の時点をもってヘッジの達成とし、予定取引に係る損益と先物契約に係る損益の認識のタイミングのズレを一致する時点をもってヘッジ会計の完了とし、簿価修正という処理方法によって、両者の時点が合致する。一方、ノー・ベース・アジャストメントにおいては、商品の購入によって、予定されている商品の購入価格の変動リスクに対するヘッジが達成するにもかかわらず、先物契約に係る損益が商品を売却するまでヘッジ会計処理が完了しないので、両者の間において時点のズレが生じる。

第2節 各会計基準におけるヘッジ会計と利益概念の関係

今日、業績報告に関する様々な議論が行われている。この背景として特定の資産または負債を公正価値により評価した場合における評価差額の存在が挙げられる。すなわち、包括利益へは含めることができるが純利益へは含めることができない項目¹⁸⁸の出現である。

純利益と包括利益という二つの利益概念は、従来から主として認識の視点から議論されている。特定の資産または負債を公正価値により評価した際の評価差額をどのように認識するかという問題は、それらを最終的に如何なる利益として認識するか、換言するならば、実現概念を適用するか否かという問題に帰着する。

本節においては、日本会計基準におけるヘッジ会計と利益概念の関係、米国会計基準におけるヘッジ会計と利益概念の関係および国際財務会計基準におけるヘッジ会計と利益概念の関係を検討する。

1 日本会計基準

ヘッジ会計を適用しない場合には、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識時点のズレは、純利益ベースと包括利益ベースの両者に跨って生じるが、繰延ヘッジはこのズレを包括利益ベースではなく純利益ベースで解決することを意図している。なお、ヘッジ対象を売却するまでヘッジ対象に係る損益を純利益に計上せず、すなわち、未実現損益を純利益に載せず、実現した段階で純利益として計上することが、純利益は投資のリスクから解放された成果であるという意味で純利益の概念に適合するといえる。したがっ

¹⁸⁸ 典型的な例としては、その他有価証券に係る評価差額である。

て、繰延ヘッジはヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識の時期のズレを純利益ベースで一致させることのみならず、純利益を重視しているといえるのである。なぜならば、純利益には未実現損益が入り込むことなく、さらに、ヘッジ会計適用後も、ヘッジ対象が実現されるまでヘッジ対象に係る損益を計上しないことより、純利益の性質が維持されているためである。単に計算結果として純利益が算定されているのではなく、純利益に本来備わるべき実現概念が維持されたうえでの値が示されているところに意味があるのである。そして、このことは日本会計基準におけるヘッジ会計が、包括利益を考慮していないという事実と表裏一体のものであるといえよう。

もともと包括利益概念がない日本会計基準において包括利益を導入したのであるが、それに対応するために、ヘッジ会計の処理方法を変更することまでを意図していないということである。それは日本会計基準が繰延ヘッジを原則としている理由でもあらうと思われる。これは、ヘッジ会計を除けば、純利益の値はその他の包括利益の値を除いたとしても影響を受けないという点で純利益を包括利益の内訳項目として位置付けることが可能であるが、ヘッジ会計においては、本来純利益が備えている実現という性質を失わないという点で、純利益と包括利益のいずれかの選択に迫られることになるのである。

既に述べたように、繰延ヘッジは、ヘッジ手段に係る公正価値による変動額を未実現利益として捉え、ヘッジ対象に係る損益が実現した期に、これを実現利益として、純利益ベースで認識のズレを一致させる会計処理である。第4章における検討により、実現概念に基づけば、ヘッジ手段に係る公正価値の変動額のような未実現利益は純利益を構成しない。したがって、繰延ヘッジは、純利益概念を維持し、純利益ベースでヘッジ会計の目的を達成し、なおかつヘッジ効果を損益計算書に正確に反映することになるのである。

繰延ヘッジは、ヘッジ手段をヘッジ対象の認識のタイミングに合わせるという点で、ヘッジ手段の取引はあくまでもヘッジ対象の取引に付属させて捉えようという特徴を持っている。したがって、繰延ヘッジは、リスクヘッジの実態をヘッジ対象にあるものとして捉え、ヘッジ手段はヘッジ対象に付属しているという考え方に基づく会計処理と考えられる。それゆえ、ヘッジ手段に係る損益の認識はそれ自体の実現に基づいて決定されるのではなく、ヘッジ手段と一体とみなされるヘッジ対象に係る損益が実現した時が、ヘッジ手段の実現時点になる。金融商品会計基準は、貸借対照表における公正価値評価に軸足を置きながらも、純利益の重要性を強調し、純利益に公正価値変動などによる実現していない要素は含めないのである。

日本会計基準において振当処理と特例処理を例外的に適用する余地も繰延ヘッジと同じ根拠にある。為替予約を用いたヘッジ取引の会計処理として振当処理が用いられる場合に、先物取引または先渡取引では満期の先物価格と現物価格が等しくなるため、決済日に合わせて為替予約を行うならば、予約時の直物レートと先物レートの差、すなわち直先差額によってその間の損益が決まることになる。為替予約を行った時点で振当処理による直先差額を確定させているので、これは実現した利益と考えられ、純利益ベースでの相殺関係が達成され、これを純利益において認識することには合理性が認められる。その直先差額は適切に期間配分すべきものである。そして、期末に直物と先物それぞれのレートで換算替えすることなく、予約時の直先差額を経過利息として満期までの各期間に配分するのが、利益の指標を歪めない方法ということになる。振当処理における直先差額は借入金の利息要素のような性質を持ち、そのため時間基準に基づき、直先差額の期間配分が行われる。こうした処理は、前払費用の処理と同様の手続きであるといえるだろう。

また、特例処理が容認される根拠は、金利変動リスクの起因する市場価格の評価額とスワップの公正価値変動額が純利益に含まれないことにある。特例処理を適用することにより、利息要素のみを交換して認識することは、実現した利益のみを純利益に計上することに等しいので、日本会計基準が純利益概念を重視していることと整合するものといえよう。

このように、金融商品会計基準におけるこの三つの特殊なヘッジ会計処理はいずれも繰延ヘッジの枠内にあつて、ヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益があらかじめ相殺関係にあることにより、いずれも将来のキャッシュ・フローを固定する特徴を有し、キャッシュ・フローの制約を果たす。キャッシュ・フローの制約を果たすことは適切な純利益計算の有力な裏付けでもある。

金融商品会計基準において、ヘッジ会計に関する唯一の例外であるその他有価証券に係る公正価値ヘッジの適用においても、ヘッジ対象の公正価値の変動の80~125%をヘッジ手段の公正価値の変動でカバーできていなければヘッジ会計の適用が認められないため、その他有価証券の評価差額とヘッジ手段の評価差額が相殺されてから正味差額で純利益に計上されるので（完全ヘッジができた場合に、正味差額がゼロになる）、未実現利益が混入することによる純利益の歪みについては現実には相当程度抑えられる。また、公正価値ヘッジを適用する際には、每期首に洗替処理を行うことによって常に売却損益と評価損益は区別されるという特徴もある。

2 米国会計基準

米国会計基準では、現物商品に係るヘッジ会計において公正価値ヘッジが適用されるといふ点を除けば、各会計期間における包括利益を歪めないことが考慮される。それゆえ、原則として公正価値ヘッジを採用しつつ、公正価値ヘッジが適用できない場面において、ベース・アジャストメント、振当処理および特例処理を禁止している。

逆に言えば、公正価値ヘッジを原則的会計処理と位置付けるということは、その限りにおいてはヘッジ会計を適用しない場合における包括利益に影響を及ぼすことを辞さないことを意味する。そして、公正価値ヘッジを適用することが適さない場合に、ヘッジ会計を適用しない場合の包括利益に影響が及ばない会計処理を求めるという関係になっている。

公正価値ヘッジが適用された場合には、決算の都度ヘッジ対象を公正価値で評価し、その変動額が純利益に計上され、ヘッジ手段の公正価値変動額もヘッジ会計を適用しない場合と同じように、そのまま純利益に計上され、自動的に両要素の変動は相殺される。ヘッジ手段に係る公正価値の変動額とヘッジ対象に係る公正価値の変動額を両方損益として、ヘッジを行った時点で、包括利益ベースで認識のズレを一致させている。

本来、純利益において認識されなかったヘッジ対象に係る損益が公正価値により評価されることになるという変更により、これが純利益において認識されることになり、ヘッジ手段に係る公正価値変動額も純利益に認識されることによって、純利益ベースと包括利益ベースの双方においてヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識のズレを一致させることになる。

そのため、米国会計基準において、繰延ヘッジ損益（その他の包括利益）を資産の帳簿価額の修正として報告する処理方法（ベース・アジャストメント）は、包括利益に影響を与えるべきではない取引による包括利益への影響を招くことになるため、否定されている。

同様に、特例処理が適用される場合における包括利益は公正価値ヘッジが適用される場合における包括利益と異なる結果になっているので、SFAS No.133 は特例処理を認めないのである。したがって、SFAS No.133 が繰延ヘッジを採用するとしても、包括利益に影響を与えない会計処理のみを容認する姿勢であることが明らかとなった。

ここで重要なのは、米国会計基準が純利益または包括利益のいずれか一方のみを重視するという単純な理解は成立しないということである。なぜなら、繰延ヘッジの一種としてのノー・ベース・アジャストメントを適用することで、ヘッジ会計を適用しない場合の

包括利益に影響を及ぼさない限りにおいて、取得原価で評価されているヘッジ対象に係る損益が実現する時まで先物契約に係る評価損益を繰り延べ、両要素に係る損益をヘッジ対象の実現時に純利益ベースにおいて一致させることを意図しているからである。ノー・ベシス・アジャストメントとベシス・アジャストメントとの相違は、包括利益に影響を与えるかどうかという点にあるほか、繰延ヘッジ損益がいつまで繰り延べられるか、つまり繰延ヘッジ損益がいつ実現した利益として認識されるかというタイミングに相違が存在する。

既述のように、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益を純利益において一致させるという点では、ノー・ベシス・アジャストメントとベシス・アジャストメントとの間に違いはない。しかし、両者の値は、包括利益においては異なるものとなる。すなわち、ノー・ベシス・アジャストメントによる場合の包括利益はヘッジ会計を適用しない場合のそれと同値になるのである。

SFAS No.133 は実現した損益を純利益に計上する意図を持っていることは明らかである。この点に鑑みれば、米国会計基準は純利益も重視しているといえるだろう。また、金利スワップを用いるヘッジ取引に対して繰延ヘッジを選択適用できることもこの説明と整合する。

ただし、米国会計基準は純利益も考慮するために、実現主義の維持に固執してその他の包括利益の固有の性質を犠牲することがある。これが、為替予約を用いたヘッジ取引に関して、繰延振替処理を適用する場面に反映される。すなわち、一般にその他有価証券に係る評価差額や外貨換算調整勘定といったその他の包括利益項目はそれ自体に評価換算差額としての完結した性質を有するが、繰延振替処理を適用した場合のその他の包括利益はそのような固有の性質を持たない。もちろん、その理由は、貸借対照表項目と包括利益については公正価値評価の考え方を維持して包括利益を歪めさせることなく、直先差額の当期分を実現した利息要素として、正確な純利益を算出しようとする意図があるためであろうと思われる。

3 国際財務報告基準

国際財務報告基準において、「一般目的財務報告の目的は、現在並びに潜在的な持分投資者、貸付者およびその他の債権者が、資本提供者としての資格において意思決定を行う場合に有用な、報告企業に関する財務情報を提供することである。」(IASB[2010], FW, par.OB2、訳書、第 OB2 項) と述べられている。すなわち、ここでの情報提供の対象は広範な情報利用者である。幅広い情報利用者にとって意思決定有用性のある情報とは、如何なる情報であろうかについて、「株式投資家が最終的なリスク負担者であるため最も広範な情報を必要とするから、彼らの情報ニーズを充足させれば、株主以外の情報利用者のニーズも満たされるのであろう。」¹⁸⁹という考え方に基づいて、財務情報が株式投資家の意思決定に資するような情報であるならば、財務報告の目的が達成されるということであろう。

株式投資家にとって如何なる情報が意思決定有用性を持っているのかについては、「株式投資家は、提供する資金が返還されるとともに、提供する資金に対する利益を受領することを期待して、企業に経済的資源（通常現金）を投資する。言い換えれば、提供した以上の資金を現金配当や株式またはその他の所有持分の値上がりの形で受領することを期待している。

したがって株式投資家は、企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性及びキャッシュ・フローを生み出す企業の能力に対する認識が持分証券の価格にどのように影響を及ぼすかに直接的利害関係を有している。株式投資家はしばしば経営者の決定に関し投票する権利を有しており、企業の取締役及び経営者が、委託された資産を効率的かつ利益を生むように使用するという責任をどのように履行しているかに利害関係を有する。」と記述されている (IASB[2010], FW, par.OB6、訳書、第 OB6 項)。

そこで、「財務報告は、企業の経済的資源（資産）及び当該資源に対する請求権（負債および資本）についての情報を提供すべきである。財務報告はまた、取引及び事象の影響並びに企業の経済的資源及び当該資源に対する請求権が変化するような状況についての情報も提供すべきである。当該情報は、資本提供者が正味キャッシュ・インフローを生み出す企業の能力を評価する及び経営者が受託責任を履行するときに有効性を評価するにあたり有用となる。」とされる (IASB[2010], FW, par.OB15、訳書、第 OB15 項)。つまり、投資家が関心を持っているのは企業評価に有用となる情報、すなわち包括利益とその基礎となる資産負債の評価であると考えられている。このうち、包括利益が資産負債の変動額として

¹⁸⁹ 桜井久勝「会計制度設計の実証的評価規準」『国民経済雑誌』第 200 巻第 5 号、2009 年 11 月、1-16 頁。

定義されたので、資産負債の評価に繋がるものにもなっている。ただし、米国会計基準および国際財務報告基準において公正価値ヘッジが原則とされるのは、資産負債利益観からダイレクトに導かれるのではない。

しかし、「発生基準会計においては中長期にわたり平準化された純利益が算出されるのに対し、包括利益項目は、不安定を示すので、そうした利益情報の内容変化が株主行動類型に対する作用変化として現れる結果、発生基準会計から現在価値合計への会計システム変換が『投資家のための会計』から『投機家のための会計』への会計機能転換をもたらすとも考えられる」¹⁹⁰。すなわち、短期的な投資を行う投資家、むしろ投機家にとっては、非支配株主損益の影響を考慮する必要がない場合に、純利益の情報より包括利益の情報が意思決定に役立つと考えられる。

それは、「高度に（人工的に）組織化された株式（集中取引）市場では、使用価値は流動性に置き換えられ、無意味になるばかりではなく、売り手も買い手も価格・リスク・期待の変化に応じて（ポートフォリオ選択として）ポジション（セル・サイドとバイ・サイド）を自由に変えられる。そうした状況に付け入る形で、株式市場に参加する株主は投資家としてよりもむしろ投機家として株価変動にまつわる局所化された不確実性に価格差利得の源泉を見出す（マネー・ゲームに走る）行動類型（様式）を見せるようになる」¹⁹¹からである。

したがって、国際財務報告基準においては公正価値評価の拡張が指向されている¹⁹²ものの、基本的には金融商品という一部の資産負債に対しての公正価値評価にとどまっている。つまり、国際財務報告基準におけるヘッジ会計は、純利益をまったく無視しているとまではいえず、ヘッジ会計を適用しない場合の包括利益に影響を及ぼさないように、包括利益ベースとともに、純利益ベースでヘッジ対象とヘッジ手段の両方に係る損益のタイミングを一致させることも考慮しているものと理解できる。

第3章において述べたように、国際財務報告基準は純粋に資産負債中心の利益観に基づいて構成要素と利益概念を導くわけではなく、資産負債中心の利益観に偏重しつつ収益費

¹⁹⁰ 高寺貞男「投資家のための会計から投機家のための会計へ」『会計』第159巻第6号、2001年6月、15頁。

¹⁹¹ 前掲論文、14頁。

¹⁹² 資産負債について公正価値で評価する拡大の議論は以下の著書、論文に参考している。

浦崎直浩「公正価値」斎藤静樹、徳賀芳弘編著『企業会計の基礎概念』中央経済社、2010年、392頁。

高寺貞男、草野真樹「公正価値概念の拡大-その狙いと弱み」『大阪経大論集』第55巻第2号、2004年7月、253-255頁。

用中心の利益観に基づく損益計算を補完する形を採用していると考えられる。ただし、国際財務報告基準において、純利益は、包括利益を認識した後にその他の包括利益を除く費用を引いた収益の合計であり、包括利益に基づく利益である。公正価値ヘッジを適用した場合に、包括利益ベースで一致したうえで、その結果として副次的に純利益ベースでの一致が意図されているものと考えられる。

しかし、公正価値ヘッジを適用するということは、未実現損益が純利益に混ざり込む可能性があり、実現概念に反することになる。さらに、リサイクリングしないことは、純利益計算の放棄という姿勢を示すものといえる。より厳密に言えば、収益認識に関する実現主義を放棄しようとしている。なぜなら、その他有価証券に係る評価差額を一度その他の包括利益に計上する理由が説明できないためである。すなわち、純利益計算を放棄するのであれば、その他の包括利益という概念も不要となり、包括利益を単一の利益としてそこに含め、同時に貸借対照表の利益剰余金に計上すればよい。しかし、国際財務報告基準は、その他の包括利益に計上したうえで、その額を利益剰余金には含めない。利益剰余金に含めるのは、当該有価証券に係る損益が「実現」するときなのである。

第3節 ヘッジ会計を通じて見ることのできる利益概念

—各会計基準における包括利益に対する根本的な相違

これまでの検討により、米国会計基準および国際財務報告基準は、包括利益に影響を与えないように、ヘッジ会計を適用するという思考が根底にある。しかし、この説明のみでは、米国会計基準および国際財務報告基準におけるヘッジ会計について一貫性のある説明とはならない。なぜなら、そこに公正価値ヘッジを原則的処理方法として採用するというヘッジ会計の根本的な点についての説明が欠けているためである。

既述のように、公正価値ヘッジを適用した場合には、ヘッジ会計を適用しない場合と純利益および包括利益の値は変化してしまうのである。すなわち、米国会計基準および国際財務報告基準において、ベース・アジャストメント、振当処理および特例処理を否認するという点については、確かに包括利益に影響を与えないという目的があることは明白であるが、ヘッジ会計の基本姿勢ともいべき公正価値ヘッジを原則とするという点については、包括利益の値を歪めてもよいとの思惑が存在している。

包括利益会計基準、SFAC No.6 と IAS No.1 のいずれの会計基準においても、包括利益は

純資産の増減額であり、それは資産負債の評価差額である。包括利益会計基準における包括利益概念は、理論上、SFAC No.6 と IAS No.1 における包括利益概念と同じ概念であるにもかかわらず、なぜ、日本会計基準が採用しているベースス・アジャストメント、振当処理と特例処理などのヘッジ会計処理における包括利益を容認しないのかがまだ明確ではない。ただし、米国会計基準と国際財務報告基準における包括利益と日本会計基準における包括利益は定義上同じであっても、中身は異質のものであるといえるだろう。

包括利益会計基準では、包括利益の表示についてのみ規定しているので、包括利益の計算に依拠する資産負債の評価について規定していない。包括利益を計算する際に、資産負債についての評価は、取得原価主義によるものも、また公正価値で評価されるものも存在することが想定されているものと考えられる。すなわち、包括利益の定義そのものは、資産と負債の差額を純資産として一定期間の純資産増減であると捉える点で、日本会計基準と米国会計基準および国際財務報告基準との間に違いはない。しかし、資産負債評価という場面において公正価値評価をどこまで適用するかという利益概念の前段階の話となると、日本会計基準と米国会計基準ならびに国際財務報告基準との間に決定的ともいえる違いがある。すなわち、日本会計基準は公正価値評価の適用を貨幣性資産に限定するという姿勢を維持している。さらに、実際の確定しているキャッシュ・インフローまたはキャッシュ・アウトフローによって、評価されるという考え方とも整合するのであり、決算日において公正価値評価に固執する必然性はない。

一方、SFAC No.6 と IAS No.1 が求めている包括利益の基底には、資産負債の経済的実質（経済的便益とリスク）は公正価値によって最も忠実に評価され、公正価値評価の差額を把握し、包括利益として計算されるという考え方がある。米国会計基準と国際財務報告基準はそれを非貨幣性資産にまで拡大しようとしていることがうかがえる¹⁹³。米国会計基準と国際財務報告基準は公正価値評価を潜在的に拡大適用することを指向しているが、実際の様々な会計基準レベルでは適用は限定的である¹⁹⁴。しかし、ヘッジ会計を採用する場合には、公正価値ヘッジを適用することにより、事実上公正価値評価を抑制する実現概念を突破することが可能となる。すなわち、公正価値評価の適用拡大の手段として公正価値ヘッジが適用されているという可能性を指摘することができるのである。

¹⁹³ 高寺貞男、草野真樹「公正価値概念の拡大—その狙いと弱み」『大阪経大論集』第 55 巻第 2 号、2004 年 7 月、254-255 頁。

¹⁹⁴ たとえば、固定資産についての減価償却処理、固定資産についての減損処理、棚卸資産についての低価法、いずれの会計処理も公正価値評価を適用する余地がない。

したがって、為替予約の振当処理と金利スワップの特例処理のような、ヘッジ対象およびヘッジ手段を一体と捉える会計処理では、公正価値の変動額を認識せず、直先差額および受取利息・支払利息のみを認識し、実際の確定しているキャッシュ・インフローまたはキャッシュ・アウトフローによって、包括利益を計算するヘッジ会計処理は、米国会計基準および国際財務報告基準では認められない。また、米国会計基準および国際財務報告基準が、予定取引に関して、ベース・アジャストメントを否認する根拠としては、予定取引が実行される時の公正価値により評価されているものの、繰延ヘッジ損益との相殺によって、公正価値評価を歪めてしまうことを嫌ったのである。

より具体的に述べるならば、日本会計基準において、純利益計算には厳密な理論（実現・発生・対応）があり、その理論にしたがって純利益が計算される¹⁹⁵。これらの考え方に基づけば、ヘッジ会計を適用する際に、繰延ヘッジを原則とし、振当処理と特例処理などの、すべてのヘッジ会計処理は実現概念に基づく純利益を維持することが最優先に位置付けられる。そのため、日本会計基準は、ヘッジ会計を適用する場合に、資産負債を公正価値で評価することによって計算される包括利益であるかどうかは考慮していない。

つぎに、米国会計基準において、現物商品に係るヘッジ会計の場合、SFAS No.133は公正価値ヘッジを原則的会計処理としているため、実現利益の維持よりも公正価値評価を行うことが優先されていると考えられる。

ただし、予定取引に係るヘッジ取引と金利付債務に係るヘッジ取引については、公正価値変動リスクを認識できないため、公正価値ヘッジを適用することが不可能であり、繰延ヘッジを適用する。この場合に初めて米国会計基準は、繰延ヘッジを適用しても、ヘッジ会計を適用しない場合における包括利益の値に影響を及ぼさないという目標が置かれ、その範囲内においてヘッジ会計を設計しているのである。

すなわち、米国会計基準におけるヘッジ会計と利益概念の関係を整理するならば、①公正価値評価を優先すること、②ヘッジ会計が包括利益に影響を及ぼさないようにすると同時に、実現主義に基づく純利益を計算すること、の二点が挙げられる。そして、前者が優先適用され、これが適用不可能な場面（予定取引や変動金利付社債と変動受取・固定支払金利スワップを締結したケースなどのヘッジ取引）において初めて、後者が適用されるという関係にあると結論付けられる。このことは、米国会計基準は純利益において実現概

¹⁹⁵ 齋藤真哉「損益計算と資産負債の関係」齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵『財務会計』新世社、2014年、40頁。

念という一貫した性質を維持できていないだけでなく、包括利益についてもヘッジ会計の適用により影響が及ぶ場合と及ばない場合において異なる思考が存在することによる一貫性の欠如が指摘できるのである。

なお、第5章において予定取引に係るヘッジ会計について検討を行い、そこで原価節約の概念に言及した。ここで米国会計基準は商品取得時の公正価値に固執しているのだが、原価節約の考え方によれば公正価値は再調達原価を意味するはずである。しかし、米国会計基準における包括利益の考え方は、公正価値が再調達原価といわゆる正味売却可能価額のいずれを、あるいはその他の概念を意味するのかという点について、説明を果たしておらず、曖昧なままで済ませている。

公正価値という会計体系はしばしば取得原価と対比させて論じられる。とくに、包括利益を最終利益とする資産負債利益観は公正価値に基づく評価がなされるとされるが、そもそも公正価値がいかなる概念であるのかは必ずしも明らかではない。公正価値については、米国会計基準の歴史的経緯をみてもその測定属性が不明瞭であることが指摘されている¹⁹⁶。より具体的には、評価時点における出口価値であるのか入口価値であるのかの明確な概念ではないということである¹⁹⁷。米国会計基準における公正価値の不明瞭さは、その測定属性において予定取引の場面では入口価値となってしまっているのである。

最後に、国際財務報告基準において、国際財務報告基準が包括利益に対する捉え方は基本的に米国会計基準の包括利益の捉え方と同様である。国際財務報告基準はヘッジ対象とヘッジ手段についての評価が資産負債の公正価値評価を最優先し、公正価値ヘッジを原則的会計処理とする。予定取引や変動金利付債務と変動受取・固定支払金利スワップを締結したケースなどのヘッジ取引について、公正価値ヘッジを適用できない場合、国際財務報告基準は繰延ヘッジを適用するが、ここでも包括利益に影響を及ぼさない前提がある。

国際財務報告基準が米国会計基準と根本的に相違するのは、資本性金融資産への投資についてのヘッジ会計の不適用と、リサイクリングの禁止という規定から、国際財務報告基準には厳密な純利益計算理論が存在しない点である。国際財務報告基準は純利益を単に表示項目として捉えているに過ぎず、純利益について一貫した理論がない。強いていえば、純利益の計算を放棄することを図っている。そして、純利益を計算しないことは、純利益においてヘッジ対象とヘッジ手段の損益の認識のタイミングを一致させるというヘッジ会

¹⁹⁶ 齋藤真哉「公正価値測定の限界」北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社、2014年、384頁。

¹⁹⁷ 齋藤真哉「公正価値測定導入の経緯」前掲書、27頁。

計の目的に照らせば、ヘッジ会計は不要になることを示唆する。それにもかかわらず、ヘッジ会計を未だに棄却できていないことは、公正価値ヘッジを原則的会計処理とすることにより、現物商品等について取得原価評価がなされている現行制度の枠内において、資産負債についての公正価値評価の適用を拡大すること、資産負債の公正価値評価による包括利益の計算を意図すること、そして、予定取引のような契約時に公正価値変動リスクを認識できないヘッジ取引が存在するところにある。

第10章 結論

本論文においては、日本会計基準、米国会計基準および国際財務報告基準におけるヘッジ取引に係る会計処理について、主として利益概念の観点から、それぞれの会計基準の原則的会計処理である繰延ヘッジと公正価値ヘッジに関する本質を比較検討することを皮切りに、研究を進めてきた。その結果、純利益重視とされる日本会計基準、包括利益重視とされながら純利益をも重視する米国会計基準、および包括利益のみが重視される国際財務報告基準の三者の間には、原則的会計処理方法の相違という形式的な相違だけではなく、ヘッジ会計について思考の根本が異なっていることが明らかとなった。

本論文においては、全体をⅠ部とⅡ部に分けて検討を行った。まず、第Ⅰ部では、ヘッジ会計の全体に通ずる論点の整理と利益概念との関わりを論じた。そして、第Ⅱ部においては、ヘッジ会計の各論について、第Ⅰ部における検討では不十分と思われる点について、より精緻な検討を進めた。

第Ⅰ部の最初の章となる第2章では、ヘッジに関する諸概念を確認するとともに、ヘッジ対象の範囲を取引の種類から整理し、ヘッジ会計の必要性を論じた。まず、金融商品会計基準、SFAS No.133 と IAS No.39 におけるヘッジ会計の相違に着目し、ヘッジ会計の原則的処理を明らかにした。具体的には、繰延ヘッジを原則としている金融商品会計基準に対して、SFAS No.133 と IAS No.39 は公正価値ヘッジを原則としている。いずれの方法も同様に、ヘッジ対象とヘッジ手段の公正価値変動に係る損益の認識のタイミングを一致させるという点において変わりはないが、繰延ヘッジの場合は、ヘッジ対象に関する評価が変化せずに、ヘッジ対象の決済時点（ヘッジ対象のリスクに係る変動損益の実現時）までヘッジ手段に係る損益を繰り延べて、最終的に損益の認識を行うことにより一致させるのに対し、公正価値ヘッジでは、ヘッジ対象に関する評価が取得原価から公正価値に変化することにより、ヘッジ対象の公正価値変動による損益を当期の損益として前倒し計上することにより、ヘッジ手段の公正価値変動による損益との認識のタイミングを一致させることに違いがある。

繰延ヘッジには、ヘッジ対象が取得原価により評価される資産負債に関する会計処理との整合性がみとれ、取得原価主義会計の要である実現・対応の原則に合致するものといえる。これに対して公正価値ヘッジは、ヘッジ手段が公正価値により評価される金融商品に関する会計処理との整合性がとれており、取得原価主義会計から乖離しているものとい

える、との結論を得るに至った。

したがって、繰延ヘッジを原則的なヘッジ会計処理としている日本会計基準は純利益を重視し、公正価値ヘッジを原則的なヘッジ会計処理としている米国会計基準および国際財務報告基準が包括利益を重視することが示された。ただし、各会計基準におけるヘッジ会計の間には、根底において重視する利益概念が相違しているのみならず、日本会計基準におけるヘッジ会計がヘッジ対象とヘッジ手段が一体化とヘッジ会計の目的に基づくのに対し、米国会計基準および国際財務報告基準におけるヘッジ会計がヘッジ取引の目的に基づくという本質的な相違の存在、さらには、ヘッジ会計の枠内において、純利益は必ずしも包括利益の内訳項目とはならないことを明らかにした。

しかしながら、この説明のみでは、例えば為替予約を用いるヘッジ取引等、ヘッジ会計全域を矛盾なく説明することが不可能であることも露呈した。

第3章では、繰延ヘッジと公正価値ヘッジの間において最も鮮明な差異である利益概念について整理した。純利益概念と包括利益概念についての定義に関しては、各会計基準上には相違がないことが明らかとなった。

これを踏まえ、利益概念の裏にある二つの利益観、すなわち、資産負債利益観と収益費用利益観を整理した。これら二つの利益観について、理論上は資産負債利益観に基づき包括利益が導かれ、収益費用利益観に基づき純利益が導かれる構造であるが、現行会計基準上は、純粋な資産負債利益観、あるいは純粋な収益費用利益観に基づいてそれぞれの利益概念が導かれるわけではなく、資産負債利益観と収益費用利益観が相互に期間損益計算を補完する形が採用されていると考えられる。

さらに、純利益概念の核心である実現概念についても整理した。実現概念とは、しばしば非常に曖昧な概念であるかのごとくいわれるが、日本会計基準と米国会計基準における純利益概念の核心が実現概念であるという思考については相違がなく、実現概念に対する捉え方も本質的に相違がないと考えられる。一方、国際財務報告基準において、実現概念が明確にされていない。このことは、実現概念と密接に関連する純利益をどのように捉えるかという姿勢の相違となって現れる。すなわち、日本会計基準と米国会計基準は純利益算定を維持しようとする姿勢をとるのに対し、国際財務報告基準は純利益の算定を軽視する姿勢をとっているのである。より具体的には、国際財務報告基準は一部の項目についてリサイクリングを禁止しているが、リサイクリングの要否の境界となるべき規準を明示できていないという問題点を抱えていることが指摘できた。

さらに、もう一つの検討観点、すなわち、資産負債評価の観点から繰延ヘッジと公正価値ヘッジの関係も明らかにした。この検討の視点からは、繰延ヘッジにおける取得原価評価と公正価値ヘッジにおける公正価値評価の対立が鮮明となる。検討の結果、日本会計基準は純利益のみを重視するのに対して、国際財務報告基準は包括利益のみを重視する。そして、米国会計基準は純利益を重視しながら、包括利益も重視するという三者三様の利益像を有していることが示されるに至った。

このことは、一般にいわれるような、日本会計基準が収益費用利益観に基づく純利益を重視するがゆえに繰延ヘッジを原則とし、米国会計基準および国際財務報告基準が資産負債利益観に基づく包括利益を重視しているがゆえに公正価値ヘッジを原則としているということが困難であることを示唆する。

このように、日本会計基準、米国会計基準および国際財務報告基準は利益概念に対する思考が明らかに異なっていることが示され、日本会計基準、米国会計基準および国際財務報告基準における利益概念と、それに基づくヘッジ会計の原則的な処理、すなわち、繰延ヘッジと公正価値ヘッジの適用関係、および、それらを繋ぎ合わせる理論の整理を終えることができた。

しかしながら、ヘッジ会計には以上の内容からは合理的な説明が不可能と思われるような点も少なからず存在しているのである。そこで、前述のような日本会計基準、米国会計基準および国際財務報告基準における利益概念に対する思考に基づいて、ヘッジ会計における対立軸として、第4章以降、第II部において、ヘッジ会計の各論の検討を進めることとした。

第4章では、まず、現物商品に係るヘッジ会計を取り上げることとした。金融商品会計基準によれば、原則として繰延ヘッジが採用されているものの、SFAS No.133 および IAS No.39 では、原則として公正価値ヘッジが採用されている。そして、利益概念の観点および資産評価の観点から、純利益概念の核心である実現概念についても考察し、各会計基準における現物商品に関する二つのヘッジ会計の原則的処理について検討した。

検討の結果、繰延ヘッジを適用する場合には、ヘッジ手段であるデリバティブの損益をその他の包括利益としてヘッジ対象を売却まで繰り延べることにより、純利益ベースでの損益の認識のタイミングを一致させることを意図されていることと、公正価値ヘッジを行う場合には、包括利益ベースでのヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益の認識のズレを一致することが意図されていることを明確にした。つまり、ヘッジ対象に係る損益とヘッジ手

段に係る損益の認識の時期を一致させるという点からは、繰延ヘッジが純利益ベースのみの一致にとどまるのに対し、公正価値ヘッジは純利益と包括利益の両方において一致が達成されるのである。

また、純利益の質、すなわち実現概念という点からは、ヘッジの効果が不完全である場合に、繰延ヘッジにおける純利益では実現概念が堅持されているのに対して、公正価値ヘッジにおいては未実現利益が混入することになることが指摘できる。利益概念の検討と併せると、繰延ヘッジも公正価値ヘッジのいずれの方法も以下の三点を同時に満たすことは不可能である。

- ① 純利益ベースでの損益の認識のズレを一致させること。
- ② 包括利益ベースでの損益の認識のズレを一致させること。
- ③ 純利益における実現概念を堅持すること。

ヘッジ対象が現物商品であるヘッジ会計の場合について、資産評価の観点からの検討を行うと、繰延ヘッジが、棚卸資産である現物商品を取得原価で評価し、売却まで損益を繰り延べるという処理を行うことにより、取得原価主義に基づくものであることを確認した。あわせて、公正価値ヘッジは、取得原価で評価された現物商品（棚卸資産）を公正価値により評価し、それに伴う未実現損益が生じるため、取得原価主義と乖離したものであることも確認した。

また、繰延ヘッジは費用性資産に対する取得原価評価を維持しているのに対し、公正価値ヘッジは公正価値評価を適用しているのであり、これはヘッジ取引が行われた場合には、費用性資産にまで公正価値評価を拡大適用している、あるいは、費用性資産が貨幣性資産に転化しているかのいずれかの解釈がなされることになる。

つづいて、第5章では、ヘッジ対象が予定取引であるヘッジ会計を取り上げた。金融商品会計基準では予定取引に係るヘッジ手段の損益を繰延ヘッジ損益（その他の包括利益）として認識し、資産の取得あるいは負債が発生した時点で、当該資産あるいは負債の帳簿価額へ加減するベースス・アジャストメントが採用されるのに対し、SFAS No.133 では予定取引に係るヘッジ手段の損益を繰延ヘッジ損益（その他の包括利益）として認識し、予定取引が純利益へ影響を与える期間に利得あるいは損失へ振り替えるノー・ベースス・アジャストメントが採られる。

ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントの根本的な相違は、予定取引における資産の簿価修正をするかしないかにある。ノー・ベースス・アジャスト

メントは、簿価修正しない理由として取得時における公正価値評価を貫くことを主張している。しかし、この説明は、予定取引における資産の評価について、仕入時と売却時のいずれの時の市場価格を公正価値としても差し支えないことを許容してしまうことになりかねない。そもそも公正価値評価か取得原価評価かという問題は、決算時における評価に際して問題となるのであり、取得時において問題となる性質のものではない。

また、ベースス・アジャストメントは仕入を予定している商品に関する価格の変動が、ヘッジ手段に係る損益をその商品の取得原価に反映させることによってヘッジを成立させているので、ヘッジ手段に係る取引がヘッジ対象である商品に係る取引に従属し、一つの取引を意図しているものと捉えられている。この点について、日本会計基準はヘッジ会計に対する特有の考え方を持っているといえるだろう。一方、ノー・ベースス・アジャストメントにおいて、ヘッジ対象に係る商品売買取引とヘッジ手段に係るデリバティブ取引をそれぞれ営業活動と財務活動として区別し、デリバティブ取引の実態を明確する意図があると解釈できる。

なお、純利益と包括利益の観点から検討すると、まず、ベースス・アジャストメントとノー・ベースス・アジャストメントが繰延ヘッジの一種である以上、同じく純利益を考慮しているといえよう。また、ベースス・アジャストメントを適用する場合に、純利益と包括利益は同じ金額となり、包括利益を表示する意味はないことになる。ノー・ベースス・アジャストメントを行う場合に、各期の包括利益とヘッジ不適用時の包括利益は同じ値になっているため、この処理を適用する論拠は、ヘッジ会計を適用しない場合の包括利益の値を歪めないという点に見出される。つまり、包括利益はヘッジ会計を無視している利益概念であるという知見が得られるのである。ただし、ヘッジ会計を適用しない場合の包括利益の値を歪めないという点については、ヘッジ会計を適用しない場合の包括利益の値が正しいものであるという根拠が示されていないという重大な問題が存在している。

第6章では、ヘッジ対象がその他有価証券であるヘッジ会計を取り上げた。金融商品会計基準では例外的に公正価値ヘッジの適用が許容される理由を明らかにした。具体的には、利益概念の観点からの検討により、金融商品会計基準において繰延ヘッジを適用した場合に、その他有価証券に係る損益とヘッジ手段に係る損益ともに純利益に計上しないことにより、損益の認識のズレが純利益ベースで一致する。同様に、公正価値ヘッジを適用した場合も、デリバティブの評価損益とその他有価証券の評価損益をともに純利益に計上し、損益計算上で相殺されるため、損益の認識のズレを純利益ベースで一致する。

このように、金融商品会計基準が公正価値ヘッジを例外的に適用しても、純利益ベースでヘッジ会計処理を行っていることを再確認した。しかし、公正価値ヘッジを採用した場合が、その他有価証券を部分純資産直入方法で評価し、その他有価証券評価損が生じる場合と比較すると、両者は同じ状況を表しているため、この場合にはあえて公正価値ヘッジを行う必要はないと思われる。

また、実現概念に基づくならば、その他有価証券に係る未実現損益を純利益に計上することは純利益概念に反する。ただし、その他有価証券に係る評価損益とヘッジ手段に係る損益が純利益ベースで相殺されるため、純利益に与える影響が最小限に抑えられるという事情があるからこそできた例外的なヘッジ会計処理であろう。

SFAS No.133 において、公正価値ヘッジを適用することは、財務諸表には金融商品会計基準と同じ結果を得ることになる。ただし、金融商品会計基準におけるその他有価証券は継続して保有するものであるのに対して、SFAS No.133 におけるその他有価証券は再購入すると解釈するものである。

さらに、IFRS No.9 における資本性金融資産への投資についてヘッジ会計の対象外とすることの論拠として、資本性金融商品への投資に係る評価差額を純利益計算に反映させないためであるという説明を行うことは、純利益ベースにおいてデリバティブに係る損益との認識の時期を一致させることを図るヘッジ会計の目的とは整合しないことになる。IFRS No.9 がリサイクリングを認めないことは、純利益計算を放棄するものといえ、その結果としてヘッジ取引を行った経済事象が財務諸表に反映されないという事態を招いていることが指摘できる。

第7章では、為替予約がヘッジ手段になるヘッジ会計を取り上げた。日本会計基準と米国会計基準の原則である独立処理、日本会計基準の経過措置である振当処理、国際財務報告基準の選択適用である繰延ヘッジと公正価値ヘッジという四つの会計処理の本質を明らかにした。

利益概念の観点からの検討により、独立処理と公正価値ヘッジには、損益計算において同じ純利益と包括利益が計算されるので、実質的な相違のない会計処理といえる。独立処理も公正価値ヘッジも、ヘッジ対象に係る取引とヘッジ手段に係る取引をそれぞれ独立している取引をみられて、為替予約に係る差損益と外貨建金銭債権債務に係る損益をそれぞれ実現利益と認識し、純利益ベースで相殺する。実質的な同じ会計処理にもかかわらず、名称が異なる原因は、日本会計基準はヘッジ会計をヘッジ対象とヘッジ手段に係る損益の

認識のタイミングのズレを一致させるという点から規律していくというアプローチをとるのに対し、国際財務報告基準はヘッジ会計をヘッジの種類からアプローチするという違いがあると結論付けられる。

また、振当処理には、純利益および包括利益ともに、独立処理の場合と異なるが、直先差額が実現利益として認識し、純利益ベースで計上するという点で、独立処理との差異はない。それぞれの純利益の金額の差は、独立処理での外貨建金銭債権債務と為替予約が直物相場と先物相場の期末レートで換算替えするのに対して、振当処理での外貨建金銭債権債務と為替予約を一体のものとみなして、直先差額で換算替えするという点である。

外貨建金銭債権債務に係る取引と為替予約に係る取引を一体の取引であるとみなすならば、キャッシュ・フローの制約が機能することになるため、確定しているキャッシュ・インフローまたはアウトフローによる評価の方が望ましい方法であるといえる。そして、外貨建金銭債権債務について、決算時の公正価値評価に固執する必然性はない。振当処理によった場合であっても、たとえば売掛金は回収可能価額で評価されるのであるから、公正価値評価を掲げる資産負債利益観の考え方と矛盾することはないものと思われる。

なお、繰延振替処理における純利益は振当処理の場合のそれと同様であり、包括利益は独立処理の場合のそれと同様である。したがって、繰延振替処理という特殊かつ複雑な会計処理の容認という点について、繰延振替処理は純利益と包括利益が全く異なる道筋を辿って得られるものであることが示された。純利益とその他の包括利益との間での振替処理が行われるのは、振当処理に基づく純利益を表示するためのいわば数合わせの処理であるといえるだろう。

この会計処理は、米国会計基準は振当処理を容認しない姿勢をとりながらも、過去に認めていた振当処理を資産負債利益観の中で残すという方法を編み出したものと思われる。そのため、米国会計基準は、包括利益を維持しつつ、同時に純利益をも同程度以上に重視する意図を有しているものと結論付けられる。

第8章では、金利スワップがヘッジ手段になるヘッジ会計を取り上げた。繰延ヘッジ、公正価値ヘッジと金融商品会計基準における例外的なヘッジ会計処理である特例処理という三つのヘッジ会計処理の相違を明らかにした

純利益概念の観点から検討により、まず、金利スワップがヘッジ手段になるヘッジ会計における重視する利益は、金融商品会計基準が純利益、米国会計基準と国際財務報告基準が包括利益という大枠が存在することが示される。そして、その範囲内において、金融商

品会計基準は包括利益を無視する特例処理という選択肢を用意しているのであり、米国会計基準と国際財務報告基準は可能な限り正しい純利益を追求するという、利益概念の本質に関わる相違点が存在するという結論が得られた。

繰延ヘッジが適用された場合に、ヘッジ手段に係る損益はその他の包括利益として認識されるため、純利益において認識される営業活動の利益と区分して表示されることができ。そのため、経営者の努力とは無関係な要素は純利益には含まれない。

また、ヘッジ対象に係る損益が純利益に影響を与える会計期間に、ヘッジ手段に係る損益も純利益において認識されるため、ヘッジ手段とヘッジ対象に係る損益が相殺され、キャッシュ・フローの変動をヘッジするという経営者の努力は純利益において反映されることになる。

このように、固定金利付債券の市場価格の公正価値変動リスク等が解放されるまでに、金利スワップの公正価値変動額をその他の包括利益として繰り延べ、ヘッジの効果を損益計算書に正確に反映することになるため、金利付債権債務に係るヘッジ会計における繰延ヘッジは実現概念に基づく純利益概念を維持したものであるといえる。

SFAS No.133 および IAS No.39 が限定的にせよ繰延ヘッジの適用を示したことは、包括利益に影響を及ぼさないという条件のもとで、純利益ベースでのヘッジ対象およびヘッジ手段に係る損益の認識のタイミングの一致を目的としている姿勢でもあると結論付けられる。ただし、包括利益に影響しないという前提を置いて、米国会計基準と国際財務報告基準は包括利益を重視し、包括利益に影響を及ぼさないように、ヘッジ会計を行っているともいえる。

特例処理が適用された場合には、金利スワップに係る利息のみを認識し、これを利子付債権・債務に係る受取・支払利息に加減するため、ヘッジ対象とヘッジ手段の両者に係る取引は一つの取引とみる考え方にしがたった会計処理であると解される。利払いが固定されるので、市場金利変動リスクによる純利益への影響はない。一般に、純利益には経営者の努力との無関係な要素は含まれないと考えられる。特例処理は金利スワップの公正価値評価損益を認識せず、未実現利益を純利益に含めないことになるので、日本会計基準が包括利益よりも純利益を重視している姿勢が明らかになった。

また、特例処理では金利スワップの差額が利子費用に加減することから、ヘッジ手段である金利スワップがヘッジ対象の一部であると考えられる。つまり、特例処理もヘッジ対象に係る取引とヘッジ手段に係る取引を一体化したものを捉え、純利益ベースでの一致す

ることしか考慮していない。

最後に、公正価値ヘッジは、ヘッジ対象とヘッジ手段の双方につき、固定金利付債券の市場価格変動の影響を公正価値評価する方法である。しかし、ヘッジ対象の公正価値変動リスクが存在しない場合、公正価値ヘッジを採用することは不可能となり、米国会計基準および国際財務報告基準は繰延ヘッジを適用せざるをえないという首尾一貫しない状況が生まれている。

第9章では、これまでの各章における部分的な領域における検討の結果を、広くヘッジ会計と利益概念との関わりにまで敷衍し、包括利益と純利益という二つの利益概念、その背景にある二つ利益観、および各会計基準におけるヘッジ会計に関する対立軸を集中的に検討した。

検討の結果、まず、各会計基準におけるヘッジ会計に対する捉え方について、金融商品会計基準はヘッジ対象に係る損益とヘッジ手段に係る損益の認識の時期のズレを一致させることをヘッジ会計の目的としているが、SFAS No.133 と IAS No.39 はキャッシュ・フロー・リスクをヘッジする目的の取引はキャッシュ・フロー・ヘッジ処理、公正価値の変動リスクをヘッジする目的の取引は公正価値ヘッジ取引という枠組みで捉えようとしていることが明らかとなった。このような相違は、ヘッジ会計の目的からアプローチする日本会計基準と、ヘッジの関係からアプローチする SFAS No.133 と IAS No.39 との抜本的な考え方の違いによるものと考えられる。

これが遠因となり、SFAS No.133 と IAS No.39 は、ヘッジ会計について、公正価値ヘッジを原則と位置付け、為替予約と金利スワップについて振当処理と特例処理を否認するものの、繰延ヘッジを用いていると考えられる。SFAS No.133 と IAS No.39 がヘッジ会計の対象としているのは、ヘッジ対象に係るリスクの種類である。すなわち、ヘッジの関係という観点から、一連の取引を公正価値リスクであると捉えるならば、公正価値ヘッジを適用し、なおかつ公正価値ヘッジを原則としていることは公正価値リスクをキャッシュ・フロー・リスクに優先して認識することである。そして、公正価値リスクを認識できない場合、一連の取引をキャッシュ・フロー・リスクのヘッジと捉え、繰延ヘッジを適用することになる。

また、各会計基準におけるヘッジ会計と利益概念の関係について、純利益ベースでのタイミングを一致させるというヘッジ会計の目的に照らせば、日本会計基準はこの目的を達成するために包括利益ベースでのタイミングの一致を犠牲にしたといえる。対照的に、国

国際財務報告基準は純利益における実現主義の堅持を犠牲にしたものと考えられる。日本会計基準と米国会計基準では実現概念による純利益を重視することについては同様であるが、米国会計基準はその他の包括利益の性格を犠牲するという方法をとった。米国会計基準と国際財務報告基準はヘッジ会計を採用する場合には、公正価値ヘッジを適用することにより、事実上公正価値評価を抑制する実現概念を打ち破ることが可能となる。すなわち、公正価値評価の適用拡大の手段として公正価値ヘッジが適用されているという可能性を指摘することができるのである。

さらに、ヘッジ会計を通じて、各会計基準における包括利益に対する根本的な思考が異なることが検討できた。米国会計基準と国際財務報告基準における包括利益と日本会計基準における包括利益は定義上同じであっても、中身は異質のものであるといえる。

日本会計基準において、すべてのヘッジ会計処理は実現概念に基づく純利益を維持することが最優先に位置付けられるので、ヘッジ会計を適用する場合に、資産負債を公正価値で評価することによって計算される包括利益であるかどうかは考慮していない。

つぎに、米国会計基準において、SFAS No.133は公正価値ヘッジを原則的会計処理としているので、実現利益の維持よりも公正価値評価を行うことが優先されていると考えられる。そして、公正価値変動リスクを認識できない、公正価値ヘッジを適用することが不可能となる際には、繰延ヘッジを適用せざるを得ない。この場合に初めて米国会計基準は、繰延ヘッジを適用してもヘッジ会計を適用しない場合における包括利益の値に影響を及ぼさないという目標が置かれ、その範囲内においてヘッジ会計を設計しているのである。

最後に、国際財務報告基準において、ヘッジ会計を通じて、国際財務報告基準が包括利益に対する捉え方は基本的に米国会計基準の包括利益の捉え方と同様である。国際財務報告基準はヘッジ対象とヘッジ手段についての評価が資産負債の公正価値評価を最優先するのであり、そのために公正価値ヘッジを原則的会計処理とする。そして、公正価値ヘッジを適用できない場合、国際財務報告基準は繰延ヘッジを適用するが、ここにも包括利益に影響を及ぼさないという前提が置かれる。

そして、国際財務報告基準は、資本性金融資産への投資についてのヘッジ会計の不適用と、リサイクリングの禁止という現状からは、純利益の計算を放棄することを図っているといえるだろう。

以上の検討により、ヘッジ会計を通じた理論を導出するに至ったのであるが、現在もヘッジ会計とこれに関連する領域に関する会計基準の変更の可能性が存在する。日本会計基

準において、為替予約について容認されている振当処理は経過措置として位置づけられていることから、会計基準として完成したものとはなっていない。また、国際財務報告基準においては、基準変更案が出されている。そのため、補論として次章においてヘッジ会計の今後の方向性を探ることとしたい。

補章 ヘッジ会計を巡る国際的な新たな動向

金融危機が深刻化した際、金融商品の会計基準について早急な対応を求める声が高まった。こうした流れの中、金融商品に関する会計における現行基準の置換えを巡って、現段階では長期的目標を目指すのではなく、中間的なアプローチの中でも測定区分の削減による簡素化を中心とした議論が進められつつある。IASB および FASB 両審議会は、それぞれの金融商品に関する会計基準について、財務諸表利用者の意思決定有用性を大幅に改善する共通の基準に置き換えることをプロジェクトの目的に据え、その範囲が金融商品会計全体にわたるものであっても迅速に対応することを決定した。このような背景のもと、IASB および FASB 両審議会は、ヘッジ会計に係る処理の簡素化といった考えを複数紹介している。

IASB は 2008 年 3 月に公表しているディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減 (Reducing complexity in reporting financial instruments)」では、ヘッジ会計の簡素化の可能性の一つとして、ヘッジ会計を全廃する案も示している。しかし、仮にすべての金融商品を公正価値により測定した場合でも、非金融商品をヘッジ対象とする場合に会計上のミスマッチは引き続き残り、また、金融商品がヘッジ対象である場合であってもキャッシュ・フロー・ヘッジの会計処理（繰延ヘッジ会計）の必要性は残るため、ヘッジ会計を全廃することは適切でないと考えられる。

一方、公正価値ヘッジの会計処理について、IASB は現行の公正価値ヘッジの会計処理を置き換える公正価値オプションの適用を拡大すること、そして、マクロヘッジを検討している。しかし、これは会計処理の変更という形式面での検討に留まるものではなく、ヘッジ会計の根幹に関わる理論面での検討がなされるべき問題といえよう。したがって、本章においては、公正価値オプションとマクロを用いて、公正価値ヘッジ会計を置き換える可能性とヘッジ会計の将来について、検討を試みたい。

第1節 各会計基準における公正価値オプション

1 IAS No.39

2005年6月に、IASBは「IAS第39号の改訂：公正価値オプション（Amendment to IAS 39 for fair value option）」を公表した。公正価値オプションとは、活発な市場での市場価格がなく、かつ、公正価値に対する信頼を持って測定できない持分金融商品への投資を除き、どのような金融資産金融負債であっても、当初認識時の指定（それ以後指定を変更することはできない）により、純損益を通して公正価値で測定する（売買目的有価証券と同じ処理）ことが選択できるものと規定される（IAS No.39, par.10、訳書、第10項）。そして、IASBは、公正価値オプションが適用できる場合をつぎの三つに限定している¹⁹⁸。

- ① ミスマッチ解消規準。
- ② リスク管理規準。
- ③ 組込みデリバティブ規準。

2 IFRS No.9

IFRS No.9における公正価値オプションは、対象となる資産負債をその原則的評価基準に替えて公正価値により評価する会計上の選択肢であるとされる（IFRS No.9, par.4.2.1、訳書、第4.2.1項）。当該公正価値オプションの採用により、リスク管理規準の対象である資産負債と、リスクヘッジを行う手段であるデリバティブが、いずれも純損益を通じて公正価値により評価されることから、ヘッジ会計によらずして損益認識のタイミングのズレ（ミスマッチ）を解消することが可能となる（IFRS No.9, pars.5.7.6-5.7.9、訳書、第5.7.6-5.7.9項）。金融資産または金融負債をFVTPLで測定するものとして指定する場合、この指定を取り消すことはできず、また、この指定は当初認識時にしか行うことができない（IFRS No.9, par.4.2.1、訳書、第4.2.1項）。

2009年11月および2010年10月にIFRS No.9が新設・改訂され、これによって、2005年6月に改訂された公正価値オプションの適用対象などが以下のように変更されている。

① 金融資産の場合

償却原価評価資産に分類される金融資産であっても、会計上のミスマッチが存在するときのみ、純損益を通じて公正価値により評価する金融資産として指定（FVTPL

¹⁹⁸ 山田辰巳『IFRS設定の背景～金融商品～』税務経理協会、2013年、107-108頁。

の指定) することができる (IFRS No.9, par.4.1.5、訳書、第 4.1.5 項)。すなわち、ミスマッチ解消規準を充足した場合にのみ公正価値オプションを採用することが認められており、リスク管理規準は適用されない。これは、IFRS No.9 における金融資産の評価が、償却原価または公正価値の二つに限定されていることに関連する (IFRS No.9, pars.4.1.1-4.1.4、訳書、第 4.1.1-4.1.4 項)。リスク管理規準の対象となる形態の管理をしている金融資産は、IFRS No.9 のもとでは公正価値により測定されることになるので、リスク管理規準は必要ないためである。

また、金融資産をホスト契約¹⁹⁹とする場合、複合契約に関する評価方法についても、組込みデリバティブを分離することなく、複合契約全体に対して、償却原価、公正価値または公正価値オプションによる測定のいずれかが適用される (IFRS No.9, par.4.3.2、訳書、第 4.3.2 項)。このため、組込みデリバティブ規準は不要である。また、上述の理由でリスク管理規準も不要となっている。

② 金融負債の場合

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定する公正価値オプションでは、ミスマッチ解消規準 (IFRS No.9, par.4.2.2(a)、訳書、第 4.2.2(a)項) およびリスク管理規準 (IFRS No.9, par.4.2.2(b)、訳書、第 4.2.2(b)) の両方が許容されている。また、金融負債については償却原価評価を原則としつつ、公正価値の変動を純損益として認識する方法の適用も認められている (IFRS No.9, pars.4.2.1, 4.2.2, 5.3.1、訳書、第 4.2.1、4.2.2、5.3.1 項)。

なお、純損益を通じて公正価値により評価するものとして指定された金融負債 (公正価値オプションが適用される金融負債) についての公正価値評価の変動額が包括利益計算書で表示された場合にあつては、信用リスクに起因する公正価値評価の変動額は、その他の包括利益において認識し、それ以外の公正価値評価の変動額は純損益において認識しなければならない (IFRS No.9, par.5.7.7、訳書、第 5.7.7 項)。ただし、信用リスクに起因する公正価値の変動をその他の包括利益で認識することが、会計上のミスマッチを創造または拡大する場合には、信用リスクに起因する部分も含めた金融負債に関する公正価値評価の変動額を純損益において認識しなければならない (IFRS No.9, par.5.7.8、訳書、第 5.7.8 項)。

¹⁹⁹ 複合金融商品のうち、主たる金融商品の契約をホスト契約と呼ぶ。

ホストが金融負債である複合契約に含まれる金融負債は、複合契約全体を公正価値で評価し、その変動を純損益で認識する方法が許容される場合（IFRS No.9, par.4.3.5、訳書、第 4.3.5 項）には、公正価値により評価される（IFRS No.9, pars.4.2.2, 4.3.5、訳書、第 4.2.2、4.3.5 項）。さらに、ホストが金融資産でも金融負債でもないものについては、複合契約全体を公正価値により評価し、その変動額を純損益において認識する方法を採用することができる（IFRS No.9, par.4.3.5、訳書、第 4.3.5 項）。

公正価値オプションを適用することで会計上のミスマッチが除去または大幅に削減される場合として、IFRS No.9 ではつぎのような例を紹介している（IFRS No.9, par.B4.1.30、訳書、第 B4.1.30 項）。

① 保険契約の負債（IFRS No.9, par.B4.1.30(a)、訳書、第 B4.1.30 項(a)）

企業が保険契約に基づく負債を有しており、その測定が現在の情報を組み込むものであって、それに関連すると企業が考えている金融資産が、指定をしなければ償却原価で測定されることとなる。

② 相殺するリスク・ポジション（IFRS No.9, par.B4.1.30(b)、訳書、第 B4.1.30 項(b)）

企業が金利変動リスクを共有する金融資産、金融負債またはその両方を有しており、そのリスクは互いに相殺し公正価値の反対方向への増減を生じさせる場合で、金融商品の一部のみが純損益を通じて公正価値で測定されてしまう（すなわち、デリバティブまたは売買目的と分類される）。

③ ヘッジ要件を満たさず会計上のミスマッチが生じる（IFRS No.9, par.B4.1.30(c)、訳書、第 B4.1.30 項(c)）

企業が金利変動リスクを共有する金融資産、金融負債またはその両方を有しており、そのリスクは相互に相殺し、公正価値の反対方向への増減を生じさせるが、金融商品のいずれもがデリバティブでないために、企業がヘッジ会計の要件を満たさない場合で、公正価値オプションがされないと、利得および損失の認識に重大な不整合が生じる。

たとえば、企業が債券を発行し、当該債券によって調達した資金を貸付金として運用しているとする。企業が発行した債券は市場で取引されており、企業は当該債券を購入することも売却することもでき、実際に企業が当該債券を頻繁に売買しているとする。一方で、貸付金についてはほとんど売買していないとする。貸付金と債券はそれぞれ金利変動リスクにさらされており、金利変動によって逆方向に公正価値が変動

する。

ただし、貸付金および債券を異なる方法で評価している場合、相互の相殺関係は実現できない。なぜなら、貸付金は償却原価による実効金利が損益として認識される一方、債券は公正価値による売買を通じて結果として公正価値による評価額が損益として認識され、相殺関係は財務諸表上で実現できないからである。このため、より目的適合性を高めるため、貸付金および債券ともに公正価値オプションを適用することが考えられる。

3 金融商品会計基準

金融商品会計基準では、金融資産、金融負債および複合商品に対して公正価値オプションを適用するなどの規定がない。公正価値オプションは、ヘッジ会計の適用要件を満たさない場合において、すなわちヘッジ会計の適用ができない場合において、会計上のミスマッチを解消することを可能にするという利点があるものの、公正価値オプションについては、金融商品会計基準における金融資産が保有目的により分類、評価されるという思考とは異なる思考を持つため、その公正価値オプションに指定された金融資産に関する評価が恣意的に選択される懸念がある。

公正価値オプションは、金融資産の保有目的による分類と関係なく行われることにより、投資家の意思決定に有用な情報を提供しない可能性がある。関連する資産および負債に関する評価における会計上のミスマッチの問題が、公正価値により評価可能なものについて、公正価値評価の範囲が現行基準では適当ではないために生じているのであれば、評価区分やヘッジ会計の見直しによる検討により対応すべきである。

したがって、金融商品会計基準においては、金融資産に関しての保有目的別の分類が適切にされたうえで、ヘッジ会計が適切に運用される限りにおいて、公正価値オプションは必要とはいえない。

4 公正価値ヘッジと公正価値オプションの相違

(1) 目的について

IFRS No.9におけるヘッジ会計の目的は、純損益に影響を与える可能性のある特定のリスクから生じるエクスポージャーを管理するために金融商品を用いる企業のリスク管理活動の影響を適切に財務諸表において表現することである（IFRS No.9, par.6.1.1、訳書、第6.1.1

項)。

ヘッジ会計の目的は、ヘッジ対象のリスクを回避するために、新たなヘッジ手段（デリバティブ）を指定し、これを用いることにより、それぞれに係る損益を相殺し、損益計算書に反映することである。ただし、本来ならば、ヘッジ対象、ヘッジ手段ともに、純利益において認識できるものだとするならば、ヘッジ会計という特殊な会計処理は不要になるはずである。ヘッジ手段、ヘッジ対象のそれぞれの認識測定が異なっているがゆえに、損益計算におけるタイミングのズレが生じ、このズレを解消するために、ヘッジ手段の認識測定がヘッジ対象の認識測定に合わせるか（繰延ヘッジ）、それとも、ヘッジ対象の認識測定がヘッジ手段の認識測定に合わせるか（公正価値ヘッジ）、いずれかのヘッジ会計が必要とされ、これがヘッジ会計の本質だと考えられる。

一方、IFRS No.9において、公正価値オプションが適用される目的は、会計上のミスマッチが除去または大幅に削減されるためであると考えられる（IFRS No.9, pars.5.7.6-5.7.9、訳書、第5.7.6-5.7.9項）。言い換えれば、既に貸借対照表に存在するある金融資産・金融負債と金融負債・金融資産の両者の間に同様の種類のリスクが存在し、これらが潜在的に相殺関係を持つという前提で、公正価値オプションを用いることにより、その潜在的な相殺関係が損益計算書において顕在化されることにある。

（２）範囲について

ヘッジ会計において、ヘッジ対象の範囲は、認識されている資産または負債、未認識の確定約定、可能性の非常に高い予定取引、または在外営業活動体に対する純投資のいずれでもよい（IFRS No.9, par.6.3.1、訳書、第6.3.1項）。そして、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ、非デリバティブ金融資産または非デリバティブ金融負債は、ヘッジ手段として指定することができる（IFRS No.9, pars.6.2.1-6.2.2、訳書、第6.2.1-6.2.2項）。つまり、ヘッジ対象は金融商品に限らず、一方のヘッジ手段はデリバティブか金融商品であるということになる。

これに対し、公正価値オプションで指定できるのはすべての金融資産・金融負債とされている（IFRS No.9, par.4.2.1、訳書、第4.2.1項）。

（３）会計処理方法について

IAS No.39とIFRS No.9は、公正価値ヘッジの会計処理について同様の会計処理を規定し

ている（IAS No.39, par.89、訳書、第89項、IFRS No.9, par.6.5.8、訳書、第6.5.8項）。これを要約すると以下の通りである。

- ① ヘッジ手段の公正価値による再測定（デリバティブであるヘッジ手段の場合）、または、IAS No.21に従って測定された帳簿価額の外貨部分（デリバティブ以外のヘッジ手段の場合）により生じた評価差額は、損益において認識する。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る評価差額を純損益において認識する。
- ② ヘッジ会計が適用されない場合に取得原価で測定するヘッジ対象の場合については、当該評価差額相当分、すなわち帳簿価額を修正する。
- ③ 売却可能金融資産がヘッジ対象の場合は、帳簿価額の修正は不要である。

IFRS No.9に指定される公正価値オプションの会計処理については、簡単にいえば、指定された金融資産・金融負債を公正価値により測定し、その評価差額を損益計算書に計上する会計処理である（IFRS No.9, par.4.2.1、訳書、第4.2.1項）。

実質的に、公正価値ヘッジにおけるヘッジ対象とヘッジ手段を公正価値により評価し、その評価差額を損益として認識すること、と公正価値オプションにおける金融資産・金融負債を公正価値により評価し、その評価差額を純損益として認識することに着眼すれば、公正価値オプションは公正価値ヘッジの会計処理と基本的な考え方は共通している。

5 公正価値ヘッジと公正価値オプションの比較検討

これまでの検討により、公正価値ヘッジと公正価値オプションの間には、つぎのような相違があることが明らかとなる。

あらためていうまでもなく、すべての資産負債について公正価値により評価が行われるのであれば、ヘッジ会計は不要となる。いわゆる資産負債利益観に基づく全面公正価値会計の目指すところは、全ての資産負債の公正価値による評価なのであろうが、減価償却を維持していることから明らかなように、現状において、必ずしも全面的な公正価値評価を意図しているとは言い難い状況にある。この変更を全面公正価値評価への移行の一環と解釈することもできるが、裏を返せば、公正価値評価の範囲を限定していることから、全面公正価値評価への歯止めとも受け取れるのである。

公正価値ヘッジと公正価値オプションを比較すると、まず、目的としては、ヘッジ会計の場合には、ヘッジ対象のリスクを回避するために意図的にヘッジ手段を採用するのに対して、公正価値オプションが指定される金融資産、金融負債は事前に存在し、ある特定の

リスクを回避するものではないという相違があることが示される。つまり、公正価値ヘッジは、取得原価評価の資産負債をヘッジ手段とヘッジ対象の損益認識のタイミングを一致させるという経営者の意図を反映させたものといえるが、公正価値オプションにはそのような意図の反映は意図されていない。

つぎに、公正価値ヘッジの場合には、ヘッジ対象の範囲は金融商品に限らないが、ヘッジ手段の範囲は主にデリバティブと限られている。これに対し、公正価値オプションの場合には、適用対象に指定できるのはすべての金融資産・金融負債であるという違いがある。

また、目的に関連して付言するならば、公正価値オプションは、金融資産と金融負債に係るリスクの種類という共通性がある場合に、それらをグルーピングして公正価値評価を行うものである。一方、公正価値ヘッジは、ヘッジ対象とヘッジ手段の両要素の関係について、ヘッジ手段とヘッジ対象と紐付き、すなわち、一対一の関係において公正価値評価を行うものである。

最後に、経営者の意図の観点から、公正価値ヘッジは経営者の意図を反映させるものであり、一方、公正価値オプションは経営者の意図を反映させずに、金融資産と金融負債に係るリスクの種類を規準に客観的な損益の把握を行うとするものであるという点では、正反対の性質を持つといえる。

既述のように、公正価値オプションは、リスクの種類を同じする資産負債について、公正価値評価を行うものであるが、公正価値ヘッジとは公正価値評価についての適用の根拠が抜本的に異なっている。すなわち、公正価値オプションは、公正価値評価の対象になりうる資産負債の範囲の拡大を図ったものではないということである。ここでは、公正価値オプションに関して、されに以下の論点について、その妥当性を検討する必要があるだろう。

- ① 金融資産と金融負債に係るリスクの種類に着目する論拠。
- ② 金融商品に限定する論拠。
- ③ 公正価値ヘッジとの関係（優劣関係）。
- ④ 満期保有目的社債を償却原価法ではなく公正価値により評価することの意味、妥当性。

このように、公正価値ヘッジと公正価値オプションのような相反する考え方に基づく会計処理方法が一つの会計基準の中で同居あるいは併存するということは、如何なる根拠に基づくのかを解明することが重要となる。

IAS No.39 において公正価値オプション適用の要件とされていたリスク管理規準が、IFRS No.9 では削除された。この背景には、金融商品を保有目的により分類するという考え方から、金融商品の属性そのものに着目するという考え方への転換があるといえる²⁰⁰。すなわち、経営者の意図を財務諸表に反映させることを止めようとしているのである。しかし、ここで問題点が二つある。

- ① 経営者の意図を財務諸表に反映させるべきか否かという点での経営者の意図には二種類²⁰¹あり、反映することが適切な情報が存在するという事。
- ② 経営者の意図を反映させようとする公正価値ヘッジとこれを否定する公正価値オプションが併存することは、理論上の矛盾があることになること。

最後に、実現概念の観点からの検討について言及したい。公正価値ヘッジにおいて、ヘッジ対象がヘッジ手段に合わせて関連付けられるとため、両者を相殺することにより、評価差額の純額が実現したものと考えられる。したがって、純利益に計上する方法に合理性がないわけではない。しかし、公正価値オプションにおいて、相殺関係を持つ両者が強く関連付けられていないと考えられるため、公正価値で評価し、評価差額を純利益に計上する論拠は明確ではないと考えられる。

第2節 動的リスク管理の会計処理

2010年9月にIASBは、マクロヘッジ（ポートフォリオ・ヘッジ）の会計処理に関するプロジェクトを開始した。現行のヘッジ会計が抱える問題の一つとして、ヘッジ会計において、金利変動リスクに係るヘッジ取引に対しては、動的に管理されているポートフォリオという手法の適用が困難であったということがいえる（IASB[2014], DP, par.IN8）。実質的に、多くの金融機関および他の企業は、金利変動リスクなどのリスクを個々の契約ベ

²⁰⁰ それは、記述した IFRS No.9 において金融資産負債を償却原価で事後評価するか、公正価値で事後評価するものかのいずれかに分類するという規定（IFRS No.9, pars.4.1.2, 4.1.5, 5.7.5、訳書、第 4.1.2, 4.1.5, 5.7.5 項）に起因するのであると考えられる。

²⁰¹ 経営者の意図がどうあれ、同じ経済行為を行っているのであれば、経営者の意図を財務諸表に反映させないという考えもあるだろう。しかし、経営者の意図を財務諸表に反映させないというときには、二つの意味が内包されていることに留意しなければならない。一つは経営者が経済活動において有する意図であり、もう一つは経営者が財務諸表の作成段階において持つ意図である。

すなわち、前者の意図は経済行為が行われる以前に存在するのに対し、後者の意図は経済活動が終了した後に生じるものであり、全く性質の違うものである。一般に、意図的な情報を財務諸表から排除しようとするときに想定されるのは、専ら後者の意図であり、前者の意図はむしろ積極的に開示されるべき情報といえよう。これは、投資意思決定に有用な情報となりうることはあっても、財務諸表の信頼性を歪めることにはならないためである。

ースではなくポートフォリオ・ベースで動的に管理している。こうした企業が直面するリスクは時とともに変化するものであり、それらのリスクの管理に対するアプローチもまた然りである。

しかし、IAS No.39 の現行の会計処理の要求事項は、こうした取引について会計処理するに際して適用が困難であると一般には考えられている (IASB[2014], DP, par.IN1)。IAS No.39 において、基本的なヘッジ会計は、ヘッジ対象とヘッジ手段との一対一の紐付きの関係が指定され、中身が変わらない静的なリスク管理が前提になっている。このため、時々刻々と変化するオープン・ポートフォリオへの適用が困難となっている²⁰² (IASB[2014], DP, par.IN1)。したがって、IASB は動的リスク管理についての新しい会計処理モデルを検討することを決定した。

また、2014 年 4 月に IASB は、動的リスク管理の会計処理に関する新たなアプローチを検討するディスカッション・ペーパー「動的リスク管理の会計処理：マクロヘッジに対するポートフォリオ再評価アプローチ (Accounting for Dynamic Risk Management: a Portfolio Revaluation Approach to Macro Hedging)」を公表した。

1 マクロヘッジ

マクロヘッジ (ポートフォリオ・ヘッジ) とは、資産と負債の正味ポジション (差額) をヘッジ対象としてヘッジ取引を行うことである (IAS No.39, par.AG114、訳書、第 AG114 項)。主として金融商品の金利変動リスク管理を対象としている。たとえば、固定金利の貸付金ポートフォリオと固定金利の預金・借入がある場合に、その正味ポジションを金利スワップでヘッジするといったリスク管理に対応するためのヘッジ会計を検討している (IAS No.39, par.AG118、訳書、第 AG118 項)。IFRS No.9 におけるヘッジ会計の要求事項の導入により、マクロヘッジ会計の現状はおおむね維持されている。すべてのキャッシュ・フロー・ヘッジ (IAS No.39 でマクロ・キャッシュ・フロー・ヘッジと通称されているものを含む) は、IFRS No.9 におけるヘッジ会計の要求事項の範囲に含まれ (IFRS No.9,

²⁰² たとえば、次のような、リスク管理と会計の乖離という問題も抱えている。銀行は通常、各満期の金利リスク資産負債間の差分に対して必要に応じヘッジを行っている。IAS No.39 では、金利リスクのポートフォリオ・ヘッジに対するヘッジ活動を表現するための特別な会計処理を設けているが、この差分 (正味) の金額をヘッジ対象とすることを認めていない (IAS No.39, par.AG116、訳書、第 AG116 項)。このため、銀行は、実際のリスク管理と異なり、資産負債の一部をグロス・ベースで擬制的にヘッジ対象として指定することとなっている。

また、IAS No.39 において、要求払預金は公正価値ヘッジの対象として認められていない (即日引き出し可能なため、常に額面で評価するため) (IAS No.39, par.AG118、訳書、第 AG118 項)。

pars.BC6.84, BC6.104、訳書、第 BC6.84、BC6.104 項)、IAS No.39 における金利変動リスクのマクロヘッジ (ポートフォリオヘッジ) の公正価値ヘッジ会計は引き続き利用可能である。

現行の国際財務報告基準は、マクロヘッジの会計処理モデルを提供してはいるものの、その中には、一般的な動的リスク管理活動の一部の反映に限定されてしまうという意味での制限が含まれている。具体的には、IAS No.39 と IFRS No.9 において、動的リスク管理活動は多種多様であり、これらを反映する会計モデルがなければ、企業のリスク・ポジションを財務諸表上で忠実に表現することが難しくなることがある (IASB[2014], DP, par.1.3)。そして、このような問題に対応するため、IASB はポートフォリオ再評価アプローチを提案した。

2 ポートフォリオ再評価アプローチ

ポートフォリオ再評価アプローチ (a Portfolio Revaluation Approach) は、管理対象である純額オープン・リスク・ポジションの再評価を管理されているリスクの変動についてのみ行い、管理対象エクスポージャーの他の種類のリスクに係る収益および費用の認識は、適用可能な基準を基礎とすることになる (IASB[2014], DP, par.1.30)。

ポートフォリオ再評価アプローチの目的は、企業の動的リスク管理活動の忠実な表現を財務諸表において提供することである (IASB[2014], DP, par.IN9(b))。これは、財務諸表利用者が企業の業績を利益の発生源および対応するリスクごとに理解できるようにすることによって行う (IASB[2014], DP, par.1.29)。

つまり、ポートフォリオ再評価アプローチは、以下のようにまとめられる。

- ① 企業が行っている契約上のみならず顧客行動も考慮したうえでの経済的なエクスポージャーの発生のタイミングを考慮した動的なリスク管理、およびそれに基づき連続的に変化するオープン・ポートフォリオを前提としているものである (IASB[2014], DP, pars.IN1, 1.10-1.12)。
- ② 企業が実際にリスク管理しているポジション (managed net open risk position) に係るリスク管理対象から生じる公正価値の変動と、このリスクを管理するために使用するリスク管理金融商品 (デリバティブ) から生じる公正価値の変動が、純利益において認識されるものであること (IASB[2014], DP, par.2.2.1)。なお、動的リスク管理の効果は、純利益における上記の変動の正味の影響によって反映される。

このとき、動的に管理されているリスク・エクスポージャーは公正価値で再評価されてはいない (IASB[2014], DP, par.1.33)。たとえば、ローンと負債のミスマッチのあるポートフォリオを有し、それにより生じる純額オープン金利変動リスク・ポジションを金利スワップでヘッジしている銀行を取り上げ、ポートフォリオ再評価アプローチは、ローンと預金のポートフォリオを管理対象金利変動リスクについて再評価する結果となる (IASB[2014], DP, par.1.31)。キャッシュ・フロー・ヘッジ関係におけるヘッジ手段として指定されていないと仮定した場合、IFRS No.9 と IAS No.39 にしたがって、金利変動リスクのヘッジに使用されているデリバティブは FVTPL で会計処理することになる (IASB[2014], DP, par.1.31)。

ポートフォリオ再評価アプローチでは、金利変動リスクに対するリスク管理において、リスク管理されたポートフォリオを公正価値により再評価し、金利変動リスクをヘッジするために利用されたデリバティブは公正価値により評価し、純損益を通じて会計処理される。純損益の正味の影響は、金利変動リスクに関するヘッジ後の残存するオープン・リスク・ポジションを示している (IASB[2014], DP, par.1.52)。ポートフォリオ再評価アプローチは、IFRS No.9 における通常の資産負債についての会計処理に追加の修正を行うものであり、IFRS No.9 の分類及び測定及びその他の基準の要求事項もリスク管理金融商品の会計処理も変更しない (IASB[2014], DP, par.2.2.2)。したがって、ポートフォリオ再評価アプローチを適用する前に、資産および負債の通常の認識および測定を最初に適用する。

3 ヘッジ会計とポートフォリオ再評価アプローチとの比較検討

IAS No.39 においても、金利変動リスクのポートフォリオ・ヘッジに対する公正価値ヘッジの適用が規定されているが、事実上、金融機関（銀行）のみの金利変動リスクのヘッジに限定されている (IASB[2014], DP, par.1.2)。

一方、ポートフォリオ再評価アプローチは、企業が動的にリスク管理している限り、事業活動による非金融商品たる現物商品の価格変動リスクや、現物商品の為替変動リスクに係るヘッジ活動に対しての適用も可能なアプローチとの位置付けである。

ポートフォリオ再評価アプローチは、一般的なヘッジ会計 (IAS No.39 における金利変動リスクのポートフォリオ・ヘッジに対する公正価値ヘッジ会計を除く) より、以下のよう
に三つの側面からメリットが挙げられる。

まず、現行の一般ヘッジは、基本的に企業の静的なリスク管理活動をしており、ヘッジ

会計を適用するうえでは、原則としてヘッジ手段とヘッジ対象の個別的な紐付けと、それに基づくヘッジの指定が要求される。そのため、企業がヘッジ対象リスクを動的に管理しており、ヘッジ対象であるポートフォリオを連続的に変化させる場合には、その都度、ヘッジ指定の取消しと再指定が必要となる点が問題となる。この点、ポートフォリオ再評価アプローチは、オープン・ポートフォリオを前提としており、このような頻繁なヘッジ指定の取消しあるいは再指定は不要となる。

また、IAS No.39 において、現行のヘッジの指定およびヘッジ会計に関する規定では、金利変動リスクなど特定のリスクに対する公正価値ヘッジまたはキャッシュ・フロー・ヘッジについて、一定の条件の下、正味ポジションのヘッジの指定および会計処理が認められている（IAS No.39, pars,AG101, 81(a)、訳書、第 AG101, 81(a)項）が、これを除き、現行のヘッジの指定およびヘッジ会計に関する規定においては、企業が債権債務の正味ポジションに基づきリスク管理を行っていたとしても、ヘッジの指定上は、その正味金額を債権または債務の総額ポジションとみなしてヘッジを指定することが要求される（IASB[2014], DP, par.3.9.1）。このため、収益と費用が異なる期間に発生する場合には、ヘッジの効果が会計上反映されないという問題が生じている。ポートフォリオ再評価アプローチでは、こうした問題は解消されると考えられる。

最後、現行のヘッジ会計の規定では、原則としてヘッジ対象に係るキャッシュ・フローを契約ベースで取り扱う。しかし、実務上、たとえば銀行は契約上の満期が到来したものの、預金者が引出しを行わず底溜りするコア要求払預金や、早期償還オプションがいつ行使されるかといった顧客行動を考慮したエクポージャーの発生時期およびボリュームに基づきリスク管理を行っている（IASB[2014], DP, par.3.5.2）。

ポートフォリオ再評価アプローチを適用すると、ヘッジを選択して指定する一般ヘッジ会計を適用した場合に比べてより純損益のボラティリティが大きくなる結果となる。これは、ポートフォリオ再評価アプローチの目的が、単に純損益のボラティリティを減少させるだけでなく、ヘッジ対象リスクに関する残存オープン・ポートフォリオの情報を含む、企業の動的なリスク管理に関する、より透明性が高く、意味のある情報を提供することにあるためである。

第3節 小括

IAS No.39 におけるヘッジ会計の要求事項には、企業のリスク管理活動と結びつかない多数の規定があるという批判がなされてきて、また、IAS No.39 におけるヘッジ会計に関する複雑なルールは、企業がヘッジ会計を適用することを困難にするだけでなく、企業がヘッジ会計を適用した結果を企業の財務諸表やリスク管理活動の観点から説明することも困難であった²⁰³。このような IAS No.39 におけるヘッジ会計に存在している問題を解決するためには、IAS No.39 がヘッジ会計を企業のリスク管理活動を手段としてではなく、国際財務報告基準の通常認識および測定要求事項からの例外として取扱っていることを理由とする。まさしく、このことこそ、IASB が IFRS No.9 における代替的なヘッジ会計の要求事項で対処しようとするものである。

また、IASB は、マクロヘッジについて、企業が自らのリスク管理活動を手段としなければならないということを決定した。換言すれば、ヘッジ会計の目的は、ヘッジ手段の目的およびヘッジの効果、さらに当該ヘッジ手段がリスク管理のためにどのように利用されているのかを明確することにある。つまり、従来ヘッジ会計の目的としてのヘッジ手段とヘッジ対象の損益の認識の時期のズレを一致させるための会計処理であることから、企業のリスク管理の一環として、さらにヘッジ手段はヘッジ対象のあるリスクから生じる損益の変動を相殺するためからリスク管理のためになる。公正価値オプションにして、マクロヘッジにして、もはや IASB はヘッジ会計そのものを廃棄しようとしていると考えられる。したがって、ポートフォリオ再評価アプローチを提案し、リスク管理の観点からヘッジすると意図している。今後リスク管理の観点からヘッジについての研究を深める必要があると考えられる。

²⁰³ IFRS Global office, "Hedge accounting reforms: A closer reflection of risk management," *IFRS in Focus*, November 2013, pp.2.

参考基準書等

- FASB, Discussion Memorandum, *An analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Elements of Financial Statements and Their Measurement*, 1976.
- FASB, SFAC No.1 *Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises*, November 1978.
(訳書) 平松一夫、広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社、2002年、1-43頁。
- FASB, SFAC No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises*, December 1984.
(訳書) 平松一夫、広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社、2002年、195-266頁。
- FASB, SFAC No.6, *Elements of Financial Statements*, December 1985.
(訳書) 平松一夫、広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社、2002年、267-408頁。
- FASB, SFAC No.7, *Elements of Financial Statements*, February 2000.
(訳書) 平松一夫、広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念<増補版>』中央経済社、2002年、409-488頁。
- FASB, SFAS No.52, *Foreign Currency Translation*, December 1981.
- FASB, SFAS No.115, *Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities*, May 1993.
- FASB, SFAS No.130, *Reporting Comprehensive Income*, June 1997.
- FASB, SFAS No.133, *Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, June 1998.
- FASB, SFAS No.138, *Accounting for Certain Derivative Instruments and Certain Hedging Activities*, June 2000.
- FASB, SFAS No.133, *Implementation Issue No.H15*, November 2001.
- FASB, SFAS No.157, *Fair Value Measurements*, September 2006.
- FASB, Proposed Accounting Standards Update, *Simplifying the Measurement of Inventory*, July 2014.
- IASB, Amendments to IAS 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement* and IFRS 7

Financial Instruments: Disclosures, Reclassification of Financial Assets- Effective Date and Transition, October 2008.

- IASB, Amendments to IAS 39, *Financial Instruments: Recognition and Measurement and Measurement*, June 2013.
- IASB, *Conceptual Framework for Financial Reporting*, September 2010.
(訳書) 企業会計基準委員会監訳『国際会計基準書 (IFRS[®])』中央経済社、2014年。
- IASB, Discussion Paper, *Amendment to IAS 39 for fair value option*, June 2005.
- IASB, Discussion Paper, *Reducing Complexity in Reporting Financial Instruments*, March 2008.
- IASB, Discussion Paper, *Preliminary Views on Financial Statement Presentation*, October 2008.
- IASB, Discussion Paper, *Accounting for Dynamic Risk Management: a Portfolio Revaluation Approach to Macro Hedging*, January 2014.
- IASB, Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, July 2008.
- IASB, Exposure Draft, *Fair Value Measurement*, May 2009.
- IASB, Exposure Draft, *Financial Instruments: Classification and Measurement*, September 2009.
- IASB, Exposure Draft, *A Replacement of IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement*, October 2009.
- IASB, Exposure Draft, *Presentation of Items of Other Comprehensive Income*, May 2010.
- IASB, Exposure Draft, *Fair Value Option for Financial Liabilities*, May 2010.
- IASB, Exposure Draft, *Hedge Accounting*, June 2010.
- IASB, Exposure Draft, *Revenue from Contracts with Customers*, November 2011.
- IASB, IFRS No.7, *Financial Instruments: Disclosures*, August 2005.
(訳書) 企業会計基準委員会監訳『国際会計基準書 (IFRS[®])』中央経済社、2014年。
- IASB, IFRS No.13, *Fair Value Measurement*, May 2011.
(訳書) 企業会計基準委員会監訳『国際会計基準書 (IFRS[®])』中央経済社、2014年。
- IASB, IFRS No.15, *Revenue from Contracts with Customers*, May 2014.
- IASB, IFRS No.9, *Financial Instruments*, July 2014.
(訳書) 企業会計基準委員会監訳『国際会計基準書 (IFRS[®])』中央経済社、2014年。
- IASB, Meeting Staff Paper, *Project Financial Instruments: Hedge Accounting, Topic Accounting*

for forward points, July 2011.

- IASC, IAS No.18, *Revenue*, December 1993.
(訳書) 企業会計基準委員会監訳『国際会計基準書 (IFRS[®])』中央経済社、2014年。
- IASC, IAS No.2, *Inventories*, December 2003.
(訳書) 企業会計基準委員会監訳『国際会計基準書 (IFRS[®])』中央経済社、2014年。
- IASC, IAS No.21, *The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates*, December 2003.
(訳書) 企業会計基準委員会監訳『国際会計基準書 (IFRS[®])』中央経済社、2014年。
- IASC, IAS No.32, *Financial Instruments: Presentation*, December 2003.
(訳書) 企業会計基準委員会監訳『国際会計基準書 (IFRS[®])』中央経済社、2014年。
- IASC, Exposure Draft, *Proposed Amendments to IAS 1 - A Revised Presentation*, March 2006.
(訳文) 企業会計基準委員会訳 [2006]『国際会計基準書第1号「財務諸表の表示」改訂に関する公開草案—改訂された表示』。
- IASC, IAS No.1, *Presentation of Financial Statements*, September 2007.
(訳書) 企業会計基準委員会監訳『国際会計基準書 (IFRS[®])』中央経済社、2014年。
- IASC, IAS No.39, *Financial Instruments : Recognition and Measurement*, December 2003.
(訳書) 企業会計基準委員会監訳『国際会計基準書 (IFRS[®])』中央経済社、2014年。
- 企業会計基準委員会討議資料「財務会計の概念フレームワーク」2006年12月。
- 企業会計基準委員会「討議資料「財務報告の概念フレームワーク改訂案に関する予備的見解報告企業」に対するコメント」2008年9月。
- 企業会計基準委員会「公開草案「財務報告の概念フレームワーク改訂案 第1章 財務報告の目的及び第2章 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約条件」に対するコメント」2008年9月。
- 企業会計基準委員会「企業会計基準委員会と国際会計基準審議会が、東京合意における達成状況とより緊密な協力のための計画を発表」2011年6月10日。
- 企業会計基準委員会 企業会計基準第9号「棚卸資産の評価に関する会計基準」2008年9月26日。
- 企業会計基準委員会 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」2008年3月10日。
- 企業会計基準委員会 企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」2009年12月4日。

- ・企業会計基準委員会 企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」2013 年 9 月 13 日。
- ・企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準」1995 年。
- ・企業会計基準委員会「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」2009 年 5 月 29 日。
- ・企業会計基準委員会「財務諸表の表示に関する論点の整理」2009 年 7 月 10 日。
- ・企業会計基準委員会「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」2009 年 8 月 7 日。
- ・日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 4 号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」2014 年 11 月 4 日。
- ・日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」2015 年 4 月 14 日。

参考文献（洋文献）

- AAA, Committee on Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements, “Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements: 1957 Revision,” *The Accounting Review* Vol.32 No.4, April 1957.
- AAA, Financial Accounting Standards Committee, “Recommendations on Hedge Accounting and Accounting for Transfers of Financial Instruments,” *Accounting Horizons* Vol.16 No.1, March 2002, pp.81-93.
- Ammann, Manuel and Ralf Seiz, “Pricing and Hedging Mandatory Convertible Bonds,” *Journal of Derivatives* Vol.13 No.3, Spring 2006, pp.30-46.
- Bedford, Norton M., *Income Determination Theory*, Addison-Wesley, 1965.
(訳書) 大藪俊哉・藤田幸男共訳『利益決定論』中央経済社、1984年。
- Bierman Jr. H., L. T. Joheson and D. S. Peterson, FASB Research Report, *Hedge Accounting: An Exploratory study of the Underlying Issues*, Norwalk: FASB, 1991.
(訳書) 白鳥庄之助、大塚宗春、富山正次、石垣重男、篠原光伸、山田辰巳、小宮山賢訳『ヘッジ会計:基本問題の探求(増補版)』中央経済社、1997年。
- Bloom, Robert, “An Overview of FASB Statement 133-Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities,” *Ohio CPA Journal* Vol.58 No.1, January/March 1999, pp.23-29.
- Bodurtha Jr., James N., and Daniel B. Thornton, “FAS 133 Option Fair Value Hedges: Financial Engineering and Financial Accounting Perspectives,” *Journal of Derivatives* Vol.10 No.1, Fall 2002, pp.62-79.
- Bodurtha Jr., James N. “Divergent FAS-133 and IAS-39 Interest Rate Risk Hedge Effectiveness: Problem and Remedies,” *Journal of Derivatives Accounting* Vol.2 No.1, March 2005, pp.1-13.
- Charnes, John M., Paul Koch and Henk Berkman, “Measuring Hedge Effectiveness for FAS 133 Compliance,” *Journal of Applied Corporate Finance* Vol.15 No.4, Fall 2003, pp.95-103.
- Cormac, B., *Accounting for Financial Instruments*, West Sussex: John Wiley & Sons, 2009.
- Dhaliwal, Dan, K.R. Subramanyam and Robert Trezevant, “Is comprehensive income superior to net income as a measure of firm performance?,” *Journal of Accounting and Economics* Vol.26 No.1-3, January 1999, pp.43-67.
- Duangploy, O. and D. Helmi, “Foreign currency hedge accounting: multi-currency versus

- functional currency accounting,” *Managerial Auditing Journal* Vol.15 No.5, 2000, pp.232-246.
- Eaton, Tim V., Kathryn E. Easterday and Michael R. Rhodes, “The Presentation of Other Comprehensive Income,” *The CPA Journal* Vol.83 No.3, March 2013, pp.32-35.
 - Edwards, E. O. and P. W. Bell, *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press, 1961.
(訳書) 伏見多美雄・藤森三男訳編『意思決定と利潤計算』日本生産性本部、1964年。
 - Finnerty, John D. and Dwight Grant, “Alternative Approaches to Testing Hedge Effectiveness under SFAS No.133,” *Accounting Horizons* Vol.16 No.2, June 2002, pp.95-108.
 - Gregory, J., *Counterparty Credit Risk and Credit Value Adjustment: A Continuing Challenge for Global Financial Markets* 2nd ed., West Sussex: John Wiley & Sons, 2012.
 - Guay, Wayne R., “The Impact of Derivatives on Firm Risk: An Empirical Examination of New Derivative Users,” *Journal of Accounting and Economics* Vol.26 No.1-3, January 1999, pp.319-352.
 - Horton, J. and R. Macve, “‘Fair Value’ for financial Instruments: How Erasing Theory is leading to unworkable Global Accounting Standards for Performance Reporting,” *Australian Accounting Review* Vol.10 No.21, October 2000, pp.26-39.
 - Holton, G. A., “Defining Risk,” *Financial Analysts Journal* Vol.60 No.6, November/December 2004, pp.19-25.
 - Huguen, Linda, “When Do Accounting Earnings Matter More than Economic Earnings? Evidence from Hedge Accounting Restatements,” *Journal of Business Finance & Accounting* Vol.37 No.9-10, November/December 2010, pp.1027-1056.
 - IFRS Global office, “Hedge accounting reforms: A closer reflection of risk management,” *IFRS in Focus*, November 2013, pp.1-11.
 - Johnson, L., Swieringa Todd and J. Robert, “Derivatives, Hedging and Comprehensive Income,” *Accounting Horizons* Vol.10 No.4, December 1996, pp.109-122.
 - Jones, Jefferson P, “The Effect of Accounting for Derivatives on Other Comprehensive Income,” *The CPA Journal* Vol.70 No.3, March 2000, pp.54-56.
 - King, Thomas E., Alan K. Ortengren and Robin M. King, “A Reassessment of the Allocation of Convertible Debt Proceeds and the Implications for Other Hybrid Financial Instruments,” *Accounting Horizons* Vol.4 No.3, September 1990, pp.10-19.

- Munter, Paul, “Disclosure of information about financial instruments: The requirements of FAS 105 and 107,” *Journal of Corporate Accounting & Finance* Vol.4 No.1, Autumn 1992, pp.11-22.
- Munter, Paul, “Cash Flow Hedges: The New Comprehensive Income Item,” *Journal of Corporate Accounting & Finance* Vol.9 No.4, Summer1998, pp.27-32.
- Nair, Rittenberg and Weygandt, “Accounting for Interest Rate Swaps-A Critical Evaluation,” *Accounting Horizons* Vol.4 No.3, September 1990, pp.20-30.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA, 1940.
(訳書) 中島省吾訳『会社会計基準序説 (改訳)』森山書店、1958年。
- Parks, James T., “The Portfolio Accounting Controversy,” *Journal of Accountancy* Vol.168 No.5, November 1989, pp.81- 86.
- Pircheggera, Barbara, “Hedge accounting incentives for cash flow hedges of forecasted transactions,” *European Accounting Review* Vol.15 No.1, 2006, pp.115-135.
- PwC, *Measuring Assets and Liabilities: Investment Professionals’ View*, PwC, 2007.
- PwC, *Guide to Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities*, PwC, 2010.
- Rasch, Ronald H., “New Accounting for Derivatives Illustrated,” *The CPA Journal* Vol.68 No.11, November 1998, pp.56-59.
- Rambo, Robert G., “Foreign Currency Forward Contract Hedges of Exposed Assets/Liabilities,” *Accounting & Auditing* Vol.75 No.4, April 2005, pp.32-48.
- Rees, Lynn L. and Philip B. Shane, “Academic Research and Standard-Setting: The Case of Other Comprehensive Income,” *Accounting Horizons* Vol.26 No.4, December 2012, pp.789-815.
- Saunders, Anthony and Marcia Cornett, *Financial institutions management: A risk management approach* 8th ed., Irwin: McGraw-Hill, 2013.
- Schmalenbach, E., *Dynamische Bilanz* 4. Auflage, Leipzig: Glöckner, 1926. (reprint: Nihon Shoseki, 1974.)
(訳書) 土岐政蔵訳『動的貸借対照表論 第四版』森山書店、1950年。
- Schmalenbach, E., *Dynamische Bilanz* 11. Auflage, Köln: Westdeutcher Verlag, 1953.
(訳書) 土岐政蔵訳『十一版・動的貸借対照表論』森山書店、1956年。
- Scott, W. R, *Financial Accounting Theory* 5th ed., Bergen: Pearson Prentice-Hall, 2009.
- Trombley, Mark A., *Accounting for Derivatives and Hedging*, New York: McGraw-Hill, 2003.

- Wahlen, James M., James R. Boatsman, Robert H. Herz, Gregory J. Jonas, Krishna G. Palepu, Stephen G. Ryan, Katherine Schipper, Catherine M. Schrand, and Douglas J. Skinner, “Response to the Special Report of the G4 + 1, ‘Reporting Financial Performance: A Proposed Approach,’” *Accounting Horizons* Vol.14 No.3, September 2000, pp.365-379.

参考文献（和文献）

- ・安藤英義、新田忠誓、伊藤邦雄、廣本敏郎編著『会計学大辞典 第五版』中央経済社、2007年。
- ・秋葉賢一「包括利益と当期純利益の調整-IFRS におけるリサイクリングの意味と意義-」『早稲田商学』第434号、2013年1月、381-410頁。
- ・赤城諭士「純資産の部の導入による簿記への影響-その他有価証券評価差額金を中心として」『日本簿記学会年報』日本簿記学会第25回、2010年3月、145-152頁。
- ・伊藤邦雄編著『時価会計と減損』中央経済社、2004年。
- ・伊藤邦雄『新・現代会計入門』日本経済新聞社、2014年。
- ・伊藤真『外貨建取引・通貨関連デリバティブの会計実務（第2版）』中央経済社、2005年。
- ・井上良二「アーティキュレーション論」日本会計研究学会スタディ・グループ（主査：津守常弘教授）『会計の理論的枠組みに関する総合的研究〔最終報告〕』1997年、27-37頁。
- ・井上良二『新版財務会計論』税務経理協会、2008年。
- ・岩田巖『利潤計算原理』同文館、1956年。
- ・岩崎勇「純利益と包括利益について：利益観の観点から」『會計』第182巻第4号、2012年10月、463-474頁。
- ・泉宏之「貨幣利益の分割：エドワーズ・ベルとベドフォードの利益計算の比較」『一橋研究』第12巻第2号、1989年7月、1-17頁。
- ・浦崎直浩『公正価値会計』森山書店、2002年。
- ・浦崎直浩「公正価値」斎藤静樹、徳賀芳弘編著『企業会計の基礎概念』中央経済社、2010年、363-400頁。
- ・遠藤久夫「オペレイショナル・インカムの測定」『横浜市立大学論叢』第18巻第4号、1966年、36-78頁。
- ・遠藤久夫「エドワーズ・ベル提案の位置」江村稔編著『変動期の現代会計』中央経済社、1969年、121-160頁。
- ・大日方隆「利益の概念と情報価値（2）—純利益と包括利益—」斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002年、375-417頁。

- ・大日方隆「会計情報の質的特性」斎藤静樹編著『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社、2009年、69-83頁。
- ・北村敬子「デリバティブ等の会計処理と原価主義会計」『企業会計』第47巻第1号、1995年1月、59-65頁。
- ・北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社、2014年。
- ・草野真樹「FASBのキャッシュ・フロー・ヘッジ会計の理論的意義」『大阪経大論集』第53巻第3号、2002年9月、79-102頁。
- ・草野真樹「金融商品会計における利益測定の特徴」『大阪経大論集』第54巻第5号、2004年1月、403-427頁。
- ・草野真樹『利益会計論』森山書店、2005年。
- ・倉田幸路「包括利益をめぐる諸問題-実現と再分類調整」『産業経理』第59巻第1号、1999年4月、47-56頁。
- ・倉田幸路「財務業績表示の諸類型」『明大商學論叢』第89巻第2号、2007年2月、17-32頁。
- ・倉田幸路編著『財務会計の現状と展望』、白桃書房、2014年。
- ・古賀智敏『デリバティブ会計』森山書店、1996年。
- ・古賀智敏「金融商品とファイナンス型会計理論」『国民経済雑誌』第183巻第5号、2001年5月、31-43頁。
- ・古賀智敏「金融商品とファイナンス型会計理論」『国民経済雑誌』第183巻第5号、2001年5月、31-43頁。
- ・古賀智敏「金融商品と公正価値評価」『国際会計研究学会年報』2007年、111-121頁。
- ・古賀智敏、鈴木一水、國部克彦、あずさ監査法人編著『国際会計基準と日本の会計実務（三訂版）』同文館、2009年。
- ・斎藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社、2002年。
- ・斎藤静樹編著『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社、2009年。
- ・斎藤静樹、徳賀芳弘編著『企業会計の基礎概念』中央経済社、2010年。
- ・斎藤静樹『会計基準の研究（増補改訂版）』中央経済社、2013年。
- ・齋藤真哉「2つの測定属性と日本基準の課題」、齋藤真哉編著『減損会計の税務論点』中央経済社、2007年、39-49頁。

- ・齋藤真哉編著『減損会計の税務論点』中央経済社、2007年。
- ・齋藤真哉「純資産の部」の表示が及ぼす簿記への影響『日本簿記学会年報』、2008年、83-88頁。
- ・齋藤真哉「財務諸表の構成要素」齋藤静樹編著『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社、2009年、84-98頁。
- ・齋藤真哉「資本維持」齋藤静樹、徳賀芳弘編著『企業会計の基礎概念』中央経済社、2010年、401-433頁。
- ・齋藤真哉「公正価値測定導入の経緯」北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社、2014年、13-27頁。
- ・齋藤真哉「公正価値測定の限界」北村敬子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社、2014年、373-286頁。
- ・齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵『財務会計』新世社、2014年。
- ・齋藤真哉「財務会計の基礎」齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵『財務会計』新世社、2014年、11-19頁。
- ・齋藤真哉「損益計算と資産負債の関係」齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵『財務会計』新世社、2014年、31-46頁。
- ・佐藤信彦「包括利益概念と利益観」『企業会計』第53巻第7号、2001年7月、962-968頁。
- ・佐藤信彦「業績報告:その議論の動向と問題点<1>」『経営財務』第2631号、2003年、40-46頁。
- ・佐藤信彦「業績報告:その議論の動向と問題点<2>」『経営財務』第2632号、2003年、14-17頁。
- ・佐藤信彦「業績報告:その議論の動向と問題点<3>」『経営財務』第2633号、2003年、22-29頁。
- ・佐藤信彦「純利益と包括利益」『経営財務』第2840号、2007年、39-45頁。
- ・佐藤信彦編著『国際会計基準制度化論(第2版)』白桃書房、2008年。
- ・桜井貴憲「キャッシュ・フロー・ヘッジ会計の国際比較研究」『會計』第156巻第3号、1999年6月、137-149頁。
- ・桜井久勝「会計制度設計の実証的評価規準」『国民経済雑誌』第200巻第5号、2009年11月、1-16頁。
- ・桜井久勝「概念フレームワークへの期待と討議資料の論点」齋藤静樹編著『詳解「討議

- 資料・財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社、2009年、178-192頁。
- ・高須教夫「FASB 概念フレームワークにおける利益観-資産負債アプローチと収益費用アプローチ」『会計』第145巻第1号、1994年1月、42-56頁。
 - ・田口聡志『デリバティブ会計の理論』税務経理協会、2005年。
 - ・田口聡志「繰延ヘッジ損益」石川鉄郎、北村敬子編著『資本会計の課題』中央経済社、2008年、219-239頁。
 - ・武田隆二「純利益 VS 包括利益-論争の深層を探る」『企業会計』第60巻第10号、2008年1月、113-123頁。
 - ・高寺貞男「投資家のための会計から投機家のための会計へ」『会計』第159巻第6号、2001年6月、14-22頁。
 - ・高寺貞男「公正価値への中途半端な転換」『大阪経大論集』第54巻第4号、2003年11月、203-213頁。
 - ・高寺貞男、草野真樹「公正価値概念の拡大-その狙いと弱み」『大阪経大論集』第55巻第2号、2004年7月、251-262頁。
 - ・田中建二「デリバティブ会計の新展開」『産業経営研究』第19号、1997年、13-22頁。
 - ・田中建二「ヘッジ会計の比較分析」『産業経営』第22号、2000年、73-81頁。
 - ・田中建二「ヘッジ会計の論点」『税経セミナー』第45巻第6号、2000年、4-10頁。
 - ・田中建二『金融商品会計』新世社、2007年。
 - ・醍醐聰編著『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社、1999年。
 - ・津守常弘『会計基準形成の理論』森山書店、2002年。
 - ・津守常弘「FASB『基礎的概念構造プロジェクト』の到達点と問題点」『企業会計』第37巻第11号、1985年11月、4-12頁。
 - ・角ヶ谷典幸『割引現在価値会計論』森山書店、2009年
 - ・辻山栄子『所得概念と会計測定』森山書店、1991年。
 - ・辻山栄子「国際会計基準の争点-二つの利益概念をめぐる意見対立」『早稲田商学』第398号、2004年11月、1-14頁。
 - ・辻山栄子「収益認識と業績報告」『企業会計』第60巻第1号、2008年1月、39-53頁。
 - ・辻山栄子「財務諸表の構成要素と認識・測定を巡る諸問題」斎藤静樹編著『詳解「討議資料・財務会計の概念フレームワーク」第2版』中央経済社、2009年、135-153頁。

- ・辻山栄子「収益認識をめぐる実現・稼得過程の現代的意義」『会計』第 177 巻第 4 号、2010 年 4 月、465-484 頁。
- ・辻山栄子「会計におけるパラダイムシフトの再検討-資産・負債・収益・費用の認識と測定を中心に」『証券アナリストジャーナル』第 48 巻第 5 号、2010 年 5 月、6-16 頁。
- ・西谷順平「デリバティブとヘッジの会計」醍醐聰編著『国際会計基準と日本の企業会計』中央経済社、1999 年、283-297 頁。
- ・新田忠誓「損益計算書と企業観-企業会計原則と IAS 第一号の損益計算書」『会計』第 166 巻第 3 号、2004 年 9 月、331-341 頁。
- ・長谷川卓也「第 13 章第 3 節 外貨建資産・負債」古賀智敏、鈴木一水、國部克彦、あずさ監査法人編著『国際会計基準と日本の会計実務（三訂版）』同文館、2009 年、282-300 頁。
- ・藤井秀樹「FASB1976 年討議資料の収益費用アプローチに関する検討」『経済論叢』第 146 巻第 5・6 号、1990 年 11・12 月、1-15 頁。
- ・藤井秀樹『現代企業会計論-会計観の転換と取得原価主義会計の可能性-』森山書店、1997 年。
- ・藤井秀樹「利益概念と情報価値」『企業会計』第 55 巻第 1 号、2003 年 1 月、101-108 頁。
- ・藤井秀樹「業績報告と利益概念の展開」（ワーキングペーパー）京都大学大学院経済学研究科、2006 年 5 月、1-43 頁。
- ・藤井誠「法人税法における評価損と時価概念」、齋藤真哉編著『減損会計の税務論点』中央経済社、2007 年、83-98 頁。
- ・藤田敬司「ヘッジ会計の有用性とその限界」『立命館経営学』第 42 巻第 2 号、2003 年 7 月、1-19 頁。
- ・藤田敬司「棚卸資産の原価配分と評価の論点」『立命館経営学』第 43 巻第 1 号、2004 年 5 月、1-29 頁。
- ・藤田敬司「利益とは何か、業績とは何か-純利益と包括利益の情報価値比較-」『社会システム研究』第 19 号、2009 年 9 月、51-75 頁。
- ・松原沙織「米国における包括利益概念の含意-過年度損益修正項目の取扱いを中心として」『企業会計』第 59 巻第 1 号、2007 年 1 月、127-135 頁。
- ・松原沙織「繰延ヘッジ損益に関する検討-包括利益計算の視点より」『文明』第 14 巻、2009 年、49-60 頁。

- ・松原沙織『包括利益概念に関する研究』（博士論文）国際社会科学研究所、2009年3月。
- ・松原沙織「財務諸表」齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵『財務会計』新世社、2014年、61-83頁。
- ・松原沙織「会計基準」齋藤真哉、内藤周子、松原沙織、佐藤恵『財務会計』新世社、2014年、84-105頁。
- ・増村紀子「外貨換算の日米比較」『大阪経大論集』第58巻第1号、2007年7月、343-356頁。
- ・万代勝信「伝統的会計からみた金融商品の会計処理の位置づけ」『会計』第161巻第2号、2002年2月、74-84頁。
- ・宮田慶一、吉田慶太「金融商品の全面公正価値評価を巡る理論的論点の整理」『日本銀行金融研究所』第7号、2002年。
- ・森田哲彌『価格変動会計論』国元書房、1979年。
- ・森田哲彌「為替予約と債券先物契約の会計-その損益認識基準を中心にして」『会計』第129巻第1号、1986年1月、1-16頁。
- ・森田哲彌「企業会計原則における収益（利益）認識基準の検討-実現主義の観点から」『企業会計』第42巻第1号、1990年1月、18-24頁。
- ・森田哲彌「原価主義会計における資産評価」『横浜経営研究』第15巻第2号、1994年6月、93-101頁。
- ・森田哲彌「原価主義会計の再検討」『企業会計』第47巻第1号、1995年1月、25-30頁。
- ・森田哲彌、白鳥庄之助編著『外貨建取引等会計処理基準詳解』中央経済社、1997年。
- ・森田哲彌、宮本匡章編著『会計学辞典 第五版』中央経済社、2008年。
- ・山田康裕「包括利益と純利益の関係」『経済論業』第163巻第4号、1999年4月、20-30頁。
- ・山田康裕『財務業績報告の基礎概念』滋賀大学経済学部研究叢書第43号、2007年。
- ・山田辰巳『IFRS設定の背景～金融商品～』税務経理協会、2013年。
- ・若林公美『包括利益の実証研究』中央経済社、2009年。